

平成 13 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成13年
小樽市議会 第1回定例会 会期及び会議日程

会期 2月28日～3月21日(22日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
2月28日 (水)	提案説明	
3月 1日 (木)	休 会	
2 日 (金)	〃	
3 日 (土)	〃	
4 日 (日)	〃	
5 日 (月)	会派代表質問	
6 日 (火)	〃	
7 日 (水)	一般質問	
8 日 (木)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
9 日 (金)	〃	〃 (総務所管)
10日 (土)	〃	
11日 (日)	〃	
12日 (月)	〃	予算特別委員会 (経済所管)
13日 (火)	〃	〃 (厚生所管)
14日 (水)	〃	〃 (建設所管)
15日 (木)	〃	〃 (総括質疑)
16日 (金)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
17日 (土)	〃	
18日 (日)	〃	
19日 (月)	〃	
20日 (火)	〃	
21日 (水)	討論・採決等	

平成13年
小樽市議会
第1回定例会会議録目次

○2月28日（水曜日） 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 議案第1号ないし第41号.....	3
○市長提案説明（議1～40）.....	3
○提案説明 （議41 高階議員）.....	9
1 日程第3 意見書案第1号.....	10
採 決.....	10
1 日程第4 休会の決定.....	11
1 散 会.....	11

○3月 5日（月曜日） 第2日目

1 出席議員.....	13
1 欠席議員.....	13
1 出席説明員.....	13
1 議事参与事務局職員.....	14
1 開 議.....	15
1 会議録署名議員の指名.....	15
1 日程第1 議案第1号ないし第42号.....	15
○市長提案説明（議42）.....	15
○会派代表質問 見楚谷議員.....	15
○会派代表質問 北野議員.....	27
○会派代表質問 武井議員.....	45
1 散 会.....	60

○ 3 月 6 日（火曜日） 第 3 日目

1	出席議員	63
1	欠席議員	63
1	出席説明員	63
1	議事参与事務局職員	64
1	開 議	65
1	会議録署名議員の指名	65
1	日程第 1 議案第 1 号ないし第 4 2 号	65
○	会派代表質問 佐野議員	65
○	会派代表質問 大畠議員	78
○	会派代表質問 中島議員	86
1	散 会	101

○ 3 月 7 日（水曜日） 第 4 日目

1	出席議員	103
1	欠席議員	103
1	出席説明員	103
1	議事参与事務局職員	104
1	開 議	105
1	会議録署名議員の指名	105
1	日程第 1 議案第 1 号ないし第 4 2 号	105
○	一般質問 高橋議員	105
○	一般質問 古沢議員	111
○	一般質問 斉藤（裕）議員	126
○	一般質問 次木議員	137
○	一般質問 佐々木（勝）議員	147
	採 決（議 4 2）	153
	予算特別委員会設置・付託	153
	常任委員会付託	154
1	日程第 2 請願・陳情	154
	常任委員会付託	154
1	日程第 3 休会の決定	154

1 散 会.....	154
------------	-----

○ 3 月 2 1 日（水曜日） 第 5 日目

1 出席議員.....	155
1 欠席議員.....	155
1 出席説明員.....	155
1 議事参与事務局職員.....	156
1 開 議.....	157
1 会議録署名議員の指名.....	157
1 日程第 1 議案第 1 号ないし第 4 1 号及び第 4 3 号並びに請願、陳情及び調査.....	157
予算特別委員長報告.....	157
議案第 1 号・第 3 7 号修正案及び関連する議案第 4 3 号の趣旨説明（西脇議員）.....	163
○ 討 論 北野議員.....	164
○ 討 論 中村議員.....	167
○ 討 論 佐野議員.....	168
○ 討 論 武井議員.....	169
○ 討 論 斉藤（裕）議員.....	171
採 決.....	173
総務常任委員長報告.....	175
○ 討 論 横田議員.....	177
○ 討 論 新谷議員.....	178
○ 討 論 斉藤（陽）議員.....	180
○ 討 論 佐々木（勝）議員.....	181
採 決.....	181
経済常任委員長報告.....	182
○ 討 論 西脇議員.....	184
採 決.....	184
厚生常任委員長報告.....	185
○ 討 論 中島議員.....	186
採 決.....	188
建設常任委員長報告.....	188
○ 討 論 松本（光）議員.....	190
○ 討 論 古沢議員.....	190
○ 討 論 武井議員.....	191
○ 討 論 大島議員.....	192

採 決.....	192
1 日程第2 意見書案第2号ないし第13号.....	193
採 決.....	193
1 閉 会.....	193

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成13年度小樽市一般会計予算
修正案	第1号	平成13年度小樽市一般会計予算修正案
議案	第2号	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	第3号	平成13年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	第4号	平成13年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	第5号	平成13年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	第6号	平成13年度小樽市交通災害共済事業特別会計予算
議案	第7号	平成13年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	第8号	平成13年度小樽市駐車場事業特別会計予算
議案	第9号	平成13年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議案	第10号	平成13年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	第11号	平成13年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	第12号	平成13年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計予算
議案	第13号	平成13年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計予算
議案	第14号	平成13年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	第15号	平成13年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算
議案	第16号	平成13年度小樽市物品調達特別会計予算
議案	第17号	平成13年度小樽市病院事業会計予算
議案	第18号	平成13年度小樽市水道事業会計予算
議案	第19号	平成13年度小樽市下水道事業会計予算
議案	第20号	平成13年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	第21号	平成12年度小樽市一般会計補正予算
議案	第22号	平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第23号	平成12年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第24号	平成12年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第25号	平成12年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第26号	平成12年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算
議案	第27号	平成12年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第28号	平成12年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計補正予算
議案	第29号	平成12年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第30号	平成12年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第31号	平成12年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
議案	第32号	小樽市議会政務調査費の交付に関する条例案
議案	第33号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	第34号	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例案
議案	第35号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第36号	小樽市公害防止条例等の一部を改正する条例案
修正案	第37号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
修正案	第37号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案
議案	第38号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	第39号	権利の放棄について

議	案	第	40 号	訴えの提起について
議	案	第	41 号	小樽市非核港湾条例案
議	案	第	42 号	平成12年度小樽市一般会計補正予算
議	案	第	43 号	小樽市老人医療助成条例及び小樽市医療助成条例の一部を改正する条例案

意見書案

意見書案第	1 号	米海軍原子力潜水艦衝突事故再発防止対策とえひめ丸引き揚げ要望に関する意見書（案）
意見書案第	2 号	特別間伐事業の創設を求める意見書（案）
意見書案第	3 号	仕事と家庭の両立施策の拡充を求める意見書（案）
意見書案第	4 号	食品の安全性確保の強化を求める意見書（案）
意見書案第	5 号	高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書（案）
意見書案第	6 号	鉄道線路及び駅舎構内における安全対策の強化を求める意見書（案）
意見書案第	7 号	昆布輸入割当制度の堅持を求める意見書（案）
意見書案第	8 号	雇用対策の強化を求める意見書（案）
意見書案第	9 号	K S D 汚職及び機密費横領疑惑の全容解明と再発防止を求める意見書（案）
意見書案第	10 号	緊急地域雇用特別交付金の継続と改善に関する要望意見書（案）
意見書案第	11 号	「日米地位協定」の見直しを求める意見書（案）
意見書案第	12 号	食料自給率を引き上げ、日本の食料と農業を守ることを求める意見書（案）
意見書案第	13 号	地域医療支援機構の創設に関する意見書（案）

請願

請	願	第	42 号	「日米地位協定」の見直しを求める意見書提出方について（第 1 項目）
請	願	第	42 号	「日米地位協定」の見直しを求める意見書提出方について（第 2 項目）

陳情

陳	情	第	53 号	国道 5 号銭函西郵便局前へのバス待合室設置方について
陳	情	第	54 号	学校における儀式的行事「国旗」掲揚、「国歌」斉唱の強制反対方について
陳	情	第	55 号	緊急地域雇用特別交付金の継続と改善に関する意見書提出方について
陳	情	第	56 号	国立療養所小樽病院の機能強化と充実要請方について
陳	情	第	57 号	桜小学校留守家庭児童会の改善・学級増設方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

質問者 見楚谷議員 (3月5日1番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 平成13年度予算について
- 2 (仮称)小樽まち育て情報センター運営について
- 3 中心市街地における街づくりについて
- 4 商工会館について
- 5 対岸貿易について
- 6 観光行政について
- 7 少子化対策について
- 8 環境問題について
- 9 その他

質問者 北野議員 (3月5日2番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 森自公保政権の経済政策が、本市の市税収入など歳入伸悩みの基本要因ではないか
 - (2) 中小企業問題
 - 政府の中小企業政策をどう考えるか
 - 市として中小企業対策は
 - 金融機関のKSD入会勧誘行為について
 - 市内の金融機関のKSD入会勧誘の実態と責任
 - 市内の金融機関の社会的・道義的責任と歪んだやり方正せ
 - (3) 米原潜による「えひめ丸」事故
 - 水産高校をかかえる小樽市長としての見解
 - 米艦船の友好・親善は名ばかり、海軍のPRが本質、見解は
 - (4) 米艦入港時の3つの判断基準は核兵器持ち込み阻止の実効性はない、再検討の考えは
 - (5) 議案第40号について
 - 協業組合発足とその後の経過に照らして突然の裁判は正しい対応か
- 2 新年度予算について
 - (1) 「財政健全化計画」に税収増の対策がないのは
 - (2) 市独自の税収増対策は
 - (3) 「臨時財政対策債」は一般財源の削減ではないか
 - (4) 平成13年度からの政府の地方財政対策のもとで「健全化計画」をどうすすめるのか
 - (5) 「臨時財政対策債」の償還は公債費ではないか
 - (6) 「健全化計画」「新行革実施計画」では、市民にとって「冬眠」予算とならないか
 - (7) 単独事業は公債費増となり、焼却炉、病院建替が加わると市財政はどうなるのか

(8) 公債費増は政府の借金押しつけに追従した結果

(9) 主な公共事業は市内経済の活性化に役立ったか

(10) 石狩湾新港

これまで 30 億円の持ち出しは市財政を圧迫

取扱貨物はどうなったか今後の見通しは

港湾機能は競合

サハリンプロジェクト

小樽の商業港としての発展の見通しは

港湾労働者数は

新港の整備近代化は、小樽港にマイナス作用となる

(11) 築港地区再開発事業

開発フレームの指標はどうなったか改装での 300 人以上の解雇は重大
事業は市財政に貢献したか

事業にともなう既存商店への影響は

3 その他

質問者 武井議員 (3 月 5 日 3 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 議案 1 号 平成 13 年度一般会計予算について

市民と歩む 21 世紀プランに基づく第 1 次実施計画について

ふれあい福祉・安心プランについて

うるおい生活・快適プランについて

ゆたかさ産業・活力プランについて

にぎわい都市・形成プランについて

はぐくみ文化・創造プランについて

成人式について

非常勤消防員について

(株) アールアイ貸付金について

消防の出動体制について

交通記念館対策について

公金着服事件関連について

循環型社会形成に関連して

2 議案 14 号 介護保険事業特別会計予算について

3 議案 29 号 介護保険事業特別会計補正予算について

4 議案 34 号 バリアフリー等住宅改造資金融資条例案について

5 教育委員会の平成 13 年度予算案について

6 その他

質問者 佐野議員 (3 月 6 日 1 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 平成 13 年度予算に関して

(1) 予算内容全体について

(2) 財政健全化との整合性

- (3) 21世紀プラン第 2 次実施計画
- (4) 行革第 2 次改訂
- (5) 築港再開発の財政効果

2 人口対策について

- (1) 人口対策の事業
- (2) 人口推計に係わる計画の整合性
- (3) 若者の定着と雇用状況

3 福祉問題

- (1) 介護保険に関して
- (2) 出産資金の貸付制度
- (3) 児童虐待について

4 環境問題 北後志地域ごみ処理広域化計画に関して

5 教育問題

- (1) 21世紀の教育の在り方
- (2) 小学校の適正配置の方向性

6 当面の課題についての見解

- (1) 議案 4 0 号訴えの提起
- (2) 湯鹿里荘の今後の対応
- (3) 道立小児総合保健センターの存続問題

7 その他

質問者 大島議員 (3 月 6 日 2 番目)

答弁を求める理事者 市長、及び関係理事者

1 市長提案説明

- (1) 高度情報化社会の認識
- (2) 財政健全化、職員に浸透しているか
- (3) パッカー車払い下げと職員のコスト意識

2 桃内、寅吉沢その後の取り組み

3 中小企業経営安定健全化資金

- (1) 中小零細企業に対する市長の認識
- (2) 資金創設の効果
- (3) 直貸しアレルギー
- (4) 市長の手による景気対策・逆線引き

4 重度障害者移動支援事業

- (1) 利用者の意見、要望について
- (2) 利用者の運行時間、運行経費について

5 共同組合・協業組合について

6 協業組合太陽米菓について

- (1) 損失補填契約について
- (2) 貸付金の返済について
- (3) 家賃収入について
- (4) 組合員について
- (5) 保証人の責任について
- (6) 権利の放棄理由について

7 小樽フィッシュミールについて

- (1) 職員の責任について
- (2) 債権の回収について
- (3) 職員について

8 その他

質問者 中島議員 (3月6日3番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 保育所問題
- 2 介護保険
- 3 ふれあいパス
- 4 男女共同参画社会法
- 5 ごみ問題
- 6 病院問題
- 7 その他

○一般質問

質問者 高橋議員 (3月7日1番目)

説明を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 環境問題について
 - (1) 地球温暖化について
 - (2) ISO14000シリーズについて
 - (3) リサイクルとゴミの分別について
 - (4) 有害ゴミについて
- 2 教育問題について
 - (1) 学校のトイレについて
 - (2) 開かれた学校づくりについて
- 3 その他

質問者 古沢議員 (3月7日2番目)

説明を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 非核、平和の問題

- (1) 核兵器廃絶は世界の流れ
- (2) 随伴艦「ビンセンス」の小樽港寄港
- (3) 全国で吹きだす米軍抗議
- (4) 道内民間港の協力関係

2 「日の丸、君が代」問題

- (1) 「日の丸、君が代」と日本国憲法
- (2) 「君が代」の歴史
- (3) 「日の丸、君が代」と教育現場
- (4) 国旗・国歌法と学習指導要領
- (5) 小樽市立学校管理規則の一部改正

3 PCB 蛍光灯使用問題

- (1) 危険が指摘されていたPCB
- (2) 学校、その他施設の使用状況と交換工事
- (3) PCB液もれ事故が発生

4 公衆浴場の問題

- (1) 公衆浴場経営者の声
- (2) 公衆浴場確保法の制定
- (3) 平成9年第3回定例会における約束

5 その他

質問者 斉藤(裕)議員 (3月7日3番目)

説明を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 新焼却場について

2 環境問題について

3 障害児教育について

4 その他

質問者 次木議員 (3月7日4番目)

説明を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 小樽港について

2 新日本海フェリーについて

3 小樽港の整備状況について

4 石狩湾新港について

- 5 事務、事業の民間委託について
- 6 学校教育問題について
- 7 国旗・国歌について
- 8 教育委員会前の集団行動について
- 9 学校管理規則改正について
- 10 地域通貨（エコマネー）の導入について
- 11 人口減対策について
- 12 市町村合併について
- 13 職員数の削減、フレックスタイムの導入について
- 14 その他

質問者 佐々木（勝）議員 （3月7日5番目）
説明を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 米軍艦船入港拒否問題について
- 2 外国人入浴拒否訴訟問題について
- 3 「日の丸、君が代」強制問題について
- 4 教科書採択問題について
- 5 「教職員調査」問題について
- 6 その他

平成13年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第1日目

平成13年2月28日

出席議員（35名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴		
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文		
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄		
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬		
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子		
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則		
13番	見	楚	谷	登	志	14番	新	野	紘	巳	
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子		
17番	小	林	栄	治	18番	八	田	昭	二		
20番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝	利	
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵		
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清		
26番	高	階	孝	次	27番	岡	本	一	美		
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄		
30番	松	田	日	出	男	31番	佐	々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一	良	
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男		
36番	佐	藤	利	幸							

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨			助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治		教	育	長	石	田	昌	敏			
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	藤	島	豊			
企	画	部	長	高	橋	康	彦	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭		
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	藤	田	喜	勝		
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	山	本		稔		
環	境	部	長	大	津	寅	彦	土	木	部	長	松	村	光	男		
建	築	都	市	部	長	山	下	勝	広	港	湾	部	長	兵	藤	公	雄

小樽病院 事務局 長	高木 成一
学校教育部長	奥村 誠
監査委員 事務局 長	内藤 洋
総務部秘書課長	長川 修三

消 防 長	多賀 俊春
社会教育部長	池田 克之
総務部総務課長	磯谷 揚一
財政部財政課長	貞原 正夫

議事参与事務局職員

事務局 長	厚谷 富夫
庶務係 長	片岡 義一
調査係 長	渡辺 章
書 記	丸田 健太郎
書 記	斉藤 繁幸
書 記	大門 義雄

事務局次長	須貝 則彦
議事係 長	佐藤 誠一
書 記	木谷 久美子
書 記	牧野 優子
書 記	中崎 岳史

開会 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、平成13年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に中島麗子議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から3月21日までの22日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第41号」を一括議題とし、まず、議案第1号ないし第40号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）（拍手）

○市長（山田勝磨） 21世紀の幕あけという歴史の大きな節目の年、平成13年第1回定例会の開会に当たり、市政執行における私の所信と予算編成の基本的な考え方について申し述べ、議員並びに市民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

私は、一昨年の市長就任以来、市政に臨む基本姿勢として、「市民の心を大切にしたい、市政の推進」、「個性あふれる、ふれあいと安心に満ちたまちづくり」、「市民と歩む 21世紀プランの積極的な推進」の三つを掲げて、多くの市民の皆さんのご意見を聞きながら、市民の視点に立った行政を推進すべく努力をまいりました。

新たな世紀は、IT革命、社会経済のグローバル化の時代などと言われています。

私は、このような時代の転換期に市政の運営を担う責任の大きさに思いを新たにしながら、福祉の充実や経済・雇用対策を初め、港湾の利用促進、教育環境の整備、若年層の定住促進など、当面する課題に重点的に取り組み、市民の皆さんとともに、ふるさと小樽の発展に全力を傾けてまいりたいと考えております。

我が国は、バブル経済崩壊後、長期にわたり経済活動が停滞しております。国の「経済新生対策」などの推進により、企業部門を中心に幾分明らさが見えてきていると言われておりますが、依然として雇用情勢は厳しく、個人消費も横ばい状態にあります。

国では、経済を本格的な回復軌道に乗せることを最重要課題として、昨年10月に、「日本新生のための新発展政策」を決定し、平成13年度予算編成では、総額 7,000億円の日本新生特別枠を初め、IT革命の推進など、21世紀の新たな発展基盤の構築に必要とされる分野に重点的に予算を配分しておりますが、国の今後一層の積極的な経済政策に期待しております。

本市における経済概況も、民間需要の低迷が続く、景気は依然低調に推移している状況にありますが、昨年来、「地場産業振興会議」の中で、産・学・官が一体となって積極的な議論が展開されてまいりました。その結果、産業情報の受発信の拠点となる「（仮称）小樽まち育て情報センター」設置や、朝里川温泉地域における「国際観光型産業クラスター研究会」の創設など、創造性に富んだ新しい時代の風が確実に吹き始めている、そう感じております。

本市としては、国の施策や諸情勢の推移に十分留意すると同時に、こうした新たな動きに対し、積極的な支

援に努め、地場産業の振興を図るなど、経済の活性化に全力を挙げてまいりたいと考えています。

また、国の施策の大きな柱として、すべての国民がインターネットなどを利用してＩＴ革命の恩恵を受けられる社会を実現することを目指した、いわゆるＩＴ基本法が１月から施行されました。その重点施策の一つに、電子政府、電子自治体構築に向けた取り組みが位置づけられております。平成15年度の完成を目指す「住民基本台帳ネットワークシステム」と「総合行政ネットワーク」は、電子政府、電子自治体の基本となるものであります。

これからは、情報通信技術の普及に伴い、行政サービスのあり方や自治体の業務遂行の仕組み自体が問われてまいります。今後、市民の視点に立った電子自治体に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

平成13年度は、私にとりまして、４年の任期の折り返しの年であり、また、このほど策定しました総合計画・21世紀プランの第２次実施計画がスタートする年でもあります。21世紀の小樽のまちづくりの第一歩となるこの計画を着実に推進し、基本構想に定める本市の将来都市像「未来と歴史が調和した 安心、快適、躍動のまち」の実現を目指し、市民の皆さんとともに汗を流し、全力を尽くしてまいりたいと決意を新たにしているところであります。

平成13年度の予算編成は、以前にも増して大変厳しい財政状況の中での編成でありました。したがって、昨年末に策定いたしました財政健全化計画を念頭に置きながら、職員給与費の縮減を初め、管理経費を中心とした経常経費の一層の圧縮を図ることにより、財源の確保に努めたところであります。

新規事業などの計上に当たりましては、私が市民の皆さんに約束してまいりました公約と、21世紀プランの着実な推進を基本として、緊急度や優先度、必要性などを見きわめ、特に市民要望の強い事業を中心に、可能な限りの予算の計上に努めたところであります。

少子高齢化、高度情報化時代の到来とともに、環境問題への関心も高まる中で、地方公共団体は、地方分権の推進に当たり、ますます多様化、複雑化する住民ニーズに対して、みずからの判断と責任において、より迅速に的確にこたえていくことが求められており、また、住民に対する説明責任も一層増大するものと思われます。

本市においては、これまでも行政改革の推進に努めてきたところでありますが、このような社会情勢の中で効率的、効果的な行政運営を進め、将来とも健全な財政運営を行っていくためには、より慎重な事業選択と職員１人ひとりのコスト意識による管理経費の節減などにより、限られた財源を一層効率的に活用していくことが重要であります。

今後は、これに加えて、このほど新たに策定した新行政改革実施計画を積極的に推進していくとともに、全庁を挙げて財政健全化計画の実効性を高め、健全財政の保持に一層努めてまいりたいと考えております。

本市におきましては、さきに述べました産業・経済の長期的停滞や厳しい行財政環境に加えて、少子高齢化の進展、人口の減少など、さまざまな課題を抱えております。こうした課題を克服するため、自主自律の精神のもとに、私たちがみずから意識を改革し、安易に前例を踏襲することなく、知恵を出し合い、創意と工夫を凝らしながら小樽の持つ歴史と伝統を生かした活力あるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以下、平成13年度予算の事業概要につきまして、「21世紀プラン」の施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず最初は、教育・文化についての「はぐくみ 文化・創造プラン」についてであります。

学校の施設整備では、平成14年の２学期から新校舎で授業が行えるよう、菁園中学校の校舎改築を進めるほ

か、幸小学校と潮見台中学校の大規模改造を13年度で完成させるとともに、緑小学校の屋上防水、銭函中学校の屋内体育館の暖房、塩谷、量徳小学校の校舎暖房の改修を行い、教育環境の整備を図ってまいります。

また、情報教育の充実のため、全中学校にインターネットを使用できるようコンピュータ機器を更新するほか、各学校のインターネット接続の基点となるセンターの設備整備を行います。

中学校適正配置の実施に伴う受け入れ4校には、生徒指導補助員をそれぞれ配置し、生徒の悩み相談などに対応するほか、いじめや不登校、教育相談などに適切に対応するため、専門知識を有するスクールカウンセラーを1名増員し、万全を期してまいります。

社会教育におきましては、3年計画で図書館業務の電算化を推進し、図書の貸し出し、返却、予約業務などを迅速かつ正確に行えるようにするとともに、学校図書館や家庭とのネットワーク化も念頭に、図書館機能の充実を図るなど、生涯学習社会の形成に努めてまいります。

また、スポーツ関係では、3年計画で望洋台地区に新たにサッカー・ラグビー場を3面建設するほか、銭函地区に18ホールのパークゴルフ場を新設し、スポーツの振興に努めるとともに、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を拡充し、健康増進や青少年の健全育成など、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

次に、市民福祉の向上を図る「ふれあい 福祉・安心プラン」についてであります。

まず、少子化対策であります。奥沢保育所に併設を進めてきました「地域子育て支援センター」を4月に開設し、親子遊びの事業や育児サークルの育成、子育ての悩み相談などに積極的に取り組んでまいります。

保育所の整備についてであります。高島・赤岩両保育所を統合した（仮称）新赤岩保育所の建設を進めてまいります。開設は平成14年度当初の予定で、新たに産休明け保育の実施や定員の拡大を図ります。

また、保育所利用者からの要望が多い夕方の時間帯について、利用者への保育サービスの向上を図るため、公立の銭函保育所と民間のさくら保育園の2カ所での延長保育を実施いたします。

高齢者のための施策としましては、老壮大学への支援やふれあいパスの交付、在宅生活に対する緊急通報システム事業や寝具乾燥事業などを引き続き実施するとともに、一定の条件に該当する在宅介護家族に対し、介護慰労金や介護用品を支給し、家族介護者への支援を行ってまいります。

障害者のための施策としましては、従来から行ってきたデイサービス事業などに加え、リフトつき自動車を購入し、日常生活に常時車いすを使用している方の外出を支援し、社会参加の機会を拡大いたします。また、機能訓練事業につきましては、「地域参加型」の開設場所を1カ所ふやし、新たに住之江会館で機能訓練を実施することにしました。

本市における男女共同参画の積極的な推進を図るため、13年度・14年度の2カ年で、施策の指針となる「小樽市男女共同参画プラン」を策定します。本年度は、市民懇話会を設置するとともに、市民意向調査などを実施いたします。また、青少年女性室に「女性相談室」を設置し、女性に係る一般相談を初め、女性に対する暴力やセクハラなどの相談にも対応してまいります。

急速な情報化の流れの中で、全国どこの市町村でも住民票写しの交付が受けられることなどを目的とした「住民基本台帳ネットワークシステム」導入のための整備を進めてまいります。

また、国では、IT基本法の重点施策の一つとして、広く国民がインターネットを使えるようになるための基礎技術習得を目指して、初心者を対象としたIT講習会を実施することとしており、本市では、約6,900人を目標に、1人12時間程度の講座を開催いたします。さらに、市庁舎内のパソコン機器のネットワーク環境の整備を平成15年度までの3カ年計画で実施してまいります。

次に、生活環境の整備を図る「うるおい 生活・快適プラン」についてであります。

要望の多い生活道路の整備については、事業費の増額も図り、積極的に改修に努めるとともに、安全で快適な歩行空間を確保するため、浅草線など中心部における歩道の整備を計画的に進めてまいります。また、桜4・5丁目の桜8号線と堺学校下通線の2カ所についてロードヒーティングを整備し、冬期間の円滑な道路交通と交通安全の確保に努めます。

12年度から計画的に進めることにした河川整備につきましては、引き続き、塩谷地区の浜中川ほか9河川を整備いたします。

公園の整備では、本年、全面供用開始を予定している色内ふ頭公園の植栽や、園路広場の整備を行うほか、開設以来46年を経過している入船公園を再整備し、時代のニーズに合った親しみやすい公園にリフレッシュいたします。

市営住宅の整備につきましては、勝納住宅の建設に着工し、2カ年計画で、13年度は1号棟の中層耐火構造5階建て54戸と集会所の工事を進めます。

高齢化の進展などを配慮し、バリアフリー等住宅改造資金の貸付制度を新設し、住宅内における段差解消や手すりの設置などによる住宅の改造や無落雪屋根への改修をする場合に、必要な資金の一部を無利子で融資いたします。融資限度額は、住宅改造が300万円、無落雪屋根への改修が100万円、償還期間は15年以内としております。

ごみの処理に関しましては、昨年7月から全市に広げて実施してきた資源物の分別収集について、月2回収集する世帯を、これまでの1万2,000世帯から約2万7,000世帯に拡大することといたしました。また、広域ごみ処理施設の建設についても、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

一方、21世紀最大の環境問題と言われる地球温暖化対策のため策定いたしました「環境にやさしい小樽市民ルール」の普及啓発を進めてまいります。

次は、産業振興の「ゆたかさ 産業・活力プラン」であります。

まず、地場産業の振興では、先ほど申し上げました地場産業振興会議において一定の方向が示された産業情報の受発信の拠点となる（仮称）小樽まち育て情報センターの開設、体験工房などを開設する観光産業クラスター展開事業のほか、産・学・官連携によるゼオライト研究開発事業、昨年10月に開校しました北海道職人義塾大学の活動に対して支援してまいります。また、新産業分野に進出を図る起業家を支援する事業として、新産業創出支援事業を新設することとしております。

中小企業に対する融資制度につきましては、長期にわたる景気の低迷下で経営状況が厳しい中小企業に対し、当面の資金繰りの手だてとして一時的な運転資金の確保など、金融の円滑化を図るため、新たに経営安定短期特別資金制度を創設し、市内において1年以上の事業実績のある中小企業で、一時的な仕入れや決済資金などの運転資金を必要とする方に対し、融資いたします。融資限度額は1,000万円、利率は1.5%、融資期間は1年以内としております。

観光面では、外国からの観光客を誘致するための外国語観光ガイドブックの作成や回遊ルートづくりに努めるほか、各種観光イベントへの支援を行ってまいります。また、朝里川温泉の2カ所の泉源の湯量が減少傾向にあることから、新たな泉源の開発に着手します。

次は、都市基盤の整備を図る「にぎわい 都市・形成プラン」であります。

市街地整備関係では、平成15年の完成に向けて、小樽駅前中央通地区の土地区画整理事業を推進し、移転補

償、区画道路の整備など、小樽の顔としての中心市街地の整備を進めてまいります。

港湾整備につきましては、小樽港縦貫線整備事業を引き続き進め、平磯岬ルートの起点部分を整備するほか、港町ふ頭公共上屋の13年度完成など、港湾機能の強化を図ってまいります。

なお、小樽運河浄化対策として、新年度は、市民と観光客を対象にアンケート調査を実施し、その対応策について検討してまいります。

また、旧手宮線跡地は、歴史的な産業遺産でもあることから、今回、中央通から古笈川通線までの約540メートルを購入し、今後とも、「小樽雪あかりの路」などの会場として活用するほか、当分の間、散策の楽しめるオープンスペースとして整備してまいりたいと考えております。

21年ぶり、2回目の全国町並みゼミが本年9月に本市において開催されます。全国から大勢の人が参加の予定であり、大会費用の一部を助成するなど支援してまいります。

次に、平成13年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成13年度の地方財政計画の規模は、平成12年度に比べ0.4%増の89兆3,071億円となりましたが、国税や地方税収入の低迷に加え、公債費の累増が見込まれる一方で、景気対策への取り組みやIT革命の推進など、21世紀の発展基盤の構築、さらには介護保険を初めとする総合的な地域福祉施策の充実といった行政需要に対応する必要もあることなどから、通常収支では3年連続となる10兆円規模の大幅な財源不足を生じることとなりました。

従来より、この補てん措置につきましては、国と地方が協議をして決定してきておりますが、今回は、13年度以降、3年間の取り扱いとして、国と地方の責任分担の明確化を図る観点などから、地方団体側に実質的には初めての赤字地方債となる臨時財政対策債の発行を求めるなど、新たな枠組みがとられたところであります。

また、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆4,000億円については、平成12年度と同様、まず、地方税の減収分は地方特例交付金及び減税補てん債の発行などにより補てんすることとし、地方交付税の減収分については、交付税特別会計借入金により措置することとなっております。

次に、平成13年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、景気の低迷が続く中で、市民税等の大きな伸びは期待できないことから、対前年度当初予算費で1.7%の増と見込みました。

地方交付税につきましては、国の交付税総額の伸びを基本に、新たな臨時財政対策債の発行に伴う基準財政需要額の減や事業費補正など、本市の特殊財政需要を考慮して積算した結果、対前年度比0.8%の減となりました。

市債につきましては、建設事業費の増や臨時財政対策債の発行などにより、対前年度比45.4%の増となりました。

なお、市債の導入に当たりましては、従前同様、より有利な資金の導入に努めてまいりたいと考えております。

次に、性質別経費の主なものについて、前年度当初予算と比較して申し上げます。

まず、歳出総額の約48%を占める義務的経費につきましては、人件費で1.3%の減となりましたが、扶助費で2.8%、公債費で2.0%それぞれ増となったため、合計では0.9%の増となりました。

普通建設事業費につきましては、（仮称）新赤岩保育所建設事業費、菁園中学校校舎等増改築事業費、サッカー

ー・ラグビー場整備事業費などの増により20.1%の増となりました。

貸付金につきましては、制度融資に係る預託金の減などにより 5.8%の減となり、繰出金につきましては、介護保険事業会計や下水道事業会計に対する繰出金の増などにより、 7.8%の増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、医療費等の伸び率を過去の実績などを勘案し算定した結果、単年度で13億 469万円の収支不足が見込まれますが、この収支不足額につきましては、一般会計から5億円を繰り入れし、なお不足する財源は財政調整交付金に計上いたしました。

また、医療費適正化対策の一環として、加入者の健康増進を図るため、各種保健事業を引き続き推進するほか、保険料収納率の向上に一層努めてまいります。

病院事業におきましては、一般会計から13億 7,640万円を繰り入れし、平成13年度の単年度資金収支は、約5,500万円の資金余剰となる見込みであります。

今後の事業運営に当たりましては、診療収入の増収など、一層の収支改善に努めるとともに、公的病院として高度医療の推進と患者サービスの向上を図ってまいります。

水道事業におきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管整備事業及び天神浄水場の改良事業並びに老朽施設等更新事業などを引き続き実施してまいります。

資金収支の見通しは、平成13年度末で約7億 9,600万円の資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましては、常に経済性を発揮するとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業におきましては、中央下水終末処理場の設備更新のほか、汚水や雨水などの排水管布設工事を進めるとともに、東南地域開発事業を引き続き実施してまいります。平成13年度は、29億 1,000万円を一般会計から繰り入れし、資金収支の均衡を図ることとしたところでありますが、今後の事業運営に当たりましては、能率的な経営のもとに健全な運営を確保するため一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、主要品目であります瓦れき類は依然として減少傾向にあります。他の品目で搬入量増が見込まれますので、引き続き収益的収支の黒字が見込まれます。

以上の結果、平成13年度の財政規模は、一般会計では 729億 9,132万 2,000円、特別会計では 591億 3,667万 3,000円、企業会計では 315億 8,144万 1,000円の合計 1,637億 943万 6,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で 1.8%、特別会計で 8.1%、企業会計で 3.1%それぞれ増となり、全会計では 4.2%の増となりました。

次に、議案第21号から議案第31号までの平成12年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、指定寄付金に対応する社会福祉事業資金基金等の各積立金、被保険者の負担の軽減などの財政支援のための国民健康保険事業会計への繰出金などのほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、国・道支出金、諸収入等の補正を計上したほか、決算見込みに伴う市債等の所要の補正を計上するとともに、減債基金繰入金を減額計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに4億 9,793万 9,000円の減となり、財政規模は 27億 6,085万円となりました。

なお、松泉学院施設整備等補助金、塩谷漁港一般関連道整備道直轄事業費負担金、情報通信設備整備事業費につきましては、年度内にその支出が終わらない事業費を繰越明許費とすることといたしました。

次に、特別会計、企業会計につきましては、国民健康保険事業では、老人保健拠出金の減額及び平成11年度の収支不足額の確定に伴う一般会計借入金償還金の減額などを計上するとともに、一般会計からの繰入金の増額及び平成12年度の単年度収支不足見込み額を一般会計借入金で措置するための所要の補正を計上いたしました。

住宅事業では、公営住宅改善事業費を減額補正するとともに、繰越明許費の額を変更することとしました。

介護保険事業では、保険給付費の増加等に伴う所要の補正を計上するとともに、年度内に支出の終わらない支給限度額一本化システム開発事業費を繰越明許費とすることといたしました。

港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、駐車場事業、中央通地区土地区画整理事業、病院事業では、決算見込み等に伴う所要の補正を計上し、産業廃棄物等処分事業では、企業債の繰上償還などに伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第32号から第40号について説明申し上げます。

議案第32号 議会政務調査費の交付に関する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の交付に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第33号 市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の配当控除の規定を改正するものであります。

議案第34号 バリアフリー等住宅改造資金融資条例案につきましては、住宅建設資金融資制度を廃止し、新たに住宅のバリアフリー及び無落雪屋根等の改造に要する資金の融資制度を設けるものであります。

議案第35号 廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小規模排出事業者が排出する事業系一般廃棄物に係るごみ埋立処分手数料を改定するとともに、ごみ焼却処分場の用途廃止に伴い、同施設に係る手数料を廃止するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第36号 公害防止条例等の一部を改正する条例案につきましては、商法の一部改正に伴い、許可等に基づく地位の承継の規定を改正するものであります。

議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、財政原則の特例措置を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、天神住宅の用途を廃止するものであります。

議案第39号 権利の放棄につきましては、協業組合太陽米菓と締結した金銭消費貸借契約に係る債権について放棄するものであります。

議案第40号 訴えの提起につきましては、魚腸骨共同処理施設使用損失補てん金の支払いの請求について訴えを提起するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） 次に、議案第41号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番、高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 日本共産党を代表し、ただいま上程されました議案第41号「小樽市非核港湾条例

案」について、提案の理由を説明します。

2月20日入港予定のアメリカ、イージス駆逐艦 J・S・マッケインが来なくなったことは何よりもよかったと思います。この間、市長を初め、小坂助役、関係理事者が入港しないように再考を求めたその努力を多します。

再考を求めた背景には、アメリカ原潜による実習船えひめ丸の沈没事故があったようですが、しゅっちゅう米艦が入港する小樽に、このような事故が起こらないという保証はありません。

この際、米艦の入港に対する市の対応を振り返ってみると、外交防衛は国の専管事項、日米安保条約、地位協定があるから一自治体がどうこうできるものではない、こう言って長いことにべもない態度をとってきました。

しかし、入港の回数が多くなるにつれ、また、空母までが入るようになって、商業港堅持の方針を一層鮮明にするとともに、核兵器搭載の有無、港の安全性、港湾荷役への影響など、いわゆる3条件をクリアできるか確認した上で判断する、これは一歩前進と思います。

さらに、今回の J・S・マッケインの入港に当たっては、頻繁な入港は、市の日常業務に差し支える、また、一たん断ったのに、ピンセンスのような変則的な入港、そして、今度のえひめ丸の事件などもあって、たとえ友好親善だと言っても、市民感情と相入れないと強く市は再考を求めました。さすがにアメリカも、政府も、ごり押しはできませんでした。逆に、このことで港湾管理者の立場、権限が立証されたと思います。

去る1月30日、我が党の北野議員が上京して、児玉衆議院議員とともに、この問題で政府関係者と会いました。小樽市のピンセンス拒否の措置は、市の判断として、これはまともだというふうに認めております。

我が党は、今後、戦争法の発効、有事立法の制定が予想されることから、アメリカは執拗に入港を迫ってくると思います。だからこそ、現に、国是だと言いながら、非核三原則が物の役に立たない以上、国においては非核法の制定、自治体においては非核平和条例の制定が必要だと思います。今回の条例案の提案は、その一環です。市長を大いにバックアップしたいと思います。

東京の厚木基地周辺の自治体、大和市、綾瀬市など、市長は米軍の NLP、夜間離着陸訓練の中止を強く求め、現在、長いこと中止になっております。これは、岩国においても三沢においてもそういう動きがあります。主権国家として当然です。政府は、沖縄におけるたび重なる米軍の犯罪から、地位協定の見直しを言わざるを得なくなってきます。

今回提案の条例案は、これまで2回提案したものと同じです。自民党の皆さんは、文面が同じだということが気に食わないようですけれども、他に核兵器の持ち込みをさせない手だてがあるならば、我が党は十分相談にも乗りますし、修正にも応じたいと思います。ぜひご検討ください。

憲法を守ったために首を切られた長はおりません。山田市長も、常日ごろ、憲法を守る、こういうことを表明されております。確信を持って、今後対処していただきたい。

以上、全会派の皆さんの満場一致の賛成をお願いして、説明を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 日程第3「意見書案第1号」を議題といたします。

本件につきましては、提案説明等を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第 4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明 3 月 1 日から 3 月 4 日まで 4 日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1 時 37 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 中 島 麗 子

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成13年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成13年3月5日

出席議員（35名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴		
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文		
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄		
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬		
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子		
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則		
13番	見	楚	谷	登	志	14番	新	野	紘	巳	
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子		
17番	小	林	栄	治	18番	八	田	昭	二		
20番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝	利	
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵		
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清		
26番	高	階	孝	次	27番	岡	本	一	美		
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄		
30番	松	田	日	出	男	31番	佐	々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一	良	
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男		
36番	佐	藤	利	幸							

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨			助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治		教	育	長	石	田	昌	敏			
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	藤	島	豊			
企	画	部	長	高	橋	康	彦	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭		
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	藤	田	喜	勝		
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	山	本		稔		
環	境	部	長	大	津	寅	彦	土	木	部	長	松	村	光	男		
建	築	都	市	部	長	山	下	勝	広	港	湾	部	長	兵	藤	公	雄

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	内藤洋
総務部秘書課長	長川修三

消防長	多賀俊春
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	磯谷揚一
財政部財政課長	貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	片岡義一
調査係長	渡辺章
書記	丸田健太郎
書記	斉藤繁幸
書記	大門義雄

事務局次長	須貝則彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	中崎岳史

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に横田久俊議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第42号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第42号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

○市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第42号について、提案理由を説明申し上げます。

平成12年度一般会計補正予算につきましては、除雪費におきまして不足が見込まれるため、所要見込額を計上いたしました。

何とぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） 次に、質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「13番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 13番、見楚谷登志議員。

（13番 見楚谷登志議員登壇）（拍手）

○13番（見楚谷登志議員） 平成13年、2001年、21世紀、100年間の幕開けの年の小樽市議会第1回定例会において、自由民主党の代表質問者として、市長及び理事者の皆様に質問できますことに感謝と21世紀へ向けての小樽市が抱えております諸問題と財政再建に向けての後半2年目を迎える山田市長の手腕に期待をいたしまして財政問題より質問いたします。

最初に、小樽市の財政は逼迫の状態にある中での平成13年度の当初予算案を拝見いたしますとき、市長並びに理事者の並々ならぬ努力が見受けられるところであります。申すまでもありませんが、この第1回定例会は多くの地方議会においても向こう1年間のその自治体における予算を審議する大変に重要な議会であり、私もこれまでその時々々の審議に与党の立場として参加し、意見を申し述べてまいりました。若干振り返りますと、私が市議会に籍を置かせていただいた平成3年度は、政策予算を盛り込んだ2定予算ベースで、それまでの数年と比較してみましても大変高い伸び率であったと記憶をしております。予算規模のいかなだけで重要施策の予算上の多寡を判断することはもちろんできませんが、これ以降は総じて低い伸び率で推移していることからすると、国や他の自治体の傾向と同様に、ここ数年ある意味では大変苦しい財政運営が続いていることを物語っているものと思われます。山田市長は、まさにこのような厳しい状況下で市政のかじ取りという大変な重責を担われることとなったわけでありますが、任期折り返しの年となる今回の、平成13年度予算編成を前にして、市長が取られた新たな取り組みの中に財政健全化計画の策定がありました。行政のトップとして、また、政治家としてはある面、事業を抑制せざるを得ないこのような計画の策定は、大変な決断のいることであったと思います。その健全化計画を土台として作業に当たられた今回の平成13年度当初予算編成を振り返り、市長はまずどのような感想をお持ちなのか、また、苦心された点などを含めて率直なお気持ちをお聞かせください。

住民要望や地域要望が多様であればあるほど、その声を反映する議会各会派の政策要望も、また多種多様でありましょう。そのような声を受け、特に厳しさを増す財政状況の中であっても、様々に配慮された予算を編

成されたそのご努力に対しまして、我が党といたしましては高く評価をいたすところでありますが、市長としてこの予算案の中で特にアピールをしたいとお考えの事業は何か、主に新規事業を中心にお答えをいただきたいと存じます。

また、平成12年度の決算見込みについて、改めてこの機会にお伺いしておきたいと思います。

今定例会に提案されております平成12年度補正予算によりますと、事業費精査及び市債等の財源調整を行った結果として、最終予算ベースでは財政調整基金と減債基金とを合わせて、およそ11億円を取り崩すとのことであります。前年度から比べるとかなり厳しい状況にあるように思われますが、現時点での、平成12年度の決算見込みをどのようにお考えなのか、市税等の動向なども合わせてお伺いをいたします。

次に、（仮称）小樽まち育て情報センター運営費補助金導入について、お尋ねいたします。

情報の受発信機能と企業間取引等のコーディネートを行い、産学官連携のもとに各種施策を推進する機関として発足するとありましたが、受発信機能を備え、企業間取引のコーディネート作業をするということは、専任の業者又は人員配置が必要になると思われませんが、この小樽まち育て情報センター開設の趣旨と意義についてお伺いいたします。

また、現在実施されておりますアドバイザー派遣制度とのかかわりはどのようなになるのか。さらに産学官との連携はどのように進められるのか、お伺いいたします。

市内の経済界では、経済センターの建設が待望視されております。同所に経済センター機能を併設することも視野に入れてはいかがでしょうか。また、地場産業の振興を目的としての情報センター設置であるわけであり、中小企業センターを同所に移すことも検討されてはいかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

次に、情報技術、いわゆるIT関連についてお尋ねをいたします。

総務省は、来年3月末までに成人人口の5.5%に当たる全国550万人を対象にした情報通信技術講習推進事業を提唱しており、小樽市でも約6,900人を対象として、基礎技術の習得を目的とした講座が実施される事業であります。しかし、全国の各自治体においては講師の確保、講習会の会場の確保、講習時間も1人当たり12時間程度とされ、初心者が習得するには余りにも短時間過ぎる等大変なご苦勞をされていると新聞報道がなされております。小樽市としてはどのような取り組みをされるのか、お伺いいたします。

国からの事業ではありますが、私はこの事業を市の単独事業として14年度以降も継続すべきと思います。理由として短時間での講習では、初級程度の技術でも完全に習得するということは、私たち中高年者と若者とでは習得能力を考えても時間差があるのは当然であり、中級、上級とまではいかないまでも、講習を完全に習得できるまでは市独自の事業として政府事業が終了以降も引き続き事業展開を望むものであります。当然人員の限定、講習時間の制約もあるかとは思いますが、技術指導を民間委託事業として検討することも含めてご所見をお伺いいたします。

次に、中心市街地におけるまちづくりについてお尋ねをいたしますが、さきの市街地活性化特別委員会での質疑応答にて明らかになった事項もございます。しかし、私の質問事項は事前に通告をいたしておりますので、通告どおり質問をさせていただきます。

小樽駅前中央通地区の土地区画整理事業の現状については順調に進み、運河寄りの街区より小樽らしいレトロ調の新しい街並みが形成されつつあります。また、街区内にあり、歴史的建造物に指定されております北海道紙商事につきましては、既に引き屋が終了しており、北海経済新聞社につきましても、ことし引き屋工事に取りかかると承知をしております。新年度予算にも中央通地区の事業特別会計として24億円もの予算が計上さ

れており、街区内建物の移転についても14年度内で大方終了するものと考えております。

そこでお伺いいたします。中央通地区土地区画整理事業も前段で申し上げましたように、最終段階に来ているものと考えます。都市基盤の整備と、都市の魅力を十分に高めるまちづくりの促進を図るために、次年度以降の見通しにつきましてはどのような展開になるのか、お伺いをいたします。

また、街路事業につきましても、いよいよ平成13年度より平成15年度までの3年間で北海道が施行することになっており、さきの特別委員会にて13年度は本通線から東通線まで、14年度は東通線から大通北線まで、最終の15年度では大通北線から国道5号線までの区間が施行されると報告がなされております。これにより、市民はもとより小樽市を訪れる大勢の観光客にとりましても、安心して快適な街路として生まれ変わるものと大いに期待を寄せるものであります。そこでお伺いいたしますが、この中央通の街路整備の特色をお示してください。中央通が小樽の玄関先の顔として整備されることにより、観光客の流れも変わり、どちらかという市内観光のスポット的な観光から線的、あるいは面的な広がりを持った魅力的な観光にますます変化することが期待されます。既に堺町から運河周辺には多くの観光施設が立地し、観光客で大いに賑わっておりますが、中心部の商店街まで回遊させるには、それを結ぶ街路の整備が重要であると考えます。特に、観光客が回遊する臨港線はメルヘン交差点周辺から運河まで多くの観光客が集まり、散策を楽しんでいるところであります。臨港線歩道も石張りの舗装で、小樽の歴史を感じさせる歩道となっておりますが、景観を考えますとき、電線類がむき出しのまま頭上にあり、せっかくの景観を台なしにしている感が否めません。そこで中央通は電線類の地中化が行われる予定であります。臨港線においても早急に地中化に着手すべきであると考えますが、道に対しての要望も含めて市長のご所見をお伺いいたします。

次に、中央通区画整理事業に関連した商店街の活性化について、お伺いいたします。

中央通では、現在建物の再建がなされており、新たな店舗の立地も進んでおります。都通り商店街のアーケードや一部の店舗については、区画整理事業に関連して移転する必要があると考えられますが、計画はどのようなになっているのかお知らせください。

次に、商工会館についてお尋ねいたします。

商工会館は、昭和35年に市内の繊維卸業界が中心になって菓子やゴム製品、木工、その他の業界が道内外の小売業者をこの会館に集め、商品の展示販売を推し進める中心的施設として小樽市に建設を要望し、市には当時の金額で2,000万円を寄附し、昭和36年4月4日地鎮祭を挙行、着工し、年末ぎりぎりの12月20日完成をした会館であります。翌年の「広報おたる」によりますと、戦後は札幌、旭川をはじめ、道内の新興商業都市の進出が目立ってきており、伝統の小樽商権をより広く根強いものにするため、常設展示場的な性格を持つ会場の必要が強く叫ばれておりましたが、このほど鉄筋コンクリートづくり、地下1階、地上3階建て、総工費5,500万円の小樽市商工会館が完成しました。1階ショールームでは13社が色とりどりの自社製品を展示して人目を引き、既に70商社が参加しての総合繊維展をはじめ、各種の会合に利用されており、予約も全国的な催しを含め相当数あります。商都小樽発展のかなめとして、今後の活動に期待されます、と報道されております。この商工会館は結婚式の会場としても多くの方が利用され、地元はもとより大勢の市民が催物会場や会合の会場として利用されてまいりましたが、ことしで築40年を迎え、老朽化が進み、窓枠等に至っては鉄製の腐食が激しく、地元の方々は落下の危険性を懸念しているところであります。

そこでお伺いをいたします。過去には地元の町内会の役員の方々や繊維卸業界の方々との懇談会等も行っていましたが、現在はどのようなになっているのかお知らせください。また、当時どのような要望が出されている

たのかもお知らせください。庁内では築40年になろうとしているこの商工会館については、検討をされているのではないかと思います。この会館の場所は南小樽地区の中心的な場所と位置づけられており、南小樽地区の活性化のためには再開発事業が今後の最大の課題となっております。当初展開がなされておりましたような展示施設も含めて、コミュニティーセンターや公的施設等も考慮に入れて早急に検討すべきと思いますが、今後の取り組みについてはどのようにされるおつもりなのかをお知らせください。

次に、対岸貿易についてお尋ねいたします。

日口定期航路の再開は、対岸貿易の促進にとりまして、将来に期待を抱かせる大変喜ばしい出来事でありました。しかし、ロシアにおける経済情勢にいま一つ明るさが見えてこない中、サハリン7号の運航は厳しい状況が続いていると伺っております。ことしの運航状況と平成13年度の運航予定についてお知らせください。この定期航路は開設当初から、いかに貨物を集荷するかが大きな課題とされておりましたが、昨年4月の航路再開以降の状況を見ると、残念ながら採算ラインに達するほどの集荷ができていないと聞き及んでおります。小樽市として業者に対してはどのような要請をし、荷主探しをされているのか、現状をお知らせください。

日口定期航路は、さきに述べましたように、極めて厳しい見通しの中にあり、輸出入業者とのワーキング会議等、幅広く意見交換を重ねることも検討してはどうかと思いますので、ご見解をお伺いいたします。

市長は、昨年公務多忙の中、日程調整をされて中国の大連港等を視察されております。我が党といたしましても、小樽港復興のためには隣国である中国や東南アジア諸国との貿易の道を新たに切り開く努力をすることが商業港小樽の生き残るすべと考えております。港の整備や予定されておりますミニクレーンの設置による荷役作業の効率の向上等により小樽港にかつての活気を取り戻す大きな原動力となり、期待されるところであります。

昨年、小樽市は港湾振興室を開設しておりますので、21世紀幕開けの平成13年度をポートセールスに全力を注ぐ小樽港復興の年と位置づけ、中国、韓国、東南アジア諸国との貿易振興促進に努力すべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

また、ナホトカ市、ダニーデン市と同じように姉妹都市の締結をも考慮に入れた国際交流・経済交流の場を広く求めることも対岸貿易を促進させることにつながると思いますので、重ねてご所見をお伺いいたします。

観光行政についてお伺いいたします。

昨年の有珠山噴火が影響しているとは思いますが、毎年増加の一途をたどっておりました観光客の入込数が減少の見込みであると聞いておりますが、今年度の入り込み見通し数をまずお知らせください。

次に、修学旅行や研修旅行で本市を訪れる児童・生徒の増が滞在型観光に大きく貢献していると思われますが、過去3年間にわたっての滞在型と通過型との傾向についてお知らせください。

また、諸外国からのお客様も増加しているのではないかと思いますので、調査されていれば国別の入り込み状況の概要をお知らせください。

我が党は一貫して、後志広域観光をルート化するには小樽市を訪れる観光客が市内に宿泊することが第一条件であり、小樽市を起点としての広域観光が定着するものと訴えてまいりました。小樽の観光行政をさらにグレードアップさせることにより、国内外からの大勢のお客様を小樽に迎え、今、私たち日本人が忘れかけている心のゆとりを取り戻し、リフレッシュしていただく観光へと大きく転換させることで、小樽観光はさらに飛躍することにつながっていくと思われます。例えば、現在のようにただ温泉につかるだけの観光や急ぎ足で観光地めぐりをするだけの観光から脱皮し、農家の皆様に協力をお願いをしていただき、農家に民宿施設を設け

る、また問題はあろうかと思いますが、農地を開放し、親子で土に親しむ体験観光拠点を設ける。小樽市は海という大きな自然観光資源が広がっており、釣りや海水浴を楽しみながらの海洋観光拠点、オートキャンプ場等、郊外にも宿泊施設を完備するなど、数日間滞在する大型レジャー観光都市と位置づける。また、“おもてなしの心”をより一層推し進め、運河を拠点とした見る観光からガラス、陶器など、物をつくる体験型観光、市内には世界各国の飲食店が数多く点在しておりますので、グルメめぐり観光コース、現在存続問題で揺れております日本銀行小樽支店をはじめ、小樽市指定の歴史的建造物をめぐる文学散策観光コース等、観光ルートを確立し、全国へ発信することも観光行政の一環と思いますが、見解をお伺いいたします。

以上の事柄からも、小樽市を「商工港湾都市」から観光を含めた「商工港湾観光都市」とし、さらなる観光都市基盤を構築して、国内はもとより東南アジアをも含めた大きなターゲットとして全国に発信すべきと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

この項の最後になりますが、さきの我が党の代表質問で、滞在型観光交流空間モデル事業についてお尋ねをし、市長より同事業の検討会議の中で後志・小樽地域の観光地評価のための調査が実施されており、今年度中に報告書が作成されるとのご答弁をいただきました。現時点では報告がなされているのか、また、内容はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

次に、少子化対策についてであります。

本市における高齢化比率は、既に23%を超え、道内10万人以上の都市の中でも一番高い高齢化率を示しております。これは公衆衛生水準の向上や医学の進歩による平均寿命の伸びと少子化が同時に進んでいるためであり、今後もこの状況は、当分の間、続いていくものと思われます。特に、昨年小樽市内の出生数を見ると、残念ながら1,000人を切っており、さらに小樽市の少子化に拍車をかける結果となっております。このような状況の中、小樽市の少子化対策の中で、重要な核となっております保育行政についてお尋ねをいたします。

バブル期以降、日本全体の景気の低迷や女性の社会進出に伴い、保育所の需要が高まっているようでありますが、現在の待機児童数及びこれまでの解消への取り組みや今後の解消策については、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、今年の4月にオープンが予定されております子育て支援センターは、本市のエンゼルプランでは平成20年度までに1カ所の設立という目標になっておりましたが、時期を繰り上げて早期に実現できるということは小樽市の少子化対策を重視していかなければならないとの認識を示されたものと思っております。また、近年の核家族化の進行により子育てに関する知識や知恵が継承されにくくなり、子育てに不安や悩みを抱えている母親が多くなっていることから、このたび小樽市が子育て支援センターを開設されることは、子育て中の母親にとりまして大変に喜ばしく、大いに期待されるところであります。これからの保育所のあり方としては、通園している子供たちの保育のみならず、地域の子育て支援の核的施設としての役割も求められているのではないかと考えております。そのような意味からも、先日広報でも紹介されておりました子育て支援センターの行う事業である園開放事業を地域のほかの保育所でも実施することも検討ができないのかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、平成13年度では延長保育を実施されることになっておりますが、その内容と将来展望をお聞かせください。

この項の最後になりますが、高島保育所と赤岩保育所の新築統合についてであります。この計画が持ち上がったのは、たしか平成5年だったと記憶をしております。この間さまざまな問題があり、紆余曲折がありまし

たが、いよいよ新年度に実施されることになったわけであります。この新しい保育所が市民や子供たちにとってはどのような効果が期待できるのか、お伺いをいたします。

最後に、環境問題についてお尋ねいたします。

最初に、ごみ処理施設整備事業についてであります。

昭和40年11月に竣工した天神町のごみ焼却場は老朽化が進行し、また、ダイオキシン類による環境汚染等の関係もあり、今年度末をもって焼却場としての用途を廃止して、小樽市内のごみ焼却作業を終えることになりました。このことにより、新年度からは資源化リサイクル事業を強化するとはいえ、大部分のごみは昨年7月から埋め立て開始をした桃内最終処分場での埋め立て処理となります。かつては道内の主要都市でもごみ処理を埋め立て中心で行ってきていた経過がありますが、旭川市では平成9年度よりごみ焼却処理中心へと切りかえ、また、現在なお埋め立てにより対応をしております釧路市においても、広域ごみ処理による焼却処理へ転換することを決定したと仄聞しております。

今後のごみ処理は、資源循環型社会形成の原則ともなる「3つのR」、すなわち排出抑制のリデュース、再利用のリユース、再生利用のリサイクルの徹底が要請され、これら対応の結果どうしても処理しなければならない最小限の廃棄物を効率的に処理することが基本になりますが、最終埋め立て処分容量の極小化のため、焼却等の中間処理を適正に行うことが重要であります。こうした状況からすると、本市においても桃内の最終処分場の効率的埋め立て等のためには、天神焼却場の後継施設への整備が急がれます。この対応として、小樽市では国や道の指導のもと、北後志6市町村による広域ごみ処理施設整備を推進するとして、平成12年3月にその基本計画を策定し、昨年の7月にはこの事業を具体的に推進するための推進協議会を発足させております。この事業を推進するに当たっての基本的にして最大の課題は、この広域処理施設をどこに建設するかということについてであり、これまでもたびたび指摘をされてきたことは承知をしております。本市においては、平成8年3月に策定したごみ処理基本計画で、小樽市単独のごみ焼却施設としてではありますが、桃内最終処分場に隣接して整備する方向を打ち出し、最終処分場用地と一緒に用地が確保されていることや、処理するごみの80%以上が本市内より排出される等の状況からも、この場所を広域ごみ処理施設建設の第1候補地として協議会発足直後より関係町内会への説明会等を開催してきていることが報告されております。昨年秋の段階では、地元町内会との協議に時間を要している等の状況から基本計画で方向づけた14年度着工の計画を1年遅らすことになりましたが、その後の町内会との協議経過及び現況については、どのようにになっているのかお伺いをいたします。

次に、ごみ焼却処理施設整備事業とも関連すると考えられます事項としての生活系家庭ごみ処理の有料化についてお伺いいたします。

最近のごみ処理施設整備には、処理費用として1トン当たり4,000万ないし5,000万円とも言われます巨額の経費を要すると言われております。小樽市が計画しております施設規模はおおむね1日200トンの処理とされておりますから、焼却処理施設だけでも約80億から100億円ということになります。室蘭市では平成10年度にごみ有料化に踏み切っておりますが、その契機として廃棄物処理施設整備事業の円滑な推進があったと承知をしております。小樽市の財政は、さきの健全化計画でも示されているとおり、非常に困難な状況で推移することとなり、小樽市がこのような状況の中でごみ処理施設整備事業を推進するということでは、ごみ有料化の問題についても検討課題の1つになるのではないかと考えられますが、現段階での市長のご見解をお伺いいたします。

また、資源物分別収集事業を月2回に拡大し、約1万5,000世帯分を増加させ、全世帯数の4割に当たる約2万7,000世帯からの資源物が排出されるわけではありますが、リサイクルセンターの処理能力がついていけるのか心配されるところであります。現在の資源物処理の状況と増加により心配される処理能力について、お伺いをいたします。

最後に、21世紀最大の地球環境問題といわれる地球温暖化対策についてお伺いいたします。

小樽市では、この地球温暖化対策として昨年12月に、「環境に優しい小樽市民ルール」を策定いたしました。内容を見ますと、ある意味では当たり前のことを市民全体が守るべきルールとして掲げておりますが、その実行は簡単のように見えて、いずれもが私たちの毎日の生活にしっかりと根を下ろしている事項だけに、徹底することは容易ではないと受けとめられます。市長はこのルールが市民全体に浸透するための対策をどのように考えておられるのか、また、市では地球温暖化防止対策のための温室効果ガス排出量削減のための実行計画を検討中と承知しておりますが、その内容等も含めてお伺いをいたします。

以上、再質問はいたしませんので、市長の明快なご答弁を期待しつつ、質問を終わります。

(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 見楚谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かご質問がありましたが、まず平成13年度の予算編成を終えての感想ということですが、今回は税収の伸びが依然として低いと思われる中で、下水道会計への繰出金の大幅な増加が見込まれるなど、昨年以上に難しい編成となることが予想されましたので、懸案事項や重点事業については従来以上に十分な検討時間を設けるなど、早くから危機感をもってその作業に当たってまいりました。申すまでもなく、財源不足をいかに圧縮するかに最大の苦心をしたわけでありまして、市民要望の強い施策を少しでも多く予算化するため、財政健全化計画を念頭に置きながら正規職員数を当初予算計上人員での比較であります。全会計で47人減員とするほか、管理経費の縮減にも可能な限り努めたところでありますが、最終的には昨年度を上回る財源不足となり、総体的に見て大変苦しい予算編成であったと考えております。

次に、新年度予算の中で、特に強調したい点ということですが、ただいま申し上げましたとおり、大変難しい編成でありましたが、その中にありまして、私といたしましては家族介護支援事業や延長保育の実施、リフトつき自動車の運行、さらには赤岩地区における新しい保育所の建設といった福祉施策と全中学校でのインターネット接続や菁園中学校の増改築のほか、サッカー・ラクビー場、パークゴルフ場の建設着手といった教育施設の充実に重点を置いて編成をいたしました。

さらに、懸案でありました旧手宮線跡地の用地取得や図書館業務の電算化のほか、勝納地区での市営住宅建設やIT関連事業などの計上にも可能な限り努めたところであり、また、地場産業振興会議における議論経過も踏まえて、産業振興のための補助金等も新たに計上したところであります。

次に、平成12年度の決算見込みについてであります。市税につきましては、現時点ではほぼ予算額並みの収入を見込んでおり、また、地方交付税は今月中旬に最終決定される特別交付税を前年度並みと仮定しますと、およそ1億5,000万円の増収が期待されるところであります。一方、歳出面におきましても、市債利子や職

員給与費などで、若干の不用額が見込まれますので、全体といたしましては現在予定をしております 7 億 8,000 万円ほどの減債基金の取り崩しを減額することができるものと考えております。しかしながら、単年度収支や減債基金の残高など総合的な視点で前年度と比較いたしますと、やはり厳しさが増すことは避けられないと考えておりますので、残された年度内の期間におきましても、収入の確保等に最大限の努力をしまいたいと考えております。

次に、(仮称)小樽まち育て情報センターについてであります。平成11年12月に小樽市地場産業振興会議を産学官連携のもとに設置をし、本市の地場産業の振興と新しい産業の創造を図るため、検討協議をお願いいたしました。こうした検討の中から、本センターはITという新しい時代に求められている戦略で、起業家の育成や広く市民の皆さんに情報技術を浸透させ、活用していただく場として開設することとなりました。この中で多くの起業家が輩出され、さらには市内企業の情報ネットワーク化が構築されることなど、産業情報が集積された本市の情報受発信の実践の拠点として、大いに活用されることが地場企業の振興に結びつくものと考えております。

次に、アドバイザー派遣制度とのかかわりについてであります。この制度は商店街や店舗の近代化を目指す団体や個店が、巡回相談を受けたり、活性化計画の策定についてのアドバイスを受けるものであります。今後ともこの制度の積極的な活用を進めてまいりますが、一方、まち育て情報センターにおきましては、ITを機軸としたコーディネート事業を中心として、商店街のホームページ作成や更新、情報ネットワーク構築のサポートなどの分野に特化した支援を進めてまいります。

また、このセンター全体の運営に当たりましては、小樽市、小樽商科大学ビジネス創造センター、小樽商工会議所、さらには各企業や商店街などの連携のもと、運営協議会を設置の上、各事業の企画、実践を進めてまいりたいと考えております。

次に、経済センター機能を本センターへ併設してはどうかとのことでありますが、経済センターの必要性につきましましては、市としても十分認識はしております。しかし、本センターは民間施設の 400 平方メートルを有効に活用し、IT関連の新規起業家の誘致や学生起業家本部の設置などによる地場企業のIT化、さらには新規起業家を育成するコーディネート事業の拠点として開設するものであり、経済センター機能の併設につきましましては、難しいものと考えております。現在、商工会議所におきまして、経済センターの建設に関する検討が進められておりますので、それらの推移を見守ってまいりたいと考えております。

なお、中小企業センターの移設につきましましては、現在のところ考えておりませんが、今後、市としてのかわりや協力体制について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、情報通信技術講習、いわゆるIT講習についてであります。高度情報化社会に備え、国が提唱する「全国民がインターネットを使えるようになる国民運動」の一環として実施するもので、文書の作成、インターネット利用及び電子メールの送受信の基礎技術の習得を目的とするものであります。

本市においては、成人の 5.5%に当たる約 6,900 人を受講目標人数とし、講習時間は原則として12時間、1講習当たり20人を対象に、講師 1 名、助手 1 名を配置して行う予定であります。5 月から 7 月までを第 1 期とし、公的施設をはじめ、民間施設を会場に、約 2,000 人を対象として講習を行う予定であり、その状況を見ながら 8 月以降の第 2 期、第 3 期の講習を計画してまいりたいと考えております。

講習については勤労者、主婦、高齢者などの対象者や地域的利便性等も考慮し、講習時間や曜日、会場の設定など、できるだけ受講しやすい講習パターンをお示しし、実施してまいりたいと考えております。なお、次

年度以降の対応につきましては、13年度の実施状況を見きわめた上で検討してまいりたいと思います。

次に、中心市街地におけるまちづくりについて何点かお尋ねがありましたが、まず、中央通地区土地区画整理事業の次年度以降の見通しについてであります。一般移転補償契約は全体で148件で、これまでに109件、73.6%を終了し、平成13年度は31件、平成14年度は8件で完了する予定となっております。建物再建につきましては、今後も建物外観形成の支援などを行い、街路と一体となった賑わいのある街並み空間が創出されるよう努めてまいります。

次に、中央通の街路事業の特色についてであります。中央通は小樽市民や来街者などが、小樽の歴史や文化を感じ、そして潤いと憩いのある小樽市のメインストリートとしてふさわしい特色を持った街路を目指し、北海道と協議を重ねてまいりました。整備内容につきましては、高齢者や障害者など、交通弱者が安全で安心して歩ける歩道空間とするため、歩道の段差解消、電線類の地中化、歩道照明灯の設置など、バリアフリー対策を講じることとしております。

また、冬期対策として、歩道ロードヒーティングやバスシェルターを設置し、休憩施設として植樹ますなどにベンチを設置いたします。さらに景観に配慮した歩道舗装材、縁石、植樹ますに自然石の白御影石を使用するとともに、歩道面のデザインはイチョウ模様とし、照明灯につきましては運河にあるガス灯をイメージしたデザインといたします。また、市民などが参加するイベント用の電源や草花に散水する給水栓を設置することとしています。

次に、道道臨港線の電線類地中化についてであります。これまで市といたしましては都市景観の向上や快適な歩行者空間の確保のため、さらには中央通との一体整備を進めるため、北海道へ整備について要望していたところであります。このたび北海道より臨港線の地中化について、今年の秋ごろまでに北海道電線類地中化協議会に認定申請をし、平成14年度、15年度の2カ年で実施したいとの意向が示されたところであります。また、計画区間は市道寺町線昭和製器付近から市道仲一小路第2線カニ倶楽部付近までの約860メートルであり、平成13年度は占用支障物件の調査及び予備設計を予定していると聞いております。なお、歩道舗装材については、現在のピンコロ石部分を歩行しやすい素材に配慮していただくよう、お願いしているところであります。

次に、土地区画整理事業による都通り商店街のアーケードなどの移転計画についてであります。都通り商店街地区の街路整備は、平成15年度を予定しているため、道路拡幅部分のアーケードについては平成14年夏ごろまでに解体撤去をし、地区内の建物についても平成14年度中には移転を完了する予定となっております。また、これを機に、アーケード両側の入り口部分を小樽らしいデザインを凝らしたものに再建するとともに、中間部分に、新たにドーム型のアーケードをかけるなど、商店街環境の向上と魅力づくりに向け取り組む予定となっております。

次に、商工会館についてのお尋ねであります。まず地元町会や繊維業界との懇談会についてであります。平成7年度に地元の住民の皆さんを中心に、南小樽地区の地域活性化策を検討する懇談会が設立されました。その後、平成8年度には「南小樽地区まちづくり協議会」を設立すべく準備委員会を数回開催しましたが、残念ながらその後は開催はなく、現在に至っております。また、当時の議論の中では、商工会館を核とし、JR南小樽駅周辺の整備や歩道、街路灯の整備など、多くの方々から南小樽地区全体の活性化を目指すご意見が寄せられました。

次に、商工会館の今後の取り組みについてであります。ご質問にもありますように、商工会館は本年で築後40年目を迎え、建物の老朽化が相当進んでおり、維持するためには全体的な大改修が必要となっております。

しかし、市といたしましては貸ホールの利用増も見込めない状況にあることから、この建物をどうするのか、抜本的な検討が必要な時期に来ていると考えており、南小樽地区全体のまちづくりを考える中で、地元町会や関係団体の皆さんと十分協議の上、一定の方向性を出していかなければならないものと考えております。

次に、対岸貿易につきまして何点かお尋ねがありました。

まず、日口定期フェリーの平成12年運航状況と平成13年の運航予定についてであります。小樽とサハリン州ホルムスクを結ぶ日口定期フェリーは、昨年4月に再開され、以降毎月1往復で、延べ9往復の運航をし、乗客は539人、貨物は製材や建設用機械など、約5,200トンの輸送実績であります。また、平成13年度の運航は、6月は船舶の定期点検のため休航となりますが、毎月1往復で、12月までの運航が予定されております。

次に、集荷等の状況についてであります。小樽市対岸貿易促進協議会や北海道が事務局であります日口フェリー定期航路利用促進協議会などと連携を図りながら、運航スケジュール、貨物助成制度などを盛り込んだパンフレットを作成し、ロシア貿易に関係のある道内外の商社や荷主などに、本航路の利用促進をPRし、貨物の増加に努めてきたところであります。

また、関係業者との意見交換などにつきましては、これまでも集荷拡大のための課題等について船社の日本側代理店や輸出入業者を含め協議を重ねてきておりますが、昨年の運航実績により定期航路としての信頼度も高まってきており、今後さらに課題別にワーキングで検討するなど、航路安定化につなげてまいりたいと考えております。

次に、中国、韓国、東南アジア諸国との貿易振興についてであります。近年我が国においては韓国や中国の船社による外貿コンテナ航路の増加に伴うコンテナ貨物量が大きく伸びていることや、小樽港における中国航路開設に関心を示している船社もあることなどから、小樽港での外貿定期コンテナ航路の開設を目指しているところであります。今後とも既存貨物の維持・拡大、新規貨物の開拓など、小樽港の利用促進を図るとともに、昨年4月に再開されました小樽・ホルムスク間の日口定期フェリー航路の安定化と中国との定期コンテナ航路開設を重点目標として官民一体となり、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、姉妹都市締結を考慮に入れた国際交流・経済交流による対岸貿易の促進についてであります。現在の姉妹都市でありますナホトカ、ダニーデンにつきましては、木材やマトンなどの貿易を通じて、姉妹都市提携に至っており、また、日口フェリー定期航路開設の経緯の中で、港湾相互の友好関係を発展させるために、ホルムスク港と姉妹港関係を結び、人的、物的交流の拡大を図ってきております。

ご提言のありました姉妹都市提携を視野に入れた対岸諸国との国際交流・経済交流は大事なことと認識しておりまして、今後関係者等と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、観光行政についてのお尋ねがありました。まず、本年度の観光客の入込数の見通しであります。4月から9月までの上期においては、有珠山噴火や航空法改正などの影響により、対前年比で約15%減少しており、夏場以降、回復傾向を見せているものの、平成12年度全体で見ますと、前年度並みの入込数を維持することは難しいのではないかと考えております。

次に、観光客の旅行形態についてであります。本市におきましては日帰り通過型観光が大勢を占めておりますが、近年修学旅行や研修旅行、そして海外からの入り込みの増加により入り込み全体では約10%を占め、宿泊者数としては年々ふえ続けていることから、宿泊滞在型観光への傾向を示していると受けとめております。また本市を訪れる外国人観光客につきましては、台湾や香港からの入り込みが前年度に比べ2倍から3倍の伸びを見せるなど、東アジア地域からの観光客の増加が著しく、欧米なども含め、全体としても年間を通じて増

加傾向にあると考えております。

次に、新たな観光ルートの確立と情報の発信についてであります。本市の観光振興の方向として、宿泊滞在型観光をより一層推進するとともに、本市を拠点とした後志広域観光を定着させていくことが重要であると認識しております。

ご提言のとおり、農村地域や漁村地域と都市との交流を図る、いわゆるグリーンツーリズム、マリンツーリズムは本市の新たな観光の魅力づくりの1つであり、今後研究すべき課題であると受けとめております。さらに製作体験型観光をはじめとした本市の特性や豊かな観光資源を活かした観光ルートの確立が必要であると考えております。これまでも「小樽散策モデルコース」を設定し、訪れる観光客から好評を博しておりますが、今後は本市のみにとどまることなく、後志の各町村との結びつきの中で、恵まれた自然環境を活かした観光ルートを検討するとともに、全国に向けＩＴを活用した観光情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、商工港湾観光都市ということですが、本市の都市イメージは、これまで商工港湾都市として周知されているところでありますが、観光は本市の基幹産業の1つとして位置づけられるまでに成長したと考えております。したがって、今後は観光を含めた商工港湾観光都市としての都市イメージを全国に向け発信してまいりたいと考えております。

また、近年、台湾、香港などを中心に、外国人観光客の入り込みが急増している現状を踏まえ、昨年、一昨年と台湾で開催された国際旅行博覧会に出展し、誘致・宣伝活動を積極的に展開してまいりました。今後とも韓国や中国なども視野に入れた誘致・宣伝活動を行って、小樽観光を積極的に売り込んでまいりたいと考えております。

次に、滞在型観光交流空間モデル事業についてであります。去る2月23日に開催された第2回検討協議会において、事務局である社団法人日本観光協会より「しりべし観光まちづくりプログラム」案について提案がありました。内容につきましては、基本的な考え方、地域の総合評価、整備基本方針、エリア別プログラムメニューとなっておりますが、この原案に対し、各委員から出された意見、要望を踏まえて、再度検討し、3月下旬に開催予定の第3回検討協議会に改めて提示されることとなったものであります。

次に、少子化対策について、何点かお尋ねがありましたが、初めに保育所の待機児童についてであります。平成13年2月1日現在で、78名となっております。待機児童解消策としては、平成12年度において銭函保育所をはじめ、新光保育園、中央保育所で、建物の増改築等を行い、入所定員を35名ふやしたほか、龍徳保育園においても建物の増築を行い、新たに産休明け保育が可能となったところであります。今後につきましても、保育所の増改築や国が示した定員を超えての入所枠拡大等の活用により、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援センター事業として実施予定の園開放事業についてであります。この事業は在宅の児童と保育所入所児童との交流などを通じて、子供の健全な成長と親の育児不安の解消を図るものであり、他の保育所への拡大については、奥沢保育所で実施する子育て支援センターの成果を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、延長保育についてであります。昨年保育所に通っている児童の保護者を対象に、延長保育に関する調査を実施したところ、午後7時までの希望が多かったことから、平成13年度より銭函保育所とさくら保育園において実施することとしたところであります。今後は13年度の実施状況や保育需要などを見きわめながら拡大に努めていきたいと考えております。

次に、（仮称）新赤岩保育所の効果についてであります。この保育所は建物が老朽化し、敷地も狭い高島、赤岩両保育所を統合して新築するものであり、子供たちの保育環境の改善が大きく図られるものと考えております。また、新築に伴い定員の拡大を図るほか、市民要望の高い産休明け保育を含むゼロ歳児保育を実施するほか、延長保育についても検討してまいりたいと考えております。

次に、環境問題についてのご質問であります。初めにごみ処理施設整備事業の地元町内会との協議についてであります。町内会は昨年12月16日に住民が最も危惧しているダイオキシン類についての勉強会を衛生工学専門家を招いて開催しております。勉強会では焼却施設のダイオキシン類発生抑制技術、施設建設前の環境影響調査と公害防止協定等の必要性について、詳細な説明を受けたとお聞きしております。また、2月25日と一昨日、3月3日には、苫小牧市と札幌市発寒のごみ処理施設を視察し、その際、札幌市においては施設の近隣町内会役員とも懇談するなどして、施設の環境に与える影響等についての調査を行っております。町内会はこれらの取り組みの積み重ねを踏まえ、近々、会員の意向調査を実施する予定と報告を受けております。市といたしましては、町内会の取り組みに協力するなど、誠意を持って積極的に対応し、地域の皆さんのご理解が得られるよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、生活系家庭ごみの有料化についてであります。道内都市では室蘭市、滝川市、伊達市など、また、後志管内でも仁木町、倶知安町などで実施しており、全国的にも有料化する自治体が増加する傾向にあると承知しております。この有料化導入は、昨年実施した事業系ごみの場合と同様に、家庭ごみの減量が期待でき、このことは循環型社会形成の基本の1つである「ごみの発生抑制」に寄与するものと考えられています。本市としても、ご指摘のごみ処理施設整備事業費などとの関連を含めて、検討すべき課題として、先般第2次改訂を行った新行政改革実施計画においても、今後取り組みを進める項目に位置づけをしております。

いずれにいたしましても、市民に新たな負担を求めるものでありますので、道内他市の動向などにも留意して慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、リサイクルセンターでの資源物処理の状況についてであります。現在は毎月20日間、月曜日から金曜日に1日平均約4,000世帯を対象に、収集した約4トンの瓶・缶・ペットボトル・紙パックの選別処理を行っております。

次に、月2回の収集地区拡大の対応についてであります。現在、収集・選別の作業を行っていない土曜日に収集と選別作業等を実施することにより、業務実施日がひと月に4日間ふえて、新たに約1万5,000世帯の対応が可能となりますので、現施設で十分対応できると判断しております。

次に、地球温暖化対策についてであります。市民の皆さんのご意見をいただきながら、「環境に優しい小樽市民ルール」を策定いたしました。このルールの市民周知の第一歩として、本年2月1日に啓発リーフレットを市内全戸に配付いたしました。新年度においては地域説明会のほか、ルール推進の市民組織の設置などを通じて、市民参加で、その普及啓発と進行管理を図ってまいりたいと考えております。この市民組織では、普及啓発の手法などについて検討いただくとともに、地域や職場のリーダーの方を対象とした学習会を実施し、環境配慮行動を広げていく人材の育成に努めてまいります。

また、温室効果ガス排出量削減のための実行計画についてであります。市民ルールと同様に、温室ガスの削減のため、具体的には職員1人ひとりが日常業務の中で省エネルギー、省資源、グリーン購入の3つを指針として率先行動することを定めようとするものであります。本市では、昨年8月から市の温室効果ガス排出実態調査などの作業を進めており、平成11年度には二酸化炭素換算で約4万トンの温室ガスが排出されているこ

とが把握できましたので、現在、各部局において削減目標について調査検討中であり、新年度の早い時期に計画を策定する予定であります。

以上です。

○議長（松田日出男） 見楚谷議員の会派代表質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 2 分

再開 午後 2 時 2 5 分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○24番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、質問します。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

山田市長は、森自公保政権のもとで、初めての新年度予算編成でした。小渕内閣の経済運営をそのまま引き継いだ森政権は、景気対策最優先の名で、大企業、大銀行を応援する政治を続け、景気回復の決め手である家計消費には背を向けたままであります。このため国内総生産、GDPの約6割を占める個人消費は低迷し、全世帯の消費支出は8年連続のマイナスです。景気は緩やかに改善と繰り返す森自公保政権の景気判断とは裏腹に、内閣府もこの2月の月例報告で景気判断を下方修正せざるを得ませんでした。これが本市の市税収入をはじめとする歳入の伸び悩みの基本的要因ではないですか、見解をお聞かせください。

小樽市の財政はもとより、小樽の経済を支えているのは、言うまでもなく中小企業です。小樽の中小企業は卸・小売業の事業所総数の99%、従業者総数の78%を占めており、市長としても中小企業対策に心を砕かなければならない立場です。ところが政府の新年度の中小企業対策費の総額は1,948億円、一般歳出に占める割合は0.4%で、中小企業基本法制定以来、最低の比率です。一方、在日米軍への思いやり予算、条約その他で何の支出義務もない予算ですが、これは前年より減額になったとはいえ2,573億円で、日本全体の中小企業予算をはるかに上回っています。日本の中小企業が、大企業、大銀行や在日米軍に比べ、森自公保政権によって、どんなにひどい状態に置かれているかは、当初予算を比較すれば一目瞭然であります。中小企業に対する森政権のこのような政治姿勢を山田市長はどのように考えておられるか、見解をお聞かせください。

次に、小樽市独自の中小企業政策について質問します。

市長の中小企業政策は、新年度予算、21世紀プランやその第2次実施計画などに示されています。これらは山田市長になってからの事業、対策もありますが、新谷前市長時代からの事業が土台となっており、今日の不況のもとで、これで実効ある対策と言えるかが問われています。それは山田市長になってから中小企業の要望にこたえる形でできた融資制度、いきいき資金は、結局利用されないまま、たった1年で取りやめになりました。これ自体が問題です。したがって、21世紀にプランに盛り込まれている対策・方針も、今日の不況のもとで、本当に役立つものかどうか、よく吟味し、改善する必要があるのか、市長として現実に対応した抜本的対策はどうするつもりか、見解をお聞かせください。

次は、現在中小企業の皆さんの怒りを買っている中小企業経営者福祉事業団、KSD汚職事件です。市内の中小業者がこの不況の中で、どんなに苦勞されているかは皆さんご承知のとおりです。ところが全国の中小企

業の経営者の多くやその家族、役員の皆さんが加入している中小企業経営者福祉事業団の共済掛金が不当に流用され、給付には総額の 3 分の 1 しか使われていない実態が、政府の調査によっても明らかとなりました。自民党の少なからぬ議員がこの共済掛金を不当に受け取り、政治をゆがめていたことが明らかとなり、額賀前経済財政担当大臣は 1,500 万円のやみ献金疑惑で大臣を辞任、参議院の自民党の実力者で、森総理を誕生させた 5 人組の 1 人で、前参議院議員会長の村上正邦氏は議員辞職に追い込まれ、3 月 1 日には小山前参議院議員に続いて逮捕されるに至りました。小樽で中小企業経営者福祉事業団、KSD に加入されている方は 500 件余り、会員は 820 人ほどと聞いています。マスコミで広く報道されているように、入会に当たって金融機関の勧誘が大きな役割を果たしていることが問題視されています。金融庁の調査でも、全国 278 の金融機関が、KSD への入会勧誘キャンペーンを実施しています。金融機関に融資を申し込んだとき、KSD の会員になるよう担当者から声をかけられた。融資に影響があるのではと考え入会したなど、事実上無言の圧力を金融機関から受けて入会した人がいるということです。金融機関が KSD の勧誘に熱心なのは、通常の手数料のほかに、新規の口座を開設するたびに 3,000 円の基本手数料、新規の会員 1 人当たり 3,000 円の協力金、そのほかに金融機関の扱う会員数に応じて、1,000 万円までの保有維持協力金が KSD から支払われることになっているからです。事実、小樽の金融機関のある職員は、新規の会員を獲得したとき 3,000 円、この金融機関からもらったと私たちに語っています。KSD と金融機関のこのやり方は問題ではないかと考えますがいかがでしょうか。市長も、これらの事実を承知しているでしょうから、市内金融機関が KSD の入会にどうかかわっていたか、当然調査していると思いますので、実態を報告してください。これらの金融機関がこんなことをやっていたら法的責任はないといっても、社会的・道義的には問題があると考えます。市長として市内の金融機関のゆがんだやり方を正すつもりはないか、お答えください。

次は、日本時間の 2 月 10 日午前、ハワイ沖で愛媛県立宇和島水産高校の実習船えひめ丸が、アメリカ原子力潜水艦に衝突され、沈没させられ、いまだに高校生を含む 9 人が行方不明となっている問題についてです。同じ海域に、毎年のように実習に出ている北海道立小樽水産高校を抱える小樽市長として、この事件にどのような感想をお持ちか、お聞かせください。

事故の原因に挙げられている民間人の乗船が、何をもちがをこの事件は教えています。最近、相次ぐアメリカ艦船の「友好・親善」の名もとの小樽をはじめとする道内各港への入港と一般公開、体験航海は、ハワイ沖での原潜事故と同じように、アメリカ海軍を理解してもらうための方針であり、およそ「友好・親善」の名に値しないばかりか、今回の原潜事故の背景ともなっています。これはアメリカの当局者が認めていることです。キティホーク入港の際も、一般公開は中止してほしいという市長の要請にもかかわらず、アメリカ軍は強行しました。えひめ丸の問題が起こったことを踏まえ、米海軍のこれらの方針について、小樽港の米艦入港にも直接関係がありますから、市長の見解をお聞かせください。

次は、市長の米艦船入港に当たって判断する 3 つの検討事項について尋ねます。

我が党の態度は、核兵器搭載可能艦の入港はもとより、外国艦船の入港は断るべきことは既に明白であります。

市長の 3 つの検討事項をクリアすれば、入港を可とすることに同意するものではありません。市長は昨年 10 月に、ご承知のような経過から、米艦ピンセンスの港湾施設使用を断ったことは、非核・平和の流れに沿うものとして、また、全国の民間港で、初めて米艦の入港を断った港湾管理者だったことを、我が党は正当に評価しています。同時にこの間の米艦の入港に当たって、山田市長がとってきた 3 つの検討事項は、インデペンデ

ンス入港時の新谷前市長時代からのものですが、この間の情勢の進展に照らして、果たして実効あるものかどうか、検討が求められているのではないのでしょうか。

一つは、核兵器搭載有無の検討です。新谷前市長時代から外務省は、判で押したように「核兵器が日本に持ち込まれるときは、アメリカから事前協議がある。このとき断れるから核持ち込みは防げる。アメリカから事前協議がないということは、核兵器が搭載されていないと確信する」と繰り返しています。しかし、昨年1月以降、日本への米艦船の寄港は、事前協議の対象でないとの密約があったことがアメリカの公文書の公開で明らかにされ、外務省の従来の見解の根拠が崩壊しています。また、本州方面では、保守系の港湾管理者がこれまでの外務省の見解では住民を納得させることはできないとして、新たな対応を政府に求めています。したがって、市長として核兵器搭載の有無の確認について、新たな対応が必要になっていることは明瞭ではありませんか。

二つは、入出航時及び接岸時の安全性ですが、最大級の空母インデペンデンス、キティホークの両艦の入港で、これもクリアされており、今後この基準は意味を持たないではありませんか。

三つは、商業港として港湾機能への影響です。残念ながら小樽港は貨物船であふれている状況ではありません。だから、貨物船との競合がなく、港湾の荷役作業などに支障がなければ、バースをはじめ港湾施設を使用させることにならざるを得なくなるのではないのでしょうか。この2月のジョン・S・マッケインの入港は、予期しないハワイ沖でのえひめ丸の原潜衝突事故で取りやめとなりましたが、今回から市長は、たび重なる入港は市の通常業務に支障があるという新たな論点を持ち出してアメリカに再考を促しました。核兵器搭載可能艦の入港に何の歯どめともならない新谷前市長以来の入港判断の3つの検討事項を、市長自身の考えに照らしても、再検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

政治姿勢の最後に、議案第40号訴えの提起に関して質問します。

昭和40年代後半、市内に点在していた魚かす工場からの悪臭が公害問題として解決が迫られていました。悪臭は水産加工過程での魚の残滓を大型のドライヤーで一気に乾燥させ、魚かすにするとときに発生するものでした。そのため魚かす部門を各工場から切り離し、1カ所に集約し、悪臭を防止する新しい工場を設置することで解決を図る。小樽市がイニシアチブを取り、いろいろ意見のあった関連業者を説得して集約することになりました。この協業化の過程で、一番大きな業者が協業組合に参加しないという予期しない事態が起こりました。他の業者からは、直前になって一番大きな業者に抜けられたのでは協業化の運営に支障を来すということで、市も乗り出して指導に当たりましたが、成功しませんでした。昭和50年の協業組合スタートのときから、このような問題点をはらんでいました。一方協業化に不参加の業者は、余市町に同じような工場を新設したため、古平方面の水産加工工場からの残滓の確保が地理的条件もあり、協業組合の方が計画どおり行かなくなりました。続いて50年代後半、200海里問題が起こり、協業組合の原料が大幅に不足することになりました。加えて国際市場でのミールの価格が暴落し、ここでも予定した資金計画に大穴があき、円高も加わって経営は一層立ち行かなくなりました。この経過に照らせば、小樽市の方針に協力し、協業化に参加した業者に基本的責任はありません。だからこそ平成2年の、いわゆる再契約締結以降も、歴代の市の担当者はお金は取れないとの判断で、議会からの指摘にもかかわらず、今日に至ったのではありませんか。それが突然裁判となったのだから、何で今になってと驚きを禁じ得ないのは関係者の率直な思いです。市民から小樽市が金銭上の契約のことで、必要な努力をしていないと訴えられたら、その責任が問われたら困るというのが本音ではありませんか。これではこれまでの経過を無視し、今になって自己保身を図ると言われても仕方ありません。懸念するのは小樽市の方

針に協力した業者やその家族に、これまでの歴史的経過に配慮しないで、いきなり裁判にかけることが正しいやり方かということです。こんなことをやれば、今後小樽市の発意でさまざまな事業を展開するときに、民間業者の信頼を得ることの障害にならないかということです。市長は平成2年の、いわゆる再契約のとき、経済部次長でしたから、経過は百も承知していると思いますので、我が党の指摘に触れ、これをどう解決しようと考えておられるかお答えください。

次に、新年度予算について質問します。

この土台となった財政健全化計画、新行政改革実施計画第2次改訂案、その後出された21世紀プラン、第2次実施計画にも触れて尋ねます。ここ数年の本市の財政について、市長は「不況を反映しての税収の伸び悩みと、公債費の増加により厳しい状態に置かれている」との認識です。新年度予算編成も、この枠組みの中で具体的には昨年11月に示された財政健全化計画、新行政改革実施計画第2次改訂案を土台に行われました。健全化計画で、本市財政の厳しい要因の1つに、税収の低迷を挙げています。しかし、健全化計画では、平成13年度から17年度の5カ年間とはいえ、この要因を固定的に見て不況を打開し、税収を伸ばすためどのような努力をするかが欠落しています。この見地は自民党や公明党、保守党の連立政権のもとでは、不況が打開できず、本市の税収の伸びも期待ができないということを告白しているのではないのでしょうか。事実、昨年10月から介護保険1号被保険者の保険料の半額徴収が始まり、この1月から医療費の改悪で、特にお年寄りの自己負担が大幅に引き上げられました。これらの政治は市民の懐を厳しくし、購買力を低下させ、不況を一層深刻にし、税収の伸び悩みを一層激しくします。財政健全化計画には不況を打開し、税収増を図る具体的方針がありません。どうしてなのかお答えください。

一方では、新行政改革実施計画第2次改訂で、国が自治体に対する国庫補助、負担金の整理統合化について検討が行われており、厳しい財政状況が当分続くという見通しで、地方に借金を押しつける政府の財政措置には何ら正そうともしておりません。全国市長会は平成13年度の予算編成に向けて、地方交付税の充実にする要望を出し、この中で地方交付税率の引き上げ、地方債の元利償還金に対する交付税算入率の引き上げや対象事業の拡大などを要望しています。しかし、政府として肝心の交付税率引き上げは、話題にもなっていません。それどころか、地方自治体へは借金財政の押しつけだけが次々と具体化されています。市の財政健全化計画や予算編成も、政府の地方財政計画に左右されるのですから、市長としても全国市長会を通じて政府に要求するのは当然ですが、市独自の対策、方針の確立が必要ではありませんか、お答えください。

平成10年度からの3年間は、地方の巨額の財源不足に対して、国と地方が折半するとして、地方債の発行と交付税特別会計からの借入金でこれまで補てんしてきました。ところが平成13年度以降の3年間は、財源不足のうち、財源対策債などを除いた額を国と地方で折半し、地方負担はこれまでのように交付税特別会計からの借入金でなく、全額を臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債で補てんすることに変えられてしまいました。ただし13年度だけは、地方負担の2分の1は交付税特別会計からの借入ということで決着が図られました。これは地方財政全体の財源不足を、すべて自治体の借金で担わせようとするもので、自治体の財政を極端に圧迫することになります。地方交付税法で数年にわたって地方の財源不足が続いた場合、交付税率の引き上げや制度の改正によって、国の責任でこの財源不足を補うと、こう法律で書かれている。この法律に書かれていることと逆なことを政府はやっているのです。しかも13年度からののは、先ほど指摘したように、新たな借金を交付税をよこさないで、地方に押しつけるものです。小樽市の新年度予算で臨時財政対策債は、政府の指示で取りあえず6億5,700万円、正式発行枠は、7月の交付税配分のときに確定するとのこと。国は恩着せがましく

償還のときは全額基準財政需要額に算定するとしています。これは当たり前のことで、国に感謝すべき性質のものではありません。むしろ一般財源である交付税を、その臨時財政対策債の償還期間中、償還という特定機能目的で、義務的に使わなければならないことになるではありませんか。これは一般財源というものの、事実上、特定財源と同じではないでしょうか。臨時財政対策債は、結局総体では一般財源の削減と同じことになるではありませんか、見解をお聞かせください。

小樽市の財政は、臨時財政対策債に頼らなくてもいいという余裕のある財政ではありませんから、これから3年間、臨時財政対策債にしがみつかなければなりません。新年度の基準で算定すると32億8,500万円の赤字地方債を起こすのと同じことになるではありませんか。市の財政健全化計画は、このことは計算に入れていません。財政健全化計画では交付税を過去20年の平均伸び率を基本に、5カ年間で毎年5%ずつ伸びるとしていますが、国の長いスパンで交付税の伸びを予測したが、国の事情で初年度から市の財政健全化計画の歳入が狂い始めています。これが長期に続く可能性があります。この事実を前に、どう健全化計画を進めるのか説明をしてください。

政府は、臨時経済対策債の償還分は一般財源と同じだから公債費扱いしなくていいということで、事実上公債費が自治体財政を圧迫していることを少しでも軽く見せようというこそくな手段、手口を弄しています。市長はこの政府のやり方にどのような見解をお持ちかお聞かせください。

市民には、中学校の統廃合に続き、適正配置の名による小学校の統廃合、手数料・使用料の見直し、行革にはのせていないが、ふれあいバスの見直しも公言しています。職員には3年で60人以上の人員の削減、管理職手当の引き続く削減です。石狩湾新港など、むだな公共事業は依然として継続し、税収を伸ばすための事業はない。市民サービスの切り捨て、経費は削減する。これが財政健全化計画、新行政改革実施計画ではありませんか。これは市民の要望に基本的には答えないで、財政の健全化を図るためには、冬眠するしかないといって、何もしない。冬眠予算ではありませんか。市長の政治姿勢と市財政の基本にかかわる問題なので、見解をお聞かせください。

次に、一般会計と特別会計合わせた普通建設事業の内訳です。新年度を含め、過去3カ年の補助事業と単独事業を比べてみますと、平成11年度は補助事業41億9,900万円に対し単独事業は69億7,200万円、12年度は14億300万円に対し50億7,200万円、新年度は20億2,200万円に対し63億8,400万円と、ひとところに比べ、単独事業の割合が異常に多くなっています。新年度予算の単独事業の主なものは、中央通土地区画整理事業、臨時市道整備事業、街路事業です。中央通については、新年度の予算説明書には一般財源として3億9,700万円が計上されていますが、年度末にはそのほとんどが起債に振り替わることです。臨時市道整備事業は6億6,800万円のうち6億6,000万円が起債です。街路事業は5億3,200万円のうち90%が起債、償還時に交付税である程度見られるからといっても、一般財源を圧迫することには変わりありません。こういう状況ですから、健全化計画に示されているように、公債費負担率は、平成7年度以降を見ても、年々増加し、警戒ラインの15%を超えて、11年度は17.7%になっています。これに近々市立小樽病院の建替え、桃内の焼却炉の建設の負担が加われば、本市財政は一体どういうことになるのかと心配です。これから予定される2つの大型事業は、山田市長の公約でもあり、見解と見通しをお聞かせください。

政府は、新年度の地方団体の予算編成方針への指針、いわゆる内簡を示しています。これによれば地方単独事業については、既定経費の節減合理化や基金の活用で財源を確保し、臨時経済対策事業、日本新生緊急基盤整備事業を活用し、事業量の確保に積極的に取り組めと。つまり、借金で事業を行えと号令を発しています。

これでは小樽市の公債費が増大し、後年度の財政を圧迫することは明らかではありませんか。健全化計画では生活基盤の向上や市内経済の活性化のため、市債を有効に活用して公共事業を進めてきたことが、公債費の増加の原因と分析しています。果してそうでしょうか。政府の地方自治体への借金の押しつけに、市長が追従してきたから公債費がふえ続けているのではありませんか、お答えください。

また、健全化計画で言う主な事業すべてが、市内経済の活性化のための公共事業であったかどうかは、疑わしいことです。市長はどう考えますか、お答えください。

2つの点で詳しく伺います。

まず、石狩湾新港です。我が党は石狩湾新港はむだな公共事業として、一環して指摘をしてきています。この新港の管理組合負担金ですが、新港建設のさまざまな事業費の起債償還の大半が母体負担となっただけでかぶせられています。今年、2月15日の経常任委員会に提出された管理組合の予算資料によれば、歳出の中に占める公債費の割合は4割です。平成12年度の歳出と事業収入の差引額は26億4,049万9,000円、これが13年度の母体の負担としてかぶせられ、本市の負担額は4億4,008万3,000円としてかぶせられ、一般財源で負担しています。本市の会計上は公債費ではありませんが、新港の負担金の大半は事実上の公債費です、借金返済です。

新港建設以来、新港関連地域からの市税収入と管理組合負担金だけの合計を比較してみますと、平成11年度までしか決算が出ていませんが、29億9,340万3,000円、約30億円の持ち出しとなって、市財政を長年にわたり圧迫しています。この点に関する市長の見解をお聞かせください。

これだけの財政負担をしている石狩湾新港が、本市の経済の活性化に役立っているかどうか、これは検討しなければなりません。本市経済に大きな比重を占める港湾取扱貨物、港湾機能を見ただけでも明白です。まず、小樽港の取扱貨物が新港に取られているのを見るだけで疑問の余地がありません。石こうは、平成2年度小樽港の取り扱いトン数は7万2,997トン、ところが平成12年度はゼロです。新港は平成2年度ゼロであったものが、12年度は4万7,203トンです。セメントは、2年度小樽港は46万7,062トンが、平成元年に、新港にセメントサイロが完成したため、平成12年度は10万9,314トン、新港の12年度の扱いは39万7,940トンに及んでいます。石炭、本港は平成2年度、7万4,176トンであったものが、平成12年度はゼロ、本港の石炭が留萌にシフトされたとはいっても、新港は平成2年度ゼロであったものが、12年度は7,683トンとなっています。石油製品は、平成2年度26万3,234トンでしたが、12年度は14万209トンと、47%も小樽港は大幅に落ち込んでいます。新港はどうか、平成2年度3万4,674トンであったものが、12年度は132万2,591トンと、38倍にも増大しているのです。金属くず、平成2年度小樽は3万7,245トンが、11年度はゼロ、新港は平成2年度105トンだったものが、11年度は2万4,920トンです。今指摘したように、既存の貨物の主なものの推移は以上のとおりで、推移と言いましたが、取られたものです。市長はこの現実をどういうふうに見ますか。また、今後の見通しについて、小樽港で扱われている貨物が新港に取られる可能性がないかどうか、見通しについてもお聞かせください。絶対大丈夫だと言い張るのか、これらの見通しもお聞かせください。

次に、両港の港湾の要覧で、港湾機能がどのように充実されたか、年度ごとに書かれています。この質問ですが、まず石狩湾新港ですが、昭和64年、木材輸入特定港に指定、平成3年、本州とのコンテナ船の定期就航開始、同じく6年4月、出入国港の指定、6月、関税法に基づく港指定、7月、検疫法に基づく無線検疫港指定、平成9年7月、韓国釜山港との定期コンテナ航路開設、これが平成11年度には週2便体制に発展、11年4月、植物防疫法に基づく植物防疫港に指定、12年4月、家畜伝染病予防法に基づく動物検疫港に指定、これら石狩湾新港の機能の充実、いずれも小樽港との港湾機能の競合になっています。これは事実ですからお認め

になりますね。新港が11年に植物防疫港に指定された結果、1年後の昨年9月には、小樽港で扱われていたサハリンの園芸用土壌改良材ピートモスが新港に奪われています。関係者は石狩湾新港の優位性は大きい、ピートモス以外にも、日本でロシア産の建材、石炭などの需要があるので、それらの輸送も考えていると語っており、将来の展望も新港に断然有利ではありませんか。21世紀プラン第2次実施計画でも、重点プログラムの中に、サハリンプロジェクト開発支援拠点の形成がうたわれています。これは油田や天然ガス開発を想定しているものです。しかし日本には、石油メジャーが存在しません。うまくいっても日本は、商社がパイプラインの調達やメジャーと組んでの販路などを受け持つことにならざるを得ません。ここでの、小樽港のサハリン開発の拠点港としての役割は何であると想定しているのか、説明をしてください。仮に日本もメジャーのもとに参加できても、国家的プロジェクトなれば、国家的開発政策で建設された石狩湾新港の方が、拠点港として有利だとは考えませんか、お答えください。ロシアの計画を21世紀プランにうたうのも結構ですが、現にサハリンから輸入されていた貨物が新港に取られる、これに有効な手を打つことこそ肝心なことではありませんか。このことが行われないうちに、機能分担とはいっても、次から次へと新港に小樽港の貨物が奪われてきたのが、この間の歴史的経過、事実ではありませんか。片や小樽港の機能はどうか、勝納埠頭の完成に続いて、中央地区再開発事業を巨額の資金を投入して近代化を推進しています。平成7年、鳴り物入りで開設した日口定期フェリー就航ですが、9年には中止となって、4年後の昨年ようやく復活しましたが、月1便にとどまっています。小樽港で全国的、全道的に話題となるのはインデペンデンスやキティホークなどの米艦船の入港ばかりです。こんなことで、今後小樽が商業港として発展すると考えているのか、その見通しをお聞かせください。

こういう経過の中で、港湾労働者の数はどう変化したか、運輸局作成の12年度の運輸要覧によれば、平成元年、小樽港は常用作業員 260人が、11年度は 229人と、31人の減少。日雇いは56人から27人と、29人の減少です。しかも小樽港で作業をしているとカウントされている労働者も、朝5時ないし6時になったら、マイクロバスで石狩湾新港へ作業に向かっているではありませんか。小樽港で作業をしている労働者は、さらに減るんです。市長は石狩湾新港の推進が、就労の機会を奪っているにもかかわらず、小樽の港や経済の活性化に役立っていると考えているのでしょうか。石狩湾新港の整備、近代化が進めば進むほど、小樽港にマイナスの作用を及ぼしているのではないですか。この新港を、これからも先、推進することが、本当に小樽のためになると考えているのか、お答えください。

最後に、マイカルです。オープンして丸2年たとうとしていますが、本市経済の活性化に役立ったか、次の指摘する点に触れて、市長の見解を求めます。

マイカルオープン後も、小樽市の人口減少が依然として続いています。定住人口 5,000人、雇用 3,000人、住宅が 1,500戸、入込客数 900万人と打ち上げていましたが、計画との関係でどうなったか。それぞれ説明してください。特に改装とはいえ、300人以上の解雇者を出すことは重大問題です。この対策をどうするのか、またそれぞれの結果について市長はどう評価しているのか、今後の見通しについてもお答えください。

築港再開発事業は、市財政に貢献しているのか。概算でよろしいですから、再開発に伴う収支状況をお示してください。新たな事業ですから、当然新たに市税収入が計上されます。再開発にかかわる起債は償還の6割が基準財政需要額に算定され、交付税で見られるとのことですが、市税が伸びれば基準財政収入額に算定され、交付税が結局減額されるのではないですか。また、交付税がどの自治体でも増収が見込めないのが現実ではありませんか。小樽だけが、マイカルができたからと言って、増収を見込めるなどということにはなりません。いかがでしょうか。

マイカルと競合する中心商店街、既存商店街やホテルへの影響はどうなっていますか。市長や理事者は、築港地区に限った市税収入や上下水道の新規の歳入を強調しますが、先ほど指摘した市税収入が伸びても、一概に喜べないことに加え、既存商店街への影響を多角的に調査した上で判断しなければなりません。既存商店全体の法人市民税はどうなったか、売り上げはどう推移しているのか、事業や商売の規模の縮小や廃業、これに伴う従業員数の動向、小樽からの転出につながっていないかなどについてお答えください。

再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 北野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢ということで何点かご質問がありましたが、まず政府の景気対策と本市の税収についてでありますけれども、去る1日より日銀が景気回復の動きが一段と鈍くなってきたことに対応するため、公定歩合等の引き下げを再度実行したことは、今後に向けての政府並びに関係機関の強い危機感のあらわれと認識いたしております。

このことは、最近アメリカやヨーロッパの景気も減速するなど、国際的にもさまざまな要因が複雑に重なったのことでありますが、これまでの数次にわたる財政、金融両面での経済対策を持ってしても、なかなか好転しない状況には、きわめて深刻なものがあると考えております。

本市の税収基盤は、比較的景気に左右されにくいところではありますが、我が国全体の景気情勢は、当然のことながら本市経済にも影響を及ぼすものでありますので、今後一層の経済金融政策などにより、少しでも早く景気動向が上昇に向かうことを強く期待いたしているところであります。

次に、国の中小企業政策についてであります。国においては中小企業が我が国経済の中で、重要な役割を占めているという認識のもとで、これまで総合的な中小企業支援体制の整備をはじめ、中小企業金融対策、中心市街地活性化対策など、中小企業のニーズに応じたさまざまな対策を講じてきております。平成13年度の予算では、信用補完制度の充実、IT革命の対応、中心市街地と中小商業の活性化、経営基盤の強化などの対策予算を講じることとしており、このことが地域経済に一定の効果を及ぼすものと期待しております。

次に、本市の中小企業対策についてであります。中小企業を取り巻く状況は、景気の足取りが重いことに加え、急激な情報化の進展や消費者ニーズの多様化など、依然厳しい状況が続いていると考えております。市といたしましては、中小企業経営基盤強化のため、各種融資制度の充実や新技術の開発に対する助成等の対策を講じてまいりましたが、平成13年度の予算では、経営安定短期特別資金の創設をはじめ、地場産業振興のため、（仮称）小樽まち育て情報センター運営費補助金や新産業創出支援事業など、計上いたしております。今後とも事業効果を検証しながら、適切な施策を積極的に講じてまいりたいと考えております。

次に、KSDの入会に、市内金融機関がどうかかわっていたかというお尋ねであります。市内の金融機関の一部において、KSDと契約のもと、店頭申込書を置き、入会届書の受付や口座振替に応じるなどの対応をしていると聞いております。

次に、金融機関の道義的責任などの問題であります。これは一般的な商取引として行われたものと理解しております。

次に、えひめ丸の事故についてであります。このニュースを耳にしたときは、9 人の行方不明者が一刻も早く捜索されることを願うと同時に、小樽水産高校の実習船のことが頭に浮かびました。ちょうど米艦船の入港要請について検討しているさなかであり、ただちに小樽水産高校の実習船の動向を確認するよう指示したところであります。全国には30校しか水産高校がございません。今回の事故は全く人ごととは思えませんし、何とも痛ましくやり切れない思いの事故であると思っております。

次に、米海軍の方針についてであります。米艦船の一般公開につきまして、米海軍は昨年ケティホークの例によりますと、我々はケティホークの見学者を心から歓迎する。乗組員と触れ合い、米国及び米海軍についてよりよく知ってほしいと、こういう発表をしております。

また、体験公開等の実情については、詳しく承知しておりませんが、今回のマスコミ報道によりますと、これも米海軍の一般的な方針と報道されております。私といたしましては、米海軍の方針は方針として、先ほど申し上げたとおり、今回のえひめ丸の事故については、憤りを覚えてならないと、こう思っております。

次に、米艦入港の判断基準についてであります。米艦船の入港に当たりましては、基本的には入出港時の安全性、港湾機能への影響、核兵器搭載の有無の3つの要件について、これまで同様検討し、慎重に判断してまいりたいと考えております。

なお、2月に入港要請のあったジョン・S・マッケインにつきましては、これまで同様の対応を行っていますが、新たなものとして在札幌米国総領事館に対し、1991年、ブッシュ元大統領が発表した核軍縮の考え方、米国艦船の水上艦等には核兵器を搭載しないことは、米国政府の一般的な方針であるとの考え方について、現在も継続しているかどうか問い合わせをしたところであります。

次に、議案第40号「訴えの提起について」であります。ご指摘のようにフィッシュミール協業組合は、昭和40年代後半に問題となった悪臭等の公害防止対策として、市内水産加工場が協業化し、結成したものであります。同組合は、操業間もなく200海里規制など、著しい環境変化により経営継続が困難となり、平成2年に操業停止となったものであります。そのとき、双方合意のもとに締結した契約及び覚書に基づき、定められた使用損失補てん金の納付について、毎年納付依頼文を送付しておりましたが、納入がなかったため、ここ数年は法人の代表者等、債務者と直接お会いをし、粘り強く交渉を進めてまいりました。しかし、残念ながら理解が得られない中、本年3月末に、平成3年3月29日支払い期限分が時効を迎えることから、やむなく訴訟の提起をすることにいたしました。

また、市と民間事業者との信頼関係の確保につきましては、産業振興を進める上で大変重要な要素であると認識しており、今後さまざまな事業展開をする中で、十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算に関連して、何点かご質問がありましたが、まず、財政健全化計画における税収増対策についてであります。本市の税構造は固定資産税と都市計画税で約半分を占め、個人市民税は3割弱、法人市民税においては1割にも満たないのが現状であります。近年、特に市民税の割合は減少傾向にあり、このことが税収構造上も景気に大きく左右されにくい要因の一つとなっております。したがって、財政健全化計画上も、市税収入の積算におきましては、そのような本市の税収動向を勘案して見積もったところであります。

健全化計画には、事業効果からの税収増対策は明記しておりませんが、各年度の予算編成において地元企業の振興のための事業を盛り込み、税収効果が生ずるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地方財政計画などによる国の財政措置についてであります。例えばご質問にありました地方交付税率や交付税算入率の引き上げなど、各地方公共団体共通の課題につきましては、これまでも全国市長会などを

通じて、国へ要望いたしております。

確かに、交付税率の問題など、国と地方の財源配分を大きく変える重要課題につきましては、地方分権の推進に伴う税財源措置の問題が解決されていない現状の中では、なかなか進展しておりませんが、一方で過去に発行した高金利の地方債に対する財政措置を図るなど、それらの要望による成果もあると考えております。市独自の対策や方針の確立が必要ではないかということではありますが、基本的には交付税に多くを依存する財政構造にありますので、まずはその充実、確保を要望してまいりますが、税収の確保や税収入増につながる施策の展開につきましても、今後とも引き続き取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、平成13年度に新設されます臨時財政対策債についてであります。これにつきましては実質的に初めて導入される赤字地方債であり、従来のような交付税特別会計における借入金方式からの方向転換を図る、新たな財政措置となっております。その償還に対する交付税措置は、事実上、交付税が特定財源化するのではないかというご指摘であります。地方に実質的な負担を及ぼさないという観点からとり得る現行制度の中での対応と理解いたしており、その償還が全体の収支悪化を招くものでないと考えております。

また、一般財源の削減になるのではないかとありますが、この償還額が将来の交付税に導入されることにより、実質的に交付税の総額が減少となることのないよう国等へ要望してまいりたいと考えております。

次に、この臨時財政対策債の導入による財政健全化計画への影響についてであります。基本的には地方交付税の一部が臨時財政対策債に振りかわることとなりますので、それぞれの発行年度においては収支上の影響はないものと考えております。また、その償還に対する各後年度の交付税措置については、ただいま申し上げましたとおり、将来にわたって確実に担保されることが大前提でありますし、そのように措置されるものと考えております。

なお、昨年末に策定いたしました財政健全化計画の中でお示しいたしました収支試算につきましては、その後このような財源の変更のほか、21世紀プラン第2次実施計画の策定に伴う収支状況の変化などもありますので、現在新たな収支試算の作成を進めており、まとめました時点でお示しをしていきたいと考えております。

次に、公債費としての臨時財政対策債の取り扱いについてであります。従来から発行いたしております減税補てん債が公債費比率等を算定する上では、市税と同様に扱うこととしているのと同じく、これにつきましても一般財源と見なして、公債費比率等が整理されていくものと考えております。

また、臨時財政対策債も市債の残高等に含めて示されていくことになりますので、このような措置が公債費の増加による財政上の圧迫を軽く見せようとしているものではないと考えております。

次に、新年度予算について、財政健全化計画と新行政改革実施計画との関連について、さまざまな例を挙げてご意見があったわけですが、将来にわたり健全な財政状況を保ちながら適切な行政サービスを提供していくためには、みずからの行政運営のあり方を見直し、経費の節減にも一層努めることが必要であり、そのような観点に立って、行政改革に引き続き取り組むとともに、健全化計画を立てながら、今後の行財政運営に当たることとしたものであります。

いずれにいたしましても、今後とも各種の事業選択に当たりましては、議会をはじめ、多くの皆様のご意見も伺いながら、市民福祉の向上を図るため、緊急度や優先順位を見きわめながら進めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院の建替えとごみ焼却施設等の建設問題であります。これらにつきましては、いずれも大規模な事業であり、また、市民要望や行政上の必要性からして、極めて重要な事業であると考えております。現

状の収支状況を勘案いたしますと、その実現に向けてはより一層の財源確保が必要でありますので、財政健全化計画を着実に進めながら、これらの事業が実施できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、今のこの時点で両事業の具体的な時期や事業費をお話することはできませんが、それぞれの検討状況の熟度や市全体の財政状況など、総合的に勘案しながら判断してまいりたいと考えております。

次に、公債費の増加は国の方針に追随した結果ではないかとのことでありますが、国や地方を通じた厳しい景気動向と税収の低迷の中で、近年、単独事業に限らず、建設事業の財源として市債をより活用する方向にあるのは事実であります。本市といたしましても、それらの財政措置の中でより有利な財源の導入に努めながら、事業の推進を図ってきておりますし、実施事業の選択に当たりましても、本市としての緊急性や必要性の中で、一定の判断をいたしてきておりますので、単に国の方針に追随しているものとは考えておりません。

次に、市の公共事業についてであります。一般的に公共事業は市民福祉の向上のため、生活基盤の整備を進めることが第1の目的であります。その一方で、経済対策としての側面も持つものと考えております。市独自の景気対策を打ち出すことは大変困難であります。市内各界各層のご意見も伺いながら、行政課題の解決の面からも実施してきていることにつきましては、ご理解をいただきたいと思います。

次に、石狩湾新港管理組合負担金についてであります。組織団体の負担金として総務費や港湾建設費、公債費などの歳出と使用料・手数料などの事業収入の差引額に対し、6分の1の負担割合で支出しております。平成11年度までの市の負担金総額につきましては約60億円ですが、新港地域からの市税収入と交付税としての算入額がありますことから、総体的に見ますと11年度までの累計では約22億円の財政負担があることとなります。しかし、平成7年度以降の比較では、市税収入額が母体負担金と同程度、もしくは上回る傾向にあることや、小樽市域の立地企業による雇用の場の創出、工業振興など、地域経済活性化に貢献しているものと考えております。

次に、両港の貨物の推移についてであります。近年の社会経済情勢や物流の変化に伴い、小樽港の一般取扱貨物の一部が減少していることは承知をしておりますし、先ほど北野議員ご指摘のとおり、そういった部分で減少はしております。今後につきましても、小樽港、石狩湾新港がそれぞれが特性を生かしながら貨物の確保、増大を図るべきものと考えております。小樽港としては日ロ定期フェリー航路の拡大や対岸とのコンテナ航路誘致を図るなど、取扱貨物の増大に一生懸命努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港との競合についてであります。石狩湾新港は石狩湾新港地域開発の核として、港湾整備を進めており、貨物の動向に伴い、関税法に基づく港指定や検疫法に基づく港指定など、母体と協議をし、港湾機能の充実を図ってきております。小樽港と石狩湾新港は、道央圏の物流拠点港としてともに発展を目指しており、外国貿易港として各種港指定を受けることはやむを得ないものと考えております。

次に、サハリンプロジェクト開発支援拠点としての小樽港の役割についてであります。サハリンにおける原油、天然ガス開発の動きに合わせ、地理的にも近い小樽、稚内、石狩などの道内各市が後方支援拠点として名乗りを上げ、誘致活動を行っております。開発支援拠点機能には多くの機能がありますが、小樽港といたしましては、日ロフェリー定期航路などによりサハリンプロジェクト関連の資機材や生活物資等の貿易港としての役割を担ってまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港の方が拠点港として有利ではないかとのことでありますが、ただいま申し上げましたように、道内各港がそれぞれの特性を生かし、サハリンプロジェクトとのかかわりの中で港湾の振興を目指しております。

小樽港におきましては、昨年 4 月に再開されましたサハリン 7 号による日口フェリー定期航路が冬期間も含め、通年で運航していること、大型の建設機械も積載できることなどから、荷主などからも貨物は小樽港からという評価を受けつつあり、現にサハリンプロジェクト関連の資機材も徐々にふえてきております。道内他港とは競争関係にありますが、さらに航路の安定化に努めてまいりたいと考えております。

次に、集荷についてであります。荷主や商社などへのポートセールスを通じ、日口定期フェリー航路が就航しているという優位性を前面に打ち出し、引き続き貨物の維持拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の商業港としての発展、見通しについてであります。これまでも社会経済のニーズにより、港湾機能の充実に努めてきておりますが、船舶の大型化やユニットロード化、港湾機能の近代化に対応するため、中央地区再開発事業による港の整備、日口定期フェリーの再開、中国航路を視野に入れた外貿定期航路の誘致を図るなど、商業港として発展に努めてきており、今後も港湾関係業界と連携を図り、商業港としての発展を期してまいりたいと考えております。

次に、港湾労働者についてであります。港湾労働者の推移については、港湾施設の近代化に伴い、荷役作業の機械化など、荷役形態の変化に起因するものであると考えております。石狩湾新港における港湾活動には、小樽の港湾関係企業も進出しており、また、新港背後地の小樽市域には、企業立地も進んでいることから、小樽市の発展に結びつくものと考えております。

次に、石狩湾新港の整備、近代化についてであります。石狩湾新港につきましては、新港地域開発の核として、札幌都市圏を中心とした地域の物流需要の増大に対処するため、流通拠点としての役割を果たしており、小樽港につきましては、後志圏や札幌市を中心とする地域を背後圏とする物流や国際交流の拠点として、地域経済社会の発展に大きな役割を果たしてきております。今後とも両港は、それぞれの地域特性を活かした道央圏の日本海側の物流拠点として、相互に補完しながら、また、整備に当たっては必要性、緊急性を見きわめながら母体負担を考慮しながら、また、適切な整備をしていくべきものと考えております。

次に、築港地区再開発についてであります。開発フレームにつきましては、55ヘクタールの築港地区再開発という計画の枠組みの中で、定住人口、雇用の創出、入込客数を考えたところであります。定住人口につきましては、事業団用地が戸建ての分譲地などとして処分された時点で、5,000人構想は難しい状況となりましたが、雇用の面ではオープン当初は約 3,000人の新たな雇用、入込客数についても年間 1,000万人を超えている状況にあり、基本的なフレームは一定程度達成されているものと考えております。

また、マイカル小樽のセンタープラザなどの改装による離職者につきましては、新たに事業展開する企業に対し、マイカルサイドは優先的に雇用するよう要請していると伺っており、市といたしましても、引き続き強く小樽ベイシティ開発や事業主体に、雇用確保を要請してまいりたいと考えております。

次に、築港地区の再開発事業に伴う市財政の状況についてであります。税収が平年度化いたしました平成 12 年度の見込みで主なものを申し上げますと、固定資産税等の市税収入で、おおよそ 9 億 3,000 万円、上下水道料金で、おおよそ 2 億 5,000 万円を予定しており、12 年度までの累計では、合わせておおよそ 18 億円になるものと見込んでおります。一方で、事業費負担につきましては、平成 12 年度までの累計で 4 億円余りであります。

次に、この再開発に伴う市税の増加と交付税との関連についてであります。市町村の場合、地方税収入の 75% が普通交付税の基準財政収入額に算入されることとなっており、不交付団体でない限り理論上では税収増分がそのまま純増とはならない仕組みとなっております。しかしながら、市税収入の増加は、基本的には財政

力の向上につながることであり、財政構造上も大変大きな影響があると考えております。

また、安易に交付税の増収を見込んでいるのではというご指摘であります。翌年度の積算に当たりましては算入予定分等がある程度見込むこととしておりますが、先ほどの財政健全化計画における収支試算におきましては、過去の伸び率の平均をその積算の前提としたところであり、いずれにいたしましても過大な期待をしているとは考えておりません。

次に、中心商店街や既存商店街の影響についてであります。マイカルによる影響の把握は困難であります。まず、既存商店街全体の法人市民税については把握しておりませんが、中心部の都通り、サンモール一番街、花園銀座の3商店街については、平成10年度が2,800万円、11年度が3,750万円となっており、12年度は1月末現在で3,050万円となっておりますが、前年同期は3,200万円であります。売上については、平成11年9月の商業者動向調査によりますと、中心商店街の大部分の方が前年比1割ないし3割の減少と回答しており、この傾向は現在も続いているものと考えております。

店舗の状況につきましては、売上の低迷や家賃経費の負担増などによる縮小や廃業が見受けられますが、一方で新規開業もあり、店舗数はほぼ横ばいの状況にあります。従業員数の動向につきましては、さきの商業者動向調査によると、人員の削減を実施した店舗が見受けられたことから、ある程度の移動があったものと推測しております。

以上です。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

○24番（北野義紀議員） 再質問いたします。

まず、市長の政治姿勢に関連して2点伺います。

一つは、米艦入港時の3つの判断基準についてですが、市長の答弁はこれからも慎重に検討していくということで、私が3つの判断基準に沿って、それぞれ意味がないのではないかと、市長の立場からいっても再検討が必要でないかと指摘したのですが、それについてはお答えがありません。そこで伺いますが、慎重に検討していくということですが、私は、市長はこれまでも慎重に検討してきているというふうに認識しているのですよ。だからこそ昨年ピンセンスが急に入港したいというふうに言ってきたとき、検討する時間がないということも一つの大きな理由にして、ピンセンスの港湾施設使用を断ったではありませんか。慎重に検討してきているのですよ、これまでも。だから先ほど指摘した3点について、何か簡単に答弁されていますけれども、重要なものなので、改めてこのことを伺いたい。今後慎重に検討するということですが、これまでと違ってどこをどのように慎重に検討するのか、具体的に、わかるようにお答えください。

次、二つ目はフィッシュミール協業組合の問題です。平成2年度分、1,578万4,108円が時効になるからということで、裁判に訴えたということですね。それで、いわゆる平成2年の再契約以降、今日まで納入に至らなかった理由をどう承知していたか説明してください。これは議会でもたびたび議論になっているのです。しかし、支払い期限が平成2年7月10日、1,578万ですよ。これが10年以上払われていないのには、何かわけがあるはずなのです。だから先ほど私は、歴代の担当者が契約は結んだけれども取れっこないということで、必要な努力をしてこなかったのではないですか、だから議会からも指摘されたでしょう。私が先ほど指摘した経過のほかに、協業化の前に、各業者の中には魚かす処理にかかわって、身内の方複数が給料をもらっていたと。しかし、協業化に当たって、市の指導もあって、協業化に参加する業者は、給与を得る人は1人ということになっ

て、文字通り業者は身内を犠牲にしても市に協力したのじゃないですか。さらに協業組合発足後、経営が困難になったとき、市は役員をはじめとする方々の給与の減額も指導し、これも応じたではありませんか。だからこういう経過があったから、平成 2 年の再契約のときに、本音と双方合意のもとで、先ほど市長は答弁されましたが、本音と建前があって、取れないということをあうんの呼吸でわかっていたのじゃないですか。だから 1,500 万円のお金が 10 年以上たっても 1 銭も、ちょっとは入ったかもわかりませんが、ほとんど入っていないと。これに有効な手を打たれなかったから指摘を受けてきたのじゃないですか。この点についてお答えください。

次、新年度予算にかかる財政問題です。

市長もお認めになったように臨時財政対策債、新年度からこれ新しいやり方なんです。本来交付税で小樽市に言葉ちょっと悪いですね、交付税として小樽市によさなければならぬお金を削って、借金でやれというふうに変ったのですよ。これが将来の臨時財政対策債の借金返済のとき、全額交付税で見られるからと言っても、一般財源としてそのとき渡された交付税の中から、借金返済にこれこれ、あらかじめ取られるわけでしょう。だから自由に使えるお金が減るということになるでしょう、何ば交付税で措置されたって。こういう新しい小樽市を含む地方の財政を、苦しめるやり方をとったのですよ。地方交付税法では 6 条の項ですか、そこでちゃんと、先ほど指摘したように、地方の財政が苦しくなったら、税率引き上げか、制度の改正を行って、財源不足を国の責任で措置するということになっているのですよ。この態度をずるずる延ばしにしてやらないで、そして財源不足はおまえらの借金でやれと、交付税で払っていたら地方の責任感がないと。とんでもない言いがかりをつけて、借金を押しつけると。これは 13 年度からの財政措置ですが、それ以前、最近も、地方単独事業の押しつけなどを行って、交付税を引き上げをしないで、交付税足りなくなったら交付税の中から前借りして、そして措置するとかそういうことをやって、それだけでも足りなくて、借金を押しつけてきたでしょう。それは市長の言うように、小樽市の福祉施設とか、学校とか、市民の要望にこたえる事業で、僕は借金なくやれなんていうこと言っていない。それは借金を抱えてやる場合でもあるんですよ。しかし、健全化計画、あるいは行革でいう、これまでの公共事業がすべて、活性化や小樽市の経済の発展に貢献したかということとは話は別ですよ。だから事業ごとに、一つずつ分析しなければならないということで、私は石狩湾新港とマイカルを挙げたわけです。お答えをいただきたい。だから収支悪化を招くものではないということについては納得が行きません、お答えください。

それから次に、地方交付税法第 14 条で、基準財政収入額の算入方法が示されています。ここでは市の普通税及び事業所税の収入見込額の 75% が算入されることになっているのです。これは先ほど市長がお答えになった点であります。だから普通税が伸びても、ストレートに普通税の増額にならないわけですよ。だから市長の言うように、市税が伸びれば財政安定化につながるということはそれはそうです。しかし、平成 13 年度から臨時財政対策債の発行に伴って、内簡にあるように、今度は逆に基準財政需要額を減額するということで、どこをどのように減らすかということが、示された内簡の 25 ページに具体的に書かれているのですよ。基準財政需要額と基準財政収入額の差、新年度ではそれが交付税としてきますから、170 億円余り来ることになっているのですよ。その基準財政需要額を削るということなんだから、どういうことになりますか。当然交付税で来ることが、今度は減ることになるのですよ。今 170 億くらい来ているけれども、もっと減ることになるのですよ。そういうふうに国のやり方が変わってきているのです。小樽市の財政の構造というのは、市長が言ったように、個人市民税とか、法人市民税は余り大きなウエートを占めないで、固定資産税だとか、あるいは都市計画税が

半分を占めているというふうにおっしゃっていましたが、健全化計画の収支の見直しということ、先ほど少しおっしゃいましたけれども、それはどのようにしてやるのか、私の指摘してこういうことも計算に入れなかったら健全化計画にはならないのではないですか、お答えください。

次、13年度以降の一般財源が事実上削減されると、この点に関しては、市長は認めていませんが、これは少なくとも国では3年間続くと言っているわけですね。だから先ほど来指摘しているように、健全化計画は13年から17年度までの5カ年ですよ。だから当然これは見直しに、こういうことが加えなければならないということです。こういうことで、これから借金の返済が多くなるというところに、先ほど指摘した焼却炉と広域連合になるわけです。私たちは小樽市単独で焼却炉をつくりなさいと言っていますが、市長は広域連合で対応すると言っています。広域連合ということになれば焼却炉を建てて、150億なり200億の膨大な事業ですから、大半が借金ですよ。この借金は結局石狩湾新港の負担金と同じように、広域連合の母体の一員として、税金でもって現金で払うようになるわけですよ。だからますます市財政は苦しくなるのではないかと心配があるのです。だからこういう点は、改めて市長の公約で病院の建替え等はやると言っているのですから、その公約との関係でもう少し詳しく説明してください。

それから、市長の答弁を聞いていて気になるのですけれども、小樽市の収入の構造を先ほど触れました。だから私は不景気を打開して、そして法人市民税を上げるというふうにすることを、そういうのが計画にないのはおかしいのじゃないかと言ったら、言葉はそうじゃないけれども、それは収入の構造からいって大したことないんだと。1割も占めていないのだと、こういうふうに言うのですけれども、これはちょっとおかしいのではないかというふうに思うのです。確かに市税収入に占める比率が低いことは事実ですけれども、小樽市で事業所数がふえて、それがかつてと違って、近代化されているといっても、雇用の方が広がるわけです。人口増にもつながるのです。このことが結局、市税収入の大半を占めている固定資産税の増収にもつながっていくのではないですか。そればかりじゃなくて、その他のプラスの波及効果ともなって、本市活性化の基本的要因になるというふうには考えないのですか。市税収入の、今の瞬間の断面だけ引いて見て、そして余力入れない理由に、理由にはしていないようだけれども、なんか言いわけみたくしているのは大変気になる見方なので、基本問題ですから伺います。

それから次は、むだな公共事業ということで指摘をしている石狩湾新港です。これからも石狩湾新港は小樽港と相まって発展するというふうに言って、先ほどの答弁を聞いていたら、それぞれの、両港の背後圏について触れております。新港は新港地域開発の核、札幌都市圏を中心として物流需要増大の流通拠点港でしたか、小樽は後志圏や札幌市を中心とする地域の背後圏とする物流や国際交流の拠点だと言っているのですよ。言葉はちょっと違うのですね。しかし、大消費地である札幌都市圏は、ちゃんとぶつかっているのですよ。バッティングしているのですよ。だからこれまで我が党の西脇議員が石狩湾新港管理組合でもこの問題を何遍も指摘してきているところなんです。だからそういうことで事実としてそうだし、これまでも石狩湾新港ができれば、事実上小樽で扱われていた貨物がどんどん取られているじゃないですかということを、主な貨物の推移を比較して指摘をしたのですよ。それはお認めになりました。認めていながら、これからも相まって発展するというのはどういうことなのかわかりませんが、私は、背後圏の問題にも触れてお答えください。

(発言する者あり)

いや、ごちゃごちゃ言わないで、意見あったら言いなさい。

この市長の答弁には、人口問題、札幌への都市機能の一極集中、後志の第1次産業の衰退など、基本的な問

題が語られていません。もう少し具体的に説明して、なぜ小樽と石狩湾新港が両港相まって発展するのか、ご説明ください。

それから小樽は、石狩湾新港にない国際交流、石狩湾新港のとき、背後圏では活字としては出ていませんが、国際交流の拠点だと言っているのですけれども、しかし、実際にこの間、石狩湾新港と小樽港の進展状況を見ていると、今小樽は日口定期フェリーを月 1 回、ところが先ほど指摘したように、韓国とのコンテナの定期便は、もう週 2 便になっているのですよ。そして先ほど言ったサハリンからのピートモスは、石狩湾新港へ行っちゃったわけでしょう。だから幾らフェリーでもって小樽が信頼を得ているのだとしても、そういう市長の答弁と裏腹に、石狩湾新港に全部シフトしていっていると、これをどう考えたらいいのですか。だから先ほどの小樽港の貨物の減少の理由に、社会経済情勢の変化や物流の変化に伴って、小樽港の一般取扱貨物の一部が減少していることは承知していると、市長は答弁しているわけです。だからこういうことに触れてお答えをいただきたい。

それから、コンテナの外貿ですが、これは市長が去年の 10 月中国へ行って、コンテナをぜひ小樽へということで運動してきました。ところが、その一方で、米艦を受け入れているのですよ。これは明らかに周辺事態安全確保法では、中国を敵視するということを想定しているのですよ。そんなことをやっておいて、一方で商いをしましうと言うのはおかしいですよ。小樽港はアメリカの艦船は入れませんと。だから平和な貿易港、商業港だから、ぜひ中国のコンテナは小樽港へというのだったら、一点の曇りもなく、胸張って言えるのじゃないですか。改めての市長の態度表明と決意をお聞かせください。

最後に、築港再開発事業に関連して、答弁を聞いていますと、定住人口を除いて、開発フレームは基本的に達成されたということです。胸張って収支の問題についてもお答えになりました。先ほど指摘したように、再開発事業は、新規の事業だから、新たに市税収入や上下水道の料金が入るというのは当たり前のことなんですよ。1 番市民の皆さんが心配しているのは、この再開発事業によって既存商店街が否定的影響を受けるということなんです。だからマイカルの影響が全体としてどう出ているのかわからないと、冒頭にお答えになりました。中心商店街のことについては、法人税その他で若干具体的にお答えもありましたけれども、全体としてはわからないと。だからここへの具体的影響、私がさっき挙げた、指摘した点ですね、項目、それ以外にもあると思うのですが、具体的影響を調査し、比較検討して、初めて客観的にこの事業がよかったのかどうかということの評価できるのではないですか。この事業の評価の基本的スタンスは、私はそうだと思うのですが、これについても触れてお答えをいただきたい。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） たくさんありましたので、漏れないようにお答えしたいと思いますけれども、初めに米艦入港にかかわって、慎重に検討しているということについてでありますけれども、従来からも何回も申し上げてまいりますが、3 つの要件等について、慎重に検討して判断しているということで、その慎重は何だということでございますけれども、今回のマッケインの例にありますように、いろいろな状況等も見ながら、今回は特に商業船の入港等の状況もありましたから、ぎりぎりまで判断を延ばして、そういった状況も把握しながら、そしてまた、突然のそういった状況もあるわけですから、そういった面で慎重に判断しているということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、フィッシュミールの関係でございますけれども、確かに協業組合の設立の経過については、北野議員おっしゃるとおり、いろいろな公害問題といいますが、そういうことがあって、ご協力もいただいたわけです。しかし、いろいろな状況の変化があって、なかなか経営が立ち行かないというふうに至ったわけでございますけれども、そのことと損失補てん金の問題等はちょっとまた違うのではないかと。私どもとしてはいろいろとお話を申し上げましたけれども、その損失補てん金の存在の有無について意見が分かれたものですから、どうしてもこれについてはご理解いただけないと。そういう判断の中でやむにやまれず、今回そういうことで一つ決着をつけるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、臨時財政対策債に関連していろいろお話がありましたけれども、1つは収支の悪化につながるんじゃないかというご心配でありますけれども、平成13年度からこのような、新たな地方財政対策、財源対策といいますが、財政対策がとられた背景には、やはり国並びに地方が抱える膨大な借金という現状を、改めてそれぞれが認識すべきというような国の強い姿勢といいますが、こんなものがあつたわけであります。現実問題として、このように決定された今後の仕組みでございますけれども、小樽だけがというわけではございませんので、すべての地方公共団体がこういう状況でございますが、少なくともその参入によりまして、ご指摘のありました一般財源としての交付税の減額やそのことによって実質的な収支の悪化につながることをないように、市長会を通じて国に強く要請していきたいと、こういうふうにいるわけでございます。

それから、健全化計画の収支見直しでございますけれども、基本的には先ほど申し上げましたとおり、交付税の減額分については臨時財政対策債を計上いたしますので、その発行年度においては影響はないというふうに思っております。しかし、問題の交付税の今後の見方でありまして、この取り扱いを含めた上で、どのような推移となるかは、現時点ではなかなか予想がつかないということもありまして、ご意見にもありました市税の増加などに伴う基準財政収入額の増によって交付税が減額となることも一般論としては当然であるところではありますが、それらの動向については、非常に見込みにくい状況の中で、過去の推移などから一定の推計をせざるを得なかったというふうに考えております。

新たな試算の内容につきましては、こういった要因のほかにも、先ほどもお答えしましたとおり21世紀プラン第2次実施計画なども考慮して作成していきたいと考えておりますし、また、一般財源の事実上の削減が行われることのないように、これもまた強く求めてまいりたいと思いますので、収支試算上もそのような観点で積算をしていきたいと思っております。

次に、病院とごみ施設の関係でございますけれども、これにつきましては、これまでも議会等におきましていろいろとご心配やご意見をいただいております。先ほど申し上げましたが、大変大規模な事業でありますことから、その財政負担も当然大きくなるであろうと思いますが、いずれもそう遠くない時期には具体的なその方向性を見出していかなければならないと思っております。そのためにも、一層の財源確保というのが必要でありますので、ご指摘の公債費の面からも国等へ要望していくものはしていきますし、13年度以降の現状の施策等を踏まえた中で、市債残高をふやさない方向で努力をしなければならぬと考えておりまして、健全化計画で掲げた以上の成果を得るように、これからも努力をしていきたいと思っております。

それから、法人市民税のように、少ないからという話じゃなくて、景気を上昇させて法人市民税も上げると、そういうようなご意見でございますけれども、それは当然でございますし、もちろん地場企業に頑張ってもらって、そしてまた企業誘致にも取り組みながら、そういった法人市民税の増収は当然図っていかねばならない課題であると思っております。

それから、石狩湾新港の関係でございますけれども、両港の発展についてでありますけれども、道内の港湾の状況を見ますと、国内外の物流の趨勢、あるいはまた貨物の動きでありますけれども、どちらかという現在、北海道では太平洋側といいますか、苫小牧を中心とした、そういったところへの移行が進んでいるというふうに理解しておりますし、一方で後志、石狩、空知などの道央圏を背後とする我々としては、やはりロシア極東を含む東南アジアといいますか、東アジアの経済発展の中で、対岸諸国との貿易拡大が必要だろと思ひますし、過度に集中している太平洋側との対抗軸として、両港で頑張って貨物を誘致するという観点で進めていきたいと思っているわけです。

それから新港の小樽港への影響についてでありますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、当然影響は確かにあります。しかし、そればかり言っておられませんので、今申し上げましたとおり、太平洋側との関係で、小樽も石狩も頑張らなければならないし、小樽港としてはやはりこれからの生きる道としては日ロフェリーの問題とか、あるいはまたコンテナ貨物航路の誘致、これも非常に大きな課題でありますし、それからまた小樽港利用促進協議会によりますポートセールス、先般も旭川に行つてまいりましたけれども、そんな中で我々も努力しながら、官民一体となつて努力をして、貨物の誘致を図っていきたいというふうに思っております。

それから、コンテナ航路と艦船の話が出たわけですが、現在の中国の状況を見ますと、今問題になっております繊維の問題、タオルの問題もありますように、非常に日本と中国との関係というのは、非常に向この人件費が安いといいますか、そんなことで非常に貨物がふえてきていると、そういう状況でありますので、艦船は艦船の問題として、それとは切り離して、我々としては中国の関係といいますか、中国とのそういった国際コンテナ航路の誘致について、さらに努力をしていきたいと思っております。

それから、マイカルの評価の関係でございますけれども、確かに個人消費の伸び悩みによりまして、厳しい経済状況や、あるいはまたオープンして2年を経過いたしましたので、そういった状況があるということは承知をしておりますが、ただ開発地区内に3.8ヘクタールの、まだ未利用地があることから、なかなか具体的な影響を把握するのは難しいものと思っておりますが、現段階での評価といたしましては、どういった調査ができるのかどうか、そのことも含めて、もう少し我々としては勉強させてもらいたいと思っております。ただ、商店街との影響につきましては、先ほどもお答えしましたけれども、商業動向調査、商業者の動向調査をこれからも引き続き行いながら実態の把握等に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 再々質問いたします。

一つは、小樽港の安全にかかわって、米艦の問題ですけれども、聞きたいことにかみ合つてお答えがありません。

これについては市長として、3つの基準を設けているけれども、しかし事実上、バースがあいていたら認めるということが市長の態度ではないかというふうになるのです、あれこれ取れば。そんなことでいいんですかというふうに聞いているから、その点についてだけ取りあえず答えてください。

次、議案40号にかかわって、フッシュミール協業組合です。一番聞きたいことに答えていません。市長の再答弁は、損失補てん金についてご理解を得られなかったので、裁判に訴えるというふうに答えています。それは初めから聞いていますよ。だけど私が問題にしているのは、平成2年7月10日支払い期限の1,578万円、これ

が10年以上払われていないというのには、背景があるでしょう。歴代の市の担当者が、これは山田市長だって経済部の次長だったのですからね。山田現市長を含めて、取れっこないというふうに思っていたから損失補てん金かわる支払い方法の契約は結んだけれども、まじめに取る努力もしていなかったでしょう。これはこの間の議会のやりとりではっきりしているのですよ。だからそういうふうにしておいて、人事を尽くさないで、いわゆる時効のぎりぎりになってから裁判というのなら、おかしいのではないかとことを言っているのですよ。だから協業組合発足、その後の経緯に照らして、市の呼びかけにこたえて、協業組合に参加した方の業者、あるいはそこの役員だった人の落ち度によって経営が悪くなったという理由があったらお聞かせください。

(「議長と呼ぶ者あり」)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝磨) 再々質問にお答えしますが、1つは米艦船の入港にかかわって、バースがあいていれば認めるのだらうと、こういうことでございますけれども、艦船によって使われるバースがいろいろ違うわけでございまして、喫水等がありまして、あいているからすべていいんだということではありません。したがって、その使えるバースが本当に大丈夫かどうかと、そういう判断というのは、やはり商船との関係で、ぎりぎりまで判断をしなければならない。それもありますし、先ほども申し上げましたとおり、いろいろな諸情勢も判断をしなければならないということでございまして、慎重に判断をしているということでございます。

それから、フィッシュミール関係でございしますが、確かに先ほども申し上げましたとおり、過去の経緯経過は北野議員の言われるとおりでありまして、非常に我々としても、平成2年に行いました使用損失補てん金の問題について、これは十分相手側と協議をして決めたわけでございますので、そのことをなかなか相手側が認めないといいますが、今になってそんな、十分な、そのときに説明がなかったと言われても困るので、ずっと今まで話し合いを続けてきたと、何とかご理解を得るように話し合いを続けてきましたけれども、最終的にどうしても理解が得られないという判断になったものですから、やむを得ずこういった状況になったわけでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長(松田日出男) 北野議員の会派代表質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時35分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 現在の森政権に対し、国会内では野党はもちろんですが、与党からも、さらには国会外では東京都議会の自民党及び札幌市議会自民党議員会までも、首相退陣を求める声明まである前代未聞の政権末の様相を呈しているさなかで開催される第1回定例議会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

これからの私の質問の中に、一部さきに質問されました方々と類似する部分もあるかと思いますが、観点の相違もありますので質問を続けさせていただきます。

まず、議案第1号の平成13年度一般会計予算案についてであります。市長が本定例議会に提案されている予算案は16億6,700万円に上る財政不足をそっくり減債基金繰り入れによってやりくりをした内容であります。その内容を見ると、市長の「財政健全化5カ年計画」に示された具体的な方策が、このたびの予算案に浮き彫りにされております。例えば人件費や行政費などが削減されている一方、景気低迷に配慮した建設事業費の20.5%増に加え、山田市長の公約である扶助費など、少子・高齢化対策や地場産業振興策などをぎりぎりまで盛り込んでおり、さらには市債発行を73億円弱に抑制するなど、山田カラーが出てきた予算案であると言えると思います。

また国が、先ほどの代表質問でもありましたように、交付税制度の見直し、全国自治体への普通交付税の約5%を赤字地方債に振り替えたにもかかわらず、当初予算総額で対前年比4.2%、高い伸びになったことは、市長の意気込みがうかがえるのであります。このような予算概要を見ながら、以下何点が質問いたします。

まず、議案1号に関して、去る2月20日にまとめた市総合計画、「市民と歩む21世紀プラン」の第2次実施計画を各会派に説明いたしました。その内容は、平成13年度から平成15年度に至る3カ年の総事業費は551億2,903万円で、第1次実施計画より258億2,500万円少ない内容となっております。

以下、順次施策の大綱に従ってお尋ねいたします。

まず、21世紀プランの総合計画の第1次実施計画が終わりに近づき、第2次実施計画に入りますが、第1次実施計画の総合判断をどのように評価しておりますでしょうか、お答えください。

以下、第2次実施計画についてお伺いいたします。

「ふれあい 福祉・安心プラン」の中で、「福祉のまちづくり条例」を制定する事業費として、平成13年から平成15年度まで45万円を予算化しておりますが、具体的に条例制定はいつごろ考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

また、男女共同参画社会の形成を目指すがありますが、本市の管理職で、男女の割合を最近5カ年の数値と今後のお考えをお示ください。

次に、「うるおい 生活・快適プラン」の大綱の中で、除排雪体制の充実について、特に排雪を重点に置き、あわせて交差点の雪山処理を強化するとありますが、今冬はこの大綱に該当しない地域もあるように思われます。ぜひとも平成13年度も強化してほしいものであります。特に、今冬より除雪「3-5」の雪割り路線に対し、雪解けまでに1回しか入らない除雪を2回以上入れてほしいと我が党は常に要望してまいりましたが、ぜひとも強化、実現を図っていただきたいものであります。いかがでしょうか、お答えください。

また、「ゆたかさ 産業・活力プラン」では、農業において野菜等施設栽培の促進を図るとしてあります。しかし、ビニールハウス施設整備への支援策として600万円を計上しておりますが、廃物となったハウスのビニールなど、処分をいかなう対策を講じておられるのでしょうか。民間資本を導入するなどして、塩化ビニールなども含めた処理施設などを計画してはいかがでしょうか、ご見解をお示ください。

次に、「にぎわい 都市・形成プラン」の中で、新市街地の整備事業概要で、市街化区域、市街化調整区域の見直し及び都市計画基礎調査をすとして、平成13年度から平成15年度まで、4,568万円の事業費を見積もっておりますが、具体的にその事業内容をお示し願います。

この項の最後に、「はぐくみ 文化・創造プラン」についてお尋ねいたします。総合計画によりますと、社会教育では図書館など、社会教育施設の整備・充実に努めるとあります。中でも博物館については、総合計画では「新博物館建設に向けた取り組みを進める」と明確に方針が示されておりますが、実施計画では資料の収集

や修復にとどまっております。今後の博物館についてのお考えを明らかにしてください。

しかし、現在は過去の収集した資料を、小中学校の空き教室などに分散している実態ですが、その対策には触れておりません。今後この貴重な資料をどのように処理するお考えが明らかになります。それとも第 3 次実施計画で対処するお考えがあるのでしょうか、それも含めてお答えください。

次に、成人式のあり方についてお尋ねいたします。この問題は高松市の成人式を妨害した 5 人が逮捕されるなど、荒れた成人式が相次いだことに端を発し、道内自治体の首長らの多くが成人式の必要性を感じながらも出席者のマナーを憂慮し、対応に悩んでおります。34市のうち 8 市が来年以降の式のあり方を見直すことが報道されております。その中で山田市長は、「当市の式は 20 分程度なので私語を慎み、集中してほしい」としながらも、「自治体主催から新成人を加えた実行委員会主催に切りかえ、若者の声を積極的に取り入れるようにと考えている」ことを表明いたしております。そしてこの経費を平成 13 年度から平成 15 年度までに、1 年平均 190 万円の、570 万円を事業費に見積もっておりますが、内容は従来とどう変わるのでしょうか、その考え方を教えてください。

次に消防費、非常備消防費についてお尋ねいたします。現在の消防団は、たしか戦後、自警団として各町内会で組織され、その後法律により消防団に移行されたものと記憶いたしております。したがって、その名残からか、現在に至っても各町内会よりそれぞれの地域分団に予算づけをしており、それによって消防団の管理運営をいたしている現状であります。私はこの問題について、地域から要請を受け、5 年ほど前と思いますが、予算特別委員会などで質問をいたしましたが、検討課題になっており、いまだ改善されてはおりません。しかし平成 13 年度の予算案を見ると、機械器具整備費で 93 万 8,000 円、管理費で 87 万 7,000 円等が前年度より増額されているが、これはただいま述べた消防団の管理運営費と理解してよろしいのかどうかお答えください。もしそのような目的の予算だとしても、半世紀にわたる経過があるだけに各分団から不平不満の起こらないよう十分関係者と協議を重ねて予算づけをすべきだと思いますが、決意のほどをお伺いいたします。

さらに、これまでそれぞれの分団に交付してきた町内会にも十分話し合った上で、処置方を図るよう望んでやみません、あわせてお答えください。

次に、都市計画費の中で、中心市街地活性化対策事業費の、株式会社アール・アイ貸付金の 3 億 2,200 万円についてお尋ねいたします。現在、株式会社アール・アイは、テナントのフードセンター及びブックセンターなどが好調のため、賃貸料の遅滞がないとのことですが、何しろ 25 力年間の長期にわたる融資でありますので、太陽米菓やフィッシュミールのような結果にならないよう念には念を入れて、恩があだにならないよう処理されることを希望いたします。市長が「財政健全化 5 力年計画」の初年度でもありますので、出ばなをくじくことのないよう関係者の決意のほどをお伺いいたします。

次に、消防の出動態勢についてお尋ねいたします。新総合計画では、消防の現状と課題について、次のように述べております。「本市においては、市民の生命・財産を火災や災害から守るために、消防車両など、機動力の確保に努めるとともに、救命士が同乗した高規格救急車や緊急通信指令施設の導入など、施設の整備や体制強化に努める」とあります。しかし、実態はどうでしょうか、昨年 12 月以降、ひとり暮らしの高齢者が火事で亡くなるケースが相次ぎ、2 力月間で 3 名のお年寄りが犠牲になっております。この犠牲者の中でも、特に 1 月 2 日、82 歳の男性が自宅で、火事で焼死いたしておりますが、この事故ではご近所の住民からもその出動態勢と処置に疑問の声が出ております。独居老人の市営住宅、長屋風の 2 階から出火したのですが、このときに出動した消防車にははしごがなく、近所から木製のはしごを借りてきましたが、そのはしごが短く、それが

らはしご車の出動を要請したと地元の人たちは証言いたしております。その間、2階は燃え盛っており、例えば当初生存していたとしても、この第2次のはしご車が来るまでには亡くなるのは当然だとも述べております。市営住宅の長屋風の2階であるならば、どの程度の高さが、当然熟知しているはずの消防署は、なぜ当初からはしご車の出動をさせていなかったのでしょうか。この第2次出動まで、わずか4、5分と消防署は述べておりますが、猛火の中の4、5分は、住民にとっては何時間にも感じたことは当然であります。いかに近代的な施設や機動の態勢が強化されたとしても、実際の現場で発揮できなければ意味ありません。事実関係も含め、今後の指令態勢についての所見をお伺いいたします。

次に、小樽交通記念館対策についてお尋ねいたします。交通記念館は、昨年11月5日をもって、冬期閉館となりましたが、平成12年度の入館者数は約6万7,100人と、平成11年同期に比し、1万4,000人を下回った中で営業が終わりましたが、平成12年度の赤字はいかほどになる見通しでしょうか。累積赤字も含めてお答えください。

当館は、開館した平成8年には20万5,000人であった入館者数が、平成12年には6万7,100人にまで落ち込む結果となりましたが、その理由と今後の対策をお示しください。開館から6年目を迎えた小樽交通記念館は総事業費44億円を投じて、小樽北部の観光起爆剤として期待を担ってスタートいたしましたが、その後の営業努力にも目を引く内容のものが見受けられたにもかかわらず、雪だるま式に膨らむ累積赤字の解消には、抜本的な運営の改善と積極的な営業努力がいまなお求められております。私はこれまで第1に、目玉商品がないのではと申し上げてまいりました。具体的にはC62機関車などを手放したことに加え、陸はよいとしても海・空、海と空の関係について乏しいことを残念に思うと主張してきました。このたびは旧手宮機関庫もようやく国からも認められるようになったことに加えて、全国にアピールする努力を重ねていただきたいと思います。120年前に、全国で3番目、道内で最初に走った鉄道がある小樽の交通記念館、これは街の歴史を伝えるシンボリック的存在ではないでしょうか。この主要な財産を埋もれさせるべきではありません。したがって、今後のあり方について市長のご見解をお伺いいたします。また、市民からは社会教育施設にすっきりしてはの声もあることから、教育長にもお答えを願います。

次に、公金着服事件に関連して、公金管理関連についてお尋ねいたします。市職員の公金着服が相次いで発覚してから1年余が経過いたしました。市長はこの事件を受けて、再発防止等を打ち出し、公金管理のあり方を見直す特別調査チーム、「各種団体会計事務調査委員会」を発足させ、その上「職員倫理規定」までも昨年11月に施行させました。そこでお尋ねいたしますが、特別調査チームの任務はいかなるものだったのでしょうか。市が外部団体の会計事務を請け負っている91件の公金管理の実態を調べて、具体的な再発防止策を練ることを目的とするものではなかったのではないのでしょうか、お答えください。また、今日までのその調査実績はどの程度進んでいるのかをも含めて、ご答弁願います。

次に、循環型社会形成に関連して質問いたします。21世紀プラン第2次実施計画で、「廃棄物中間処理施設の整備に関する調査」をする事業費として8,040万円を計上しておりますが、調査を依頼するコンサルタントの依頼先については決まっているのでしょうか。さらにどのようにして決定するのでしょうか。まずお尋ねいたします。

次いで、この事業費には、北後志5町村との共同施設である焼却処理施設の調査も含まれている内容となっておりますが、他の町村の負担割合についてはどのようにお考えを持っておられるかお示しください。

私は、さきの代表質問で、循環型社会に触れましたが、小樽市の取り組みはどうもはかばかしくなく、足袋

の上から足をかいている感じがしてなりません。本年3月末で閉鎖される天神町の「じん芥焼却場」についても、桃内町での新焼却場が広域処理事業者と地元桃内地区との話し合いの遅れから、当初平成14年度着工、同17年度操業の開始予定が遅れて、着工が平成15年度、操業開始が平成18年度にずれ込むことになり、新焼却場が完成するまでの間、市内のごみはすべて埋め立て処分となります。したがって、桃内地区の市廃棄物処理センターの埋め立て処理能力も、このままでは計画より短命になるのではと懸念している1人ではありますが、いかがですか。私の予想を否定されるのでしょうか、お答えください。

その延命の策として、市民とともに知恵を出し合って、廃棄物を減らす仕組みをつくらなければなりません。ちなみに「リサイクル率」を見ると、全国平均が11%、全道平均が6%強、留萌市が何と37%、富良野がトップで、富良野市は55%となっております。小樽市は、昨年7月から12月までの埋立量は1万5,456トンであり、一昨年同期比より26.7%減量しており、埋め立てずにリサイクルに回った資源ごみの収集量は、この期間に492トンで、減少分のうちの8.7%にしかかっておりません。対策が進んでいる留萌市のリサイクル内容を見ると、まず集めた生ごみは発酵させ堆肥にする。次に、瓶や缶は分別して回収業者に引き渡す。次に、割り箸や菓子箱、トレーなど燃えるごみは細かく砕いて固形燃料に変え、工場の熱源にする。そうして運び込まれたごみに手が増えられ、重さにして37%の「新しい資源」が誕生するのだと伺っております。さらに留萌市では、家庭ごみの94%が8種類に分類されているとのことでもあります。そこでお伺いいたしますが、道民1人当たりのごみの排出量は1日に約1.3キログラムであり、全国平均を20%も上回ることです。理由には、観光やサービス業の比重が大きいことが挙げられておりますが、観光客の多い小樽市の実態はいかがででしょうか、お答えください。

また、ごみの減量化には発生量の抑制も大きな課題であります。新聞報道によりますと、岐阜県の6万7,000人ほどの高山市では、「ごみ処理シール」制度を考案し、例えば市民1人にシール31枚を無料で配り、市民はごみ袋にそのシールを張って出し、余った分は1枚10円相当で市が買い戻し、逆に大量に出す人には追加シールを1枚70円で販売する制度を編み出し、その結果、燃えるごみが20%も減り、毎年の処理費が1億円も節約できたとのことでもあります。ごみの有料化のみに頼るのではなく、常識を変えるようなこれらの施策を参考にしたいかがでしょうか、決意のほどをお伺いいたします。

また、「うるおい 生活・快適プラン」の中での廃棄物処理においても努力は見えますが、その効果が見えません。啓発用ポスターや「かんきょう広報」などを発行する程度では手ぬるいのではないかと思います。出前環境教室なども含め、市民の中に飛び込んでいく体制の強化を示してほしいと思いますが、いかがですか。

さらに、事業が遅れている広域処理については、関係住民との対話について、時間を惜しむことなく積極的にされることを望んで次の項にまいります。

次に、議案第14号に関連して質問いたします。

介護保険制度で、利用者負担の軽減のため、国とは別に独自の施策を打ち出す道内の自治体が、昨年、4月現在の21自治体から今年に入り、54にまで広がったことが報じられております。私は非課税世帯にすべて、均等に助成することには賛成しかねますが、所得税非課税世帯で、かつ生活実態が生活保護基準以下の世帯に対しては、訪問介護や通所介護の利用を全額免除してはと思うのですが、小樽市はこのような世帯に対し、現在どのような施策が取られておられるか、お示してください。

もしこのような低所得者でも保険料の全額免除が、昨年11月11日、当時の厚生省が減免に対する自粛を求めた方針に反するのでしょうか。それとも軽減により生じた介護保険財政の赤字を一般会計で穴埋めをしなければ

ばよいのでしょうか、お答えください。

次に、市内の介護保険制度の訪問介護サービスを請け負っている「デビタス」が、熟練したホームヘルパーの確保が難しく、採算面で厳しい状況が続いていることを理由に、介護保険事業を2月から休止されたことが報じられております。事業休止の理由としてはただいま述べましたように、経験の豊富な熟練者を確保することが難しいことなどが挙げられておりますが、他の事業者と同様のことが言えるのではないのでしょうか。小樽市として何らかのホームヘルパー養成対策を講ずるべきだと思いますが、予算が見当たりません。市としてはホームヘルパーの数は十分だと常に述べてまいりましたが、熟練者が不足では事業が成り立ちません。小樽市も「ふれあい 福祉・安心プラン」の施策の大綱で、高齢者の在宅生活の支援と家族の介護負担の軽減を図るため、訪問介護の充実を図るとし、実施計画でも「在宅障害者ホームヘルプサービス事業」を行おうとして、3カ年で7,200万円を予算案に提起いたしております。したがって、それらの事業を行うにはホームヘルパーの熟練者が必要となります。ホームヘルパーの養成に努力するべきだと私は思いますので、お答えをいただきたいと思います。

次に、現在、平成12年分の確定申告を受け付け中でありますが、今回から介護保険の保険料やサービスの自己負担分も控除の対象となりました。しかし、内容が複雑であり、十分な指導をしないと理解できない部分が多々見受けられます。例えばこれまで医療保険で賄われていた訪問看護など、医療系サービスに加え、今回新たに訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所の介護サービスなど、4項目の自己負担分全額が対象になりますが、ただし訪問介護のうち、家事援助の費用は控除されません。などなど複雑な内容ですので、確定申告時にしっかりとした指導体制が、又は3月15日までは時間的に難しい点もあるかと思えますけれども、講習会などを開いてはと思いますが、その対策も含めてお答えください。

次に、訪問介護事業者が、報酬単価の低い家事援助をやめられるよう、昨年11月に、当時の厚生省が方針転換をいたしたのを受け、提供するサービス項目を縮小する動きが事業者間に出てきたことが聞こえてきますが、小樽市内ではいかがでしょうか。このような動きが加速すれば、介護保険そのものが危うくなることは必至であり、利用者へのサービス低下が懸念されます。家事援助の報酬単価は30分以上1時間未満では、基準額で1,530円、身体介護の4,200円の半分以下であり、事業者にとってはホームヘルパーを確保することさえ困難な水準であり、採算が取れないため、今後一層、家事援助の比率を減らす事業者が増加することは目に見えております。専門家によると、「家事援助サービスには利用者側の根強いニーズがある。一方的に家事援助を身体介護に切りかえたり、家事援助と身体介護の両方を合わす『複合型』にすることは、低所得者層を中心に、負担が増すばかりである」と述べております。市の関係者はこの問題をどう把握し、どう対処しようとされるかお答えください。

次に、議案第29号 平成12年度介護保険事業特別会計補正予算案についてお尋ねいたします。

提案されている29号議案は、サービス事業者に支払う給付費、3億180万円を増額補正するものであります。これは市外、又は隣接する札幌の福祉施設や医療機関での利用者が予想以上に増加したためのものであり、昨年4定では、同給付金補正は3億8,000万円で、今回の補正額3億180万円との合計では、当初の給付金67億6,700万円より実に6億8,180万円の増額となったのであります。昨年の4定で、私はこの問題を取り上げ、保険料の値上げについてお尋ねをしたところ、「このままでは保険給付費の17%を保険料として徴収する仕組みになっているので、保険料を引き上げる要因となる」と答弁いたしておりますが、2年後の小樽市の保険料の値上げは、間違いないと理解してよろしいのでしょうか、お答えください。

また、このような市外施設の利用者が見込みより増加している理由としては、市内の施設に空きがないことなどとお答えになっております。市民の税金を市外の業者に支払うより、市内の業者に給付できる体制を築き上げるよう強く要望したいものであります。いかがですか、お答えください。

次に、議案第34号についてお尋ねいたします。

本議案は、昭和52年から平成12年までの24年間に1,038件、金額で11億4,680万円にわたって行ってきた住宅建設資金融資制度事業を廃止して、新たに住宅のバリアフリー及び無落雪屋根などの改造に要する資金を無利子で金融機関との協調融資を行おうとするものであります。バリアフリー改造工事については、特に高齢者の多い本市としては、大変明るい事業とは思いますが、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、前年の所得を上限1,200万円とした根拠をお示してください。また前年の所得が1,200万円以下が融資対象者になっておりますが、下限はないのでしょうか。それをどのように考えておられるか、お答えください。

次に、55歳以上の方が同居していなければ対象外であるとのことですが、予算案が1,275万3,000円とした理由はなぜでしょうか、せいぜい5、6件ぐらいと考えていたのでしょうか、それとも金融機関との協調融資であるがゆえでしょうか、お答えください。

さらに、市税を滞納していない者が対象者とのことですが、市税を免除されているような家庭をどう考えているのでしょうか。対象になると考えてよろしいのでしょうか、考え方を示してください。

私は融資の対象について、前年の所得1,200万円の上限をもっと切り下げて、低所得者の返済期間も含めて、緩和すべきだと思いますので、ご検討願えるかどうかお答えください。

さらに、無落雪対策融資者については、側溝の完備を確かめてから資格条件を決めるべきだと思います。また側溝があったとしても崩れたりして、その機能を果たし得ない側溝への融雪水の放流は、他人への迷惑にもなることから、慎重な点検を要すると思いますので、考え方を示してください。

最後に、教育委員会にお尋ねをいたします。

市教委は、2月7日までに小中学校において心の問題などのケアを手がけるスクールカウンセラーを平成13年度から1人ふやして、2人にする方針を決めたと同っております。その理由に、子供が抱える問題は、複雑な上に深刻化しており、相談回数も平成11年度の23件、74回に対し、平成12年度は1月末までに22件、116回に達しており、したがって1人では対応しきれないことは予想されるので増員いたしまして、370万円を予算案に盛り込んでおります。私は、今後このような相談回数は、さらにふえると思っています。2月22日に開催された学校適正配置等調査特別委員会で、我が党の佐々木勝利委員への答弁によりますと、小学校の適正配置計画は今年の半ば以降に策定作業を進めたいと述べております。今度の適正配置の対象は、小学生であるだけに、心の問題など相談が多くなることの予想はかたくないのではないのでしょうか。したがって、今後の回数が200回を超えるような状況のときは、さらに増員すべきではないのでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

一方、市教委は2月5日までに、中学校の統廃合によって生ずる廃校対象校の生徒を受け入れる学校に、転校生の相談役となる「生徒指導補助員」を新年度から配置する方針を決めたとも報じられております。転校に伴ういじめなどの弊害を防ぐのがねらいであり、配置期間は2年とのことですが、いじめは適正配置によるものだけではないと思います。道教委からも高く評価されている制度であるだけに、さらに継続してはいかがでしょうか、あわせてお答えください。

また、いじめや不登校などで悩んでいる子供や問題を抱える子供を持つ父母からの電話相談を行っている「虹の会」なるボランティアグループが、4月で発足5周年を迎えるとのことですが、市教委としてはこの会

をご存じだったでしょうか。聞くところによると、このグループの方々は、学校側がいじめを認知していながら、対応できなかった相談事を処理したとも伺っております。学校側が対応できなかった理由は、「深刻な校内暴力が頻発していたため」とのことですが、このような事実関係があったのでしょうか、お答えください。

教育委員会としては、ただいま申し上げたように、幾つかの相談をする会や人の配置があるのですが、保護者や生徒はどなたと相談したらよいのか戸惑うのではないのでしょうか。たらい回しをしないように、策を講ずるべきだと思いますがいかがですか、お答えください。

さらに、昨年11月20日に、児童虐待防止法が施行されました。これは保護者による子供への虐待に歯どめをかけることを目的としたものであります。この法の内容には、すべての国民に虐待を見つけた場合、児童相談所に通告することを義務づけ、教職員や児童福祉施設の職員、医師らには早期発見の努力義務が課せられております。また虐待した保護者に、児童福祉の指導を受けることが義務づけられるとともに、地方自治体にも必要な体制整備や広報活動が求められておりますので、教育長並びに市長からも、その取り組みについてのご答弁を求め、再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 武井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、議案第1号 平成13年度一般会計予算に関連してのご質問であります。21世紀プランの第1次実施計画の、実績に対する評価についてであります。実施計画のこれまでの進捗状況につきましては、事業費ベースで見ますと、計画事業費約 809億 5,000万円に対して、実績事業費は約 752億 6,000万円で、その達成率は約93%になっております。実施しました主な事業は、ふれあいパスの交付、いなきたコミュニティセンターの建設、ごみの新最終処分場の整備、小樽港中央地区の再開発、築港駅周辺地区土地区画整理事業などとなっております。事業の中には、実施計画に盛り込まれながら先送りせざるを得なかった事業もありますが、第1次実施計画につきましては、おおむね着実に進められているものと考えております。

次に、福祉のまちづくり条例の制定についてであります。現在、国において、急速な高齢化の進展に伴う生活環境の整備が必要であるとの認識から「建築物バリアフリー検討委員会」の提言を受け、一定の用途及び規模の新築建築物のバリアフリーの整備や基準の義務化を含め、ハートビル法の改正を検討しているところであります。

この福祉のまちづくり条例は、バリアフリーのまちづくりに関する理念を示すとともに、具体的な実施施策としての性格をあわせ持つことから、基準となるハートビル法改正の動きや社会福祉法に位置づけられ、平成15年4月以降に策定予定している市町村地域福祉計画との整合性を図りながら条例の制定について検討していきたいと考えております。

次に、本市の管理職に占める男女の割合についてであります。管理職に占める女性の割合は、平成8年度 7.5%、平成9年度 8.1%、平成10年度 9.1%、平成11年度 9.2%、平成12年度10.7%となっております。

なお、女性の管理職への登用につきましては、これまでも可能な限り登用してきておりますが、今後とも人材の育成を図りながら女性の力が発揮できるような適材適所を念頭に、積極的な登用に努めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪体制の充実についてであります。今年度前半の気候の特徴は、例年にない低温となり、昨年度と比較して降雪量は少なく、積雪深が多い状況で推移し、排雪作業は昨年度に比較し、10日ほど早く作業を開始しております。交差点の雪山処理につきましては、道路パトロール等により現状を把握し、随時対応しておりますが、来年度以降も同様に取り組みたいと考えております。

また、除雪基準下位ランク、「雪割り路線」の除雪については、道路状況を見ながら拡充することとしておりますので、既に1回目の除雪を終えている路線もあります。今後については、降雪等の状況を見て対応してまいります。いずれにいたしましても、現行の除排雪水準の路線区分は必ずしも実態と合っていないところもあり、今後基準を明確化し、除排雪体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業用廃プラスチックの処理についてであります。市や農業協同組合及び農業者との連携のもとに、農閑期に各農家は廃プラスチック類を分別し、梱包を行っております。例年11月上旬、指定集積場に回収し、その後、塩化ビニールについては三笠市、ポリエチレン系については苫小牧市にあります再生処理業者に運搬を含めてその処理を依頼しております。今後とも廃プラスチック類の適切な処理に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間資本の導入による塩化ビニールなどの処理施設についてであります。事業系廃棄物である塩化ビニールを含めた廃プラスチック類は、現在埋め立て処分としていますが、民間業者による処理施設の設置の動きもありますので、民間の動きを把握するなど、今後の研究課題といたしたいと考えております。

次に、都市計画区域、区分の見直しなどの事業内容についてであります。年々変化する土地利用状況を把握し、より実情に合った土地利用の規制と誘導を図るために、3カ年の事業内容として都市計画現況図の更新とデジタル地図の作成に1,460万円、都市計画法に位置づけられた基礎調査に468万円、この調査データをデジタル地図に入力する業務に1,330万円、これらをもとに行う市街化区域、市街化調整区域などの見直しに1,310万円という内容となっております。

次に、非常備消防費であります。機械器具整備費では消防用ホース及び防火長靴の購入や、小型動力ポンプの修理などを計上し、管理費では各分団詰所で使用しております燃料のほか、電気、ガス等の光熱水費でありまして、消防団の管理運営費として増額計上したものであります。

また、各分団の運営に当たりましては、各分団長を通じ、施設整備の状況を把握しながら予算措置をしたものであります。今後とも関係者と協議し、また各町内会にも十分説明して、対応してまいりたいと考えております。

次に、株式会社アール・アイに対する融資についてであります。ご指摘のとおり融資期間が長期にわたることから返済計画の着実な履行がなされるよう、今後とも経営状況を適切に把握するなど、努めてまいりたいと考えております。

次に、消防の出動態勢についてであります。2階建て以下の建物火災の場合、各車両に積載しているはしごで十分対応できますので、当初からはしご車を出動させる態勢はとっていないものであります。

また、当日の消火活動についてであります。最初に到着した消防隊は、直ちにホースを延長し、あわせて車両に積載しておりますはしごを活用し、2階の窓から屋内に入り、消防活動を行ったものであります。

また、今後の指令体制であります。はしご車はこれまでどおり3階建て以上の中高層建築物火災に、出動する態勢をとってまいりたいと考えております。

次に、交通記念館についてであります。我が国で現存する最古の「旧手宮機関車庫」について、今年の秋

口に国の重要文化財指定を目指しており、今後とも道内鉄道発祥の地としての施設の魅力づくりに努め、集客増につなげてまいりたいと考えております。

交通記念館の今後のあり方につきましては、昨年を新たな経営改善元年と位置づけ、旅行代理店との契約拡大、冬期閉館による経費削減など、さまざまな取り組みをしておりますので、平成13年の経営の推移を見守りたいと考えております。

次に、「各種団体会計事務調査委員会」、いわゆる「特別調査チーム」についてのお尋ねであります。これは連続した職員の不祥事の発生を契機に、その原因の解明と再発防止を図るべく、市が事務局を担当する各種団体の会計事務等を調査することなどを目的に、発足させたものであります。対象91団体のうち、事業規模が比較的大きいものを中心に、各部から均一的に抽出し、これまで22団体の会計事務処理の実態や管理監督者の指導、内部牽制体制等を重点的に調査いたしました。これまでの調査では、事務処理に適正さを欠くもの、あるいは通帳、印鑑等の管理や関係帳票類の作成に不適切な面が見られるなど、改善を要するものもありましたので、その都度指摘し、指導してきたところであります。現時点で約70団体が未調査でありますので、今後これらにつきましても、順次調査し、全団体の調査終了後、課題等を整理した上で、関係要綱等の制定についても検討してまいりたいと考えております。

次に、循環型社会形成に関連するご質問であります。初めに廃棄物中間処理施設整備計画等策定を委託するコンサルタント選定過程についてであります。施設整備計画等は高度な専門知識を必要とすることから、北後志広域処理推進協議会は、昨年10月に社団法人全国都市清掃会議にコンサルタント選定業務を委託しました。全国都市清掃会議は、選定の透明化と適正、公平な審査を行うため、ごみ処理施設計画等調査委託業者特定評価委員会を設置して、コンサルタント6社を選び、北後志ごみ広域処理計画に対する6社からの技術提案を審査するプロポーザル方式を採用して選定を行いました。その結果、平成12年11月29日に、財団法人日本環境衛生センターが妥当であるとの報告書が提出されております。推進協議会としては、今後日本環境衛生センターに業務委託し、事業を推進していくこととしております。

次に、調査事業費の市町村負担割合についてであります。他の広域連合による負担割合方法を調査しましたところ、均等割、人口割、ごみ処理量実績割、財政指数割等を組み合わせて実施しております。北後志広域処理推進協議会としては、6市町村が共同で負担する焼却処理施設整備計画策定の調査経費についての負担割合を協議した結果、10%を均等割、90%を人口割とすることを方向づけしております。この方法では、5町村の負担割合は合計で約23%となります。

次に、桃内処分場の埋め立て計画年数についてであります。一般廃棄物が全量埋め立てとなるため、埋立量は増加しますが、昨年からのごみ袋の透明化への切りかえや資源物分別収集の全市実施、さらには事業系ごみの有料化などにより、平成12年度の埋立量は前年度比で大幅に減量となっております。

また、新焼却処理施設が焼却灰を溶融する機能を備えることにより、焼却灰の埋立量も減少が見込まれることから、埋め立て計画年数が短縮されることにはならないと考えております。

次に、市民のごみ排出量についてであります。平成12年度における1月末までの排出量の実績に基づき、生活系廃棄物と観光客が排出するものを含む事業系一般廃棄物を合算して計算いたしますと、市民1人の1日当たりの排出量は約1.3キログラムとなり、全道平均とほぼ同程度となっております。

なお、平成11年度での市民1人の1日当たりの排出量は約1.7キログラムでありましたので、大幅に減少しております。

次に、ごみ発生量の抑制についてであります。ごみ減量にはリサイクル以前に排出抑制が重要であります。小樽市では平成12年度に導入いたしましたごみ袋の透明化による分別の徹底や事業系ごみの有料化により、大幅なごみ減量が実現しております。

高山市の「ごみ処理シール」制度は、有料化の1つの例とも考えられますが、高山市の例などを参考にし、本市においても、より一層のごみの減量に向けた取り組みについて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、廃棄物処理の市民周知についてであります。昨年実施いたしましたごみ袋の透明化や資源物分別収集の市民周知の際には、地域や各種団体などの説明会をきめ細かに開催し、市民の理解と協力もあって、円滑な制度の移行ができました。その後循環型社会形成推進基本法の制定等もあって、市民の廃棄物に対する意識は高まるとともに、多様化してきておりますので、新年度実施予定の市の出前講座の活用などにより、効果的なごみ減量に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第14号 介護保険事業特別会計に関して何点かお尋ねがありましたが、最初に所得の少ない方に対する利用料及び保険料の市の独自の軽減策についてであります。保険料の本格的な徴収が始まる10月を目途に検討することとしております。

なお、国では介護保険制度は、介護を国民みんなで支え合おうとするものであり、保険料を納付した人に対して、必要な給付を行うものであることから、財源のいかにかわらず保険料の全額免除は適当でないとしております。

次に、ホームヘルパーの養成についてであります。訪問介護事業者みずからが研修などを通じて、ヘルパーとして必要な知識や技術等を習得させるとともに、介護現場での経験を積み重ねることにより、ヘルパーの熟練度を高めていくべきものと考えております。

次に、確定申告に伴う対応についてであります。介護保険料を特別徴収により納めている方や普通徴収で口座振替で納めている方につきましては、介護保険料が社会保険料控除の対象になる旨、1月下旬にお知らせしたところであります。

なお、介護保険料や利用料について、控除が適切に行われるよう福祉と税の所管部が連携を取りながら対応しているところであります。今後とも介護保険制度の説明会などで周知をしてまいりたいと考えております。

次に、訪問介護事業者の家事援助からの撤退についてであります。家事援助をやめ、身体介護に特化する場合には、知事に変更届を提出するとともに、市にもその旨を連絡することになっておりますが、いずれの事業者からも連絡や相談がありませんので、現時点では家事援助をやめる動きはないものと考えております。

また、2月中旬、社会福祉協議会の呼びかけで、市内の訪問介護事業者の意見交換会が開催され、市もオブザーバーとして出席しましたが、家事援助の単価が低く、経営的に厳しい、またヘルパーを募集してもなかなか応募がない。採用しても家事援助だとヘルパーから断られることもあるなど、事業者の実情をお聞きしたところであります。市といたしましても、今後ともこうした機会を通じて、実情把握に努めてまいりたいと考えております。

訪問介護事業の採算性等についてであります。介護報酬単価との関係もあり、厚生労働省も問題意識はあるものの、保険料の引き上げにつながることから、慎重に対応したいとしております。市といたしましても全国市長会等を通じて、実情を訴えてまいりたいと考えております。

次に、議案第29号 介護保険事業特別会計補正予算に関連して何点かお尋ねがありましたが、最初に保険料についてであります。保険給付費実績もまだ9カ月しかありませんので、明確に申し上げられませんが、現

在の保険給付費の状況がこのまま続き、さらに保険料の算定方法も変わらないといたしますと、現在の保険料額よりも高くなるものと考えております。

また、介護保険施設の整備についてであります。これまでも市内の関係法人に働きかけながら整備を進めてきましたが、今後とも積極的に働きかけを行い、必要な整備について努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第34号 バリアフリー等住宅改造資金融資制度について何点かお尋ねありました。

まず、融資対象者の所得の上限についての考え方ですが、制度の性格上、所得制限を設けることは必要なことと考えており、住宅建設の際に、一般的に利用される住宅金融公庫の基準を採用したものであります。また所得の下限については、広く市民の方に利用していただきたいということから、特に制限を設けておりません。

次に、融資総額につきましては、他都市の実施状況なども参考にしながら 1 件当たり平均 300万円、件数にして10件程度を想定し、総額を 3,000万円としたものであり、融資に当たっては市内の金融機関との協調融資方式としたことから、金融機関への預託金額として 1,275万 3,000円と算出し、予算計上したものであります。

また、市税が免除されている方については、融資対象者としておりますが、返済能力などを勘案して融資が決定されるものと考えております。

次に、所得上限額の切り下げなどについてであります。この制度は広く市民の方に利用していただくことを目的としていることから、上限額や返済期間などについては、今後の利用状況の推移を見ながら、さらに研究してまいりたいと考えております。

次に、融雪水の側溝への放流についてであります。申請受付後、側溝の有無などの現地確認を行い、金融機関へのあつせんを決定していただきたいと考えておりますし、工事完了後には接続状況など、適切に施工されているかの現地確認を行った上で、融資を実行してまいりたいと考えております。

次に、児童虐待についての取り組みの状況についてであります。昨年 5 月に児童虐待防止法が制定されたことから、小樽市全体でこれに取り組む体制の整備について検討し、昨年 8 月には庁内の組織として「小樽市児童虐待防止連絡会議」を設置したほか、全市的な組織として民生児童委員協議会や総連合町会、小樽警察署、さらには札幌弁護士会小樽支部などで構成する、「小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会」を本年 2 月に設置したところであります。

また、この間の活動としては、広報おたるに昨年の 7 月と11月に虐待防止に関する特集記事等を掲載したほか、関係機関職員の研修会を開催したところであります。今後におきましては、講演会を開催するほか、パンフレット等により一層の市民啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 武井議員のご質問にお答えします。

まず、新博物館の建設に向けた取り組みについてですが、博物館は本市における生涯学習の拠点の 1 つとして、その重要性がますます高まるものと考えますが、本市における近年の財政状況の厳しさから 3 カ年の実施計画では項目としては休止となっておりますが、教育委員会としては今後の大きな行政課題ととらえ、21世紀プランの期間中に、さらに努力してまいりたいと思っております。

次に、収蔵資料についてですが、現在博物館資料は小中学校等 6 カ所に分散保管となっております。このよ

うな状況は、館の運営上好ましくないことなので、現在可能な限り資料の集約化に努めており、今後も一元管理に向けて検討してまいりたいと思っております。

次に、成人式についてですが、1月8日に実施いたしました本年度の成人式は、式典中に若干のざわつきがありましたが、比較的平穩に行われたと思っております。しかし、全国的に成人式のあり方が問題視され、見直しを検討される中で、本市におきましても来年度の成人式に向けて、市や新成人等が参画した実行委員会のような手法についても検討したいと考えております。現時点で内容がどのように変わるかについてはお答えできませんが、まずこれまでの成人式にかかわってきた多くの団体のご意見を伺い、その後、式のあり方、式典・アトラクション等の内容について多くの方々の意見を聞き、その意見を成人式に反映させたいと考えております。

次に、交通記念館の平成12年度決算における損失額ですが、当期損失は 3,948万 4,672円、当期末処理損失は 1億 3,012万 8,381円と聞いております。

次に、入館者落ち込みの理由についてですが、景気低迷による個人消費の不振や小中学校における見学旅行の形態の変化、バス移動から小グループ見学になったことや、館内での展示物が新鮮味に欠けることなどが要因であります。

また、今後の対策についてですが、昨年を新たな経営改善元年と位置づけ、旅行代理店との契約拡大、冬期閉館による経費削減などに取り組みを進めております。新年度にはゴールデンウィークと夏休み期間に新聞折り込みによるPR、各種イベントの開催に積極的に取り組むなど、春の開館に合わせて、インターネットのホームページを開設し、全国に広くPRするなど、集客に努めたいと考えております。

次に、社会教育施設として運営してはどうかということですが、交通記念館は北海道で初めて鉄道が敷設された歴史的にも由緒ある場所にあり、往時の機関車庫や機関車のほか、貴重な鉄道資料を中心に展示するほか、アイアンホースの運行など、集客努力を続けており、新年度の営業計画も検討されていることから、教育委員会としては、今後の経営改善の努力を見守りたいと考えております。

次に、スクールカウンセラーの増員についてですが、2年間の調査研究により、スクールカウンセラーの配置が教員のカウンセリング能力の向上や保護者の不安や悩みなどの解消に有効であったことから、来年度1名を増員し、スクールカウンセラー2名体制で、チームを組んでの相談となりますので、その活用状況を見ながら新たな教育相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、生徒指導補助員は、生徒1人ひとりの心の悩みや不安についての相談相手、話し相手となることをねらいとして、適正配置による受け入れ校4校に配置されます。スクールカウンセラー、生徒指導補助員のあり方につきましては、配置後の状況を見ながら対処してまいりたいと思います。

次に、いじめや不登校などの小樽市における相談窓口についてですが、市内では「虹の会」のほか、2つのボランティアグループがあり、相談活動を行っていることは承知しております。ご指摘のいじめの事例については、大変深刻な事例と受けとめております。この状況につきましては、プライバシーのこともあり、虹の会からは具体的なお話をいただけませんでしたが、この事例については学校と連携を取り、解消することができたと同っております。今後相談については、虹の会ほかボランティアグループと連携を取りながら、学校とともに協力して指導を深めてまいりたいと考えております。

次に、本市における教育相談体制についてですが、市の保健所、市民部青少年女性室、教育研究所、スクールカウンセラー、学校適用指導教室等で相談を受けており、それぞれの窓口の専門性を生かし取り組んでおり

ますが、相談内容によっては相互に連携を取り合い、協力して適切な対応ができるよう努めております。

最後に、児童虐待防止法と教職員とのかかわりについてですが、この法律の第 5 条において、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師など、児童の福祉に職務上関係ある者に対し、児童虐待の早期発見に努めるよう記されており、該当の事例があるときは第 6 条において、発見後速やかに関係機関に通告する義務があること、その通告は守秘義務に違反するものではないこととされております。このことにつきましては、校長会を通じて法の趣旨等を指導したところであります。各学校においては、児童虐待の防止と早期発見に対して、教職員に対して啓発に努めているものと考えております。

以上であります。

(「議長、23 番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23 番、武井義恵議員。

○23 番(武井義恵議員) 再質問いたしますが、まず私も当初から申し上げておりましたように、非常に財政が小樽市としては厳しいというわけ、しかも国の交付税のあり方、あるいは公債費比率の問題等々から、何とかやっぱり小樽市として民間資本といいますか、そういうものを活用することはどうかというのが念頭にあったために、この塩ビなどの処理の、民間資本導入を述べたものであります。これは、こういうものを建てるということは、市内には非常に適さない。結局、市街化調整区域なり、外の方でなければ、市民への迷惑もありますからそういうような、どうしても市外になってしまう。市街化調整区域になれば、これまた民間だけでできるものではない。当然行政がかかわらなければできないと思います。そういう意味から、市長はご答弁の中で、これからの研究課題だと、こういうふうに述べておりますが、これからこういうようなものがどんどんどんどんふえていきます。大体 50 分の 1 ぐらいに減るという今までの、こういう仕事をやっている業者から聞きますと、それぐらいにごみの量が減ると、こういう施設をつくりますと。そういうことから、非常にこれは、小樽市としても、先ほどは桃内は何も短命にならないと言ったようですが、私はそう思っておりません。したがって、こういうような処理施設、何とか民間資本も入れて、そしてそういうようなものを市外につくったならば、非常に今後のプラスになるのじゃないかなと思いますので、ぜひともこれをやってほしいと。研究課題だと言いますが、どのような研究課題、研究課題にはいろいろありますが、前向きな研究課題なのかどうか、含めてお答え願います。

次の問題は、消防の出動態勢についてです。このはしご車は 3 階以上だというご答弁でございます。私は、今回もあったように、市営住宅の長屋風の建物であれば、2 階といえば、2 階から出火しているといえ、どの程度の高さなものであっても、はしごがないと、はしごがないかないかと、近所から探して歩く。歩いて持ってきた木製のはしごは、短くて届かない。それから今度、仕方なくて、はしご車。結果的にはしご車は、3 階とは言えども出したのじゃないですか、今回の。ですからそういうのであれば、市営住宅ですから、市営住宅の高さはどのくらいだということは、消防署はもう把握していなければならないわけですから。そういうようなことなども含めて、これから出動態勢をきちっとしてほしい。そうすれば、市民の方々は、それは確かに 3 分か 4 分だったかもしれません。けれども、見ている人は昼間であっただけに、非常にみんなが、しかも団地ですからみんな見に来ている。この人たちはどうしたんだと、何やっているのだと、こういうような、叩いても開かない鉄のドアを足で蹴っ飛ばしてみたり、そんなことをしていたって、開くわけないので。そういうような構造上のことなども十分頭の中に入れておいて、やっぱり 2 次体制といいますか、その出動態勢を考えてほしいということです。ですからそういう立場で、そのケース

・パイ・ケース、確かに 3 階以上でなければ、はしご車出ないかもしれませんが。そういう規制になっているかもしれませんが、そういうような場所によっては、人命が第 1 ですから、そういう態勢をするべきだということをお願いしている、決意のほどを述べてください。

それから市長、この公金着服事件の問題なんですが、まだ 70 団体ほど、これから調査するということでございます。これは 1 年間たって、22 団体ほど調査終わったようですが、このままで行きますと、3 年も 4 年もかかるような状況になります。ちょっとやっぱり手ぬるいのかなと思います。したがって、70 団体あるわけですから、私はいつごろまでにこれを、やっぱりこういう問題ですから、早期に解決をする道を出さなければならぬのではないかなと思います。したがって、それらについていつごろを目途にしているのかも含めて、お答えください。

それから、教育委員会にお尋ねしますが、この交通記念館の問題です。私は交通記念館、これ前にも申し上げたのですが、例えばヘリポートだとか、どうもこの外、陸、海、空、交通記念館ですから陸、海、空があるわけですが、陸の方はわかるとしても、その海と空、これに対する内容が非常に不十分だと。たしか前の、私に対する答弁で、ヘリポート基地はつくるといような答弁だったわけですが、それは一体消えたのかどうなのか。あるいはこの間の委員会の中では、5 月ごろから、ゴールデンウィークに空の強化として、熱気球などを考えていきたいといようなご答弁をいただいたわけですが、それは本当にやるのかどうなのか、これらを含めてご答弁ください。

なお、社会教育施設云々の問題は予算委員会の中でやりたいと思いますので、以上。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 消防の問題は消防長からお答えします。

初めに、廃プラスチック類の処分の関係でございますけれども、民間業者の中で、そういった施設を設置したいという動きがありますので、私どもとしても民間資本を導入して、何とかこういった施設ができればいいと思っておりますが、ただいろいろと場所の問題がありますので、そういった問題も含めて、今後の課題として研究させてほしいということで、考え方としては前向きに取り組んでいきたいということでございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、特別調査チームの関係でございますけれども、各部から大きな団体のものを抽出して、取りあえず一たん、全各部終わりましたので、その時点で、それぞれ問題点等指摘しておりますので、一応は、考え方についてはそれぞれ調査をして、問題点を指摘しておりますので、ただ残っている団体がございますので、それについては新年度早々から再度調査していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 消防長。

○消防長（多賀俊春） 先ほど市長からご答弁申し上げたところでございますが、当時の事実関係も含めまして、私から若干詳しくなりますけれどもご答弁させていただきます。

1 月 2 日、午前 10 時 36 分通報でございます。通報は国道 5 号をはさんだ向山、結構離れた位置からでございます。確知を受けまして、1 分後の 10 時 37 分に 1 次出動をしております。消防車両は合計 6 台、指令車、救助工作車、タンク車が 4 台であります。最初に現場に到着しましたのが塩谷のタンク隊、4 名乗車でござい

ます。出勤してからわずか 3 分でございます。同時に現場へ着きまして、ちょうど現状の下が水槽になってございましたので、現状の団地のすぐ下の水槽につきまして、4 名のうち 2 名が、まずホース 4 本を正面玄関の方へ延長いたしました。残っている 2 名の 1 人は、機械員でございます。残った 1 名がホース延長と同時に、はしごをかついで正面玄関の方へ回ってございます。直ちに 2 階へ 3 連はしご、6.6 メーターでございますから、かなり長ございまして。これを 2 階の窓へかけて、ホースを 2 階から入れたということになってございます。放水は、到着してからわずか 1 分、ですから出勤から 4 分で水が出ているという事実をご確認をいただきたいと思います。はしご車につきましてはすべての車両、すべて水を出せる車両につきましては、すべてこの 6.6 メータークラス、それ以上のものを積んでございます。はしご車を実際に活用したことにつきましては、原因調査等の検分調書等で、私も現状の写真がございまして、確かに玄関のひさしから 2 階の窓にはしごが入ってございます。

それから、3 階建て以上あるいは以下でありましても、例えば消防活動の支障、あるいは現状の状況から消防隊員が必要だということで、直ちに 2 次出勤をかける場合がありますが、2 次出勤では必ずはしご車が 1 両出てございます。今回の場合、塩谷の長屋形式の市営住宅ということでございまして、第 1 次出勤から 3 分後の 10 時 40 分に第 2 次出勤を直ちにかけ、さらに消防車両を増強して、その中に勝納署のシュノーケル車も入っていたということでございます。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 再質問については池田部長から答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 社会教育部長。

○社会教育部長(池田克之) 武井議員の再質問にお答えをいたします。

交通記念館の関係でございすけれども、展示の関係でのご指摘ございまして、陸に加えて海、空が弱いということでございすけれども、その部分については現状ではそのとおりだと思っております。

また、ヘリポートの基地のお話がございましたけれども、私もその辺のところ、今の時点で認識していませんものですから、今後調べたいと思っています。

それから、熱気球の関係のお話がございすけれども、今会社との話し合いの中で、13 年度は集客に力を入れるということになっておりまして、いろいろなイベントをやろうということの中で、熱気球を敷地内にやりまして、試乗会といいますか、そういう形でその集客を図りまして、入館増の掘り起こしたいと、このような形での計画は持っております。

以上でございます。

○議長(松田日出男) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5 時 53 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 横 田 久 俊

議 員 佐 々 木 勝 利

平成13年 第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成13年3月6日

出席議員（34名）

1 番	横	田	久	俊	2 番	前	田	清	貴	
3 番	成	田	晃	司	4 番	大	竹	秀	文	
5 番	松	本	光	世	6 番	中	村	岩	雄	
7 番	松	本		聖	8 番	斉	藤	裕	敬	
9 番	大	畠		護	1 0 番	中	島	麗	子	
1 1 番	新	谷	と	し	1 2 番	古	沢	勝	則	
1 3 番	見	楚	谷	登	志	1 4 番	新	野	紘	巳
1 5 番	次	木	督	雄	1 6 番	久	末	恵	子	
1 7 番	小	林	栄	治	1 8 番	八	田	昭	二	
2 0 番	佐	藤	利	次	2 1 番	佐	々	木	勝	利
2 2 番	渡	部		智	2 3 番	武	井	義	恵	
2 4 番	北	野	義	紀	2 5 番	西	脇		清	
2 6 番	高	階	孝	次	2 8 番	吹	田	三	則	
2 9 番	中	畑	恒	雄	3 0 番	松	田	日	出	男
3 1 番	佐	々	木	政	美	3 2 番	高	橋	克	幸
3 3 番	斉	藤	陽	一	良	3 4 番	秋	山	京	子
3 5 番	佐	野	治	男	3 6 番	佐	藤	利	幸	

欠席議員（1名）

27番 岡 本 一 美

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	藤	島	豊			
企	画	部	長	高	橋	康	彦	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭		
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	藤	田	喜	勝		
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	山	本		稔		
環	境	部	長	大	津	寅	彦	土	木	部	長	松	村	光	男		
建	築	都	市	部	長	山	下	勝	広	港	湾	部	長	兵	藤	公	雄

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	内藤洋
総務部秘書課長	長川修三

消防長	多賀俊春
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	磯谷揚一
財政部財政課長	貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局次長	厚谷富夫
庶務係長	片岡義一
調査係長	渡辺章
書記	丸田健太郎
書記	斉藤繁幸
書記	大門義雄

事務局次長	須貝則彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	中崎岳史

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に松本聖議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第42号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、35番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 35番、佐野治男議員。

（35番 佐野治男議員登壇）（拍手）

○35番（佐野治男議員） 平成13年、西暦2001年、21世紀の新しい時代を迎えた今日、大きな変革の時代を迎えました。私たちのふるさと小樽が、そして小樽市民のすべての人々が、希望と活力を持ちながら安心して心豊かな地域社会を築いていくことが、今行政に課せられた重要な役割であると思います。しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は大変に厳しいものがあり、まだまだ先行き不透明な状況が今後とも続くことが予測されるのであります。このことは、小樽市においても例外ではありません。引き続き人口減少、緊迫した行財政環境、全道主要都市に先駆けての高齢化社会などなど、どの分野一つ見ても、今21世紀を迎えた今日の重要かつ緊急な行政課題が山積しているのであります。しかしながら、どんな困難な状況にあろうとも、小樽市民の持つさまざまな可能性を信じ、市民と行政が一体となり、それぞれの役割と責任を果たしながらまちづくりに邁進するならば、21世紀のこの小樽が大きく発展していくものと強く確信しながら、第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問をさせていただきます。

なお、質問も2日目、4番手となり、重複する問題もあろうかと思いますが、観点の違いもありますので、通告どおりの質問とさせていただきます。

まず最初に、新年度予算と行財政運営について、何点が市長の見解を求めておきたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、平成13年度予算は、山田市長にとって2回目の通年予算であり、政策予算編成であります。小樽市の財政状況が大変に厳しい中、多様化する市民要望にいかにしてこたえていくのか、市長及び理事者においては財政状況に照らしながら、また、創意工夫しながらの予算編成であったものと推測をしているところでございます。

さきの市長提案説明でも明らかにされましたが、一般会計が729億9,100万円で、昨年の当初予算と比較して1.8%の増となり、特別会計、企業会計を合わせた総額は1,637億900万円、4.2%の伸び率で、平成5年度以来の高い伸び率になっているわけであります。このことは、随所に市民要望の高い施策の実現に積極的に対応したものであるとして、我が党としても率直に評価をいたしているところでございます。

主な点を申し上げれば、菁園中学校改築やインターネット整備などの教育文化予算、新規事業としての子育て支援センターの設立や、家族支援事業などの少子高齢化対策事業。また、中小企業の融資制度の充実などの地場産業振興策などや、あるいは景気低迷に配慮した建設事業費の一般会計前年度比較での2割アップなどなど大小さまざまな規模の事業を積極的に計上している内容を見ると、まさに多様化する市民の要望に一定程度こたえているものではないかと、このように受けとめているところでございます。しかし、こうした積極的な予算編成の一方で、財政状況は依然として厳しいものであることには変わりありません。減債基金を大きく取り崩しての収支の均衡を図るという大変に厳しい財政状況の中での予算編成であったと思いますが、山田市長のこの13年度予算案に対する率直な感想について、まずお聞きをしておきたいと思います。

次に、13年度予算の細目について伺います。

新年度予算では16億6,700万円の財源不足を減債基金から取り崩して収支を合わせております。また、一般財源で387億3,400万円、特定財源では342億5,700万円となっており、一般財源と特定財源の割合は53.1%対46.9%となっております。一般財源は地方税や地方交付税などからなっており、使い道が自由な財源ではありますが、この伸び率が1.7%と脆弱に推移する中、使い道としての一般財源は1.9%伸びており、この現象がさらに財政の圧迫化を招いている大きな要因の1つであります。そうした中で、さらに減債基金を大きく取り崩しての予算編成であります。このような財政構造が続くならば、14年度以降の予算に大変大きな影響が出るのではないかと心配しているところであります。したがって、減債基金を取り崩さなければならなかった構造的な理由と減債基金の今後の方向性について見解を求めておきたいと思います。

あわせて、経常的経費は一般財源ベースで265億5,000万円で、0.2%の増となっておりますが、平成9年から12年までの4年間の行政改革の成果も含めて見解を求めておきたいと思います。

次に、財政健全化計画と新年度予算との整合性について見解を求めておきたいと思います。

「厳しい小樽市の財政状況を何としても改善をしたい」と、山田市長は常々口にされ、またそのためにいろいろとご苦労されていることは十分承知をしております。我が党としても、財政健全化に向けて、さまざまな角度から意見を申し上げてきたところでございます。このような中で、昨年12月に、24年ぶりに財政健全化計画がまとめられ、議会にも説明がございました。その中身は改めて申し上げるまでもなく、これまでの収支傾向や今後の財政需要を考え、今までのような短期的な財政運営では健全財政を維持することは困難になることから、平成13年から17年までの5年間を計画期間として、実質単年度の収支の均衡や平成17年まで90%を下回ることを目標にした経常収支比率の改善などを掲げながら、具体的には人件費の抑制と施策の厳選などを目玉にし、財政の健全化を最優先にして位置づけをしているわけであります。

しかしながら、現実問題として、平成13年度予算案の伸び率が4.2%となり、単年度とはいえ、積極型の13年度予算編成であります。財政の健全化という面から見れば、今回の予算によって、後年度に一段と厳しさが増すことがないのかどうか、多少なりとも心配をするところでございます。市長は財政健全化計画と13年度、新年度予算の整合性をどのように図ろうとしているのか、具体的な中身も含めてお答えをいただきたいと思います。

また、健全化計画に関してのみ申し上げれば、「人件費の削減ではまだまだ検討の余地があるのではないか」、また、「この試算に小樽病院の新築や新焼却場の大型建設費が見込まれていないのではないのか」、また、「もう少し計画の具体性に欠けるのではないのか」。このような心配の声が多く聞こえてくるのでありますが、この5年間の財政健全化計画の実効性をどう図るかということについても、市長の見解を求めておきたいと思います。

次に、財政健全化計画と密接な関係を持つ21世紀プラン第2次実施計画についてお尋ねしておきたいと思います。

2月16日に、企画部より第2次計画の説明がありました。また、現在においても新行革実施計画も進行中であります。本市を取り巻く社会・経済情勢やますます深刻化する少子高齢化、人口減少傾向や地方分権、規制緩和の進展など、時代変化の流れの中、第2次実施計画は大変に的を射た計画との感想を持った1人ですが、第2次計画は市長が就任され、初めての実施計画となるわけでございますが、厳しい財政事情、また一方では多様化する行政需要にこたえるためにも、独自性をどう盛り込んでいくかなどについていろいろとご苦労もあったと、このように推察いたしますが、今回の第2次実施計画の特徴的な中身を示していただきたいと思います。と同時に、21世紀のまちづくりの第一歩となる第2次実施計画策定に当たり、市長の決意をお聞かせください。

次に、行政改革第2次改訂に関してお尋ねをいたします。

行政改革は、効率的な行政運営と住民サービスの効果をより高めるための内部的な見直しが主な目的であります。経費の削減のみを目的としていないことは承知はしておりますが、無駄を省き、効率的な行政運営をすることにより、結果として経費が削減されるものと思います。また、経費の削減そのものを目的としているものであります。そこで、この改定後の新行革実施計画のうち、どの項目が経費の削減を目的としているものなのかどうか、その主な中身をお示しいただきたいと思います。

また、2001年からスタートする21世紀プラン第2次実施計画、新行政改革実施計画第2次改訂、そして財政健全化計画のいわば3点セットを、総体的にどう整合性を持たせていくのか、この点についても改めて市長の見解を求めておきたいと思います。

この項の最後に、築港再開発に関する財政効果についてお尋ねをしておきたいと思います。

平成11年3月にオープンした築港再開発地区の営業も丸2年が過ぎようとしております。この再開発の議論の一つでありましたオープン後の小樽市への財政効果について、多くの市民も関心を寄せているところであります。この件については、既に昨日北野議員の質問もありましたが、この機会に我が党といたしましても、改めてこの再開発事業に関する財政的效果をどのようにとらえているのか。市税収入や上下水道料金を中心に伺っておきたいと思います。あわせて、現段階におけるこの再開発事業全体についての市長の感想もお聞きしておきたいと思います。

次に、人口対策に関して市長の見解を求めておきたいと思います。

年々減り続ける小樽市の人口をどうするのか。このことは今後の小樽市の発展性を考えるとき、非常に重要な政策課題であります。現在2月末の小樽市の人口は国調人口で15万678人であり、住民基本台帳人口が15万1,581人であります。ここ5年間の人口推移は約6,600人からの減少であり、毎年1,300人ペースで減少し続けているのであります。また、この5年間の自然動態も、出生人口より死亡人口が2,712人多く、毎年500人が自然動態で減少し、社会動態においても、毎年約900人が減少し続けているのが実態であります。このままに減少が続くことになるならば、来年の今ごろは15万台を割り込むことは確実であります。あらゆる面で小樽市のイメージ低下につながるのではないかと、このように心配をする1人であります。

しかしながら、この人口減少の要因は、一口で分析や結論のできることはございません。今日の社会経済の流れの中で、どこの自治体においても同様の人口減少に悩まされているのが実態であります。あわせてこの人口対策は単に人口増加だけを目的にした施策は難しく、経済政策や地域活性化政策、また、社会福祉政策や教育政策などの総合的な施策から有機的に結合し、その結果として人口増加につながるものと考えなければなりません。しかし、だからといって人口政策に消極的な姿勢は許されるべきことではありません。市長もこの人口対策には大変に心配をし、頭を悩ましているものと受けとめておりますが、小樽市の将来にとって大変大きな影響の出る、施策の根幹にかかわる人口政策を、強い意識を持って推進することが大事であると思いますが、まず市長の現状認識と決意を承っておきたいと思います。

また、新年度予算の中身の中で、特に人口対策として意識をしながら計上した事業はあるのでしょうか、見解を求めておきたいと思います。

次に、小樽市は、今日までさまざまな将来人口を推計した計画を策定しております。具体的には21世紀プランの16万人、市街化区域及び調整区域の整備に関する推計人口15万7,000人、給水人口16万人、下水道処理人口15万7,000人、一般廃棄物処理基本計画人口13万5,263人、広域ごみ基本計画13万4,194人、高齢者保健福祉計画

の14万4,811人などなど、それぞれの分野で推計人口を掲げております。それぞれの事業の推計人口は、議会でも多く議論した経過もございます。しかし、このような人口減少が続くことになるならば、一定の見直しや整合性を図る必要も出てくるのではないかと思います。この点についてもお考えを聞いておきたいと思います。

次に、人口対策で一番効果的なことは若者の定着であります。

若者がこの小樽に定住することは、あらゆる面での経済性や生産性の高まりにつながり、まさに発展の基礎的な要因になることは火を見るよりも明らかなことであります。しかし、今日の小樽市の若者の定着率は大変に厳しいものを感じる次第であります。親も子も小樽に住み続けたいと願っても、雇用環境が大変厳しいため、結果的に小樽を離れる若者が何と多いことか。間もなく卒業の時期を迎えます。大学や高校の卒業者の就職状況はどのようなになっているのでしょうか。またそのうち、小樽市内企業への就職率はどのようなになっているのでしょうか。ここ数年前からの傾向性も含めてお示しをいただきたいと思います。

あわせて、若者の雇用対策や定着化に向けて雇用条件の整備や市内家賃の低廉化など、あらゆる対策を取る必要があると思いますが、今後の方向性についても見解を求めておきたいと思います。

いずれにせよ、市長が先頭に立ち、官民一体でより実効性の高い人口対策をとることが21世紀の大事な政策ポイントであることを訴えておきたいと思います。

次に、福祉問題について何点か伺っておきたいと思います。

最初に、介護保険制度についてであります。平成13年度の介護保険の当初予算は96億8,600万円で、12年度の当初予算より25億6,900万円の増額予算となっております。介護保険開始時第1号被保険者に対しての1年間の負担緩和措置が終了し、保険料も増額になっております。しかも保険給付費が見込みより上回ったため、財政安定化基金より貸し付けを受けておりますが、この基金は国・道・市が3分の1ずつ負担し、市町村は第1号被保険者の保険料収入で賄う仕組みになっているために、新たな財政負担にはならないものの、次の保険料見直しで返還する仕組みになっておりますが、まずこの点について見解を求めておきたいと思います。

あわせて、一般会計繰入金13億5,879万円の内訳と、約25億6,000万円の増額の多くは、12年度当初予算より約26億円増額された保険給付費になると思います。給付費の増額理由について、改めて市長の見解を伺っておきたいと思います。

また、今定例会で2度目の保険給付の補正が提案されております。計画に比べて給付費がふえている市は少ないと聞いておりますが、各市の状況に比べて小樽市がふえた要因の特徴的な内容についてご説明をお願いします。

次に、出産費に係る資金の貸付制度についてお尋ねをいたします。

我が党は、かねてから40万から50万円かかるとされる出産費用の負担軽減を図るため、貸付制度を創設すべきと国に対して粘り強く主張してまいりました。その結果国において、平成13年、本年4月1日より積極的な実施に向けての通知が全市町村に対し出されたと聞いております。この制度の仕組み、各医療保険制度での取り組み状況、並びに小樽市の取り組みの方向性について見解を求めるものであります。

次に、児童虐待について伺います。

我が党は、児童虐待が年々増加する傾向とその対策として、昨年5月に児童虐待防止法が制定されたことから、第2回定例会以降、あらゆる機会での対策を求めてまいりました。市としても「虐待防止の連携を図るため、庁内組織と全市的な取り組みをする組織について検討する」との考えを示しておりましたが、その後の態勢と今後の防止策についてお考えを聞いておきたいと思います。

次に、環境問題、とりわけ北後志地域ごみ処理広域化計画に絞って、何点かお伺いをいたします。

時間の関係で項目的な質問となりますが、まず最初に、平成12年3月に基本計画が作成され、ごみ処理の広域化計画が明らかになったわけでありますが、しかし、建設予定地域住民の理解と協力を得る努力を重ねているために、相当数の時間がかかり、当初の予定である平成14年度着工、17年度完成の焼却施設に関しては、少なくとも1年以上の着工時期の変更を余儀なくされている現状を考えると、現在地域住民との話し合いはどの程度進んでいるのか。今後の見通しも含めて、現状について伺っておきたいと思います。

次に、この計画が予定どおりならば、昨年の第4回定例会で、広域連合規約案と事業計画等策定予算が審議されていなければなりません。しかし、その作業が大幅に延び、かつ本年のこの第1回定例会にも間に合わない。また、もし第2回定例会にも間に合わない状況になるとするならば、大幅に着工時期がずれ込み、本市のごみ行政に多大な影響が出ることは必至であります。したがって、15年努力着工に向けてのタイムリミットはいつなのか、今後の作業スケジュールも含めてお答えください。

次に、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会が平成12年7月に結成されておりますが、協議会の中での協議事項、並びに問題点についての現状はどのようになっているのか。また、新焼却場建設の遅れによる他町村への影響はあるのかどうか伺います。

本市においても、本年13年には天神焼却場を用途廃止にし、新焼却場が完成するまでの間は焼却処分ができない状況が続くわけでありますが、天神焼却場の年間処分量とこの埋立処分場への影響についてもお考えを聞いておきたいと思います。

次に、予算関係に関して伺っておりますが、このごみ処理広域計画の総予算はどのくらいの金額になるのか、今年度から完成年度までの年次別概算金額についてもお示しください。

また、機種選定に関しても大変に大きな予算が伴うことが想定されることからして、桃内埋立処分場のときのような疑惑を持たれることがあってはなりません。したがって、公正・公平に市民も含めて、納得できるプロセスで行われなければなりません。その観点に立ってのコンサルの選定であると認識しておりますが、このコンサル選定の経緯及び今後このコンサルに委託する内容、さらに機種選定とコンサルの関係についても説明を求めておきたいと思います。

最後に、燃焼方式についてお尋ねをしておきます。

現在、この燃焼方式については、各都市においてもさまざまな方式が取られております。また、機能や経済性で大きな技術革新が進んでいる状況を見ると、この燃焼方式の決定が最も神経を費やす部分だと思います。我が党は、一つには将来性を最大限に考慮すること、また、透明性の確保のための議論と決定までのプロセスを明確にする、このことが大事な視点であると明確に申し上げたいと思います。この点について市長の見解を伺っておきたいと思います。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

21世紀を迎えた今、教育のあり方そのものが模索され、大きな問題となっています。20世紀までの教育に対する考え方は、富国強兵や産業振興のための手段としての教育が一般的でした。しかし、このような教育の手段視が、人間の手段視を正当化し、軍国主義や産業優先、公害による国土の荒廃などに象徴されるような生命の軽視、暴力の放置など、20世紀の思潮の誘因となったのではないのでしょうか。教育とは本来、人と人との直接的な触れ合いの中で、お互いに教育者となり、学習者となって、人格の完成を目指すのがその目的であります。人格の完成は教育の目的であると同時に、人生の目的であるとも言えます。民主社会は「1人ひとりの人格が異なっても、

その人格を互いに無上の価値として尊重し、高め合う社会」と考えるならば、民主社会は教育を手段とせず、教育自体を目的と位置づける社会でなければなりません。いわゆる手段としての教育から目的としての教育への教育観の転換が今求められているのではないのでしょうか。このような観点に立ったとき、まさに21世紀の教育を展望し、本来の教育のあり方について、教育長のご所見をお伺いしておきたいと思います。

次に、教育基本法第10条第1項には「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と規定されており、こうした規定の意義は、教育は人格の完成を目指し、精神世界にも影響を及ぼす崇高な行動と見なされていることに由来しています。教育が実現を目指す価値は政治に左右されてはならず、権力からの中立性が保障されなければなりません。この10条の規定は、教育基本法の根幹を成す規定であると考えます。確かに教育は、今大きな転換期にあり、改革が求められています。しかし我が党は、教育基本法については、その精神において現憲法と軌を一にし、教育の目的を「人格の完成」と規定したこと、教育の政治からの中立などの規定は、永遠に目指すべき指針として堅持されるべきであり、さまざまな荒廃の現状に刺激されて、拙速な改正論議を進めるよりも、十分に時間をかけた検討、国民的な議論の深まりが必要であると考えます。むしろ教育もしつけも学校任せという戦後日本の学校依存的体質が家庭、地域の教育力を低下させ、結局、学級破壊、いじめ、不登校問題などにつながった側面があるのではないのでしょうか。

我が党は「子供の最初の教師は両親である」との原点に立ち戻ることが、社会全体の教育力回復の第一条件であると考えます。今日まで学校は教師が主導権を握って運営されてきており、管理上の責任問題などから家庭、地域に対して閉鎖的であるとの批判があります。本市でも学校施設の地域開放とか、余裕教室の目的外利用という施策が進められてはいますが、閉鎖性が克服されたとは言えません。より広い学校施設の開放を進め、学校評議員制度など保護者をはじめ、地域住民が学校の運営に主体的にかかわり、学校も地域の教育力を最大限に引き出すことができる仕組みを積極的に工夫すべきではないかと考えますが、教育長の見解を求めておきたいと思います。

次に、小中学校の適正配置についてお伺いいたします。

最初に、小学校の実施計画策定のスケジュールについてであります。中学校の適正配置が大きな山を越えた現在、多くの市民は小学校の適配に重大な関心を示しております。このたびの中学校での反省点を踏まえて、関係団体、地域等の理解と協力を得るためには、ぎりぎりまで対象学校名を公表せず、ほとんど最終決定に近い形で発表するというのではなく、対象校、非対象校にかかわらず、適正配置の目的や必要性をすべての関係団体、地域等に時間をかけて説明し、全市的なコンセンサスを得る努力を十分にした上で、対象校をオープンな議論の中で検討していくべきではないかと考えると同時に、今後の大枠の年次スケジュールを示すことが大事なことと思いますが、教育長の見解をお聞きしておきたいと思います。

最後に、当面する課題3点について、見解を求めておきたいと思います。

まず最初に、今定例会に付託されました議案第40号 フィッシュミールに関する訴えの提起についてであります。この問題の経過については、事前に詳しく説明されておりますので省略いたしますが、今までの経過及び今後の展開を考えたとき、小樽市として万やむを得ず関係者に対して施設使用損失補てん金支払い請求を求める訴訟を起こした以上、ある程度いたし方ないものとして受けとめざるを得ない内容となっております。しかし、裁判ともなれば、多少なりとも心配な点があります。その第1は、他の行政事案と異なるこの種の問題で、行政が市民及び事業者を訴えることが、本来正しい行政のあり方なのかどうか。2点目には、この問題に関する今までの行政のかかわり方がどうであったかという点であります。今までの経過を見聞いたしますとき、必ずしも連

帯保証人ばかりを責められない行政責任の一面があるのではないかと思います。この問題に関しての市長の見解と裁判の方向性などに対して、所見を伺っておきたいと思います。

次に、朝里川温泉湯鹿里荘に関して見解を求めておきたいと思います。

この湯鹿里荘については、昨年の洞爺山水ホテルとの売却問題などを含め、いろいろな経過がありました。しかし、この売却は一たん白紙となり、今日に至りました。本来であれば、新年度予算に北海道中央バスに経営委託するための必要な維持補修費などを計上し、引き続き施設運営をしなければなりません。しかし、13年度予算にはその金額が計上されておられません。施設の老朽化や利用者の減少など、中央バスも大変な努力を続けて今日に至っていると聞きしておりますが、平成11年度だけを見ても、約3万6,000人の利用客のある湯鹿里荘の今後の運営について、13年度以降はどうするおつもりなのか、見解を求めておきたいと思います。

最後に、道立小児総合保健センターに関してお尋ねをしておきたいと思います。

昨年11月17日に、北海道から小樽市に対して、銭函にある道立小児総合保健センターと手稲区にある札幌肢体不自由児総合療育センターを統合し、一体的整備をする整備計画の部案概要が示されました。この計画概要に対して、52年以降、小児総合保健センターが果たしてきた役割や地域に定着した公的機関としての貢献度などを考えるとき、何としても小樽に存続をしていただきたいとの全会派一致の意見書を、理事者とともに昨年陳情してまいりました。そうした中で、13年度予算、本年度道予算の新規事業として、(仮称)小児総合医療療育センター基本計画検討の予算が、今行われている道議会で予算計上されました。いよいよ具体的な調査が始まるものと思います。したがって、小樽市としても今後どのような対応をしていくつもりなのか、整備の基本的な考え方、施設の性格、施設の有する機能などが示されている整備計画概要を見る限りにおいては、銭函の現小児センターの存続は大変に厳しい要素がたくさんあります。道が調査予算を計上した今、調査結論が出る前に、小樽市に存続ができるためのしっかりした理論武装と、土地問題などを含めた具体的な対策を示しながら、強い存続運動を推進する必要があると思いますが、市長の見解を求めておきたいと思います。

なお、予定時間を5分経過いたしましたことをおわび申し上げ、再質問は留保いたしますので、市長はじめ、理事者のご答弁をお願いを申し上げます。

以上でございます。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 佐野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新年度予算と行財政運営について、何点かご質問がありましたが、まず新年度予算に対する感想ということでありますが、このたびの編成作業を通じて一番苦慮いたしましたことは、申すまでもなく財政の健全化を進めながら、一方でいかにして市民要望にこたえていくかということでありました。昨年策定いたしました財政健全化計画を念頭に置き、庁内議論も従来以上に深めながらの編成でありましたが、最終的には12年度を上回る財源不足となったところでありますので、今後さらに、その財政健全化計画や新行政改革実施計画の第2次改訂についてそれぞれ予定以上の効果を得よう最大限の努力をしていかなければならないものと考えております。

一方で、私が就任後掲げた公約や数多く寄せられた市民要望につきましても、一定程度の予算化はできたものと考えておりますが、今後とも限られた財源の範囲ではありますが、市議会をはじめ、あらゆる機会を通じて、

市民の皆さんのご意見を伺いながら21世紀プラン第2次実施計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、減債基金の取り崩しと今後の見込みについてであります。平成11年度の一時的な収支改善を除きますと、近年は単年度収支の均衡がなかなか図れないといった厳しい財政運営が続いております。また、当初予算段階では不確定な要素が多くあることなどから、当面の財源不足を減債基金等の取り崩しにより措置いたしておりますが、これらの背景としては、従来から申し上げておりますとおり、義務的経費の割合が依然として高いという本市の硬直化した財政構造があり、なかなか収支の改善が図れない大きな要因となっております。職員給与の縮減をはじめ、管理経費の圧縮に努めるなど、内部努力を続けておりますが、急激な構造改善も難しい状況にありますので、当面は減債基金の取り崩しなどを考慮した財政運営をしていかなければならないものと考えております。

次に、経常的経費と行政改革の効果についてであります。平成8年度をベースとして考えますと、平成9年度から11年度までの3カ年の行政改革による財政効果がおおよそ40億円に上ることは、これまでも申し上げてきたところであります。この効果などにより、同じく平成9年度以降、扶助費、公債費、繰出金を合わせて50億円に達する増加があったものの、現時点においても実質収支の黒字を続けているわけでありまして、当然平成13年度予算においても行政改革による財政効果は反映されております。

なお、ご質問にありました一般会計の経常的経費が、全体で0.2%ほどの増となっておりますのは、退職手当て2億円ほど、扶助費と公債費で合わせて3億3,000万円ほどそれぞれ増となったことがその要因であり、職員給与や一般管理費などでは4億8,000万円ほどの減額となっております。

次に、財政健全化計画と新年度予算の整合性についてであります。先ほども申し上げましたとおり、この点が今回の予算編成で一番苦心した点でありました。当初予算計上人員での比較ではありますが、正規職員数を全会計で前年度より47人の減員とすることや、管理事務費の削減、基金の活用など、計画に掲げた方策の具体化を図る一方で、市債残高の増加につながらない範囲で、建設事業費の積極的な計上にも努めたところであります。財源不足は16億円を超え、依然として厳しい状況の中でのスタートとなりますが、年度開始後の予算執行においても、十分に工夫を凝らすことにより、計画にある単年度収支の均衡と経常収支比率の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、今後5年間における健全化計画の目標達成は、決して易しいことではありませんが、市民サービスの低下を招かないためにも、新行政改革実施計画第2次改訂を積極的に進めながら、より多くの財政効果が上がるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、21世紀プランについてであります。第2次実施計画の策定に当たりましては、さまざまな政策課題のうち、緊急性が高く市民ニーズの強い施策を取りまとめた「重点プログラム」の「活力づくり」、「高齢者社会」、「冬の暮らし」を念頭に置きながら、その中で特に本市の経済基盤の強化のため、地場産業の振興に対する支援に努めるとともに、学校校舎の整備など教育環境の充実、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を拡充するための施設整備、さらに急速な情報化の流れの中で、住民基本台帳ネットワークシステムの導入のための整備など、IT関連の事業を多く盛り込んだことなどが大きな特徴ではないかと思っております。いずれにいたしましても、大変厳しい財政状況であります。21世紀における本市の力強い発展と市民が快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会を築くため、「21世紀プラン」の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、改訂後の新行政改革実施計画のうち、経費の削減を目的としている主な項目についてであります。項

目といたしましては、「職員の公用車運転体制の拡大」、「職員数の削減」、「給与制度等の見直し」、「公用車の削減」、「民間への業務委託の推進」、「港湾引き船業務の民間委託」、「一般事務費等の見直し」、「公共工事のコスト縮減」などであります。

次に、21世紀プラン第2次実施計画と、ただいま申し上げました新行政改革実施計画の第2次改訂及び財政健全化計画の整合性ということについてであります。仮に財源に余裕があり、経済情勢も拡大基調にある状況の中では、いわゆる政策主導型の積極的な行政運営も可能であります。しかしながら、現在のような厳しい財政環境のもとでは、ある程度の財政的な制約の中での事業展開は避けられないところであり、市といたしましても、このたびの21世紀プランの第2次実施計画の策定に当たりましては、そのような観点に立って、財政健全化の視点を念頭に置きながら作業を進めたところであります。

また、行政改革や財政の健全化は、それ自体が目的ではなく、21世紀プランに掲げた施策の実現を将来にわたって可能なものとするために、さらには時代の流れや社会経済情勢に合った行政システムをつくり上げるために、みずから手で行うものでありますので、これらの取り組みを積極的に進めることが、結果として市民福祉の一層の向上につながるものであると考えております。

次に、築港地区の再開発に伴う効果についてであります。まず市財政への影響につきましては、平成12年度の見込みで申し上げますと、固定資産税等の市税収入では、おおよそ9億3,000万円、上下水道料金でおおよそ2億5,000万円を予定しており、12年度までの累計では、合わせておおよそ18億円となる見込みであります。一方で、事業実施に伴う財政負担も、12年度までの累計で4億円余りを見込んでおり、今後もその負担は市債の償還終了まで続くこととなりますが、いずれにいたしましても、総合的に見て市財政に対しても大きな効果があるものと考えております。

現段階における再開発事業全体の感想についてであります。小樽ベイシティ開発、ホテルヒルトン小樽、マイカルエネルギー供給会社や、新南小樽市場等の事業展開による新たな雇用や集客が図られており、また、観光客入込数も増加するなど、大きな経済効果があるものと考えております。

次に、人口対策について、何点かのお尋ねがありましたが、初めに人口の現状に対する認識についてであります。人口はさまざまな面で、その都市の規模をあらわし、また、市政の方向や施策の決定に当たって、年齢構成を含め、大変重要な指標であるものと考えております。本市においては、昭和39年をピークに、年々人口が減少し、近年は少子化や長期的な景気低迷により、さまざまな人口定着に向けた施策、事業を進めながらも、残念ながら減少傾向はとまっていない状況にあるものと思っております。

近年、大都市を除いて、大多数の都市が人口減少の傾向にあります。本市においてもさらに減少傾向が続いた場合、教育や経済、都市基盤など、あらゆる面でさまざまな問題が生じてくるものと予想され、私としては何とかこうした状況を食い止め、人口規模の安定化を図らなければならないものと思っております。今後とも人口対策を念頭に置きながら、市民が快適で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、あらゆる施策の推進に努力してまいりたいと考えております。

また、新年度予算における人口対策事業についてであります。これまでも実施をしてまいりました企業誘致や雇用促進助成事業、労働者地元定着事業、さらに若年者定住促進事業として、共同住宅建設改良資金貸付事業などを引き続き進めるとともに、新年度から新たに子育て支援センターの開設、延長保育の実施などのほか、ベンチャー企業の育成・支援を目的とした「(仮称)おたるまち育て情報センター」の開設など、人口対策につながる事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各種計画における人口推計についてであります。21世紀プランの16万人につきましては、現在の人口減少に歯どめをかけ、現状の維持を基本に、各種施策を積極的に推進することによって、人口をふやしていこうという目標数値として設定したものであります。この21世紀プランに合わせて、人口推計している計画には、水道事業計画、公共賃貸住宅再生マスタープランがありますが、そのほかの計画につきましては、それぞれ計画の性質や目標年次が異なる上、人口推計の指標については国などの指導によって行っています。このようなことから、各種計画の推計人口などのフレームにつきましては、現時点で整合性を図ることは難しいものと思っております。

次に、若者の定着に関連して、大学、高校卒業者の就職状況についてであります。若年者の地元定着は本市における大きな課題となっておりますが、ここ数年の傾向を見ると、大学卒業者については、約10%が市内企業に、50%が道内、40%が道外企業に就職しており、また、高校卒業者については、就職希望者のうち、約50%が市内企業に、35%が道内、15%が道外企業に就職し、道内に就職した高卒者のうち、約80%が札幌市内となっております。市内の求人・求職の動向は大変厳しい状況にあるものと考えております。

こうした状況を踏まえ、今年度においては雇用促進助成事業や企業見学会、企業ガイドの配付など、これまでの若年者地元定着事業に加え、就職活動が本格化する昨年11月には、経済部の管理職による市内 200社の企業訪問を実施して、採用要請を行ったほか、本年 1 月には小樽公共職業安定所等とともに、市内企業の参加を得ながら就職希望者への企業説明会などを新たに行ったところであります。この企業説明会により就職希望者と企業側の相互理解が深まり、22名の就職が内定するなど、一定の成果を得たところであります。若者の地元定着のためには、何よりも働く場所の確保が急務と考えており、今後とも知恵を絞り、工夫しながら関係機関へも協力を要請し、雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、若者の地元定着には市街地の整備やスポーツ施設の建設などを通じた魅力あるまちづくりも大切と考えており、さまざまな施策を進めながら人口対策に努めてまいりたいと思っております。

次に、福祉の問題について何点かのお尋ねがありましたが、最初に介護保険についてであります。財政安定化基金からの貸し付けにつきましては、12年度から14年度までの間に保険給付費が見込みを上回り、財源が不足する場合に、年度ごとに不足額を無利子で貸し付けを受けることになります。この借入金につきましては、15年度から3年間に、毎年3分の1ずつ返すこととなりますが、この返済財源は15年度からの保険料額に上乗せされることとなっております。

次に、13年度の一般会計繰入金の内訳についてであります。保険給付費の12.5%の市負担分として11億 7,772万円、介護認定や保険料の賦課徴収に要する経費や職員給与費などの事務費分として1億 8,107万円となっております。また、12年度当初予算に比べ、保険給付費がふえた要因についてであります。12年度は4月から2月までのサービス利用分の11カ月分を計上しておりますが、13年度では12カ月分を計上しておりますので、1カ月分の給付費がふえております。このほか施設利用者数や施設利用者の平均給付額の増加等が主な要因であります。

次に、小樽の給付費がふえた要因の特徴的な内容についてであります。人口10万人以上の道内他都市と比較いたしますと、1号被保険者 1,000人当たりの市内介護保険施設のベッド数は苫小牧、札幌に次いで3番目に多くなっております。さらには札幌に近いこともあり、他都市に比べ施設を利用しやすい環境にあるため、サービス利用者に占める施設サービス利用者の割合及び報酬単価の高い療養型の利用者の割合とも、いずれも主要都市の中で一番高い比率となっていることが小樽の特徴的な要因と考えております。

次に、出産費に係る資金の貸し付け制度についてであります。国から示された貸し付けの内容は出産予定日まで 1 カ月以内の方を対象に、出産育児一時金の 8 割を限度に無利子で貸し付けし、出産育児一時金の支給時これを相殺処理するというものであります。仮に小樽市が実施した場合、出産育児一時金は 30 万円でありますので、貸し付け限度額は 24 万円となります。既に国からは各医療保険者に対し、積極的な取り組みについて協力を求められたところであります。政府管掌健康保険では、国が予算措置をし、7 月から実施されることになっておりますが、健康保険組合等の状況はまだ確認できておりません。なお、道内の市町村国保では道を通じ、北海道国保連合会に取り扱っていただくよう要請中ではありますが、現在連合会においても各市町村の意向を調査中であり、当市としてはその推移を見た中で対応してまいりたいと考えております。

次に、児童虐待についての取り組み状況等についてであります。昨年 5 月に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」において、地方公共団体の責務も定められたことから、小樽市として、庁内の組織として、昨年 8 月に、「小樽市児童虐待防止連絡会議」を設置したほか、本年 2 月に全市的組織として民生児童委員協議会や総連合町会、小樽警察署、さらには札幌弁護士会小樽支部等で構成する「小樽市地域児童虐待防止連絡協議会」を設置したところであります。またこの間、広報おたる 7 月号に、法の制定に関するお知らせ、さらに 11 月号には、虐待防止に関する特集記事を掲載したほか、関係機関職員の研修会を開催したところであります。今後におきましては、一般市民も対象とした講演会を開催するほか、パンフレットを発行し、より一層の市民啓発に努めるとともに、関係機関との連携を密にし、児童の健全育成に努めていきたいと考えております。

次に、環境問題、北後志地域ごみ処理広域化計画に関してのご質問がありました。

初めに地域住民との協議の進展状況などについてであります。地元町内会は昨年 12 月 16 日にダイオキシン類についての勉強会を衛生工学専門家を招いて開催しております。また、2 月 25 日と 3 月 3 日には、苫小牧市と札幌市発寒の清掃工場を視察調査するとともに、札幌市では両日とも近隣町内会の役員と懇談し、焼却施設が近隣に与える影響等について意見をお聞きしております。町内会はこれらの取り組みを踏まえ、近々会員の意向調査を実施し、町内会としての意向を集約するとのこととあります。市といたしましては、町内会のこれらの取り組みに協力するなど、誠意を持って対応し、できるだけ早急に合意を得よう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、平成 15 年度着工に向けてのタイムリミットと今後の作業スケジュールについてであります。平成 15 年度の国の補助事業採択のためには、平成 14 年 5 月ないし 6 月ごろに北海道を通じ、国に施設整備事業計画書を提出しなければなりませんので、平成 13 年度中に施設整備事業計画書等の事前調査事業を終える必要があると考えております。これらの調査事業に要する時間を考慮しますと、遅くとも本年 7 月には着手する必要があります。

次に、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会の協議事項などについてであります。事業主体として予定している広域連合の設置関係では、広域連合規約、執行機関の構成、建設費や管理運営費の分担方法などがあり、施設整備関係では国に提出する施設整備事業計画に盛り込む施設の規模、処理方式、事業費の試算及び発注方法などの調査事業が主なものであります。

事業計画の遅れによる町村への影響についてですが、北後志衛生施設組合は現在の焼却処理施設をダイオキシン類対策特別措置法の基準に適合する施設整備を行い、平成 14 年 12 月以降も焼却処理を当面継続する方向で検討中とお聞きしていますので、ごみ処理に直接支障はないと思われますが、改修経費や改修後の処理経費の負担、さらには焼却灰埋立量の増加による埋め立て計画への影響も考えられますので、5 町村としては速やかな施設整備を必要としている状況にあると理解をしております。

次に、天神焼却場の用途廃止の影響についてであります。同焼却場の平成12年度焼却処理実績量は約 9,000 トンと見込まれます。用途廃止によりこの量が埋立処分量の増加となりますが、平成12年度に実施したごみ袋の透明化、事業系廃棄物の有料化等により、ごみの埋立処分量全体が大幅に減少しておりますので、この減量対策及びより一層の資源化の促進等を図ることにより、埋立計画年数が短縮するものとはならないと考えております。

次に、ごみ処理広域計画の予算関係についてであります。事業費の算定の大きな要素は施設規模であります。平成12年度における本市の一般廃棄物が大幅に減量しているため、広域処理基本計画における焼却処理量を見直す必要があること、このほか施設整備費のトン当たりの単価が基本計画策定時に比較してかなり低額な傾向になってきていること、さらには施設計画の具体的内容が今後詳細な検討協議を経て決定されることになるため、現段階で施設建設費を算出することは難しいものと考えております。

なお、施設建設着工前の平成13年度と平成14年度に行う予定の施設整備事業計画策定時の調査事業費については、概算で 1 億円程度と見込まれております。

次に、コンサル選定経緯と委託業務内容についてであります。コンサル選定に当たって、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会は、社団法人全国都市清掃会議にコンサルタント選定業務を委託しました。全国都市清掃会議は、選定の透明化と適格コンサルの選定のため、ごみ処理施設計画等調査委託業者特定評価委員会を設置し、施設整備計画等についての技術提案を求めるコンサル 6 社を選び、この 6 社の北後志広域ごみ処理施設整備計画に対する技術提案の審査及び評価等を行って、財団法人日本環境衛生センターを選定いたしました。

委託業務内容であります。施設整備事業計画の策定、生活環境影響調査の作成、廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画の策定、施設建設工事見積仕様書の作成、費用効果分析を含む整備計画書の作成、生活環境影響調査の小樽市廃棄物処理条例に基づく手続に係る資料の作成、都市計画決定の手続に係る資料作成、以上の 7 項目であります。

次に、機種選定とコンサルの関係についてであります。コンサルは処理施設の機能、規模、処理方式、各種施設の処理実績等の調査及び資料整理、並びに見積仕様書作成と、この仕様書に基づき提出される施設整備計画の審査資料等の調整などを、その所有する技術力を駆使して担当してもらうことになります。これらコンサルの資料等については、全国都市清掃会議に審査等を委託しますが、全国都市清掃会議は主に技術的な面を検討審査する委員会を設置して対応することとしております。

いずれにいたしましても、機種選定など具体的詳細は、今後関係者で検討協議等をするようになりますので、機種選定などに当たっては透明、公正、公明な方法により業務を進めてまいらなければならないものと考えております。

次に、焼却方式についてのお尋ねであります。北後志地域ごみ処理広域化基本計画では、燃焼処理方式を「ストーカー炉」、又は「流動床炉に灰溶融固化施設を付加する方式」、もしくは「次世代型焼却処理施設としてのガス化溶融炉」のいずれかと方向づけしております。双方とも多くの処理方法がありますので、その決定に当たってはごみの効果的、効率的処理機能等についての技術的側面からの検討を重視するとともに、その検討の過程も公正、透明であることも同じように重要と認識しております。したがって、検討過程については、所管常任委員会に報告してまいりたいものと考えております。

次に、当面する課題について何点かお尋ねがございましたが、まず最初に、議案第40号 訴えの提起についてあります。フィッシュミール協業組合につきましては、昭和40年代後半に、市内にある水産加工場より出る悪臭や汚水について、市民より改善の声が上がり、これらの公害問題の解決や魚腸骨の適切な処理を目的に、業者

が集合し、設立されたものであります。その後、200海里問題や市場価格の低下等の理由により、操業が困難となり、平成2年3月操業停止をいたしました。その際市との間で原契約の解除契約及び覚書を締結したものであります。この契約に基づく使用損失補てん金が、現在未納となっているわけでありましたが、この間市といたしましては、この事業の立ち上げにかかわったことや、公害問題の解決という社会的使命の大きな事業であることを十分踏まえながら、関係者の理解を得るべく協議を続けてまいりました。しかし、3月末の時効を目前にして、協議が調わないため、やむなく訴訟の提起という結果となりました。今後は裁判の場へと移行いたしますが、市といたしましても、これまでの関係者との協議や経過を十分踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次に、湯鹿里荘の今後の運営についてであります。当施設は平成10年4月より北海道中央バスに運営をお願いしておりますが、これまでの経過の中で、新年度も運営を続けるのは難しいとの申し出があり、市といたしましては、これ以上の協力は求められないと判断し、3末日をもって営業を終了することとなったものであります。

なお、今後につきましては、新年度のできるだけ早い時期に、朝里川温泉地域の振興の観点から現在の湯鹿里荘の利用形態を継続した形で希望者に売却したいと考えております。

次に、北海道立小児総合保健センターについてのお尋ねであります。昨年の第4回定例会で、同センターの機能の充実と存続を求める意見書が全会一致で可決され、市議会の各会派代表とともに北海道へ、本市への設置を要望したところであります。また、本年1月には、私も北海道知事、担当副知事にお会いし、同じく本市への設置を強く要望いたしました。存続につきましては大変厳しい状況であると認識しております。なお、北海道へは本市に設置可能な面積を有する土地について十分調査検討されるようお願いしておりましたが、2月には本市が提示した土地について、北海道の担当者による現地調査が実施されております。

いずれにいたしましても、厳しい状況ではありますが、今後とも引き続き北海道へ粘り強く要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 佐野議員のご質問にお答えいたします。

まず、「教育のあり方」についてですが、「教育とは本来、人と人との直接的なふれあいの中で、互いに教育者となり学習者となって人格の完成を目指すのがその目的である」というご指摘は、21世紀の教育のあり方に向かうべき方向を示したものと考えます。古来「教学半ばなり」という教えがありますが、このことは教える人と学ぶ人が互いに支え合ってこそ教育が成り立つということを示唆しており、多くの教職にある者が、自分自身の教育信条として大切にしているものであり、私も同じ考えに立つものであります。

次に、学校依存体質からの脱却についてですが、学校は閉鎖的であるということは従来から指摘されており、学社連携の観点や地域父母との協力の推進、学校開放事業の実施など進められておりますが、「地域に開かれた学校」をもっと実際的にするためには、学校評議員制度の推進や学校施設の開放などが欠かせません。現在IT関連施策の中で、インターネット講習を教育施設で実施し、市民に学校にあるコンピュータを開放しようという企画が検討されつつありますが、今後もっと積極的に学校と地域との協力について、具体的に進めていきたいと考えております。

最後に、学校適正配置計画についてですが、中学校の計画実施については、市民、教育関係者、各団体から多

くの意見が寄せられ、議会の特別委員会でもご論議をいただき、本年4月実施となったところであります。

さて、小学校の計画については、中学校の安定を待ち、来年度後半から内部検討を進める予定であります。ご指摘の教育関係団体や町内会、同窓会の意見集約、計画の進め方、各学校の要望や問題点の解決方策、低学年児童の通学対策など検討する必要があります。小学校の対象学校をどのように定め、発表をどうするかなどについては検討が必要ですが、まず今後の大枠の年次スケジュールを示すことが大切なことと認識しておりますので、いましばらく時間をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（松田日出男） 佐野議員の会派代表質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時45分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9番、大畠 護議員。

（9番 大畠 護議員登壇）（拍手）

○9番（大畠 護議員） 平成13年第1回定例会に当たり、市民クラブを代表して質問いたします。

まず最初に、市長提案説明に関連しお尋ねいたします。

今回示されました予算案は、限られた財源の中、何とかしてめり張りをつけよう、山田カラーを打ち出そうとかなり腐心されたものと推察申し上げます。例えば電子政府、電子自治体構築の施策は国主導のものであり、市長としても電車に乗り遅れられないとの感を持たれ、推進しなければならないものの一つでしょうが、果たしてこの高度情報化社会の実現によって、市民が心から豊かさを甘受できるかという点においては、いささか疑問が残るものであります。市長のご認識とご見解をお聞かせください。

市長は、財政健全化計画を念頭に置かれ、予算策定に当たられたとのこととであります。財政に対する危機意識は市長と同感であります。しかし、幾ら市長が行政事務の効率化、無駄をなくそうと檄を飛ばされても、果たして現場の職員個々にその精神が浸透しているのでしょうか、いささか疑問を感じます。

一例を挙げますと、このたび予算計上されておりますごみ収集車などの購入費 1,811万円であります。ここ数年間パッカー車15台から16台の体制で業務し、毎年1、2台ずつ車両を更新していると聞きます。当然車両査定などを参考に新規購入を進められているとは思いますが、問題は廃車となるパッカー車のその後の処分方法であります。財政部によりますと、昨年、平成12年度からは公募による見積もり合わせを行っているとのことですが、その決定額が20万円台と聞きます。また、平成11年度までは、特定の業者に10万円を切るような価格で払い下げられたとも聞きます。1台 1,500万円のパッカー車が7年から10年で、一体幾らの残存価値があるのかと問い合わせてみますと、役所の車は整備が行き届いているし、民間の車よりも数段状態がよい。10万や20万円なら買って転売しても買い手はいるはず、残存価値は1割が相場とのこととありました。つまり幾ら役所的に役目を終えたものでも、市場価格より安く売るのは損切り売買と同じことであり、到底コスト意識が働いているとは思えません。どんな公募をしたのか、過去はどうだったのか、詳しくお示しいただき、同時に市長のご見解をお示しください。

次に、廃棄物最終処分場施設維持補修費及び産業廃棄物処分事業費会計、いわゆる桃内、寅吉沢についてお尋

ねいたします。

昨年、3 定、4 定と、処分場関連で何項目かの指摘をさせていただきました。市長は環境部の内部体制について精査し、改善すべき点はする旨のご答弁であったと存じます。その後の経緯をお尋ねいたします。何かと問題になった処分場管理委託業務に対し、市長は再三透明性の確保とご答弁されております。これは市長の願いであると受けとめ、実行を期待します。これまでの取り組みについてお示ください。

次に、商工業振興費、中小企業経営安定健全化資金貸付金についてであります。

融資限度額 1,000 万円、利率 1.5% で、一時的な運転資金、仕入れ決済資金を、経営状況が厳しい中小企業に対し融資するとあります。さらには、当面の資金繰りの手だてとまで述べられておられます。極めてきつい言い方かもしれませんが、全く中小零細企業の実態、実情をご理解していない文言ではありませんか。当面の資金繰りに苦しむ事業者、取引金融機関が簡単に融資すると市長は本当にお考えなのですか。この制度はマルタル同様、プロパーで借りられる方の金利を下げるだけの効果ではありませんか。従来取引枠の中で、上限 1,000 万円だけ、利息軽減が受けられるといった程度のもので、新たな資金需要の道を開いたわけでも、保証協会が別枠で対応できるものでもないのです。幾ら新しい制度融資をつくったところで、基本的には金融機関と市のリスク分担に踏み込まなくては、本の表紙を変えるに等しいことなのであります。つまり利用実績が懸念されるのであります。すべての事業者が等しく使える制度融資の創設など、むりということも百も承知しておるつもりですし、つくった、いかんとまでは申しませんが、余りにも画一的発想で、残念ながら魅力が全く感じられません。中小企業経営安定健全化資金の効果について、市長の見通しをお伺いします。

確かに、金融の円滑化の重要性は中小零細事業者にとって切実な問題であります。そのためには行政がもっと金融実務に目を向けていかなければなりません。そうしてこそ、その延長線上にある経営安定の手助けになるのではないのでしょうか。私たちは、本気で市が景気対策に取り組むのであれば、以前からさまざまな場面で述べてまいりましたが、抵当権整理、他行債務決済ができる直貸しと、逆線引きによる土地の流動化であると提言してまいりました。直貸しの方は実際には稲北や社協に対して、極めてあいまいな貸し付けをしているにもかかわらず、保全という意味でははるかに安全な他行債務決済直貸しを否定されています。まるで直貸しアレルギーのように映りますがいかがですか。逆線引きによる調整区域の見直しをし、土地の流動性、換価性を高めることが効果的であり、市長のイニシアチブ、市長みずからの手によって行える数少ない景気対策と考えます。土地を売却し、長期累積債務や負債の軽減に充てるとか、担保価値が上がることで商売の方向転換も可能なわけであり、予算措置も測量費などを申請者負担にすれば、極めて少額な事務費で可能な施策でありますので、ぜひ取り組むべきであります。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、重度身体障害者移動支援事業についてお伺いいたします。

市長提案説明によりますと、「リフト付き自動車を購入し、日常生活に常時車いすを利用している方の外出を支援し、社会参加を支援します」とのことでありました。この事業につきましては、車両購入費と運行費とを合わせて 610 万円が当初予算に計上されております。新年度からの実施が約束されたわけであり、長い間リフト付き自動車の購入及び運行を心待ちにしていた関係団体、本人、そしてご家族の皆様方には何よりも春一番のプレゼントとして、市民クラブは大きな喜びと期待を感じずにはいられないのであります。車種の選定に当たっては、特定の車両だけに選択が限定されることのないよう、ぜひとも利用する障害者の身となり、意見や要望に耳を傾け、十分にそれらが最大限に反映される車両選びができることを切に望むものでありますがいかがですか、お考えをお聞かせください。また、利用者の運行時間帯や運行経費はどのように積算されているかも、あわせて

お尋ねいたします。

次に、協同組合、協業組合についてお尋ねします。

昭和30年後半から50年代にかけては、国を挙げて2次産業、とりわけ製造業比率を高める必要性が強く叫ばれた時代で、国も中小企業に対して新たな融資制度を次々と創設してきました。中小企業の持つ経営規模の過少性、資金調達力や設備の近代化などを解消するため、昭和36年高度化資金貸付制度の施策によって、生産部門における協業化、工場集団化と工場協同化、流通部門における協業化、店舗など集団化、商店街近代化、小売店舗共同化、小売商業連鎖化を促進したのであります。本市においては、経営の合理化、生産性の効率化を通して、企業の体質改善、労働力の確保、公害の除去、同業者の乱立による競争の激化、大企業攻勢など、中小企業が大部分を占める小樽にとって、問題の解決が迫られ、協業や集団化、さらには企業合同化によって、零細な個々の力を合わせ、業界全体が共栄共存を目指す積極的な方策をとったのであります。国や行政の後押しによって、昭和30年代から50年代に相次いで設立された本市の協同組合、協業組合は、現在どのようになっているのか、時系列的にご説明願います。

次に、議案第39号及び第40号についてお尋ねいたします。

まず、議案第39号は、昭和59年3月、小樽市が協業組合太陽米菓に対して貸し付けた5,300万円にかかる債権放棄についてであります。この太陽米菓については、本市において中小企業団体の組織に関する法律第5条に規定される米菓の製造業を営む中小企業者4社で、昭和49年3月28日設立された協業組合であります。設立の目的は米菓製造業の事業活動についての協業化を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上などを効率的に推進し、その協同の利益を増進することを目的とするものとあります。事業内容については、米菓の製造及び販売、豆菓子類の製造及び販売と、これらに附随する事業などであります。操業開始は昭和50年2月であります。早くも翌51年には資金繰りの悪化に陥り、苦しい経営が続いたのであります。また、昭和52年には、金融機関3行と損失補償契約を締結したのでありますが、この契約とはどのような内容であったのかお伺いします。

また、昭和59年2月には損失補償請求が行われておりますが、この請求内容についてもあわせてお答えください。

さらに、同年3月、第1回定例会、同組合に対して5,300万円を貸し付ける融資が議決され、金銭消費貸借契約を締結して以来、平成2年4月までの7年間にわたり、書き換えが繰り返され、翌年3月にはついに操業を停止するに至ったのであります。この間、貸付金の返済はどのようになっていたのかお尋ねします。

また、工場の一部を他の業者に貸し付け、その家賃収入をもって借入金の返済に充当するという報告も受けたやに記憶しておりますが、実態はどのようであったのかお答え願います。

組合の設立時、4社4組合員で操業が開始され、平成3年3月に操業を停止するまでの間、組合員の入脱退の状況はどうであったのか。また、その増減があったとすればそれはどのような理由であったのかも、あわせてお尋ねします。

組合の連帯保証人は、借入金の保証責任をどのような形でとられたのかお尋ねいたします。

また、小樽市はこのたび協業組合太陽米菓の債務者3人に対する債権額5,124万6,564円の権利を放棄する理由は何なのかお尋ねします。明確にお答えください。

次に、議案第40号 小樽フィッシュミール協業組合についてであります。

目前に迫った時効の日。本市はフィッシュミールに対して、平成3年3月から平成12年3月までの10年間に未納額になっている処理施設利用料未納額1億5,780万4,000円に対して、支払い命令を求めた訴えの提起を行

うというものであり、そのため平成12年度一般会計補正予算の中に、その弁護費用など 460万円が計上されたのであります。私はフィッシュミールの未収金問題に関連して、これまでさまざまな立場の市民の方々の声を聞き、また、他の市政執行との比較からも行政の不公平さを訴え続け、質問をし、幾つかの提案も行っていました。しかしながら、今日まで何ら実績を上げることなく年月が経過し、債権の一部がついには時効の日を目前に迎えることになりました。そうではありますが、ここに小樽フィッシュミール協業組合の連帯保証人に対して、訴えの提起を決断されたことは、法に忠実に、義務を遂行しようとする意味で、一定の評価をするものであります。しかしながら、一方では、ここまで先延ばしをし放置し続けてきた行政の怠慢さに対して、義憤さえ感じるのであります。また、組合設立のときから一連の関係資料を調べている中で、土地関係、支払い計画などといった数々の書類の不備やミスなども発覚したのであります。今日までかかわってきた歴代の担当職員の責任は極めて重いと思います。今まで処分の対象になった職員の前例と比較しても、関係者に対しては相当の処分が必要と思いますがいかがですか。市長、ご所見をお聞かせ願います。

また、債権回収の見通しについてであります。今後裁判となれば判決が出るまでには相当の長い時間が必要と考えます。訴えを提起する以上、これから先は裁判の進行にゆだねるしか解決の道はありませんが、事前説明には和解の可能性も示されており、和解ありきの印象も受けます。今後の裁判の見通し、つまりは債権の全額回収が図られるかどうかについてどのようにお考えですか、お答えください。

また、訴えを提起したことで、フィッシュミール問題がすべて解決するわけではありません。職員 1 人ひとりが自分の職務を自覚し、使命感に燃えて、業務の遂行に当たることを切に願うものであります。市長のご見解をお示し願います。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 大畠議員の質問にお答えいたします。

初めに、高度情報化社会についてであります。国における情報化の推進については、平成 5 年ころから主な取り組みが進められ、本年 1 月には高度情報ネットワーク社会形成基本法が施行されました。いわゆる IT 基本法では、すべての国民が高度情報通信ネットワークを容易に利用できるようなことにより、自由かつ多様な活動、交流等の機会が拡大され、また、質の高い情報の提供により生活の利便性の向上、消費者の主体的かつ合理的な選択の機会の拡大が図られ、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与することを理念としております。

私自身、高度情報化社会とはどういう社会になるのか明確に申し上げられる知識はありませんけれども、ただ情報化は生活する者にとって、利便性の向上を通じた親切的な社会を実現するための一つの手段であると思いますので、今後の課題として、だれでも受け入れられる情報化社会を目指して、その環境づくりを着実に進めていくことが重要だと思っております。

いずれにいたしましても、高度情報化社会は IT という便利な道具で、いつでもネットワークを押し広げることと世界とつながり、人間の生き方や価値観も広がることとなりますので、だれもが自分らしく生きられるような心豊かな社会の実現につながるのではないかと考えております。

次に、財政健全化計画の職員への浸透ということについて例を挙げてご意見があったわけではありますが、ここ数年は厳しい財政状況にありますので、毎年度の予算編成に当たりまして、単にシーリング方式によるものではなく、すべての事業を常に新たな視点で見直すことを強く職員に求めており、経常費を含めた編成作業や職員研修等を通じてそれらの意図は伝わっているものと考えております。

さらに、職員は予算執行などにおきましても、経費節減の観点から努力をしていると考えており、今後は健全化計画の一層の周知とともに、職員個々の新たな考え方による事務事業の見直しにも期待しているところであります。

次に、パッカー車の払い下げと職員のコスト意識についてであります。パッカー車の廃棄処分については、車両の能力低下や修繕コスト面を考慮し、おおむね10年で行っております。売り払いにつきましては、市のごみ収集運搬委託業者に照会をし、車両として買い受けの希望がある場合には見積もり合わせにより行い、希望がない場合にはくず鉄として解体業者へ売り払っておりました。平成12年度につきましては、市の収集運搬委託業者以外からも買い受けの希望がありましたので、売り払いについて告示したほか、市のごみ収集運搬委託業者及び小樽産業廃棄物処理事業協同組合に通知し、希望者を募り、見積もり合わせを実施し、売り払いを行ったところであります。売り払い価格につきましては、買い受け希望業者に廃棄処分をする車両を実際に見てもらい、見積もり合わせにより競争を行い、決定したものであります。

いずれにいたしましても、本年度は広く公告し、応募を受け付けて、見積もり合わせを行った結果、従前より高い売り払い価格となっております。今後ともパッカー車の適正な廃棄処分に努めてまいりたいと考えております。

次に、埋立処分場に関連しての環境部の体制についてであります。適正な事務執行や施設管理運営の業務遂行が確保されるよう業務委託計画の見直しを行ったほか、埋め立て実績の確認などを行いました。また、現在新年度へ向けた業務体制の強化について検討を進めております。

次に、処分場の管理委託業務に関連しての透明性の確保についてであります。産業廃棄物最終処分場については、新年度において公募型指名競争入札により実施し、受託者を決定したいと考えております。なお、現受託者が、以前に業務遂行上不適切なことがあったことに対しては、所要の措置をとったところであります。今後は適正かつ的確な業務遂行の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、経営安定短期特別資金について何点かお尋ねがありましたが、まず中小企業の現状認識についてであります。厳しい経済環境の中で、中小企業の皆さんが大変ご苦労されており、また、金融機関は国から経営体質の改善を求められている中で、中小企業への融資について厳しい状況が生まれてきていることについては認識をいたしております。

経営安定短期特別資金についてであります。この資金につきましては、中小企業の皆さんの意見や金融機関の助言、さらには他市の実績を勘案しますと、一定の効果があるものと判断して創設するものであります。

次に、他行債務決済直貸し資金についてであります。金融機関においては既に自行債務の繰上償還分を上乗せした融資や他行債務の肩代わり資金の融資、貸出利率の変更、支払い猶予など、一部借り手側の状況に応じた融資を行っている聞いておりますが、直貸し融資の制度として行うことは、回収の困難さや審査等の問題があり、今のところ考えておりません。

次に、調整区域の見直しについてであります。市街化区域内の土地は、調整区域内の土地に比べて流動性が高いなど、企業にとって資産価値の面で大きな違いがあるものと考えられます。しかし、単に資産価値を上げる

ために市街化調整区域から市街化区域に編入することについては、都市計画法上の考え方から難しいものと思っております。

次に、リフトカーについてであります。購入に当たりましては、既存のリフト付き車両で車いす利用者2名が乗車可能で、乗車定員8名の車両を考えております。その他の車両の仕様につきましては、身体障害者福祉協会等の意見を聞きながら、可能な限り希望に添うよう努めてまいりたいと考えております。

また、運行時間につきましては、原則として午前9時から午後5時までとし、利用者の負担につきましては燃料代を含めて低額な負担で利用できるよう早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、協同組合、協業組合についてであります。昭和30年代から昭和50年代にかけて設立されたものは、協同組合が113組合、協業組合が3組合であります。そのうち主なものとしたしましては、協同組合ユニバースフーズが昭和43年に設立し、昭和62年に解散しております。また、協業組合につきましては、桂陽スーツが昭和45年に設立、平成3年に解散、太陽米菓が昭和49年に設立、平成3年に解散、小樽フィッシュミールが昭和50年に設立、平成12年に解散しており、現在活動している組合は協同組合で40組合あり、協業組合はありません。

次に、協業組合太陽米菓について何点かお尋ねがありましたが、まず太陽米菓の昭和52年の金融機関3行との損失補償契約についてであります。この契約は太陽米菓に対し、当時の三井銀行、小樽信用金庫、小樽商工信用組合が緊急経営安定資金を融資することに伴い、本市が議会の議決を経て同3行と損失補償契約を締結したものであります。その内容は約定償還期限6カ月を経過しても元利金の全部又は一部が支払われないときは、その額を市が損失補償するものであります。

また、損失補償請求につきましては、太陽米菓の金融機関に対する償還が滞ったことから、昭和59年2月に同3行より損失補償契約に基づき、元利合計で約5,300万円の請求がなされたものであります。

次に、本市と同組合との金銭消費貸借契約についてであります。貸付金の返済につきましては、貸付期間が4月から翌年3月となっておりますので、3月に返済していただいた後、翌年度の4月の同額を貸し付けてきたものであります。また、昭和62年度から平成元年度までにつきましては、利息の未払い分があり、また、平成2年4月の貸し付けにつきましては、返済すべき翌年の3月には操業停止となったため、元利金ともに未納となったものであります。なお、組合解散後の清算事務の中で、本市に対し競売事件等による配当がなされたことから、それらを滞納額に充当することにより、結果として元金の一部、5,124万6,564円が未払い金となっております。

次に、家賃収入の処理についてであります。組合が昭和55年から平成7年まで、工場の一部を民間企業へ賃貸しておりました。この家賃収入につきましては、組合の解散に伴う清算事務の中で、平成8年2月に積立金5,400万円が各債権者へ配当され、そのうち約380万円が本市へ配当されております。

次に、組合員の入脱退の状況についてであります。昭和49年2月に、米菓専門の業者4社が共同工場を建設するために協業組合を設立しましたが、昭和51年には2組合員が脱退し、1組合員が加入して3組合となり、さらに昭和55年には1組合員が脱退し、2組合での営業体制となったものであります。なお、増減の理由につきましては、組合員の死亡や経営体制強化のためのものであると伺っております。

次に、連帯保証人の責任についてであります。連帯保証人の資産につきましては、組合の担保物件として提供されていたため、平成10年さくら銀行が不動産競売申し立てを行い、平成12年に落札されたことにより、財産を処分するという形で保証責任をとったものと考えております。

次に、権利を放棄する理由であります。連帯保証人の1名については、既に資産がなく、差し押さえ禁止債権である公的年金の受給者であり、また、他の1人については本人死亡後、妻と長男が財産の相続をしましたが、

その財産も昨年競売をされ、ともに徴収不能となりましたので、権利放棄をするものであります。

次に、フィッシュミールにつきまして、何点かお尋ねがありました。

まず最初は、担当職員の責任についてであります。これまでこの業務に携わってきた職員につきましては、それぞれの立場で問題解決に向け、誠意を持って取り組んできたものと考えております。しかし、残念ながら相手方の理解が得られず、問題の解決が長引き、結果として訴訟の提起をせざるを得ない状況になったことにつきましては、まことに遺憾に思っております。

次に、債権の回収についてであります。訴えの提起後は裁判所における審理が行われることになり、訴訟遂行の過程を見きわめることが必要であるため、現時点では判断できる状況ではないと考えております。

次に、フィッシュミール問題にかかわっての職員のあり方についてであります。職員1人ひとりが自分の職務を自覚し、使命感を持って業務に当たることは当然なことであり、昨年11月には倫理規程を制定し、ご指摘の点も含め、職員としての心構えを周知したところであります。今後ともさらに誠心誠意職務に取り組むよう、指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 9番、大島 護議員。

○9番(大島 護議員) 再質問いたします。

先ほど質問の中にパッカー車の問題をしております。パッカー車の値段は幾らだったのかということでお尋ねをしております。平成11年は6万円ということを知っておりますが、それは事実ですか、これがまず1点。

それから、リフトカーについてお尋ねいたします。このリフトカーについては、確かにリフト付きの車両が障害者用にありますがけれども、実際に利用する障害者の方と先日お話をしました。そうしましたら、私たちが気のつかない面でいろいろなことを指摘されております。例えば、車いすには障害によって車の上下、高低というものがある。例えば、うんと低い車いすに乗っている方は、窓が高くて景色が見えない。また、車いすの背の高いのに乗っている方は、外を見ようとして、反対にのぞき込まなければならない。こんなお話も実際にお聞きしました。そして、何点か要望が出されております。この要望については、担当の方へ渡してありますので、十分利用者の立場に立ったご検討をしていただきたい、車の選定をしていただきたいということを再度要望いたします。

協同組合、協業組合についてでございますけれども、この期間に130の協同組合が設立され、そしてまた、3つの協業組合がつくられたと。資料を調べてみますと、全くこれでは失敗なんですよ。設立をして、登記をし、2カ月後に解散をしている組合もございます。大抵は1年か2年の間でございます、解散までの期間というのは、ちょうどこの期間というのは、私も食品製造の仕事に携わっておりました。それぞれが高度化資金を利用したり、いろいろなもので制度資金を使っていたのも、私も体験しております。そんな中で、例えば豆腐組合もそのとおりでございます。全道、小樽市ばかりでなくて、全国的に見ても、確かに組合を速成されてつくったけれども、結果的にはいろいろな問題が発生をし、解散しているのが現状でございます。反対に、これ以前の、昭和20年代につくられた組合というものは、それ以来ずっと続いているものが多いです。この時代に設立された組合113協同組合のうち、現在残っているのは40、協業組合についてはゼロ。結局は今振り返ってみると、制度に踊らされたと、私はこのように体験し、そのように思っております。この点についていかがですか。

そしてまた、この中身ですね。太陽米菓がありまして、太陽米菓は、結局は保証人は競売されたのでしょうか、財産が。裸になったということでしょう。これが普通なんですよ、市長、一般は。保証人というものは、それく

らの責任があるのです。今までも、何回もそのことを市長にも尋ねてまいりました。一方では、太陽米菓については、競売はされておりますよ。しかし、フィッシュミールについては質問で述べたように、全く行政の怠慢でないですか。平成2年には市長は経済部の次長さんです。当時の商工課長さんは、その後一緒に携わった商工課長さんは、その後、経済部長になっておりますよ。今、別なところにいるのですけれども。私は知らないというような顔をされては困るのですよ。誠意を持って一生懸命やっていたというふうには、私は感じられないのです。

また、先ほどの答弁にありましたけれども、さかのぼってその責任をただされた職員もいるやに聞いております。この件とは別にですね。一方では、そのような不祥事やなんかの問題があったときには、さかのぼってやはり処分されておりますよ。これに携わった関係者が、何のおとがめもないというのは私は納得ができません。この問題については今後のことですから、今後の事態を見守っていきたいと思います。

最後に、昨日の北野議員のフィッシュミールに対する質問に、市長は答弁をしておりますね。「毎年度、毎年納入依頼文書を送付していましたが、納入がなかったため、ここ数年は法人の代表者と直接お会いをし、粘り強く交渉を進めてまいりました。しかし、残念ながら理解が得られない中、本年3月末に、平成13年3月29日、支払い期限が時効を迎えることから、やむなく訴訟を提起することにしました。」粘り強くというのは、これは何年も前から聞いております。人がかわれば、また初めからやっているのじゃないですか。これは粘り強くということですか。答弁をした本人、責任を持ってくださいよ。前部長の皆さん、かかわった皆さん、私は大変腹を立てております。また、今の答弁の後、提起することにしましたが、その納入依頼や直接の交渉が法律に基づくものであったかどうか。昨日の市長の答弁、それが法律に基づくものであれば、時効が中断されると思いますが、いかがですか。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） パッカー車の値段でございますけれども、平成11年は6万円ですね、これは。それから12年度は見積もり合わせをしまして、1台が26万、もう一台が30万というふうに聞いております。

それからリフトカーにつきましては、今、ご要望がありましたので、できるだけ関係者の意見を聞きながら購入をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、協業組合の太陽米菓の関係でございますけれども、制度に踊らされたのではないかというようなお話がございましたけれども、確かに昭和30年代、高度成長といいますが、そんな時代であったものですから、多分いろいろな部分で協業化を進めていったのだらうと、過去の経緯はよくわかりませんが、そういう時代背景の中で進めていったのだらうというふうに思っております。

それから、フィッシュミールの関係でございますけれども、確かに先ほど申し上げましたとおり、それぞれ役所の場合は、一定年限来ますと人事異動でかわりますので、この部分については仕方ないと思いますけれども、そのときそのときの担当者については、交渉の濃淡とかそれぞれいろいろあったでしょうけれども、それぞれ一生懸命取り組んできたというふうに思っております。

なお、法律に基づく請求かどうかという件につきましては、経済部長からお答えさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 経済部長。

○経済部長（木谷洋司） ただいまの交渉が法律に基づくものであれば、時効が中断されているだろうというご指摘でございます。交渉につきましては、従前相手方と、こういうふうな債務があるので、ぜひお支払いをしていただきたいということでやってきたわけですが、時効が中断するには要件がございまして、一つには、相手方が債務があることを認めるという債務の承認があれば中断されます。それとも一つにつきましては、差し押さえがあれば、これも中断します。三つ目には、訴えを提起をすれば中断されると。この三つの部分が時効の法的中断効果でございまして、これまでの交渉の経過の中では、その３点についての行為をするに至っていないということでございまして、いわゆる法的交渉という意味合いではその辺のところについては成立をしていなかったということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9 番、大畠 護議員。

○9 番（大畠 護議員） 差し押さえをしていなかったということですね。これはやっぱり、いろいろな経緯は知っていますよ。だけれども、差し押さえができなかった理由というのも、また、昨日の質問でも出ているやと思います。しかし、一方の太陽米菓の方は差し押さえられているのですよ。なぜこういうことになったのかということになれば、繰り返すようですけども、行政の怠慢であったのではないですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 経済部長。

○経済部長（木谷洋司） 再々質問にお答えしたいと思います。

太陽米菓につきましては、これは民と民との契約の中で行われた差し押さえという部分でございます。競売事件ということで実行されたというわけでございます。このフィッシュミールにつきましては、民と官の関係でございますので、若干違うのかなというふうにひとつ思います。

それと、差し押さえをすることになりますと、法的に即これにつきましては、一般私法債権でございますので、税のように、直ちに差し押さえをするというふうな手続にはなりません。この差し押さえにつきましても、裁判所にその申し立てをして認められたらそういうふうになるという手続を踏まなければなりません。それで交渉の中で、そういうことをするのが経過の中でよかったのかどうだったのかというあたりについては、お考えは分かれるとは思いますが、文書での督促といいますか、そのほかに直接お会いをして交渉していく中では、そこへ至るまでに何らかの進展を得たいということが一つありまして、そういう法的手続に進まなかったというのが過去の経過だったというふうに思います。

○議長（松田日出男） 大畠議員の会派代表質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 35 分

再開 午後 4 時 00 分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、10 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 10 番、中島麗子議員。

（10 番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○10 番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して質問します。

代表質問も最後になり、重複する点も多いと思いますが、ご了解よろしく願いいたします。

新年度予算には市内 4 カ所の無認可保育所に対し、10年ぶりに各保育所ごと、10万円の補助金が増額され、新しく「こどもの森おひさま保育園」にも補助金が交付されました。金額自体は満足できるものではありませんが、増額に対しては評価し、保育所問題についてお聞きします。

現在、我が国では、急速な少子化の進行のため、かつて年間 200万人の子供が生まれていたのに、平成10年度では 119万人と半分に減っています。小樽でも昭和25年をピークに出生数は減少の一途をたどり、平成11年度では 957人、ついに 1,000人を割りました。1人の女性が一生に産む子供数の平均をあらわす合計特殊出生率は1975年に 2.0を割ってから、下がるばかりです。北海道の出生率は常に全国平均を下回り、その中でも小樽は北海道平均より低く1999年には 1.02、このままでは1.00を下回り、女性 1人が平均 1人の子供も産めないことになる日も近いと危惧されます。

少子化の直接的な原因は未婚化、晩婚化のためと言われています。女性の社会進出が進み、結婚も一つの選択肢となりました。結婚、出産、育児と仕事の両立が難しく、経済的負担、子育て条件の不備などマイナス要素が大きいために、子供を産み育てる夢が持てないのが実態です。例えば残業が日常化していたり、出産・育児休業がないような職場では、とても子供を産む決心がつきません。経済優先で進んできた日本は、「子供をはぐくむ社会づくり」という視点をなおざりにしてきました。子供が欲しくても産むことをためらう要因を取り除き、安心して子育てできる環境を整備することです。

政府は、少子化対策の基本方針を示し、臨時特例交付金を実施しましたが、少子化は歯どめがかかりません。市長は小樽の著しい少子化について、原因をどう考えているのか、また、どんな対策を実施してきたのか、成果についてどのように評価しているのか、今後の方針も含めお聞かせください。

今年の 1月中旬、29歳のお母さんが、4歳、2歳、9カ月の 3人の子供さんを連れて保育所に入所できなくて困っていると相談に見えました。11月に保育所に申し込みましたが入所できず、やむなく 3人連れで仕事に出ていました。2月からはいよいよ外交に出るため、困り果てたということでした。平成13年 1月 1日時点で、本市の待機児数は77人でした。児童家庭課自体がこの時期の入所は無理だとあきらめているのです。働くお母さんへの最低限の保育所の保障すらされていません。本市の保育所待機児数はこの 5年間の 3月集計では、常に50人以上、多いときには77人もいました。昨年は新年度入所が終了した 4月 1日時点でも25人が入所待ちという事態です。市は待機児解消のためにどのように対策してきたのでしょうか、お聞かせください。

厚生省は、待機児対策として保育所の入所定員枠の25%増を認めています。今年の 1月 1日、市内の私立保育所全体では定員に対し、114人の入所枠拡大をしています。これに対し、公立保育所は4人の空きの状態です。待機児が77人いるときに、なぜ公立保育所で入所数が定員割れなのか、お答えください。

本来、入所希望に対しては、保育所が不足しているのですから保育所の新設が基本だと思います。この数年来、保育所定員そのものが拡大されているのでしょうか。今後赤岩以外に保育所の新設計画を持っているのでしょうか。新設が無理でも保育所定員を減少させたところを復活させるなど、検討できないのかあわせてお答えください。

小樽市のエンゼルプランでは、今後の保育サービスが計画されていますが、大変少ない目標です。本市の現在の産休明け保育は21園中12、障害児保育と一時的保育は各 1カ所ずつ、延長保育と休日保育はゼロです。保育士の皆さんが研修に行くと、「小樽は何もやっていない」と、大変肩身が狭いそうです。例えば、今年から始まる延長保育ですが、2カ所といわずすべての園で延長が必要になったとき、いつでも利用できてこそ価値があります。皆さんに喜んで利用してもらえる制度として、全市一斉に取り組んでほしいものですが、どうでしょうか。

また、一時的保育内容は 1 カ月 12 日以内の保育期間に定められていますが、母親などの入院、事故、出産など、緊急保育サービス事業として日数制限は実情に合っていない。緊急事態が改善されるまでの期間として改めてはどうでしょうか。

障害児保育は、中央保育園に定員 5 名しかありません。それも知的障害児だけを対象とし、身体障害児は受け入れていません。道内主要都市と比べても札幌市、北見市、帯広市の公立保育所は全箇所障害児を受け入れています。肢体不自由児訓練室の理学療法士は障害児の発達と成長のために集団保育が必要と判断しても、受け入れてくれる保育所がないと専門家の立場で強く希望しています。新設される赤岩保育所は、公立の 110 人規模のものです。我が党は高島保育所と赤岩保育所の統合に対しては、各地域ごとに保育所をつくる立場から反対してきました。その立場は変わりません。しかし、新設の公立保育所には産休明け保育、延長保育、障害児保育、休日保育など、積極的に取り入れるように求めます。とりわけ身体障害を持つ障害児保育は、これから建設する公立保育所だからこそ取り入れるべき課題ではないでしょうか。この時機を外して、エンゼルプランにあるとおり、2010 年までに 3 カ所にする計画は実現できるのですか。ぜひとも実施すべきではないでしょうか、お答えください。

厚生省は昨年 4 月、これまで区市町村の運営が社会福祉法人に限っていた都道府県知事認可の保育園の運営主体を、民間の株式会社にも開放しました。これは公立保育所の責任を回避するものでしかありません。昨年の旭川ベビーホテルの死亡事故は、劣悪な保育環境がもたらした悲劇です。保育を営利目的にすることは許されないことです。市長は保育分野への民間参入についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

また、市内に 5 カ所ある無認可保育所は、昨年 9 月 1 日時点で 168 名の保育を行い、市の保育行政に大きな役割を果たしています。しかし、認可保育園に比べ、公的補助がほとんどないため、保育料が高額です。さきの 3 人の子供のお母さんも、無認可保育所の入所を検討しましたが、保育料負担が大きく、利用できませんでした。このようなとき、市の措置費との差額分を一定の基準のもとで補助することを、待機児対策としてはどうでしょうか。今回保育所の皆さんのお話を伺う中では、1、2 歳児の保育士配置を現在の 6 対 1 から少しでも緩和してほしいと意見が寄せられています。本市は産休明け保育に対して、国の基準 3 対 1 を独自に 2 対 1 で実施しています。1 歳児についても少しでも改善できないでしょうか、お答えください。

保育所問題の最後に、さきに述べた 3 人の子供の入所に対しては、児童家庭課長の取り計らいで、2 月から保育所入所ができたことをつけ加えておきます。

次に、介護保険について質問します。

介護保険特別会計は、平成 12 年度当初予算 71 億 1,642 万 9,000 円に対し、2 回の補正予算を組み、決算見込み 77 億 4,498 万 9,000 円の報告です。およそ 6 億 3,000 万円の増額補正です。新規事業のため、見通しの困難さがあつたことを考慮しても、この補正額は大き過ぎます。市長はこの実態をどのように分析評価し、見込み違いの原因は何かお答えください。

本市の介護サービス利用状況を見ると、当初計画より大幅に施設サービスがふえています。計画に対する達成率を見ても、短期生活、短期療養が 20 から 30%、訪問看護は 65%、訪問リハビリテーションは 48% と、在宅サービス利用が進んでいません。また、本市の各介護度別の支給限度額に対するサービス利用の割合は、平均約 33% で、利用できるサービスの 3 分の 1 しか利用していません。厚生省報告の全国平均サービス利用率 43.2% に比べても、なぜ小樽が 10% 以上も低いのか見解をお聞かせください。

本市の訪問通所サービスの利用率を所得別に見ると、1 段階では 18%、5 段階は 48.9% と、所得に比例してサ

ービス利用が高くなっています。一番低所得の1段階は18%と、平均利用率33%の約半分しか利用されていません。利用料負担がサービス利用抑制になっていることは明らかです。市内の92歳のひとり暮らしの女性は、昨年3月までは週2回、ヘルパーを無料で利用できたのに、介護保険が始まってから週1回に減らしています。利用料負担を軽減すると、これまでどおり週2回利用できるのです。また、本市の特別養護老人ホームの待機者は、昨年12月まで427人とふえ、いつ入所できるかわからない状況です。送迎バスつきで、1日楽しく過ごせる人気の高いデイ・サービス、デイ・ケアは、毎月待機者が出て、すぐに利用できる状態ではありません。市にはサービス基盤を充実させ、いつでも必要なサービスを受けられるようにする責任があると考えますが、これらの解決策をお聞かせください。

また、今後サービス利用が増加すればするほど、介護保険料が高くなる仕組みになっています。昨年10月から1号被保険者の年金から介護保険料が天引きされ、今年10月からは現在の倍額です。本市の普通徴収の第3段階の保険料で見ると、現在1,500円が今年の12月では3,400円になります。夫婦2人で1カ月6,000円から7,000円の保険料は大きな負担です。「介護保険料は払っているんじゃない、取られているんだ。年金をおろしに行くともう引かれている」と、お年寄りが怒っています。現在の税制は所得に基づく申告制で、合意と納得のもとで納入することが原則です。ところが、介護保険の特別徴収はこの原則を破り、生活できない年金からも保険料を有無を言わず天引きで取り立てているのですから、介護保険法そのものが問題です。お年寄りが怒るのは当たり前です。既に市長は、今年10月までに低所得者対策を考えると答弁しています。全国、全道の中でも同施策を実施あるいは実施予定の市町村がふえており、最近では滝川市や大都市の横浜が計画しています。今回我が党は、介護保険の保険料、利用料の軽減を取り入れ、予算修正案の提案を予定しています。この際10月までと言わず、新年度から実施してください。これについてもお答えください。

また、サービス利用が増加すると保険料が引き上げられる方式を改め、国からの財政措置を大幅に増額するよう国に申し入れてください。あわせて見解を求めます。

昨年11月、厚生省が方針転換をして、訪問介護事業者が単価の低い家事援助をやめられるようにしてから、業者間では事業縮小の傾向が出ています。本市でも家事援助の報酬単価は30分以上1時間未満で1,557円、身体介護の4,092円の半分以下で、人件費、交通費を引くととても採算が合いません。しかし、本市の訪問介護のうち、家事援助は約54%で、半分以上を占めています。これを料金の高い身体介護や複合型に変更すると、利用者の負担がふえるばかりです。また、民間業者が家事援助から撤退すると、利幅の少ない家事援助型が社協のヘルパーステーションに集中するのではないのでしょうか。ホームヘルパーの労働条件にも介護報酬単価が大きく影響しています。ヘルパーの6割から7割の方はパートや登録型など不安定雇用です。報酬単価の低い家事援助型の業務が多く、出来高払い制のために収入も不安定です。ヘルパーの身分保障を確立し、賃金の抜本的改善のためにも、介護報酬の引き上げが重要です。以上、ヘルパー業務の介護報酬単価を適正に改善するよう国へ申し入れるべきと考えます。いかがでしょうか。

次は、オンブズパーソン制度についてです。

苦情処理機関として、市民参加型のオンブズパーソン制度の条例化が札幌市をはじめとして、開始されています。本市でも、これまで福祉部長の答弁で、介護保険サービスのみか、福祉サービス全体を対象にするかを含め、検討していきたいと答弁をいただいています。その後の検討は進んでいるのか、お答えください。

昨年10月、第2回目の介護認定のときに、当時老健施設に入所していた利用者の方が、認定変更になったために、施設が利用できなくなりました。しかし、本人、施設ともに、現状どおり利用できると思い込んでいて、気

づいたときは 1 カ月過ぎていました。入所期間を過ぎた分については自己負担 20 万円を支払うということになってしまいました。利用者は今後も同じ施設を利用したいとご希望があるために、遠慮して意見も言えませんでした。こういうときこそオンブズパーソン制度が必要とされるのではないのでしょうか。利用者の不利益を解決し、人権尊重の制度としてオンブズパーソン制度の設置をしてください。ご意見をお聞かせください。

高齢者が元気で過ごせるように、介護予防・生活支援事業の取り組みに、国や道の補助金が出ます。これまで高齢者施策として市が実施してきた制度も多く含まれていますが、積極的に取り組むことが求められています。現在の実施事業の内容と今後の計画をお示しください。とりわけ配食サービスや外出支援サービスは圧倒的多くの市町村で取り組んでいます。本市でもぜひとも優先的に取り組んでください。今後の方向をお伺いいたします。

次に、ふれあいパスについて一言触れておきます。

この制度は、高齢者福祉施策として、平成 9 年バス利用率 58.2%、年間利用回数 60 回で試算し、1 億 4,400 万円の予算で開始されました。平成 12 年度第 4 回定例議会で示されたふれあいパス利用状況調べでは、バス交付者のうちバス乗車証利用者は 96.4% で、年間利用回数は約 280 回となり、大幅な利用拡大が図られています。市長はこれをどのように評価しているのか、お聞かせください。

今年度予算では、ふれあいパスに 2 億 1,100 万円、昨年比 2,100 万円の増額ですが、中央バスとの関係では今後どのようにする予定でしょうか。報告書によると、利用目的は買い物、通院が圧倒的に多く、趣味や学習の集まり、知人・友人宅訪問となっています。ふれあいパスの目的は、「高齢者が積極的に社会に参加し、触れ合い、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資する」とあります。まさに目的にかなった積極的活用がされているではありませんか。ふれあいパスが始まってから朝里川温泉が高齢者でにぎわい、話題になりました。お年寄が週 2、3 日、バスを利用することで、商店街の売上を高め、お年寄自身の精神的、肉体的な健康増進につながり、医療費縮小も含めた効果になるのではないのでしょうか。

我が党の西脇議員は、全く面識のないおばあさんに、バスの中で「どうかバスを続けてください」と声をかけられたそうです。今どこでもお年寄が集まれば、ふれあいパスを今までどおり続けてほしいと話題になっています。高齢者に対しては、年金からの介護保険料天引き、今年 1 月から医療費 1 割負担の導入がされました。そして国会では宮沢財務相が、消費税率の引き上げを示す答弁を繰り返しています。このままお年寄への負担増を続けると、生存権にかかわるのではないのでしょうか。ふれあいパスの財源は敬老祝金や高齢者上下水道料金減免制度の改悪でした。これ以上の福祉の後退は許されないと、議会が全会一致で採択した経過もあります。市長はふれあいパスを現行どおりに継続して、皆さんの期待にこたえてください、いかがですか。

次に、男女共同参画社会基本法について質問します。

昨年 12 月、男女共同参画基本計画が閣議決定されました。本市の 21 世紀プランでは、1 男女平等の意識づくり、2 あらゆる分野への参画、3 働きやすい環境の整備を掲げています。

まず最初に、平成 10 年から 12 年度までの事業の取り組み内容と成果を、上記 3 点に基づいてお答えください。本市の今年度予算には 510 万円計上され、市民懇話会を設置し、意識調査を計画していますが、内容、規模、この結果をどのように活用する予定か、お聞かせください。

私自身、高校時代、男子生徒から「女は結婚して家庭に入るのに、よい成績を取る必要はない」と言われ、女性差別に強い反発を感じました。また、結婚してつくった表札に、夫の名前が中心に、私の名前が横に小さく書かれており、女性であることへの扱いに納得できない思いをしました。女性に対するあらゆる形態の差別をなくし、女性の社会参加を促進する同法を、積極的に推進することを求めます。しかし、計画の内容には男女共同参

画審議会の答申やこれまでの政府の計画からも後退している部分が少なくありません。男女の著しい賃金格差の解消には触れず、全体に企業責任が明らかにされていません。夫婦別姓を選択できるようにする民法改正も、今後5年間の検討課題にしてしまいました。差別の救済を国連に求めることができる女子差別撤廃条約選択議定書の批准の問題にも触れていません。市町村は条例制定が義務化されていませんが、ぜひとも条例化して、女性の社会参加を促進する取り組みを強めてください。いかがでしょうか。

本市の委員会、審議会等への女性登用率は、平成12年6月1日で33.8%で、昨年比で見ると0.7%高まっています。しかし、新設された介護認定審査会の女性参加が多かったため、従来の委員会や審議会での著名な改善は見られません。ここに出席されておられる理事者の皆さんの中に女性は1人もいません。本市の委員会、審議会への女性登用に対して、数値目標を掲げて努力すべきと考えますが、いかがでしょうか。

当然予定されている市民懇話会は、5割以上の女性参加を検討してください。また、若い世代や働く婦人、家庭婦人を含め、幅広い対象者を期待します。いかがでしょうか。

市はセクハラ、DVへの積極的施策として、女性の総合相談窓口を4月から開設しますが、家庭内で起こる身近なパートナーから受ける暴力対策として、実態に即したものにするためには、24時間いつでも相談受付が必要だと思います。また、被害者に対して緊急保護できる体制も必要です。これらに対する見解と、相談所として市民周知を図るための方策をお示しください。

次に、ごみ問題を取り上げます。

小樽市は、今年度でごみ焼却炉の使用を廃止する方針です。平成11年9月環境庁発表で、小樽は大気と降下ばいじんから高濃度のダイオキシンが検出され、大きな問題になりました。当時発生源として天神の焼却炉が疑われましたが、原因を特定できませんでした。今この時期になってからの用途廃止は、その後新たにダイオキシン汚染が出たのか、理由の説明を求めます。

新焼却施設については、予算が計上されていませんが、当初の計画では今議会で広域連合規約案、事業計画策定、予算提案を議決予定でした。なぜこのような大幅な変更になったのか、その原因と今後の見通しについてお聞かせください。

焼却炉がない間は、すべてのごみを埋めることになりますが、市民に対しては燃えるもの、燃えないものを分けさせて、集めたものは一緒に埋める、大変な矛盾です。どのように説明するのでしょうか。予算案には資源物分別収集の、月2回収集地区の拡大分を含め、4,500万円計上しています。焼却炉がない期間ですから思い切ってこれを全世帯対象にし、資源物分別収集を実施して、ごみ減量に努力すべきと考えますが、いかがでしょうか。

本市は、北後志5町村と広域連合をつくり、大型焼却炉の設置計画をしていますが、ごみを他町村分も引き受けること自体大きな問題です。ごみは各自治体ごとに生活の問題として対処することが基本で、ダイオキシン対策は大型焼却炉に依存せず、分別収集の徹底、ごみそのものの減量、発生源対策が基本です。国は2010年までにごみ排出量を5%削減し、最終処分量は50%削減の数値目標を出しています。小樽市もこの目標に沿ってごみ減量計画を数値で明らかにし、小樽市の規模に見合った焼却炉を市単独で設置できるよう国に交渉し、実施すべきではないでしょうか。小樽市単独の焼却炉設置なら住民の皆さんの賛同も得られています。国の言いなりになって大型焼却炉を設置し、多大な借金をつくりながら、燃やすごみ量が不足して、大変な困難に陥った他の自治体の経験を十分考える必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

今年4月から家電リサイクル法が施行され、これまで粗大ごみとして処分されてきたテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目は、消費者がリサイクル料金を支払った業者に引き取ってもらうことになります。このとき自

宅から運んでもらう運搬料金も消費者負担です。例えば、テレビ 1 台ではリサイクル料金 2,700 円、仮に運搬料 3,000 円とすれば、5,700 円の負担になります。4 月実施に向けて、この運搬料が幾らになるのか、また、小樽市はどのような責任を持つことになるのか、明らかにしてください。

心配されることは、大型店がリサイクル料金や運搬料金を値引きし、競争になっていくと小売店は太刀打ちできず、営業できなくなることです。第 2 は、不法投棄の増大です。外国ではメーカーの責任で、リサイクル費用は市販価格に組み入れるのが普通で、日本のように廃棄時に消費者に引き取り料金を負担させている国はありません。市として、国に対し、リサイクル費用は家電メーカーが販売時に、価格に転嫁するよう見直しを要請してください。

また、不法投棄された 4 品目のリサイクル可能なものに対しては、市が責任を持つこととなりますが、今年度の不法投棄対策経費は 420 万円、このうち家電リサイクルにかかわる費用予定額は幾らになりますか。

最後に、病院について質問します。

昨年 12 月に公布された第 4 次医療法が、今年 3 月から施行されます。今回の改正の最大の焦点は、病床区分の見直しです。現在の結核、精神、感染症病床を除いた病床を、人員や施設基準によって急性期の「一般病床」と慢性期の「療養病床」に分けるというものです。一般病床は今より原則として看護婦をふやし、医療法上の医師定数を 100% 満たす必要があります。同法により病床の大幅な削減が進められ、将来は現在 128 万床ある日本の一般病床が 60 万床程度になることが予測されています。特に、医師、看護婦不足の北海道では、地域で急性期の医療機関がなくなる深刻な事態が起きることが心配されます。既に歌志内市立病院は 100% 療養型を選び、地域から急性期医療の受け入れ病院がなくなるなど、深刻な自治体が出ています。小樽では、平成 8 年から 12 年までの 4 年間で、一般病床が約 350 床減少し、療養型が約 600 床増加しています。これまでは減少ベッドの 3 分の 2 は診療所でした。今後は病院のベッドが療養型に変わるなど、急性期対応のできる病院がどんどん少なくなると考えられます。すべての病院が平成 15 年の 8 月末までに選択しなければなりません。小樽の両病院の方針をお聞かせください。

市長が就任してから 2 年間、折り返し時期になりました。市立病院新築検討懇話会は 3 月末に答申をまとめる方向で、昨年 10 月には全国自治体病院協議会による両病院の経営診断が報告されています。先日の市立病院調査特別委員会では、4 月から「準備室」を設置すると表明しています。さきに述べた医療情勢のもとで、市民要求にこたえた市立病院の新築構想を明らかにする時期ではないでしょうか。時期、場所、規模について、明快な方針をお知らせください。

病院会計は、12 年度収支を大幅に改善し、決算見込みで 1 億 1,874 万の単年度資金余裕額を出しています。新築のための条件の 1 つ、単年度収支の改善がなされています。残る 44 億円の借入金への対策をお示してください。

最後に、市立小樽病院の開院時間についてお尋ねします。

現在、午前 8 時の開院時間まで、6 時ごろから風除室で患者さんが列をつくって待っています。この間、特別委員会でも何回か取り上げ、病気で受診する患者さんを冬の吹雪の日でも外に待たせている実態を改善するよう求めてまいりました。しかし、現行どおりと、改善がされないままで現在に至っています。今年の 2 月 2 日、私は朝 6 時台から 8 時までの間、患者さんとともに待ち時間体験をしました。この日は大変な吹雪で、開院を早めた 7 時 44 分までの間、19 人の方が懐炉を使って温め合いながら待っていました。ふだんは 20 人から 30 人は待っているそうです。持参した折りたたみいすに座っている方、小型テレビや新聞を見ている方、顔なじみらしい会話も聞こえてきます。患者さんの声として、糖尿病なので、食事制限をしているときは立っているのがつらい。壁

にもたれてはいたけれども、今はようやく慣れました。非人間的ですよ。それでも前は風除室も開けず、外で待たされたので、本当に寒かった。これでもよくなったのです、ということでした。早朝受診の多くの方は糖尿病で、採血時間が決まっていたり、病院から指定された検査予約の患者さんです。予約制の導入で改善できる点もあると思われますが、どうでしょうか。

先日の特別委員会で市長は、開院時間を早めることに賛成されました。善は急げといいます。新年度4月から開院時間を早めるよう市長の見解を求めます。病院玄関の中で、この寒い中で、患者さんを待たせることに痛みを感じないようでは、患者サービスを語る資格はありません。再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)(拍手)

○市長(山田勝磨) 中島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、保育所問題について何点かお尋ねがありました。

まず、本市の少子化の原因についてであります。未婚化、晩婚化が進むことによって、その結果として少子化が進む現象は本市だけではなく、全国的な傾向であります。平成7年の国勢調査の結果を見て、本市の男子の未婚率は、全国とほぼ同じレベルであります。女子の未婚率は全国に比較して高く、傾向としてより高まっている状況にあります。基本的に結婚や出産は個人の選択にゆだねられるものと考えますが、平成9年に総理府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」によりますと、晩婚化の原因として女性が挙げた理由の第1位は、仕事を持つ女性がふえてきて女性の経済力が向上した。2番目は独身生活の方が自由であるとなっております。また、男性の1位の理由は独身生活の方が自由である。2番目は結婚をしないことに対する世間のこだわりが少なくなったとなっております。このように個人の結婚、育児に対する意識や社会的、経済的情勢の変化によるものが大きいものと考えており、本市においても同様なことが考えられるものと思っております。

次に、少子化対策についてであります。本市といたしましては、これまでも人口対策関連事業の一環として、子育て支援促進事業などの少子化対策に取り組んでまいりました。その主な内容は産休明け保育や一時保育などの多様な形態の保育サービスをはじめ、保育料の軽減、乳幼児医療助成などのほか、保育所の施設整備などを実施しております。

また、新年度からは育児相談や育児サークルの支援などを行う子育て支援センターの開設をはじめ、新たに延長保育の実施も予定しております。

対策についての評価についてであります。子育て支援という面では効果が上がっているものと考えておりますが、残念ながら少子化には歯どめがかかっていないというのが実態かと思えます。

いずれにいたしましても、平成11年に子供を取り巻く変化に対応し、安心して子供を産み育てることができる社会環境を整える指針としての「小樽市児童育成計画」、いわゆる「エンゼルプラン」の策定をしておりますので、この計画に基づいて少子化に対する施策の取り組みをさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、待機児童解消対策についてであります。これは少子化対策の重要な柱であると考えております。そのため平成12年度において、銭函保育所をはじめ、新光保育園、中央保育所で建物の増築等を行い、入所定員を35名ふやしたほか、国が示した定員を超えての入所枠の拡大などの活用により、待機児童解消に努めてきたところであります。

次に、公立保育所と入所児童数の関係であります。公立保育所全体では定員を上回る申し込みがあるため、待機児童が発生しておりますが、保育所への申し込みは個々の保育所ごとに行われるため、定員を下回る保育所も出てまいります。

平成13年1月1日現在で、公立保育所の定員が4名下回ったのは、12月中に退所したことによるものや、入所申し込みで定員を下回った保育所があったことなどにより生じたものであります。

次に、保育所の定員等についてであります。まず定員の拡大については、平成9年度に2カ所で30名の拡大を図ったほか、先ほどお答えいたしましたとおり、平成12年度で3カ所、35名の拡大を図ったところであります。

また、今後の保育所の新設計画についてであります。現在のところありませんが、保育所の定員増については、これまでも保育需要に合わせて、ゼロ歳児保育の導入や定員増に努めてきたところでありますが、今後とも保育需要を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

次に、延長保育についてであります。昨年保育所に通っている児童の保護者を対象に、延長保育に関する調査を実施したところ、午後7時までの希望が多かったことから、平成13年度より銭函保育所とさくら保育園で実施することといたしました。今後につきましては、13年度の実施状況を見きわめながら、拡大に努めていきたいと考えております。

次に、一時保育についてであります。現在、日赤保育所で保護者の入院、事故、出産等の緊急時に対応するための特別保育事業として実施しております。市では国の一時保育に関する要綱に準じ、1カ月12日以内と定めておりますが、運用に当たっては個々の事情を考慮し、柔軟に対応しているところであります。

次に、新設の公立保育所での特別保育事業についてであります。平成14年度に開設予定をしております（仮称）新赤岩保育所では、産休明け保育を含むゼロ歳児保育を実施するほか、延長保育についても検討しているところであります。

また、障害児保育については、国が示している要綱で、「集団保育が可能であること」と定めており、小樽市においても、重度の身体障害児は対象としておりません。現在、中央保育所で実施している障害児保育は、軽度・中度の障害児を対象に6名の定員枠で実施しておりますが、平成12年度の入所は3名で、当分の間、入所要望には対応できると判断しており、（仮称）新赤岩保育所での障害児保育は実施する予定はありません。

今後、集団保育の可能な障害児保育の拡大については、入所要望等を見きわめながら検討していきたいと考えております。

次に、保育所運営の民間参入についてであります。国の規制緩和によりこれまで地方公共団体又は社会福祉法人が原則とされていた保育所の設置運営について、広く株式会社やNPO法人など、民間人についても認められたところであります。

保育所の認可に当たっては、児童福祉施設最低基準の維持や経営者が社会的信用があることなど、一定の条件を求められていることから、それらの条件に合うものが認可された場合、市民の多様なニーズにこたえ、サービスの向上につながるものであれば、歓迎すべきものと考えております。

次に、認可外保育所に対する新たな補助をとのことであります。認可外保育所に対しては認可保育所の補完的役割を果たすということから、一定の基準に基づき補助をしており、平成13年度予算では補助金の増額を計上したところであります。そのため、新たな補助金については難しいものと考えております。

次に、歳児別保育所配置基準についてであります。保育士の配置に当たっては、歳児別配置基準とは別に、業務多忙などにより保育士を配置しており、現状で対応していきたいと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありました。最初に介護保険事業特別会計予算の補正についてありますが、補正の大部分は保険給付費の増加によるものであります。これは施設の利用者及び平均利用額ともに当初見込みを大幅に上回ったためであり、特に、札幌などの市外施設利用者がふえたことによるものと考えております。

次に、支給限度額に対する在宅サービスの利用割合についてであります。一部には利用料負担を考えて、サービス利用を控えるケースもあるようですが、実態については把握することが困難であります。今後の研究課題といたしたいと思っております。

次に、基盤整備についてであります。特別養護老人ホームについては、北海道の圏域調整のため整備は困難であります。次期計画期間においては最優先で整備させていただくよう要望しており、設置に向けて努力をしまいたいと思っております。

また、他のサービスにおいても、これまでも利用の需要動向を見きわめながら、関係者へ働きかけております。今後とも積極的な働きかけをしまいたいと思っております。

なお、デイ・サービスセンター及び痴呆性老人グループホームについては、本年前半には各1カ所開設される予定であります。

次に、保険料、利用料の独自減免についてであります。これまでもお答えしておりますように、保険料の本格的な徴収が始まる10月をめどに検討することとしております。

介護保険は急速な高齢化が進む中で、将来にわたって介護サービスに要する費用の財源を安定的に確保していくため、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しているところであります。この制度を改めるように国に申し入れすることは考えておりません。なお、必要な財源措置につきましては、従前から全国市長会を通じて国に要請しているところであります。

次に、訪問介護の介護報酬についてであります。小樽では今のところ身体介護への特化の動きはありませんが、家事援助の単価が低い。ため、経営的に厳しいものがあり、また、ヘルパーを募集してもなかなか応募がないと、訪問介護事業者から聞いております。

厚生労働省でも問題意識はあるものの、介護報酬の引き上げは保険料の引き上げにつながることから、慎重に対応したいとしております。市といたしましても、全国市長会等を通じて、実情を国に訴えてまいりたいと考えております。

次に、オンブズパーソン制度についてであります。昨年の社会福祉事業法の一部改正に伴い、利用者のサービスの改善を図る観点から苦情解決処理制度に関する規定が整備されたところであります。この制度は利用者の利益の保護を図る上から必要な制度であると認識しており、現在、苦情解決処理制度と介護保険を含む福祉全体のオンブズパーソン制度のあり方や整合性について検討しているところであります。

次に、介護予防・生活支援事業についてであります。現在、この補助事業で高齢者等寝具乾燥事業、緊急通報システム事業並びに自立者支援事業として実施している軽度生活援助サービス、生きがい対応デイ・サービス、生活管理指導短期宿泊事業等を実施しております。

また、平成13年度実施予定の家族介護慰労金支給事業及び家族介護用品支給事業についても、この補助制度を導入することとしております。なお、今後の計画についてですが、新たな事業として検討中の転倒骨折予防教室にも、この補助制度の利用を考えております。

さらに、これまで国、道の保健事業費負担金などを活用して実施してきた機能訓練等の介護予防事業や補助対

象外の事業として実施してきた除雪サービスなどの生活援助事業についても、この補助制度の導入を図れないかどうか、研究したいと考えております。

なお、配食サービスについては、現在社会福祉協議会の事業として、各家庭までの配達と安否確認を町内会のボランティアの協力を得て行っておりますが、実施地域の拡大等について、今後も検討してまいります。

また、外出支援サービスについては、今後の課題とさせていただきます。

次に、「ふれあいパス利用状況調べ」の結果についてであります。当初見込みを大幅に超える利用状況から本制度の目的である「社会参加」が図られているものと考えております。

一方、利用者の意見として、現行制度の維持を望む声が多い一方で、少子高齢化社会を迎え、将来の財政負担を心配して、所得制限や一部負担の導入を求める声もあるところであります。私といたしましても、現在の財政状況から考えて、これ以上の財政負担は困難であると考えております。

次に、中央バスとの関係についてであります。今回の調査で利用実態と負担の間に大きな乖離がありましたので、中央バスの要請に基づき増額いたしました。今後とも本制度の継続に向けて、現行の予算額で協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、現行制度の継続についてであります。上下水道等の公共料金の減免では、道内34市中で、7市しか実施していない中、本市は2億円以上もの他市とは比較にならない多額の財政支出をしているほか、介護保険をはじめ、高齢者に対する施策への財政支出はふえ続けております。

ふれあいパスについては、新年度は現行制度を継続したいと考えておりますが、先ほど申し上げたように、ふれあいパス事業へこれ以上の財政支出は困難な状態です。したがって、バス事業者から今後増額を求められた場合は、利用者の方の一部負担等が避けられないと考えており、その方法等については慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画社会基本法に関連して、何点かお尋ねがありました。

最初に、21世紀プランに掲げている平成10年度から3カ年の事業の取り組みについてであります。男女共同参画社会の形成を目指した主要施策として、一つ目の男女平等の意識づくりにつきましては、女性情報誌の発行や女性セミナー及び婦人大学講座の開催、また、女性国内研修などの事業を継続して実施し、男女平等の意識啓発に努めてまいりました。この結果、講演会などに男性の参加がふえてきたことなど、男女共同参画に対する市民の理解や関心が次第に深まってきているものと感じております。

二つ目のあらゆる分野への参画につきましては、市の各種審議会等への女性の登用促進について、各部に対し積極的に登用するよう指示したほか、小樽市男女共同参画プラン推進協議会など関係団体の活動支援を行い、女性の参画拡大に努めてまいりました。この結果、市の審議会等の女性委員の比率は年々上昇しているところであります。

三つ目の働きやすい環境の整備につきましては、エンゼルプランを策定して、産休明け保育の拡大など保育サービスの拡充を図り、また、放課後児童クラブを新たに3カ所設置するなど、子育てと仕事の両立支援に努めてまいりました。この結果、男女雇用機会均等法改正などによる就労環境の改善と相まって、女性が働きやすい環境が整備されてきているものと考えております。

次に、市の基本計画についてであります。本市では男女共同参画の一層の推進を図るため、施策の指針となる市独自の基本計画を平成13年度、14年度の2カ年で策定してまいります。

本年度に設置する市民懇話会につきましては、一般公募を含む市民代表や関連団体等、計15名程度の構成を予

定しており、男女共同参画社会の形成を図るための施策を審議し、提言していただくことを考えております。

また、市民の意識調査につきましては、男女共同参画に関する市民の意向やニーズ等を把握するため、無作為抽出方式による市内男女計2,000名程度のアンケート調査を行ってまいります。これらの調査結果や市民懇話会の提言や意見を、できるだけ基本計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、条例の制定についてであります。本市におきましては、男女共同参画社会基本法に基づき、まず、基本計画を策定し、施策の推進を図る中で、条例の制定について検討してまいりたいと考えております。

次に、委員会や審議会への女性の登用についてであります。男女共同参画社会の形成を図っていく上で、女性が政策や方針の決定過程で参画していくことは大変重要なことであり、市の委員会や審議会をはじめ、あらゆる分野で積極的に女性の登用を促進する必要があるものと考えております。なお、具体的な数値目標につきましては、今後基本計画の中で検討いたしたいと思っております。

また、市民懇話会の委員構成につきましては、できるだけ多くの市民の意見が反映されるように、幅広い層から選考するとともに、女性の視点からの施策づくりが不可欠であることから、女性委員の比率につきましても、十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、女性相談室についてであります。本市では女性のさまざまな悩みなどの相談のほか、夫などからの暴力、いわゆるDVの相談を取り扱う窓口として、この4月から「女性相談室」を開設いたします。DVに対する相談支援体制や緊急保護体制などにつきましては、現在参議院の超党派議員によるDV防止法案提出の動きがありますので、この推移を見てまいりたいと考えております。市といたしましては、被害者の状況に応じて、的確な対応を行うため、庁内関係部局の連携を強化するとともに、道の関係機関や警察、人権擁護機関、さらには民間団体などと密接な連携を促進するなどにより、相談機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、女性相談室の市民周知につきましては、広報紙等を通じて広く市民に周知してまいります。

次に、天神焼却場の用途廃止についてであります。今年度末で焼却処理を終了するのは、平成10年度の環境庁の緊急全国調査において環境基準を超える汚染が観測された原因等について北海道とともに追跡調査を行った結果、その発生源が特定できなかったと同時に、天神焼却場が発生源であることを完全に否定できなかったこと並びに平成13年度から焼却残滓を埋立処分場へ投棄できなくなることが主な理由でありまして、新たに環境庁の全国調査に匹敵する汚染が発生したためではありません。

なお、平成12年度におけるこれまでの調査においても、環境基準をはるかに下回る結果となっておりますが、それらの結果については、今年度調査終了後ご報告し、地域住民にもお知らせいたしたいと考えております。

次に、新焼却場処理施設整備の事業日程の変更についてであります。これは施設整備事業の大前提となる地元町会の基本合意についての協議などに時間を要していることによるものであります。今後の見通しであります。地元町会では昨年12月のダイオキシン類についての学習会や、2月末から3月に実施した札幌市発寒及び苫小牧市の清掃工場の視察調査などを踏まえ、近々住民意向の集約を行う予定と承知しておりますので、市としては早期に地元町会から合意が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、新焼却場処理施設完成までのごみの分別についてであります。昨年のごみ袋の透明化や資源物の分別収集等による分別意識の高揚により、ごみの大幅減量が実現しています。したがって、現在市民の皆さんに根づいている分別の習慣を維持することにより、さらなるごみの減量が期待でき、また、資源物分別収集や地域で取り組まれている集団資源回収にとっても必要なことであり、さらには新処理施設による処理にとって、分別は基本的条件となることから、現行の分別を継続することについて市民の皆さんの理解を得たいと考えております。

次に、資源物分別収集地区拡大の全世帯での実施についてであります。リサイクルセンターの 1 日の 4.8 トンの処理能力との関係で、全世帯で月 2 回、資源物収集を実施することは難しいものと考えております。

ごみ処理の広域化と焼却施設の規模に関連してのご質問であります。ごみ処理の広域化は、国が平成 9 年に定めた「ごみ処理にかかるダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」において、小樽市と北後志 5 町村が北後志ブロックとして設定されました。この広域化計画によることが施設整備事業に対する国庫補助採択の事実上の条件となっておりますので、小樽市単独の施設整備は難しいものと考えております。

なお、焼却施設の規模の設定に当たっては、平成 12 年度におけるごみ袋の透明化と事業系ごみの有料化による減量効果及び今後のリサイクル事業拡大によるごみ減量等を見きわめ、必要最小限の規模の処理施設の整備を行う考えであります。

次に、廃家電 4 品目の収集運搬料についてであります。小樽市内の家電販売店が引き取りの義務を負う冷蔵庫など廃家電 4 品目の収集運搬料は、家電リサイクル法の規定により販売店が 3 月中に店頭表示などにより公表することが義務づけられておりますが、現在のところまだ発表されておられません。市といたしましても、道や北海道地区家電リサイクル法関係者協議会を通じて情報収集に努めるとともに、家電業界に早期の発表を要請しております。

また、市の責任であります。販売店に引き取り義務のない廃家電 4 品目の回収ルートの確立と、市民への周知の徹底及び排出者などが特定されない不法投棄物の処理となっております。

次に、リサイクル費用の販売価格への転嫁についてであります。全国市長会や小樽市が加入している北海道地区家電リサイクル法関係者協議会が既に社団法人全国都市清掃会議を通じ、国に現行の廃棄時の費用負担の変更を要望しております。5 年後の制度改正に向け、今後ともこの要望活動を継続的に行ってまいりたいと考えております。

次に、家電リサイクル法にかかる市の予算についてであります。不法投棄家電の再商品化等料金、収集運搬料、リサイクルに適さない廃家電の処理費用等で 92 万円となっております。

次に、病院問題に関して何点かご質問がありましたが、最初に、3 月 1 日施行されました第 4 次改正医療法では、少子高齢化の進展に伴う疾病構造の変化などを踏まえて、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、従来の「その他の病床」を有する病院は、「一般病床」と「療養病床」に区分されるため、経過期間後の平成 15 年 8 月までに、新たに病床区分を見直し、道に届け出ることになります。現行両病院は、急性期医療を担う病院として運営しており、今後届け出に当たっては市民ニーズや病院の施設基準、地域医療の実情等を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

次に、新病院建設についての時期、場所、規模についてのお尋ねであります。これまで新築の前提として病院の収支改善が重要な課題の 1 つであり、このため単年度の経営改善目標を掲げるなど、収支の改善に努めているものであります。さらに 3 年から 5 年程度の経営健全化計画を策定し、なお一層の経営改善を図るとともに、近く新築検討懇話会からのご提言をいただくことになっておりますので、総合的に検討し、近い将来一定の方向づけをしてまいりたいと考えております。

また、44 億円の長期借入金については、本来的には病院事業会計で解消すべきであります。病院会計では不良債務もあり、なかなか困難でありますので、一般会計を含めた中で実効性のある解消計画について、総合調整会議等の意見を参考に、策定してまいりたいと考えております。

次に、病院の予約制の導入についてであります。朝早くから待っておられます患者さんの実態を改善するための方策として、予約制の導入を図ることは解決手段の一つとして整理すべき課題を含めて検討してまいりたいと考えております。

また、開院時間を早めることにつきましても、現在気象状況によって臨機応変に対応しておりますが、さらに早めることについても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

○10番(中島麗子議員) 再質問をします。

今、幾つかお答えいただきましたけれども、保育所の待機児数について伺います。

今のお話では、35名の保育所の定員枠が新年度改善されるというお話でしたけれども、今までの経過でいけば、待機児は50人から77人いるのです。そういうわけですから、この35人の枠拡大で待機児はいなくなると、改善できると、こういうふうになるのでしょうか。足りないのじゃないのでしょうか。この分については、保育所の新設計画はないと、ここだけははっきり聞こえましたけれども、それではどうやって解決するのかという道筋がまだ明らかになっておりません。かなり具体的にこれまで保育所の定員枠を減らしたところもある。その拡大は検討したのか。公立保育所の定員枠についても、25%広がっていません。ここはどうするのですかと聞いていますが、こちら辺についてのお答えはなかったように思います。こういう点で、保育所の待機児数を改善するための35人、定員をふやした部分について、これだけで問題解決することにならないと思います。今お話したように、3人子供を連れて仕事に行かなければならないお母さんがいるのです。こういう方の問題解決をするために、どうするのですかというお話を聞かせてください。

もう一つ、公立保育所の問題ですけれども、確かにお話にあったとおり、希望と入るところが必ずしも一致しません。いろいろなところに住んでいる方が、多く希望殺到する保育所もありますし、なかなか希望定員に満たない保育所があるのもわかっています。けれども、今回の3人の子供連れのお母さんが、保育所を希望してきたときに、ある保育所に入りたい、定員枠は2人減になっているから2人の子供、2歳、4歳は入れるはずだから申し込もうと言ったところ、ここの保育所は確かに2人空いているけれども、今5歳児なら入れられるけれども、2歳児の方は入れられませんかとお断りになった。選んでいるんじゃないですか。こういうところに、77人待っている最中に、公立保育所が空いていても、入れていない実態があるわけですよ。この問題をちゃんと解決してほしい。市の責任で、公立保育所で空いているところに、少なくとも空いている分だけを入れる。25%の枠拡大を公立保育所はしないという方針があるのですか、この件もあわせてお答えください。

あと、延長保育のことは、市長も今、延長保育のアンケートのことでお答えになりました。確かにアンケート調査の結果では、回答者の方々、4割ぐらいの方がぜひ実施してほしいとお答えになっていました。でもこの中身は、現在利用する予定があるかどうかという方に限って、将来予定は入れていません。それと回答者の半数の方が利用回数不定期と答えているのです。仕事の都合で子供を預ける時間が変わるわけですから、不定期なのです。そういう点では、市は毎日どれくらいの方が利用するかという、こういう基準から延長保育、どこでどれだけつくるか検討したようですけれども、いつでも利用したいときに、都合のつく延長保育があつてこそ意味があるのじゃないですか。現在2つの保育所で始めてから考えるといっていますが、延長保育はやっていますという単なるアリバイづくりに過ぎないじゃないですか。やるのなら多くの保育所で、1人でも2人でも利用していた

だこうという中身になるような取り組みをすべきだと思いますが、改めて延長保育の拡大を検討していただけないでしょうか。

障害児保育の問題も、希望の問題でありますけれども、今は中央保育所で 1 カ所やっている。6 人のうち、3 人しか利用していないから今の枠で十分間に合うと、このようにおっしゃいましたけれども、ほかの市町村は全部の保育所で障害児保育を受けているところがいっぱいあるのですよ。北見、帯広、札幌、すべての保育所で受けるという公開しています。私聞きましたけれども、北見では現在 24 人の障害児の方々を引き受けている。これも軽度の方ばかりではない。半分は重度障害を持っている方だと。帯広でも 77 人、現在障害者の方が保育所に通っていると、こういう報告されています。希望がないということはないはずですよ。私が市長への手紙を確認しましたけれども、その中でも重度心身障害児の幼稚園や保育所入所希望がありますし、小樽市の心身障害児あるいは心身障害者の実態調査でも、療育、教育に関する希望の項目では、身体障害児の欄で、普通学級や幼稚園、保育園に入りたいという希望が第 2 位になっているのです。こういう希望にこたえて、まず身体障害児の保育を受け入れるところをふやす。当たり前のことではないですか。大変遅れているということを確認していただきたいと思います。

介護保険の問題では、オンブズパーソン制度のことについて、新しい施策の検討をしているというお話でしたけれども、再度言いますけれども、今の介護保険の中では、保険料や介護認定の分野について、市が責任を持つことになっていきますけれども、実際のサービスを受けたときのサービス内容、業者さんとの関係、これは利用者の方とサービス事業者の契約になっているのです。ここのトラブルについては、市が介入することはできないと、こういう形になっているわけですから、早急にこういう問題解決をする分野が必要だと思うのです。これについて、早く進めなければならないという認識はないのでしょうか。あるいは検討するならどの時期まで、どういう検討を進めるのか、重ねて返答をお願いいたします。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 障害児保育についてとオンブズパーソン制度については、福祉部長からお答えします。

まず、待機児童の解消でありますけれども、希望者を見ますと、市内の中央部の保育所にどうしても希望が多いというような、いわゆる地域差がありますので、今後このことも念頭に置いて、定員枠の拡大とか、あるいはまた、枠外入所の活用をしまして、解消に努めていきたいと、こう思っております。

それから、公立における枠外入所でありますけれども、私どもとしても枠外保育を実施したいと考えておりますので、今後関係団体と話し合いを進めてまいりたいと思っております。

それから、延長保育でありますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、2 カ所で今年度実施してまいりますので、この実施状況を見ながら拡大について検討していきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 福祉部長。

○福祉部長（田中昭雄） 中島議員の再質問にお答えいたします。

初めに、身体障害児の保育でございますけれども、現在国が示しております障害児保育対策事業実施要綱によりますと、障害児保育の対象児童を、集団保育が可能で健常児との混合保育を行うということにしておりまして、重度の身体障害児については、受け入れが困難なものというふうに考えているところでございます。

なお、肢体不自由児訓練室に通っている子供につきましては、健常児との交流保育を週 2 回程度実施しているところでございまして、その支援に努めているところでございます。

それから、オンブズマン制度でございますけれども、市長からお答え申し上げましたように、現在苦情解決処理制度と介護保険を含む福祉全体のオンブズマン制度のあり方の整合性を検討しております。この中で検討してまいりたいというふうに考えておりまして、時期については申し上げられる段階ではございませんけれども、他市の例も参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

○10番(中島麗子議員) 待機児童解消について努力するというお答えについてはわかりますが、その内容で、実際の効果があるのかどうかということについて心配しているわけです。年度の途中だからできない、対応できないという中身ではなくて、もう11月、3月、2月になったら、市の児童家庭課はもう入れないと思っているのです。こういう実態なんですよ、小樽市の保育所行政というのは。そのことを解決してくださいと、こういう私の取り上げの中身ですので、具体的な対応も含めてこたえられるようお願いしたいと思います。

障害児の問題については、「小樽市の教育」という教育委員会で毎年出しているこの報告によりますと、平成12年には32の特殊学級があって、この中に66名の子供たちが学んでいます。担当の先生は37名、こういう数値報告されておりますが、先生1人で2人の子供たちを見るようなこういう学級運営をされている、こういう事実もあるわけです。学校に入る前の保育を必要とする障害のある子供たちに、具体的な間口が開かれていないということに大きな問題意識を持っていただきたいし、早急な改善に取り組んでほしい。取りあえず赤岩に新しい公立保育所ができるのですから、1年先なんですから、検討できる余地は十分あるんじゃないかと思うのです。エンゼルプランでは2010年までに障害児保育3カ所開くと言っているのです。今、中央保育所1カ所。あとこれから2カ所開けばいいという問題ではありません。少なくとも赤岩保育所からやるべきだという発想がないこと自体が、問題です。もう一回お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 福祉部長。

○福祉部長(田中昭雄) 再々質問にお答えを申し上げます。

初めの2月、3月に入れないということでございますけれども、この件につきましては、例えば卒園児が出るのでということもございますので、必ずしも待機児童云々ということではなくて、そういう事情のあることも一つの原因でございます。いずれにしても、待機児対策というのは、私どもも大変大事だというふうに思っておりますので、今後十分対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、障害児保育の関係ですけれども、先ほど申し上げましたように、赤岩保育所では実施はいたしませんけれども、議員ご指摘の部分のその問題意識については私ども持ち合わせておりますので、今後障害児保育について、検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長(松田日出男) 以上をもって会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時20分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 松 本 聖

議 員 高 橋 克 幸

平成13年 第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成13年3月7日

出席議員（33名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
10番	中	島	麗	子	11番	新	谷	と	し
12番	古	沢	勝	則	13番	見	楚	谷	登
14番	新	野	紘	巳	15番	次	木	督	雄
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次
21番	佐	々	木	勝	22番	渡	部		智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄
30番	松	田	日	出	31番	佐	々	木	政
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男
36番	佐	藤	利	幸					

欠席議員（2名）

9番	大	畠		護	27番	岡	本	一	美
----	---	---	--	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長
企	画	部	長	高	橋	康	彦	財	政	部	長
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長
環	境	部	長	大	津	寅	彦	土	木	部	長
建	築	都	市	部	長	山	下	勝	広	港	湾
										部	長
										兵	藤
										公	雄

小樽病院 事務局 長	高木 成一
学校教育部長	奥村 誠
監査委員 事務局 長	内藤 洋
総務部秘書課長	長川 修三

消 防 長	多賀 俊春
社会教育部長	池田 克之
総務部総務課長	磯谷 揚一
財政部財政課長	貞原 正夫

議事参与事務局職員

事務局 長	厚谷 富夫
庶務係 長	片岡 義一
調査係 長	渡辺 章
書 記	丸田 健太郎
書 記	斉藤 繁幸
書 記	大門 義雄

事務局次長	須貝 則彦
議事係 長	佐藤 誠一
書 記	木谷 久美子
書 記	牧野 優子
書 記	中崎 岳史

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に成田晃司議員、新谷とし議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第42号」を一括議題といたします。

これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 32番、高橋克幸議員。

（32番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○32番（高橋克幸議員） 一般質問いたします。

重複する質問もあると思いますが、よろしくお願いいたします。

初めに、地球温暖化について質問いたします。

環境問題の中で21世紀も引き続き重要視されているものの一つに、地球温暖化の問題があります。地球温暖化の原因は、二酸化炭素（CO₂）に代表される温室効果ガス（GHG）の大気中濃度の上昇にあると言われております。この対策として、温室効果ガス（GHG）の削減が必要不可欠となっております。

北海道においては、昨年2000年に「地球温暖化防止計画」が策定され、具体的な内容が盛り込まれました。

そこで伺いますが、小樽市としての「地球温暖化防止計画」はいつまでに策定されるのか。また、その主な内容はどのようなものなのか。具体的な数値目標の設定はどのように考えられているのか、お答えください。

また、市庁舎内の温暖化に関する基礎調査は現在どのような状況なのか、お知らせください。

次に、この問題に関連しています「環境にやさしい小樽市民ルール」について確認したいと思います。

環境問題は、市民、企業、行政がそれぞれの役割を持って取り組みを進めていかなければ、改善には至りません。当然、市民の認識、理解なくしては始まらないわけであります。

「環境にやさしい小樽市民ルール」に対しての意見の中には、「市民だけにルールを押しつけているように思える」、「行政や企業はどのようにとらえ、どのように環境問題に対して取り組みをするのかなどということがわからない」という厳しい市民の声があるようであります。行政や企業の取り組みのお知らせなどについて、具体的な取り組みの考えをお答えください。

この「環境にやさしい小樽市民ルール」は、どのような目的で、何を目標としているのか。このルールの市民の反応はどのようなものなのか、お示しください。

また、今後どのように普及されようと考えているのか。また、この取り組みで内容の充実をどのように検討されているのか。これからの計画も含めてお答えいただきたいと思います。

最後に、小樽市の環境問題について、総体的視野に立つての「環境総合管理計画」のような全体計画はどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、ISO 14000シリーズについて質問いたします。

環境問題は世界的に取り組まなければならない課題であり、環境についても、国際規格であるISOが企業間では必要とされる時代になってきたようです。

ISO 14000シリーズは、環境マネジメントシステムの策定が中心であるため、企業や団体のみならず、行政の役割を考えると、地方自治体においても取得に向けての動きが大きくなってきているようです。

平成12年度の地方自治体の取り組み状況は、平成13年1月現在で審査登録を完了した自治体組織は144機関、北海道においては取得済みの行政団体は4カ所、取得に向けて検討中の行政団体は帯広市を含め8カ所であり、年々増加をしております。

これまでの環境対策や活動は、一時的には効果があっても、将来にわたり継続的な改善を保障するものではありませんでした。しかし、このISO 14000シリーズは環境マネジメントシステムを構築するものであり、常に環境を継続的に改善するという効果があります。これからの環境行政を考えた場合に、取得について早急な対応は別にしても、具体的な研究に取り組むべきと考えますが、ご見解を伺いたいと思います。

また、市庁舎内や特定部署において、モデルケースといった具体的な内容での環境マネジメントシステムの研究はいかがでありますでしょうか。

次に、リサイクルとごみの分別について質問いたします。

20世紀の高度成長期以降、大量廃棄されてきたごみから、多くの化学物質や環境ホルモンによる悪影響が大きな問題となっております。そこで、いかにごみを減量化すること、ごみとしてではなく、資源物質として回収し、再利用していくことが重要な課題となっております。

現在、キーワードとして注目されているのが、3つの「R」、リデュース、リユース、リサイクルであります。特にリサイクルについては、ごみの分別の種類や品目を多くすることによって、さらに推進されるようであります。しかし、リサイクルも問題点があり、本来のリサイクルの形になっていないのが現状であります。リサイクルは、環境問題がクローズアップされたところから行われるようになり、現在では回収作業の方は市民や団体に理解され、盛んに行われるようになりました。一方、再利用の原料として受け入れるシステムが脆弱なところもあり、行き先のないままストックされているものもあるようであります。

現在、小樽市で資源として回収を行っている「瓶、缶、ペットボトル、紙パック」の4品目について、幾らの数量のものがどのようなルートで処理をされ、どのように再製品としてリサイクルされているのか、それぞれお示しください。

また、市民理解のために具体的でわかりやすい、これらのお知らせはどのように考えられているのか、お答えください。

また、総合的にリサイクル処理施設の集約化といった、リサイクル団地のような検討についてはいかがでしょうか。

さらに、今後のリサイクルのあり方、ごみの分別のあり方についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、有害ごみについて質問いたします。

他都市においては、蛍光管、乾電池、水銀式体温計、鏡などの水銀が含まれているものを有害ごみとして別枠で回収をしております。これらは、ごみとして処理するだけではなく、水銀を回収し、リサイクルするという発想であります。

例えば、蛍光管は、処理工場において水銀を回収し、残ったガラスから建築用の断熱材（グラスウール）として再生。乾電池においては、国産のものは水銀ゼロとなりましたが、それ以前のものや輸入品などが混ざっているため、水銀を回収し、鉄の部分は鉄製品の原料に、亜鉛とマンガンの混合物はソフトフェライトの原料となり、電子部品の材料に生まれ変わっております。

そもそも蛍光管は別名低圧水銀灯と言われ、水銀なくしては構造上成り立たないものであります。その水銀

は人体にとって有害な物質であり、取り扱いには十分注意が必要とされています。小樽市において、これらの品目についてはどのように回収し、どのように処理されているのか、現在の状況についてお答えください。

また、蛍光管については、他都市と同様に別枠で有害ごみとして回収、処理すべきであると思いますが、見解を求めたいと思います。

次に、学校のトイレについて質問いたします。

この学校のトイレ問題については、今までに何回か質問させていただきました。

昨年、教育委員会において、市内の全小中学校を対象に子供たちのトイレに対するアンケート調査が行われましたが、今後の方向性を考えた場合、大きく評価されるものと考えております。

このアンケートについてですが、アンケートの目的はどのようなものだったのか。また、どのようなことが傾向として見られるのか。どのような点が問題点と考えられるのか。さらに、要望や意見としてはどのようなものがあったのか、お答えください。

また、このアンケートは今後どのように活用を考えられているのか、お聞かせください。

学校の主体者である生徒の思いに一步でも近づくことは、トイレだけにとどまらず、さまざまな問題への糸口にもなるのではないかと考えます。

学校のトイレは、昔から臭い、暗い、汚いという3Kのイメージがあるように、余り使いたくない汚い場所、怖い場所というイメージがあります。また、近年改築や改修された学校のトイレについては、大人たちの固定概念によって設計をされ、主体者である子供たちの意見や要望は受け入れられることもなく、つくられてきたのが従来のあり方であったと思います。

行政、学校、そして子供たちと協働してつくり上げてきた実践校では、よい結果が顕著であることから、今後の方向性として、子供たちの意見や要望を集約できる環境づくりや協働のトイレづくりの観点から学校を考えるという機会があってもよいのではないかとと思いますが、教育長のご見解を伺いたと思います。

また、学校のトイレの現状、さらに改修・改善の計画はどのように考えられているのか、あわせてお示ください。

次に、開かれた学校づくりについて質問いたします。

昨年、平成12年に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、「開かれた学校」づくりへの新たな一面が展開されたと思います。

これまで「開かれた学校」とは、学校施設の地域への開放というような狭義の意味でとらえられてきたと思います。子供が学校、家庭、地域社会の関与や相互作用によって発達することを考えますと、ますます「開かれた学校」づくりというテーマは大きな意味を持つものと認識をしております。

最近の青少年の事件、犯罪では、「とても学校だけでは対応できるものではない」という声も多く聞くところがあります。さて、この件についてどのように認識をされているのか、教育長のご見解を伺いたと思います。

次に、他都市で行われている制度として学校評議員制度、あるいは学校協議会などをつくり、学校運営に対し、積極的に地域参加の取り組みを行っているところがあります。また、子供たちに「開かれた学校」づくりの観点から、これらの委員に生徒の代表を含め、不登校、いじめなどの問題も含め、さまざまなことについて率直な意見交換のできる大切な場となっているという報告もあるようであります。

この取り組みの当初においては、地域の方にいきなり自由に学校に来てほしいと言っても、なかなか難しいため、学校での行事や部活など生徒の様子や内容を確認してもらい、学校を知ってもらうことからスタートし

たようであります。

最後に、「開かれた学校」づくりとして、これらの制度についての小樽市の現状と今後の具体的な考え方についてお答えください。

以上、再質問はいたしませんので、明快なご答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、地球温暖化対策に関連して何点かご質問がありましたが、本市の「温暖化防止計画」についてであります。地球温暖化対策推進法第8条の規定で義務づけられている小樽市の事務及び事業に関する実行計画は、現在取りまとめ中であり、新年度の早い時期に策定する予定としております。内容は、職員1人ひとりが日常業務の中で省エネルギー、省資源、グリーン購入の3つを指針として率先行動することにより、温室効果ガスを削減しようとするものです。

具体的な数値目標については、現在、各部局において削減目標について調査中であり、この集計結果に基づいて総排出量に関する目標値を定めたいと考えております。

また、庁舎内の基礎調査につきましては、平成11年度の温室効果ガスの排出量の実態調査において、二酸化炭素換算で約4万トンの温室効果ガスが排出されていると把握しております。

次に、「環境にやさしい市民ルール」についてであります。今回の市民ルールは、内容を平易にするため、一般家庭を対象とした記述になっておりますが、内容的には事業所においても共通するものであります。今後は環境配慮に努めている企業の実例などを紹介して、多くの企業で環境にやさしい行動への契機となるよう努めてまいりたいと考えております。

また、国や地方公共団体の実行計画については、法で公表が義務づけられておりますので、市といたしましては、毎年の排出実態、目標達成状況について市民の皆さんにお知らせをしてみたいと考えております。

市民ルールの目的は温室効果ガスの削減であり、目標は環境にやさしい行動であります。

市民の反応についてですが、全戸配布した啓発リーフレットに対して、ごく当然のことととらえる方や、温暖化の詳しい説明を求める方、市役所の率先実行を求める方など、さまざまであります。

今後の普及方法等については、地域説明会のほか、新しい市民組織の設置等を通じて、市民参加のもとで普及啓発と進行管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、環境に関する全体計画についてであります。政府は昨年12月、「新環境基本計画」を閣議決定いたしました。この計画は、21世紀半ばを見通しながら、「持続可能な社会」の構築のための戦略を示し、今世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取り組みの枠組みを明らかにしたものであります。

小樽市においても、この計画の長期目標として掲げられている循環、共生、参加及び国際的取り組みの4つについて、既存の施策との整合を図り、地域の実情に適合した計画の策定について研究課題としてまいりたいと考えております。

次に、ISO 14000シリーズについてであります。実行計画の策定作業の中で環境マネジメントシステムについても研究してまいりましたが、「環境マネジメントシステム」とは環境を切り口に事業活動を管理するた

めのシステムであるのに対し、ISO 14001は環境マネジメントシステムの国際規格であります。

ISOの指針に沿ってシステムを構築し、外部監査により規格どおりであると確認されたとき、ISO 14001が認定されます。現在策定中の実行計画の進行管理が環境マネジメントシステムであり、この実行計画で実際に運用していく中で、ISO 14001の認証取得の是非について引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、資源物分別収集量についてであります。平成12年度においては、1月末現在でガラス瓶類が約 300トン、缶類約 150トン、ペットボトル約80トン、紙パック約30トン、合計約 560トンの容器包装廃棄物の収集、選別処理などを行っております。

再製品化ルートなどにつきましては、ガラス瓶とペットボトルは、容器包装リサイクル法の規定により、再商品化業務を行う指定法人の再生施設において、ガラス瓶はガラス瓶や路盤材に、ペットボトルは主に食品パックにそれぞれ再生されております。また、缶と紙パックは、地元リサイクル協同組合ルート等により、それぞれ再生施設などへ引き取られて、アルミ缶は再びアルミ缶に、スチール缶は鋼材等に、紙パックはトイレットペーパーに再生されております。

次に、資源物リサイクルの状況の市民周知についてであります。昨年の資源物分別収集の全市実施のために市内各地で開催した町内会説明会の場や「広報おたる」によりお知らせしてきております。今後とも、「ごみゼロ広報」などを通じて周知の徹底に努め、資源循環型社会形成について市民の理解が深まるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、リサイクル施設団地についての提案であります。家庭系資源物については、現在計画を進めておりますリサイクルプラザでの対応を基本にして、リサイクル事業を拡大・強化する方向で検討を進める予定であります。

また、事業系資源物については、紙類などは既存のリサイクルルート活用により対応していますが、廃プラスチック類や生ごみその他の資源物については、市内にリサイクル体制が整っていないことから、埋立処分を行っております。

この埋立処分をしている事業系資源物のリサイクルについては、民間業者による処理施設の設置の動きも見られ、それらを誘導する上でご提案の団地構想は効果的と考えられますので、民間の動向や先進都市の状況について調査をしてみたいと思います。

今後のリサイクルや分別の考え方についてであります。資源物は極力リサイクルし、そのための細かな分別を基本とすべきと考えますが、現実的には市や民間の処理施設の機能や能力との関係並びに埋め立てや焼却などの処理に比較してかなり割高な費用負担、さらには市民の協力など総合的に考慮して方向づけすることが望ましいものと考えております。具体的には、新中間処理施設整備後の新しいごみ処理体制をつくる上での重点課題として鋭意検討を進めてまいります。

次に、水銀を含んだごみの現在の回収状況についてであります。家庭から排出される乾電池は、毎月2回、燃やさないごみの収集日に一般の不燃物と区別して収集し、道内の処理施設においてリサイクルを行っております。その他は燃やさないごみとして収集し、埋立処分をしております。また、事業所から排出されるものについては、一部がリサイクルされておりますが、大部分は埋立処分を行っております。

次に、蛍光管の処理についてであります。家庭から排出されるものについては、一般の不燃物と区別した収集体制について検討を行い、また、事業系のものについては、リサイクルルートが整備されつつあります。

で、その体制整備を待つて埋立処分対象物から除外する方向で対応し、有害ごみとして処理・処分することについて検討を加えたいと考えております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 高橋議員のご質問にお答えします。

まず、学校トイレのアンケート調査の目的についてですが、現在の学校トイレは和式が中心になっていること、また、家庭においては洋式が一段と進んでいる状況にあることから、児童・生徒が学校トイレについてどのような要望や意見があるのかを把握し、今後の施設設備の参考にしたいと考え実施したところです。

また、調査結果についてですが、現在集計作業中ですが、これまでの途中集計の中では、「洋式を増やしてほしい」、「広くしてほしい」、「和式でもよい」などの意見がありますが、全体集計についてはもう少し時間をいただきたいと考えております。

なお、集計結果は今後の整備計画の参考にしたいと考えております。

次に、学校トイレの整備についての今後の方向性であります。学校は児童・生徒にとって教育の場であるとともに生活の場であることから、心身ともに快適に過ごすことが大切だと考えており、子供の意見要望を反映させていくことが必要であると考えております。

改修・改善の計画については、現在、多くの自治体でトイレ改修予算について国に要望している実情もあり、その推移を見守るとともに、当面、今後の大規模改修・改築などに合わせ、児童・生徒の意見要望に即した施設整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、最近の青少年の事件、犯罪についてですが、少年の問題行動が質的に大きく変貌し、規範意識の欠如が大きな社会問題となっており、学校の「指導の域」をはるかに超えた事例が数多く発生しております。このような傾向に対し、本市においては5つの地区で青少年の健全育成を図る組織がつくられ、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを行ってきておりますし、その他の地域においても、学校が民生委員や市民部青少年女性室のほか、北海道中央児童相談所との連携にも努めてきております。

また、北海道教育委員会と北海道警察本部においては、それぞれの機能を生かし、学校だけで指導できない事例について連携を図るため、平成10年に「少年サポートセンター」を設置し、家庭や学校の教育の限界を超えた事例について対応を行ってきております。今後ともこれらの組織との緊密な関係を保ちつつ、青少年の問題に対応してまいりたいと考えております。

最後に、学校評議員制度についてですが、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、昨年の学校教育法施行規則の改正に合わせて新たに設けられたものであり、学校評議員の導入によって校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞きながら、児童・生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある教育活動の推進を図るものと認識しております。

本市では、中学校生徒会が合同で毎年、福祉施設を訪問し、お年寄りとの交流を深めたり、地元の職人の会からお話を聞くなど、各学校で地域との交流をさまざまな形で進めております。また、学校運営に対する市教委とPTAの意見交換など、地域に開かれた学校づくりの一環とも認識しております。

なお、本年度、北海道教育委員会では、試験的に14の直轄校をモデル校として選定し、学校評議員制度の検討を行っているというので、その検討結果や他市町村の導入状況を参考に、各学校長や関係団

体の意見を聞きながら、子供のための地域に開かれた学校の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田日出男） 高橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

（12番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○12番（古沢勝則議員） 第1回定例会に当たり、4項目で一般質問を行います。

まず最初は、非核・平和の問題についてであります。

21世紀を迎えた今、「核兵器をなくそう」という声が世界を動かしています。昨年5月には核保有国187の国々が「核兵器廃絶を達成する」ことに合意、秋の国連総会においても確認されるに至りました。核兵器廃絶を求める「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」署名も1985年から取り組み、既に国内では6,000万人、そして、世界各地に広がっています。小樽市においては、市民の過半数を大きく上回り、10万筆以上の署名が寄せられているそうであります。

さらに、小樽市内では今、非核平和条例の制定を求める市民運動が新たな広がりを持っていることも先刻ご承知のとおりであります。

19年前、本市は全道の他市に先駆け、「核兵器廃絶平和都市宣言」を制定しました。その今日的意義並びにこうした国内外の動きについて市長はどのように受け止められているか伺います。

昨年、第4回定例議会において、私は非核・平和を願う立場から米軍艦船「ピンセンス」の問題を取り上げました。その際、あなたの側に宿題として残されていることがあります。「条例第3条第4項の解釈について、古沢委員の方との意見が対立しますので、今後十分この問題については勉強させてください」、これは予算特別委員会におけるあなたの答弁であります。

つまり、「ピンセンス」が港湾区域外にアンカーをおろした法律根拠、そして、乗組員の通船業務が海上運送法違反であったにもかかわらず国が認めていたことを容認したこと、これらに対しては極めて不十分な答弁でありましたが、中でも、あなた自身に直接責任がある市条例適用の問題で、勝納埠頭の使用については市港湾施設管理使用条例上「問題なし」としたことであります。ぜひ勉強された成果をお聞かせいただきたいと思います。

小樽港に寄港した空母「キティホーク」の艦載機が繰り広げる夜間離着陸訓練、いわゆるNLPであります。これに苦しむ三沢、綾瀬、岩国などでは、市長を先頭にして「米海軍との友好関係の中断」、「空母の母港化に反対」などなど、抗議行動が共同で取り組まれています。

加えて、沖縄県議会の全会一致による「海兵隊削減」決議、同北谷町の「海兵隊撤退」決議、さらには、米軍基地のある青森、東京、神奈川、山口の都県や基地の周辺自治体も、また、基地を抱える14都道県でつくる渉外知事会も、米軍NLPへの抗議と中止を求めています。

いずれも、米軍の約束違反、無法行為を政府が許容してきた、国民に耐えがたい苦しみを与え続けてきたからにはほかなりません。小樽港をまるで無法地帯のように勝手しだいを尽くして去った米海軍「ピンセンス」の場合が重なってきます。こうした全国で噴き上がっている米軍への抗議の声を市長はどのように受け止めているのか、お聞かせください。

また、苫小牧港と小樽港において、今回、相次いで米艦船の寄港を受け入れなかったことは、こうした全国

の自治体に対し、大変大きな激励となったことは間違いありません。さきに紹介した三沢市など 5 市共同の抗議行動は、岩国市長が呼びかけて実現したものであります。

ガイドライン法の成立以後、道内民間港への米艦船寄港がとりわけ増えているとき、今後の対応として、こうした港を抱える管理者が協力、共同して対処していく、そういった関係をつくるために、あなたが率先、イニシアチブを発揮する用意はないのでしょうか。ぜひお聞かせください。

全国各地で米軍の横暴勝手が住民を苦しめています。市民の抗議を無視した米艦船の寄港も、米軍用機の民間空港着陸、住宅街での夜間離着陸訓練も、そして米兵犯罪者の引渡し拒否も、これらはすべて日米地位協定を口実にしたものであります。

1960年、日米安保条約とともに結ばれて以来、40年間にわたって日本政府がこの改定を提起したことはありません。安保条約50周年に当たる今年、米軍基地の縮小・撤退とともに、この地位協定の改定は緊急に解決すべき課題ではないでしょうか。

今、韓国では米軍地位協定の改定に向けての合意が成立しています。米軍基地を持つ14都道県の涉外知事会や沖縄県も、地位協定の改定を要求しています。政府の態度を変えさせるか、さもなければ政府そのものを変えていくか、我が党は市民世論とともにその運動を広げていく決意であることを述べ、この項の結びとします。

次は、日の丸・君が代の問題についてであります。

国のあり方や国民の思想・信条にかかわる法案が、衆議院ではわずかに13時間、参議院で15時間という異例のスピード審議で成立しました。99年8月、「日の丸・君が代」を国旗・国歌とする法律であります。もとより国民の声に耳を傾ける気持ちなどなかった自民、自由、公明の3党が、参議院の中央公聴会直後、「数の力」を頼んで採決を強行しました。「日の丸・君が代」の強行は、どこから見ても道理のないものであります。国旗・国歌はどうあるべきか、「日の丸・君が代」をどう考えるか。

はたまた、第二次世界大戦の同盟国、ドイツやイタリア、そしてヨーロッパ諸国の多くは、戦後、国民総意で新しい国旗・国歌を制定していった。これに比べると、日本の場合はどうなのか。国民の間に自由な討論が起き、マスコミにも連日読者の声が掲載されました。「議論を尽くせ」、これは賛否の違いを超えた国民多数の声でありました。「国民の間に定着している」、こうした政府の論拠は崩れ、世論調査も賛否相半ば、時には反対が上回ったりする事態でありました。当時の野中官房長官をして「十分国民に理解されていない」、こう認めざるを得なかったように、国論が二分状態にあったことは承知のとおりであります。

そこで、市長に伺います。法制化されたとはいえ、「日の丸・君が代」に対しては、少なくない国民・市民が同意できないという気持ちを持っています。これは否定できない事実であります。法制化をめぐる国会議論では、政府・与党の中からこうした人たちをあたかも異端視する発言さえ出されていましたが、あなたは、市長はどのように考えているのか、お聞かせください。

我が党は、「日の丸・君が代」に対して国民が抵抗感や批判的意見を持つことには、歴史的な根拠、日本国憲法に照らして根拠のあることだと考えています。つまり、「日の丸・君が代」は戦後政治の原点、侵略戦争への反省、国民主権という憲法の大原則と相入れない問題点を持っているからであります。

なかんずく、「君が代」の歴史的事実であります。問題点は、何よりもその歌詞の内容にあります。1000年以上も前、長寿を祝う歌、「賀の歌」としてつくられ、「古今和歌集」にもおさめられている歌ですが、明治以後、「天皇の御代が永く栄え続きますように」、こうして作者の意に反して変えられてきました。そして、今日まで、特に戦前戦後を通してその重みが加えられ、このいわば「替え歌」はあたかも国歌であるかのようにして

扱われてきました。これは動かしがたい歴史的事実であります。

戦後、日本が天皇主権から国民主権へと変わったにもかかわらず、歌詞も楽曲もそのまま、憲法の原則にも問題なしとする扱い、これはおおよそ歴史に通用しないものであります。「君が代」の歴史、歌詞の意味するところについて、市長の見解をお聞かせください。

教育現場の問題について、教育長に伺います。

法制化以前から、「日の丸・君が代」は教育現場の中に強制的に持ち込まれてきました。一層激しさを増したのは、1989年、学習指導要領の改訂によって「入学式や卒業式などで国旗掲揚・国歌斉唱の指導をする」、このようにされてからであります。加えて、90年の最高裁、98年の大阪高裁などにおける判例がこれに法的効力を与えて、文部省を激励することになりました。

こうした背景のもとで文部省と教育委員会は、各学校長に職務命令や処分を盾に強制する、校長から教職員が強制される、「君が代」を歌わない子供が校長室に呼びつけられる、中には歌っているかどうかをビデオで調査をする、こうした学校さえ出てくるありさまでありました。全国では校長、教員、子供たち、父母の信頼関係が崩れ、ついには広島で校長先生が自殺するという悲劇まで生じました。教育現場をどんなに荒廃させたか、計り知れないものがあります。この間、当市においてはどのように取り組んでこられたのか、お聞かせください。

国旗・国歌法は、全文2条から成る法律であります。国旗は「日章旗」、国歌は「君が代」であることを定めただけの定義法であります。したがって、国民に国旗掲揚や国歌斉唱を義務づけるものではなく、当然掲揚や斉唱をしなくても法律違反として問われません。

その理由は何か。99年6月29日、与党を代表した公明党・冬柴議員の代表質問が極めて明快に次のように述べています。「日本国憲法第19条は、『思想及び良心の自由は、これを侵してならない』と明確に定めています。国のシンボルという国旗や国歌といえども、これを敬う信条は国民各個人の良心の問題であり、強制的に扱うべきものではないと考えています。今回の政府の法案が遵守義務や罰則を定めなかったのは、事柄の性質上、至極妥当な措置であったと解するものであります」。ご承知のように、冬柴現公明党幹事長は法律の専門家、弁護士でもあります。

そして、政府答弁はどうか。「児童・生徒の内心にまで立ち至って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題」、これは内閣総理大臣の答弁であります。

では、伺いたいと思いますが、学習指導要領の法的効力を根拠にした図式に、これまでのそうした図式に無理は生じてこないのか。法的効力の根拠とする各級判例は、この法制化以前のものであります。いずれも近い将来、新たな判例が確立すると思いますが、念のため教育長の見解をお聞かせください。

ところで、去る1月、教育委員会第1回臨時会において「学校管理規則」の一部改正が行われました。改正趣旨によれば、中央教育審議会の答申に基づいた文部省令の改正を受けたもの、このように説明されています。改正点はただ一つ、「職員会議」に関する規定であります。

改正前第8条、「校長は、職員の会議を開き、所属職員の意見を聞いて適正な学校の運営に努める」とありました。これを「職務執行のため、職員会議を置く」と改正、新たに「職員会議は、校長が主宰する」という規定を設けました。

具体的に伺います。

第1は、「職員の意見を聞いて」、これを削除したことからも明らかなように、校長の権限強化を図ったもの

と考えるがどうか。

第 2 に、ひいては教育基本法の立法趣旨である「人間の尊厳、平和と民主主義の確立」、「不当な支配に服しない教育の自主性確保」、これらに照らして逆行するものにならないかどうか。

第 3 は、卒業式を目前にした今回の改正は、校長権限による「日の丸・君が代」対策を文字どおり意図したものと思うがどうか。

あなたは昨年第 4 回定例会において、与党議員の質問に対して、「卒業式、入学式における国旗・国歌の実施率が向上するよう指導を強めたい」、このように答えておられます。「指導」という名のもとで、どれほど教育現場が深刻な状況に追い込まれてきたか。「指導」の効果は、言うまでもなく「理解・納得」であります。限りなく「強制」に近づくような「指導」は断じてあってはなりません。子供たちはもとより、広く国民の「内心の自由」、「尊厳」にかかわる問題を学校教育を通じ半ば強制的に広めようとするのは、すぐれて時の政治権力による公教育への政治的介入、利用でしかない、このことを強く指摘しておきます。

次は、PCB 蛍光灯使用問題についてであります。

昨年来、古い蛍光灯のコンデンサーが破裂し、有毒の PCB が児童・生徒に降りかかるという事故が東京や千葉、愛知、岐阜、そして北海道で続発したことはご承知のとおりであります。この PCB は絶縁材として大変すぐれ、広く照明器具に使用されてきましたが、北九州市のカネミ油症事件をきっかけにして、72 年 9 月からその生産、販売が中止されていたものであります。

皮膚毒性や肝毒性のほか内分泌かく乱の作用があること、また、ダイオキシン類の毒性を持つ備蓄性の高い化合物としても知られています。こうした危険性については業界団体である日本照明器具工業会も早くから指摘し、同時に、「安定器のコンデンサーは 4 万時間が寿命」であること、「10 年で点検、15 年が耐用限度」であるとして、同工業会は早期の交換を求めてきたものであります。

昨年 4 月、我が党の石井衆議院議員は、この危険性を指摘し、回収・交換のための予算措置を強く政府に要求してきました。その後も同議員や我が党の畑野、林参議院議員などが国会質問で再三取り上げてきたものであります。しかし、自民・公明・保守の連立政府は、事実上この問題を放置してきました。全国での事故続発を受けて、ようやく政府・文部省は重い腰を上げ、昨年 11 月、各自治体に PCB 使用器具の交換を指示するに至りましたが、予算の裏づけもなく、自治体には費用負担を重く押しつけるものになっていました。

まず、市長と教育長に伺いますが、こうした政府の責任逃れや怠慢があったにしても、事は子供たち、市民の安全にかかわる問題であります。PCB 蛍光灯の危険性についてどのように認識されていたのでしょうか、お答えください。

昨年、第 4 回定例会の代表質問において、私は当市の小中学校、公共施設における PCB 蛍光灯の使用実態調査と早期交換について求めました。教育長はこれに答え、「冬休み中の調査・早期交換」を約束されましたが、では、各学校の使用状況と交換工事の現況並びに交換工事費用の見込額につき、念のため報告を求めます。

また、その他施設についても、使用実態、交換計画並びにその工事費用の見込額について、市長より具体的に報告されるよう求めます。

さて、1 月 19 日でありますが、幸小学校職員室内の蛍光灯 1 基から突然煙が出て、有害な PCB 液が漏れ落ちるという事故が発生していました。学校長から報告を受けた教育委員会では、直ちに蛍光灯を交換、コンデンサーの回収をしています。男性教諭の座席にあったトレーナーや書類の上に落下、幸いにして体への被害はありませんでした。しかし、この事実の公表を避けるなど、事態を軽視するその姿勢こそ深刻な問題でありま

す。いち早く市民に知らせ注意を喚起する。何に先駆けても緊急な対策を講じる。市教委から報告を受けた市長、これがあなたのなすべき当然の責務ではありませんか。何ゆえ公表を避けられたのか、あなたのいわば「危機管理能力」が問われている問題であります。きちんとお答えください。

質問の最後は、公衆浴場、銭湯の問題についてであります。

市内で銭湯を経営する方から話を聞く機会がありました。「お客さんは減る一方で、採算ラインも大きく割り込んでいる。この先、いつまで営業を続けられるかわからないが、とにかくお年寄りや町内の人のため、身銭を切っても頑張るしかない」。

小樽市内では、平成元年に46軒あった銭湯も、その多くは経営難を理由に廃業を余儀なくされ、今は31軒に激減しています。戦後の最盛期には60軒以上を数え、「銭湯の街」が「人情の街」を支えてきました。市保健所の調査においても、約7割の銭湯が基準入浴客数を下回り、経営困難に直面しています。こうした現状について市長はどのように把握されているのか、まず伺います。

昭和57年4月1日から公衆浴場確保法が施行されました。この法律の公布に当たって厚生省環境衛生局長通知が発せられていること、承知のとおりであります。「公衆浴場は、日常生活上欠くことのできない施設であるにもかかわらず、著しく減少しつつある。入浴の機会を確保するため特別の措置を講ずる」、これが立法の趣旨であります。

同通知は、地方公共団体の任務、そして助成等への配慮として、「経営の安定を図るなど必要な措置」及び「公衆浴場の確保を図るため、所要の助成その他必要な措置」、つまり銭湯経営の維持運営の助成事業を講ずるよう求めています。この法律が施行されてから既に18年たちますが、次の点についてお答えください。

1つは、北海道の公衆浴場確保対策事業について。2つは、道内32市、現在は34市であります。新たに加わった2市の以前ですね、道内32市における確保対策事業の実施状況。3つに、財政力指数が道内平均値を上回っている帯広市の実施内容。以上の3点であります。

平成9年第3回定例会において、若竹湯廃業問題で、「保健所だけでなく、福祉部や市民部等と検討していきたい」、このように助成制度は検討課題であることを助役が約束しています。この間にも既に2軒の銭湯が廃業に追い込まれています。

当市の場合、推計値ですが、約7,000戸近くが自家ぶろなしであり、そのうち約1割は市営住宅入居世帯であります。こうした市民にとって銭湯は文字どおり保健衛生上不可欠であり、また、地域コミュニティを担う場としても欠かすことのできない施設であります。早急に維持運営助成制度を立ち上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 古沢議員のご質問にお答えいたします。

非核・平和の問題について何点かご質問がありました。

まず、核兵器廃絶についてであります。日本は唯一の被爆国として、核拡散防止条約の検討会議の場や署名活動などで核兵器廃絶に向けたアピールを続けております。本市や全国の各都市において宣言されている

「核兵器廃絶平和都市」なども、国際平和に向けた努力のあらわれと認識をしております。私といたしましても、一日も早く核兵器廃絶に向けた取り組みが進展するように願っております。

次に、小樽市港湾施設管理使用条例第3条第4項の解釈についてであります。4定以降、再度研究したところではありますが、小樽港を基地とする小型船舶等の使用登録については、当該船舶の性格上、使用者が港湾施設を使用する場合、その都度許可を受けることが煩雑であることから、港湾管理者としては同施行規則の様式中に主たる係留場所を記載し、許可にかえて登録させることにより、小樽港内の港湾施設を使用することができるものと判断いたしましたので、ご理解願いたいと思います。

次に、米軍に対する抗議についてであります。ご指摘の抗議行動につきましては新聞報道などでしか承知しておりませんが、米軍の無法行為や約束違反に端を発するものであれば、各自治体の米軍に対する申入れ等の行為は当然理解できるものであります。

次に、道内民間港との協力関係についてであります。道内各港湾への米艦船寄港については、各港湾管理者間でその都度、情報交換を行ってきておりますが、本年2月における小樽港をはじめ道内4港への米艦船寄港問題により、北海道としては、関係自治体が連携して対応することが必要であるとのことから、道内7港に呼びかけ、「米艦船寄港に関する連絡会議」を開催したところであります。今後、米艦船寄港に関する課題について協議していくとのことであり、小樽港としてはこの会議の場を通じ、各港との協力・共同関係をさらに深めていきたいと考えております。

次に、国旗・国歌についてですが、国旗・国歌法は、これまで我が国の長い歴史の中で慣習法として定着していた「日の丸・君が代」を成文法として規定したものであり、法制化により我が国の国旗の歴史や国歌の由来・意味などについて、市民により理解が深まることを期待するものであります。

また、国旗・国歌と我が国の歴史とのかかわりではありますが、昭和20年8月15日以前にはご指摘の事実がありました。昭和20年8月15日以降は、現憲法のもと戦争を否定し、世界で戦争をしない数少ない国の一つとして歴史を歩んできており、21世紀もさらにこの平和を持続していくという未来への展望や期待を象徴するものとして、我が国の国旗・国歌を尊重してまいりたいと考えております。

次に、「君が代」の歴史と歌詞の意味についてであります。「君が代」が明治時代に国歌として歌われるようになってからは、大日本帝国憲法の精神を踏まえ、君が代の「君」は日本を統治する天皇の意味で用いられた事実がございます。しかし、終戦後、日本国憲法が制定され、天皇の地位も戦前とは変わったことから、平成11年7月21日開催の衆議院内閣委員会において内閣総理大臣は、「日本国憲法下においては、国歌君が代の『君』は日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本国民の総意に基づく天皇のことを指しており、『君が代』とは、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことであり、君が代の歌詞もそうした我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当であると考え、かつ、君が代についてのこのような理解は今日広く理解を得られているものと考えている」と答弁されており、私もそのように受け止めております。

次に、PCB蛍光灯の危険性についての認識であります。PCB蛍光灯の安定器が使用中に破裂し、液漏れ事故を起こすということについては、昨年秋の一連の事故の報道により承知したところであります。

次に、PCB蛍光灯使用施設についてであります。まず使用実態につきましては、市庁舎ほか26施設を調査したところ、約2,600個の器具が該当いたしました。これらの交換計画につきましては、港湾部所管の市営上屋などごく一部を除き、本年度内に取替えを完了することになっております。

なお、これに伴う事業費は、調査費を含めると約 6,400万円ほどになります。

次に、幸小学校の事故についてであります。PCB使用蛍光灯の交換計画につきましては、学校施設はもとより、主要施設におけるその点検及び交換について早急を実施するよう指示していたところであります。幸小学校におきましても、既に教室の蛍光灯の取替えは済ませており、職員室や図書室などが事故発生の3日後に工事を行う予定であったと聞いておりますので、非常に残念に思っております。

事故の報告は、当日の夜に報告を受け、人的被害がなかったことに安心いたしました。PCB問題については可能な限り交換を急ぐことが大切なことであり、関係職員に対し、改めて指示したところであります。

なお、事実の公表を避ける意図は全くありませんが、現在鋭意進めている交換工事が一日も早く完了することが最も必要なことと考えております。

次に、公衆浴場の問題についてのお尋ねであります。市内の普通浴場、いわゆる銭湯はご指摘のとおり年々減少傾向にあり、保健所の調査でも、北海道の要綱に基づく1日の基準入浴客数 110.2人に満たない施設が多く、厳しい経営を余儀なくされていると聞いております。

次に、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」についてであります。この法律において、「地方公共団体は公衆浴場確保対策事業を行い、地域住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めるもの」とされております。

このため、北海道では確保対策事業として要綱を定め、補助金を交付しておりますが、その条件は、営業施設の1日の平均入浴客数が北海道で定めた基準入浴客数に満たないこと、500メートル以内に同様の施設がないこと、市町村から助成金等を受けていること、そして、財政力指数が全道の平均値以下であることとなっております。

次に、道内32市における確保対策事業の実施状況についてであります。この補助金を12市が受けており、また、自治体独自の維持運営費の助成を18市が行っております。

また、帯広市は、道の基準を下回っている銭湯に対して助成金の交付を行っていると聞いております。

次に、維持運営助成制度についてであります。これまでも普通浴場の施設に対しましては、設備整備のための補助金や上下水道費の軽減、固定資産税の減免をしているところであります。市内において廃業した施設は経営者の高齢化や後継者不足、施設の老朽化等を理由としており、今後、普通浴場の廃止により地域に大きな影響が生じるおそれがある場合には、その時点に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 古沢議員のご質問にお答えします。

まず、国旗・国歌についてですが、小樽市におきましては定例の校長会議を通じて、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じ音楽や社会科での指導を行うことや、儀式においても適切に実施するため教職員の理解を求める粘り強い話し合いを進めていくよう指導してきたところであります。

次に、国旗・国歌法制定と学習指導要領の法的根拠とのかかわりについてですが、学習指導要領がいわゆる法的拘束力を有することについては、既に伝習館高等学校事件最高裁判決において確定されております。国旗・国歌法が制定されても学習指導要領の国旗・国歌の指導には変更がないとされており、また法的拘束力については、現状、これまでの判例を踏まえ対処すべきであると考えております。

次に、小樽市立学校管理規則の一部改正についてですが、この改正はご指摘のとおり、学校教育法施行規則に新たに職員会議に関する規定が明記され、職員会議の位置づけと職員会議における校長の権限が明確になりましたことを受けて、小樽市立学校管理規則の職員会議に関する規定を改正したものであります。これは新たに校長に権限を付与するものではありません。

また、この改正は教育基本法の立法趣旨に照らして問題があるところのご指摘につきましては、校長は権力的にならず、校長としての自覚を持ち、教職員、保護者に信頼されるよう一層の努力を重ね、学校運営をすることが大切なことでありますので、職員会議においても教職員の理解を深めながら適切な運営が行われるものと考えております。

次に、今回の改正と国旗・国歌との関係であります。国旗・国歌を意識して改正したものではなく、職員会議の位置づけを明確にする観点から行ったものでありまして、ご理解願います。

次に、PCB 使用の蛍光灯の危険性についての認識であります。昨年11月、文部省の通知により危険性について知り、直ちにこの通知をもとに安全管理等について各学校に通知をし、その後、児童・生徒の安全確保の観点から蛍光灯の設置状況について調査を行ったものであります。

次に、各学校の PCB 蛍光灯の使用状況と交換工事状況であります。小学校 6 校 221 台、中学校 8 校 310 台となっており、合計 531 台使用されており、1 月15日から交換工事を進め、3 月 5 日現在、小学校 5 校 107 台、中学校 6 校 224 台の交換工事を終えたところであり、残り 3 校 200 台について引き続き工事を進めたいと考えております。

また、工事費用については、約 1,200 万円を要するものと考えております。

以上であります。

(「議長、12 番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12 番、古沢勝則議員。

○12 番(古沢勝則議員) 再質問いたします。

まず、非核・平和の問題に関して市長から答弁をいただきました。納得いきません。

昨年の 4 定で予算特別委員会において、実は先ほど引用した市長答弁、いわゆる「勉強させてください」の前に助役が次のように答弁されています。「条例の解釈の仕方につきましては、今日のご意見を踏まえたきちっとしたものを整備して、今後遺漏のない取り扱いをしていきたい」。この答弁を受けて若干のやりとりがあって、最後に私の質問を終わるに当たって市長が答弁されたのが、引用させていただいた「勉強させてください」でありました。

そういうことからもしっかりしますが、ご答弁はその予算特別委員会で意見が対立したといいますか、争点になった、その点について市長の答弁の域を一步も出ていない。きちっとしたものに整備をしていく、勉強させてほしい、こうした点での一步も出ていない、そういう答弁でしかないと思います。念のため、いま一度会議録を読み返して慎重かつ適切な答弁をいただきたいと思います。今日直ちに無理であれば改めて宿題にしておきたいと思いますが、いかがか。これが 1 つです。

次に、「日の丸・君が代」問題に関してです。

市長は、国論が二分したという関連した質問に関して、このように答えておられます。慣習法として定着していたものだ、これを法制化したと、そういう内容で答弁をいただきました。

それでは、具体的な数字を挙げて改めてお伺いしたいと思います。

「日の丸・君が代」が強行採決で法制化される直前、朝日新聞 6 月 30 日付の世論調査です。「法制化は必要か」という問いに対して、日の丸は「必要」が 59%、「不要」が 35%、君が代については「必要」が 47%、「不要」は 45%。重ねて、「法案について今開かれている国会での成立を望むかどうか」という問いに対して、「今の国会で成立させるべきだ」と答えたのが 23%、「議論を尽くしなさい」と答えたのが 66%であります。

次に、毎日新聞がこの法制化をめぐる動きの中で、5 月と 7 月、世論調査で国民動向について追跡をしています。5 月 3 日付、法制化について、日の丸、「賛成」が 76%、「反対」が 16%、君が代、「賛成」が 60%、「反対」28%。7 月 14 日付で同じく世論調査をしています。法制化について、「今の国会で成立させるべき」と答えた人は、日の丸について 43%、「時間をかけて議論すべきだ」と答えた人が 44%、君が代については、「今の国会で成立させるべきだ」と答えた人が 36%、「時間をかけて議論をしなさい」と答えた人が 44%であります。

こういう経緯を国民世論動向を受けて、質問でも触れたように、当時の野中官房長官をしてさえ国民世論は二分している。定着しているというふうに認識をされなかった。ですから、国会議論の中でも、当初、国民の中に定着しているのだという政府の理由づけは崩壊していったわけですね。ですから、国民の中に定着させるために法制化するのだというふうに路線転換、かじを切りかえるという事態まで起きたわけです。こうした点について、市長は慣習法として定着していたというふうに、これらの数字を紹介されてなおかつ考えておられるのかどうか、重ねてお伺いしたいと思います。

さらに、君が代の問題についてですが、これはぜひ市長にも、先ほどの答弁いただいたら市長にも再質問せざるを得ないのですが、「明治以来、国歌として歌われてきた」というふうに市長は答弁されています。それでは、この君が代のルーツ、歴史というものは一体どうだったのかということについて触れたいと思います。

これはあわせて教育長にもご答弁いただきたいと思いますが、そもそも私は替え歌だというふうに切り捨てましたけれども、今歌われている君が代は 1880 年、明治 13 年です、この 11 月に天長節、年配の方はご存じですね、天皇の誕生日である天長節において演奏されたのが始まりだとされています。決して国歌としてつくられたものではなく、事実、明治 11 年の宮内省、当時の宮内庁、そして同 15 年の文部省では、この君が代とは別に国歌を選ぶ作業を行っています。しかし、このときはいずれも、宮内省も文部省においても国歌選定には至っていません。

では、この際に君が代がこの候補曲の一つにあったのかといったら、候補曲の一つにさえ入っていなかったというのは、これは事実経過として確認いただけたと思います。この君が代が学校行事で歌われるようになったのは明治中期、24 年に入ってからです。文部省が小学校の祝日の際、儀式規定というのを決めました。それ以来、天皇、皇后のご真影を掲げて教育勅語を奉読する、これとともに君が代を歌うとされました。これが君が代のルーツではないか。決して明治以来、国歌として歌われてきた、こういうものではないということを重ねてお伺いしたいと思います。

それから、教育長にお伺いしますが、市の教育委員会といわゆる四六協定、同時に道教委と地方教育局、そして市教育委員会との関係についてお伺いしたいと思います。

1971 年 12 月に、いわゆる四六協定は道の教育長と北教組中央本部委員長との間で取り交わされ、13 項目にわたる協定書であります。そして、これは地公法第 55 条に基づいてなした協定だというふうにうたっています。地公法第 55 条第 10 項ですが、この協定、前項の協定ですね、この協定は当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において誠意と責任を持って履行しなければならない。私はこの 13 項目の項目一つ一つについてはそれぞれ意見を持つ一人ではありますが、しかし、この地公法第 55 条に基づけば、今回の道教委員会教育長のなし

たる行為は、この第55条第10項に著しく反する極めて一方的な対応ではなかったのか、不誠実の極みという状態ではなかったのか。この点に対して教育長はどのように考え、受け止められているか、お伺いしたい。

それから、道教委、地方教育局、小樽の場合は後志教育局ですが、それと市教委の関係についてです。

学習指導要領並びに管理規則、これについていろいろ聞かせていただきましたら、「いわゆる13項目協定は道と北教組の本部との間でなした協定だ。市教委は平たく言えば縛りを受けるものではない」、そういうふうにおっしゃられる。

そこで、幾つか引用してお伺いしたいと思います。

1996年11月に後志教育局と北教組小樽市支部が日の丸問題をめぐって話し合い、交渉を持って、一つの到達点として確認をしています。こうです。教職員の共通理解を得ないまま、学校長の判断だけで日の丸を掲げたのと北教組小樽支部の指摘を重く受け止め、今後、教育局と支部間の確認に基づき市教委、学校長まで指導する。これが1つ。

今年の1月11日に同じく後志教育局と北教組の後志並びに小樽市支部との間で話し合い、交渉が持たれた。そこでの到達点として、こういうふうの確認をしています。学校における教育活動は指導を通じて実践に結びつけることが肝要であり、そのような努力を重ね、教職員の共通理解を踏まえて決定すべきものであると考える。「日の丸・君が代」について、現実には実施しないということもあり得ると考える。さらに、これに関して、こうした後志教育局の回答については、地方教育委員会、つまり小樽市教育委員会や各学校に指導徹底する。これが今年の1月の到達点として双方で確認されている事柄です。

さらにお伺いしたいのですが、学校を施設として設置する責任は地方自治体にありますが、そこに働く教職員、法律上どういうふうの規定されるかといいますと、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という中で、その第42条で県費負担教職員、これらの給与、勤務条件という第42条があります。つまり、北海道でいえば道費職員です。そして、その勤務条件については道の条例で定める。道教育長と職員団体である北教組が、その職員、組合員の勤務条件等に関連して四六協定が結ばれた。その職員、組合員が小樽市が設置した学校において勤務されている。そこを服務等の規定に関連して市教委が一定の網をかける。そうしたときに、働いている教職員、組合員は1人でありますね。道教委の側に行って働いて、市教委の学校で働いている人というのは別人ではありません、同一人であります。そういった関連から見ても、道教委が決めたことについて、道教育長が決めた事柄について私は関与しない、関知しないという立場をとるべきではない。

同時に、地方分権法で昨年から取扱いが若干文言上変わっていますが、同じ法律の第48条で、都道府県委員会が市町村に対して必要な指導助言、援助を行うと。具体的に何を言うかということ、第48条の2の2、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生活指導、職業指導、教科書その他の教材取り扱い、その他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。この規定からいっても、道教育長と北教組の間で結ばれた四六協定が小樽市が知らない、縛りを受けないなんていうことは、およそ考えられないことであります。

これは、先ほどの高橋議員の質問に関連して、教育長は道教委などと緊密な関係を維持して云々というふうにお答えになっている。そういう場面ではそういう答弁をされるのに、実はこの問題になると極めて慎重に使い分けている。この点について再度お伺いしたいと思います。

次に、PCBの問題です。

市長は、危険認識はいつかという問いかけに対して、昨年の秋にかけて全国で事故が続発をした。そこで承知したというふうにお答えになりました。教育長は昨年の11月だというふうにお答えになりました。管理能力

が問われませんか。

そこでお伺いしたいのですが、この事実はどうだったのか。

1 つは、88年、97年の 2 回にわたって、先ほど紹介したメーカー団体、日本照明器具工業会は、この P C B 照明器具の危険性を各都道府県、市町村に呼びかけたというふうに新聞等で報道されています。あわせて、早期の交換を求めたのだというふうに報道されています。これをどのように受け止められているかどうか。

その際に、同工業会の役員は、「30年たっても放置されているとは、およそ信じられない」というふうにおっしゃっている。しかし、現実には、市長も教育長も昨年の秋、昨年の11月になって危険認識をされた。極めて問題がありはしないか。これについてまず 1 つ、お伺いしたいと思います。

あわせて、市長と教育長にお伺いしたいと思います。調査結果を見て驚きました。P C B 蛍光灯ワースト 5、第 1 位は小樽病院の 615基、第 2 位は小中学校の 531基、第 3 位は市営上屋 280基、第 4 位が総合福祉センター 181基、第 5 位が保健所 130基であります。これに加えれば青少年科学技術館の51基や保育所の26基などなど、つまり子供たちやお年寄りや病人、患者さん、こうした施設ほどこの危険な P C B 器具が放置されていた。調査結果はそのことを物語っていませんか。

そして、早期に交換するといっているいろいろやりとりした際に、それは全国的な問題だから在庫の問題が生じた。

技術者の確保の問題なども生じていて、早期に交換したいけれども云々ということで、実際は年度内いっぱい、3月までかかっている。そうであれば、お伺いしたいのは、その間の子供たちや学校関係者、こうした施設利用の市民への指導対策、具体的に昨年の秋以降、どういうふうに講じてこられたのか聞かせていただきたい。

幸小学校の問題で言えば、市長は交換していた矢先のことだと言いました。我々も学校を訪問しました。子供たちが利用する図書室、全基交換されていませんでした。図書室に入ってすぐスイッチがありますが、大きな張り紙をして、「スイッチを入れないでください」というふうに張り紙しています。つまり学校の先生方は、この P C B 蛍光灯は使用している時間数に対して危険度が増すということを承知しているから、結局、図書室でも蛍光灯はつけられないということで自己防衛措置を講じている。こういったことに対して、実はその矢先に、1月19日に液漏れ事故が発生しているのです。現場の先生方はそういうある意味では限られた情報の中で、限られた条件の中で適切な対応をしているのに、その報告を受けた市長の危機管理能力、欠如しているのではないかというふうに私は聞いたのです。そのことについて、重ねてお伺いしたいと思います。

公衆浴場の問題。

少し長くなって申しわけないのですが、基準入浴客数……

(発言する者あり)

ぜひ聞いてください。

市長が答弁をしました。北海道の助成措置があって、4要件をクリアしないとだめだということになっています。小樽市の場合は幸いにしているとか、財政力指数が全道市町村の平均値を上回っていますから、4項目目の要件ではじかれず。

それでは、お答えいただきたいのですが、小樽市がこの先、その保証はないのですが、仮に財政力指数、平均値を下回っても、やはり小樽の銭湯は道の助成制度を受けられないではないか。このことをきちんと確認いただきたいと思います。3項目目の要件でひっかかってしまうという問題です。

それから、銭湯はおよそ市内で31軒、年間の入浴利用数は、調査の結果に基づいて若干推計値になりますが、90万人から100万人、延べで利用しています。小樽市内は、入浴料を360円というふうにして計算しても、少なくとも3億円から4億円ぐらいの基本的な入浴料だけで売上、営業収入があるわけです。

これに比べて、ぜひお伺いしたいのですが、平成13年度予算案の観光費で朝里川地熱開発事業費ということで、温泉3号井をボーリングするという予算が1億3,000万円計上されています。この朝里川温泉街では、施設数は10です。そのうち、観光施設として9ですね。9軒で利用している利用客は、およそ40万人弱です。これはきちっとした統計値ですから。それとの関連から見たって、維持運営助成というのが今急がれているのではないか。このことをぜひお伺いしたいと思います。

（「議長、議事進行の発言について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 35番、佐野治男議員。

○35番（佐野治男議員） ただいまの共産党・古沢議員の再質問、大変長い再質問でございました。それはそれで構いません。

再質問の中で、本質問に触れていない四六協定についての答弁を教育長に求めています。これは再質問のルールに反することですので、ぜひ整理をして答弁をお願いしたいと、このように思います。

○議長（松田日出男） 今の再質問の中で、四六協定そのものでなく、国旗・国歌に関連しての質問……

（「管理規則は四六協定の項目の中に入っている。それで聞いているのですよ」と呼ぶ者あり）

（「こういう拡大解釈が関連だということにはならない。四六協定ときちっとした言い方をして教育長に見解を求めているのですよ、再質問で。本質問ではそういう見解ではないのではないですか。そういう拡大解釈で物を考えていったら、再質問のルール崩れるのではないですか」と呼ぶ者あり）

（「議長、理事者に答弁させてください」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 古沢議員に申し上げますけれども、大体今、再質問で17分ぐらい話していました。本質問の再質問としてちょっとずれていることもありますので、今、理事者から答弁を求めてみますけれども、やはり本質問に合った再質問ということで、まとめて話していただきたいなというふうに思います。

まず、理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたしますけれども、初めに港湾施設管理条例の関係でございまして、確かに昨年の4定の委員会で助役答弁もありましたけれども、なかなか古沢委員と私どもの答弁との間で理解が得られないと、こういうことで最後、私に振られたわけございまして、それで今後勉強させていただきたいということでお答えしまして、先ほど答えたように、従来の考え方として我々としてはいきたいということで申し上げましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、今後の運用に当たりましては、例えば通船業務をする場合の運輸局への届け出の場合に、そういった情報もキャッチをしまして、そういった係留場所等についての指導は今後していかなければならないだろうと、こういうふうには思っています。

それから、国旗・国歌の関係でいろいろと世論調査の数字を言われましたけれども、その数字については承知していませんけれども、私の認識としては長い歴史の中で慣習法として定着したものだというふうに思っております。

それから、国歌がいつ歌われたかというご質問でございますけれども、いろいろご意見があるのでしょうかけれども、私としては明治時代に国歌として歌われてきたというふうな認識を持っておりますので、そういうふうにお答えしたわけであります。

それから、PCBの関係でございますけれども、日本照明器具工業会の通知というのは承知しておりませんが、昨年の秋以来の一連の事故を踏まえて、私といたしましては学校、病院、保育所など、こういった施設について早急に対策が必要であるということで、早く改善するようにそれぞれ指示をしたところであります。

なお、この問題については、政府も平成12年11月28日にこの事故に関する対策を取りまとめていると。そしてまた、道におきましても、12月13日になってから早期に交換せいと、こういうような指導が来ておりますので、危機管理能力がないといえ、そうかもしれませんが、古沢さんの言うとおりかもしれませんが、そういう状況でありましたので、ご理解を願いたいと思います。

それから、市民への指導等については環境部長からお答えしますけれども、幸小学校の事故に対する教訓ということでございますが、いわゆる事故とか災害というのは、どういう原因でいつ起こるかわからないということが今回の事故でわかったわけでございまして、私を含めて改めて管理監督する者は、常に細心の注意を払う必要があるということを改めて認識をいたしました。

それから、おふろにかかわって、おふろの問題については保健所長からお答えしますけれども、朝里のボーリング等の関係については、これは朝里地区はやはり小樽の観光施設といえますが、観光地でありますから、一般の浴場とはちょっと違うだろうと思いますし、それから、入湯税という一つの財源も使っておりますから、そういった面では一般の公衆浴場とはちょっと違うというふうに思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 環境部長。

○環境部長(大津寅彦) 古沢議員のPCBに関連しての再質問にお答えをします。

危険性の市民への指導、対策等ということでございますけれども、実は12月28日に後志支庁が新聞公告で、一般的な意味で新聞で注意喚起をしているわけですが、私どもとしまして、4定で議論をされたことを踏まえ、年明け早々ですが、1月12日に庁内の各部との間で、ちょっと長いのですが、PCB使用安全器の早期交換に係る市民・民間事業者への周知にかかわる打合せ会議というものを開催をして、それぞれの担当部の方からそういったことについての周知をお願いをするような手だてをとりました。それからもう一つは、つい先般ですが、3月1日発行の広報おたるのお知らせ版にも、この関係での記事を掲載をさせてきております。

また、今後は商工会議所、あるいは中小企業家同友会、あるいは建設事業協会、こういった関係団体の機関紙誌の中に記事を掲載をしていただくようなことをお願いして、既にある程度ご承諾いただいておりますので、そんな中でこの危険性とか注意喚起、そんなようなことに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 保健所長。

○保健所長（山本 稔） 浴場のことにつきまして、お答えいたします。

北海道の補助金の交付基準が4つございますが、その3番目の市町村から確保すべき浴場として助成金等が出ていることという項目についてどうなのかと、こういうことでございますが、市長の答弁にもございましたように、やはり個々のケースについて、その運営の状況あるいは利用者の状況、そういうものを関連している部局で集まりまして相談をし、一番いい方法といいますが、そういうものを見出していきたいというふうに考えます。したがって、そういうところで3項が満たされた場合、そしてまた、小樽市の財政力指数が今後変わっていくとするならば、道の基準はクリアすると、助成は受けられると、こういうことになるかと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えします。

P C Bの問題は、奥村学校教育部長に答えさせます。

最初に、君が代の問題ですが、私は教育の関係から申しますと、古今集詠み人知らずの賀の歌にその最初の出があります。そして、明治20年代になって儀式のときに文部省として歌うことが奨励されたと、そういうふうに認識しております。

次に、四六協定についてですが、四六協定は道教委と北教組本部、高教組本部の間で結ばれたもので、市教委はその確認を求められておりません。その証拠に、学校管理規則の改正に当たっては小樽市支部との交渉ということの必要は全くありませんで、スムーズな改正が行われたと、そういう形になっております。

それから、3番目に日の丸についての確認ですが、11.28確認というのと、それから今年1月になってからの確認ということの2つの文書についてお尋ねがありましたが、昨年4月1日から局と私どもの関係は、地方分権の関係で同等の関係ということもありまして、その追認文書は私どもは追認しないということで局にお返しいたしました。それで、それに縛られないという立場に立っております。

次に、教職員の問題ですけれども、教職員の任免については道教育委員会に権限がありまして、私どもは日常の服務監督の権限でございます。そういう意味合いにおきまして、道教委のいろいろな行政方針とか執行方針、予算について教育委員会は影響を受けますけれども、あくまで市教委独自の立場の主張はしてまいりたい、そういうふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 学校教育部長。

○学校教育部長（奥村 誠） P C Bの関係についてお答えいたします。

先ほど、危険認識につきましては、教育長より11月ぐらいということでご答弁させていただきました。この時期が適当かどうかということで、いろいろな受け止め方があるのだと思いますけれども、私どもといたしましては、ちょうどこの時期に文部省あるいは道から通知あった、さらには新聞等で各地の事故例が報道があったと、こういうことでこの時期に認識したと、そういう答弁になったと、こういうことでございます。

それから、2点目のその間の対策はどうしたと、こういうことでございますけれども、それにつきましては、12月に入りまして、文部省から来ました通知文書をつけて、校長会を通じて文書の中で注意の喚起をしたと。

内容的には、事故発生したときの処置についてはどうするのだ、そういうきめ細かなものをつけまして注意を申し上げましたし、さらに幸小学校の事故があった後に直近の校長会がございましたので、校長会を通じまして再度の注意の喚起をお願いしたと、こういう経過がございます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

○12番（古沢勝則議員） 四六協定には教育長がお答えいただいていますから、そのお答え自体は全く不満ではありますけれども、先ほどの全く質問に関連しない事項だということに関しては、文字どおりもろに関連するものでありますから、四六協定は。その13項目の中の1項目に学校管理規則の改定等の取り扱いについてうたわれているわけですから、ですから、それでお尋ねしたわけです。

1つは、銭湯の問題です。

個別にという意味合いでお答えいただいたのかなと思うのですが、私が答弁を求めているのは、制度として維持運営助成、これを立ち上げていくべきではないか。

それで、ちなみに財政力指数が平均値を上回っている帯広市での確保対策事業、これを仮に小樽市に適用した場合にどうかということではいいますと、対象になるのが20軒になります。31軒の銭湯のうち、20軒が助成の対象になります。そして、補助額は、帯広市の基準をそのまま適用しますと、この20軒で年間1,350万円となります。

それで、先ほど朝里川温泉の地熱開発に関連して、わかりやすくという意味でちょっと参考までに触れたのですが、朝里川の3号井の問題については、これは私、反対しているわけではありませんので、念のためです。そういう関連で考えてみても、小樽市として行政サービスといいますが、この業界で銭湯から上がる営業収入はストレートに地域経済に循環波及する、そういう大きな効果を持つものでもあります。経済効果という面からいっても、こうした31軒の銭湯の維持運営を行政の側が支えていく、援助していくという、そういう事業を立ち上げていただきたいという意味で聞いたわけです。再度、保健所長にお伺いしたいと思います。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 保健所長。

○保健所長（山本 稔） 実は、先ほどの市長答弁にもあるように、小樽市は既にいろいろな形で助成とありますが、運営に対する補助を行っております。その額は相当大きなものでございます。

さらに、小樽市における銭湯は、先ほどのご質問にもあったように、数としては対人口比でいいますと非常に多いところで、まだおふろはいっぱいあるという状況にございます。そういうことで、考え方を変えれば小樽の助成制度は結構きいているのかなというような見方もできるのですが、これはさておきまして、したがいまして、新しい制度として、ただ入浴の客数をもって助成する新しい制度というのはなかなか難しいのではないかなと、そういうふうに思います。

しかし、先ほど申し上げましたように、やはりこの地域に与える甚大な影響があると思われる場合には、道の助成もさることながら、小樽市として何ができるかということをその都度考えていきたいと、こういうことを申し上げているのであって、全体として経営が非常に苦しいからという形での経営の助成は今のところ非常に難しいのかなと、そういうふうに考えてございます。

○議長（松田日出男） 古沢議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 0 分

再開 午後 3 時 2 0 分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8 番、斉藤裕敬議員。

（8 番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

○8 番（斉藤裕敬議員） 第 1 回定例会に当たり、一般質問いたします。

新焼却場に関連し、お尋ねいたします。

これまで議会においても、また、このたびの民主、公明、他会派の質問にもありましたように、新焼却場建設にかかわる一連の事務手続に対し、透明性の確保が強く求められ、市長もこれに努める旨のご答弁をされてまいりました。

私は特に広域連合と小樽市議会の関係、いわゆるチェック機能について警鐘を鳴らしてきたつもりであります。

つまり、広域連合の前身である北後志推進協議会に対し、直接私たち議員は物申す立場になく、かつ、広域連合議会はもちろんのこと、広域連合自体が立ち上がっていないのですから、今進められている作業は事実上ノーチェックの状態であるということです。この北後志推進協議会で行うコンサル決定を含めた一連の事務は、広域連合の基本案、原案になるのは明白であり、その時点で不都合が生じて修正や撤回は極めて困難と思われる。

理事者は、私の広域連合に対し構成員の一人として小樽市が何らかの意思表示をするときは事前に議会に報告すべきという主張に対し、その都度議会に報告すると、透明性の確保の観点からも報告すると、こういうような方向性を示されていると理解しております。

昨年12月15日、厚生常任委員会では、コンサルタントは財団法人日本環境衛生センターに決定し、北後志 5 町村に確認を得たとあります。しかし、よく考えてみますと、この前に構成員の一人の小樽市そのものが全都清の報告に対して可否を判断する場面があったはずで、この時点で議会に報告、相談されるのが筋であります。まさしくこれは事前報告ではなく、事後報告ではありませんか。お答えください。

全都清からの成果品は11月29日、北後志推進協議会に提出されたのですから、昨年 4 定冒頭できちんと小樽市としての意見を取りまとめるべく、市長は議会に説明すべきだったのではないのでしょうか。

5 日の民主党の代表質問にもありましたように、コンサルがもう決定していたと、こういうことをご存じない質問だったわけです。これ一つ見ても、議会に対する市長の説明がどうも後手に回っている。落ち度があったのではないかと、こう指摘せざるを得ません。経緯も含めてご答弁願います。

私自身、昨年 3 定、4 定と環境部に対して、角度は違いますが、コンサル業務に触れながら質問してまいりました。しかし、夢にも 3 定と 4 定の間、わずかな期間でコンサル決定に至るとは思いませんでした。

理事者は、11月22日に厚生常任委員会に報告をしたのだから手続的には問題なしと、こういった考えでしょうが、12月15日に示された全都清業務の日程表、これは工程表ですけれども、それを見て正直言って驚きました。全都清と正式契約締結日10日 2 日に全都清側から審査委員会設置の協議書がすぐさま提出され、契約と同時に提出されて、その日のうちに市の内部決裁がなされ、環境部長が委託業者特定評価委員に選任されておしま

す。1 日で持ち回りで決裁でもしたのでしょうか。

また、このことが私の調査の資料どおりであれば、1 市 5 町村と内部協議をしたということは物理的に到底考えられません。全都清との契約日前にかなりの作業が進んでいたと想像されます。

第 1 回委員会は 10 月 3 日、4 日の 2 日間であります。このうち、10 月 4 日は桃内最終処分場の現地視察ですから、結果、10 月 3 日の 1 日でコンサルの候補 20 社から 6 社に絞り込んだわけです。初めから 6 社が全都清の腹の内にあったのではないかと、こう疑いたくなります。10 月 3 日の 1 日といっても、実質審議は午後 1 時から 3 時までの 2 時間です。こんなことが本当にあり得るのでしょうか。

これには 1999 年の 1 年間のコンサル売り上げを参考にしたと説明がありました。全都清作成の仕様書には選考の目安として過去 5 年間の実績による審査が明記されており、矛盾を感じます。仮に 99 年のデータを認めたとしても、この 6 社というのは、売り上げ実績上位 5 社をまず決め、突然売り上げ実績 11 番目のコンサルが選ばれている。これはなぜでしょうか。

私はこの件に関し、情報公開条例に基づき調査いたしました。実績下位の業者がなぜ選ばれたかという説明、また、記録、一切の資料がありません。市長はどのような報告を受けられましたか、お伺いいたします。

環境部長が委員を務める評価委員会、この委員会は事実上コンサル選定の決定権を持っていると思われます。この大切な委員会はこれまで 2 回開かれておりますが、会議の内容をお知らせください。

環境部副参事は、全都清に対する業務監督員に契約日の 10 月 2 日から選任されております。20 社から突然 6 社になった経緯、会議の様子、委員の出欠等は業務上の重大な要素であると思います。当然これらのことを記録し、不明な点があれば全都清に問い合わせをし、報告を求めるべきなのです。少なくとも 20 社から 6 社に絞られたことについては問い合わせ、全都清の考え方をきちんと整理しておくべきだったのであります。

しかし、これまた調査してみますと、さきに述べました選定の経緯についてはもちろんのこと、業務監督にかかわる内部文書はおろか、メモもないのです。市長は不自然にお感じになりませんか。また、市長はどういう理由でこのような業務監督にしたということ、その事情、いきさつをどう聞いておられますか、お答えください。

コンサルを決定する最後のステージは面談、聞き取り、つまり 10 月 30 日に行われたヒアリングであります。公募に参加し、受注しようとする業者にとっては正念場のヒアリングの実務担当者、面接員の一人が業務監督員であった、こういうことを市長はご存じだったのでしょうか。審判がプレーヤーになるようなものなのです。全都清業務を監督する立場の職員が全都清の仕事をするなどということは、私には理解できません。市長は胸を張って適切な対応であったと思われますか、お答えください。

次に、環境問題についてであります。

先日、2 月 21 日消印の投書が届きました。寅吉沢の住人というこの人物は、土砂捨て場の造成以降、小川の汚れが著しいこと、寅吉沢が本来の目的と違う冬期間の雪捨て場に利用されていること、特に道路排雪に含まれる融雪剤の水質への影響を強く危惧されている内容のものでありました。

確かに直接・間接的に聞き取りをしてみますと、「泥水が多くなった」、「水温が高くなった」、「貯水池からの流れが多くなった」などの声が聞かれました。融雪剤による影響は確認できなかったものの、寅吉沢には数軒ではありますが農家の方たちもあり、農作物への影響も心配であります。まず、寅吉沢を雪捨て場に使用するに至った経緯と、文中にある融雪剤混入の可能性についてお示しください。

今回の投書は差出人不明ではあるものの、趣旨は理解にかなうものですし、他をおとしめたり誹謗中傷する

ものではないと私は判断し、質問いたしました。早急に雪解け水を調査し、もし必要なら対策を講じ、住民の不安解消に努めるべきと思いますが、市長の判断を求めます。

平成 9 年約 4 %、この数字は身体障害、知的障害、精神障害などハンディキャップをお持ちの方の日本における人口比の割合であります。旧労働省関係からの資料です。25 人に 1 人が何らかの障害を持っているという推計値でもあります。

欧米では 7 %から 14 %と日本よりも随分高いのですが、これは第一に国の障害認定の違いとされています。欧米、特にアメリカの場合は、薬物中毒以外はかなり柔軟ですし、肩凝りの軽い者でも認定される事例も見受けられるものであります。

第二に、障害を申請する側の意識の問題とも言われます。旧衛生法に見られるように、日本は自宅監置、座敷牢を認めていたほど社会から遠ざけようとする傾向が強く、私は障害者としての権利を主張するといった欧米の考え方とは数値の違いが生じるのであります。

私自身、20 年前と比べ、障害者はもちろんですが、とりわけ家族に意識の変化があると感じます。とにかく施設の中で、又は行政の保護の下で静かに生きてほしいといった考え方から、近年は特に子供の可能性を見出したいといったお父さん、お母さんの声が増えているように思えるのであります。

とても多い相談は、就学の問題です。父母の葛藤は、身近にいる者から見ると、壮絶とも言えるほどのものであります。障害児の就学の場所を決めるのは本人を含めた家族でありますし、確かにインテグレーション教育が挫折に終わってしまった例も多々あります。まず、本市における障害児教育の実態はどうなっているのか。普通校の受け入れ体制を含め、お示ください。

数年前、障害児教育の研究者と意見交換の機会を得ました。1990 年、A D A 法、これは障害を持つアメリカ人法というそうですが、施行以来、教育の現場は大きくさま変わりしたとのことでありました。法の骨子に公的サービスにおける障害を持つことによる差別の禁止が盛り込まれ、基本的にどの学校でも学べる道を開いたからです。この話を聞いたとき、小樽でそんなことをすれば、やれ教員の配置が大変だとか、教室の改造、欧米の障害児クラスのスタッフの比率、こんないろいろな議論のための議論が起きて難しいだろうと、こう不思議な一種の無力感を覚えた思い出があります。

教育長は、障害児、そしてその家族の願いを最大限に聞き入れるという基本姿勢を今にも増して明らかにし、市教委に遠慮なく相談してくださいと積極的にアピール、呼びかける行動を起こすべきだと思います。

また、実務的には、障害児の普通学級への希望があった場合、市教委は具体的体制や予測される問題点を含め当然検討されるわけですが、その最初の検討の場から家族、保護者に参加していただくべきだと思います。いかがでしょうか。

私は、障害児教育が成果が得づらいことも、うまくいかなかったときのぎくしゃくとした人間関係や徒労感、こういったことは理解しているつもりであります。先の見えない試行錯誤の連続になるかもしれません。私の考え方として、教育に限らず行政の責務の、何本柱かありますけれども、その大きな柱の一つとして市民に優良な選択肢を示すということがあると考えております。健常児と障害児ではその選択の道に大きな差があるのは明らかであり、この改善に手を差し伸べるべきではないでしょうか。教育長の英断により障害児の希望と挑戦の道を開いていただきたく、総合的なご所見を賜りたいと存じます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

新焼却場に関連して何点かのお尋ねがありましたが、初めにコンサルタント決定の所管常任委員会への報告についてであります。11月22日に全国都市清掃会議から、委託契約の規定に基づき、コンサルタントの特定について協議会の会長である私に協議がありました。協議を了承することを各町村に確認できましたので、11月24日にその旨を回答いたしました。

11月29日に全国都市清掃会議より成果品が提出されましたので、直ちに議長、副議長及び厚生常任委員長、常任委員会の各委員の方々に成果品の概要などについて報告し、12月15日に開催された厚生常任委員会に改めて正式にコンサルタント選定の結果について報告をし、財団法人日本環境衛生センターがコンサルタントとして妥当であり、今後の業務の推進について説明したところであります。

したがいまして、私としては議会への報告は通常どおりに対応したものと思っております。

次に、平成12年第4回定例会で説明すべきだったとの指摘であります。先ほどお答えしたとおり、12月15日の厚生常任委員会に正式に報告したものであります。

次に、コンサルタント選定に当たって、6社に絞った中に11番目のコンサルタントが選ばれた経緯などについてであります。委託業者特定評価委員会では、技術提案参加コンサルタント選定基準に基づき、「北後志地域ごみ処理広域化基本計画」に示される「従来处理方式プラス灰溶融固化施設」、もしくは「ガス化溶融炉」についてのコンサルタント経験がある業者を、平成11年度受託実績上位のコンサルタントの中から5社を選びました。

ご指摘の6番目のコンサルタント選定についてであります。5社を選んだ後、評価委員会において、この業者が平成11年度に「北後志地域ごみ処理広域化基本計画」を策定しており、基本計画策定内容との関連で独自の技術提案が期待できること及び一般的な意味での地元業者にも参加の機会を与えるべきとの趣旨で、技術提案するコンサルタントに追加することを決定したとの報告を受けております。

次に、コンサルタント選定の2回の審査委員会の内容についてであります。第1回は平成12年10月3日に小樽市で開催されております。内容は、評価委員会の要綱の報告、評価委員会の正副委員長の決定、事業スケジュール、技術提案書作成要領等についての説明の後、議事として、技術提案参加コンサルタント選定基準案について協議、決定し、この評価基準に基づき、あらかじめリストアップしていた20社から技術提案を求める6社を選んでおります。同時に、技術提案ヒアリングの日程を10月30日に開催することとし、そのヒアリングには副委員長と委員2名が参加することも決定いたしました。会議終了後、建設第1候補地の現地視察を実施しております。

第2回目は、平成12年11月14日に東京都の全国都市清掃会議会議室で開催されております。内容は、経過報告として、10月17日のコンサルタントに対する技術提案についての説明会の状況、10月30日の各コンサルタントに対するヒアリングの状況などの説明を行った後、プロポーザル参加コンサルタントの技術提案内容の審査と評価を行い、審査委員会としての結論を取りまとめたところであります。

次に、業務監督員の業務についてであります。業務は、協議会会長にかわって全国都市清掃会議に対し、立ち会い、指示、承諾又は協議を行うものであります。協議、承諾を行った事項としては、審査委員会の委員

の選考及び運営や技術提案コンサルタント選定基準、技術提案応募要領などがあります。

6社を選んだ経緯は、先ほどお答えしたように第1回評価委員会においてであり、業務監督員が同席しておりましたので、状況は把握しておりますが、特に文書としてはありません。

次に、業務監督員がヒアリングの実務者ではなかったかということですが、平成12年10月30日開催の技術提案に対するヒアリングは、審査委員会副委員長が中心となって行ったものであります。業務監督員である協議会事務局次長はヒアリングの実務者としてではなく、今後の業務の参考として、ヒアリング参加各社の技術提案内容を承知するために同席をしたものであります。

次に、産業廃棄物最終処分場への排雪の搬入についてであります。小樽開発建設部の要請により、平成2年ごろから国道5号の蘭島・オタモイ間の夜間排雪の雪、市道については平成10年から長橋、オタモイ、幸地区の生活関連道の排雪による雪の搬入を認めております。いずれの場合も、最終処分場業務への影響等について検討を加え、支障ないものと判断されたもので、融雪期における雪割り作業等を条件として承認したものです。

融雪剤については、市道においては使用していませんが、国道については、小樽開発建設部に照会したところ使用の事実を確認いたしました。3年ほど前からは環境に配慮したものに変更して散布しているとのことですので、混入の可能性はあると考えられます。

次に、雪解け水の調査についてであります。これまでも定期的に処分場の放流水の水質の検査を行っており、その結果では特に問題はないようではありますが、改めて融雪剤との関係の観点から調査したいと考えております。

なお、調査結果等については、地域住民に説明する機会を持ちたいと思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 斉藤裕敬議員のご質問にお答えします。

心身に障害のある児童・生徒の教育につきましては、その子供の障害の種類や程度に応じて最も適切な教育環境を提供する観点から就学指導を行っております。就学指導の判断は、精神科医や小児センターの医師、養護学校、特殊学校の教員その他専門機関の職員で構成する「小樽市就学指導委員会」で行っておりますが、その業務の流れについて申し上げます。

まず、保護者からの相談を受け、就学指導委員によるお子さんと保護者との面接教育相談を行います。また、保護者の希望により、道立特殊教育センターでの教育相談も紹介しております。この面接相談を踏まえ就学指導委員会は審議し、養護学校、特殊学級もしくは普通学級の判断を行い、その結果を教育委員会に報告します。最近の就学相談の件数は、新1年生、在学を含めて今年度は59件、11年度は66件となっております。委員会では就学指導委員会の報告をもとに保護者との話し合いを行い、就学する学校の指定を行うこととなります。

ご質問の検討段階における保護者の参加についてであります。市教委と保護者との話し合いでは、就学校の種類、また、特殊学級の場合は新規の学級開設も含め、保護者の意向を十分考慮して進めております。結果として就学指導委員会の判断と保護者の意向が異なることもありますが、委員会としては保護者の意向を重視するとともに、入学後の子供の学校生活の様子なども見ながら、保護者との話し合いを継続することもあります。

新たに特殊学級を開設する場合は、教員の配置、教室の確保、施設・設備の整備等の手だてが必要となりますが、通学手段などを勘案しながら、当該の校長の意見も聞き、対処しております。

今年 1 月、文部省の「21 世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議」から、特殊教育のあり方についての最終報告が示されました。その中では、子供 1 人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行い、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を社会全体として支援していくことが必要との考え方が提起され、教育、福祉、医療等の関係機関の連携、障害の程度に関する基準や「特殊教育」という文言の見直しなど多岐にわたる提言がなされており、障害児教育のあり方を示すものと考えております。今後、国や道においても、この報告に基づき新たな施策が取り組まれるものと期待しておりますが、市教委においても就学指導や保護者との面接相談のあり方について検討してまいりたいと考えております。

最後に、就学指導委員会は子供の持つ能力や可能性を最大限に伸ばしていく観点から就学指導を行っておりますが、就学に当たっては保護者の意向を妨げるものではなく、普通学級への入級を希望する場合は、その意思や選択を前提に対処しています。

以上であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8 番、斉藤裕敬議員。

○8 番（斉藤裕敬議員） 再質問いたします。

新焼却場関係ですけれども、市長は 11 月 22 日からの流れを説明されて、正にやったのだと、何も不自然ではないと、このようにご答弁されたということです。しかし、私が問題視しているのは、確かに議会に対して早い時期に全都清というところに随契をすると、こういう報告はありました。それは記憶の中にきちんとあります。了承もしました。しかし、問題の全都清との契約日、契約締結日 10 月 2 日の一つとってみても、これは一体いつから本当の仕事をやっていたのだらうと、こう疑わざるを得ないのです。実は、随契で全都清というところに契約するのは間違いないから、見切り発車でどんどんこやっちゃまえと、こういうものが見受けられる。

10 月 2 日に何が起きたか。まず、市内部で契約締結の伺い書を出します。伺い書が決裁されてから契約に移りました。同時に業務監視員の指定をしました。そうしたら、審査委員会の協議書、つまりこれは評価委員会のことですけれども、審査委員会の協議書が出されました。そうしたら、速やかにその日のうちに決裁がありて了承している。これは持ち回りでやったのですね、きっと。そうしたら、今度すぐ、間髪入れず特定評価委員会開催の式次第が届いた。そして、大津環境部長に委嘱状依頼が来ているのです。これがたった 1 日で行われたものです。

しかも、これは文書の受付印やなんかをチェックしていきますと、不思議なことがある。審査委員会協議書が先につくられているはずなのに、環境部長の委託依頼書の方が全都清では先につくっているのです。それと今度、「北後志広域推進協議会」、これ協議会と言わせてもらいますけれども、協議会の受付が委嘱の前に開催要請が来ているのですよ、環境部長あてに。こんなことはあり得ない。

たった一つ考えられるとしたら、持ち寄ったのでしょうか。全都清だって大きなしっかりしたところですから、そんな印鑑を持って歩いて北海道まで来るわけにいかないはずですよ。事前に書類をつくっておいて、いちにのさんで持ち寄ったのでしょうか。それで、目の前で決裁していったのでしょうか。そうとしか考えられない。だから、私は随分前からやっていたのでしょうと。

いろいろな仕事の場面で同時にやらなければならないことだったたくさんあると思うのです、持ち回ったり。しかし、今回のやつは度を越している。私は、なぜこんなに急がなければならないのか不思議でしょうがないのです。市長に再質問で聞きたいことは、なぜこんなに急ぐのですか。不思議ではないですか。それがまず 1 点です。

それと、評価委員会、評価委員会と言いますが、評価委員会の委員は小樽市からは環境部長です、要人です。評価委員会は 10 月 3 日に行われました。このとき何がやられたかと。これを見てびっくりしましたよ。いいですか。さっき質問でもお話ししましたが、10 月 3 日の 1 時から 3 時の 2 時間なのです。2 時間の中で、式次第があります。これは全都清から出ている式次第です。

読み上げます。小樽市環境部長あいさつ、配付資料の確認、委員の紹介、委員会設置要綱、委員長選出、副委員長指名、委員長あいさつ、事業説明、事業概要、事業スケジュール、調査委託書案、ここまでが最初の頭出しです。それから議事に入ります。プロポーザル参加コンサルタントの選定基準案、コンサルタント特定の評価基準案、ここまで行っても、まだコンサル決まっていらないのですよ。案なんだから。案というのは、ペーパーです。私、資料請求をして、もらいましたけれども、ペーパーです。ここから先に 20 社、6 社の話が出るはずなのです。これを 120 分のうちにやったというのですよ。

それは、我々議員として会議やなんかいろいろ出ていますけれども、実質審議が 2 時間の中でここまで行けるなんていうのは、だれも思っていないのではないですか。これもやはり推測ですけども、腹案がもう事前に委員に渡されていた。これで行きますから、こういう式次第で行きますから見ていてくださいと、こういう話だと思う。

しかし、これは他の審議会やなんかと違って、業者選定ですからね。それが事前に根回しをされていなければ成立しませんよ、こんなもの。どんなに考えたって。これについては再度答弁いただきたいと思います。わずか 120 分にこんな議論ができるのか。

それと、第 1 回の評価委員会の議事録というのは、それではあるのですね。これは出していただけるのでしょうか。これは、それこそ市長も推進協議会の会長ですし、環境部長は事務局長です。ここにお二人ともおられるのだけれども、でも私はそれを、その推進協議会の資料を今すぐ出してくださいと皆さんに言えないのですよ。なぜかという、小樽市ではないから。母体は推進協議会でしょう。別個の人格なのです。こういう煩わしいことがあるから、チェックがしづらいと言っているのですよ。議事録、資料を見せてくださいと発注者の推進協議会から全都清に求める、又は求めない、これを推進協議会の中で一度決めてから求めるという話になるのです。我々が直接、小樽市の所有している文書やなんかをいただくのと全く違う。だから、チェック機能が大切だと、こう申し上げています。

それと、評価委員会の第 1 回目の結果に基づき 6 社の指名といいますか、参加コンサル 6 社と決めたと、ということですか。それを了承したということですね。推進協議会が了承したということですね。これはちょっと事実確認しておきますね。それでいいですかということです。念を押しておきます。

何か業務監視員と一緒にいたの何が悪いのだというような答弁でしたけれども、これは 10 月 16 日の復命書なのですけれども、復命書によると、出張の帰りの復命書ですから概要を説明をしています。概要という欄があって、10 月 30 日に予定している各社ヒアリングについての協議。ヒアリングは評価委員及び事務局、括弧書きで全都清の参事と課長、そして小樽市の副参事が行うと書いているのです。これは私がでたらめ言っているわけではない。皆さんの資料の中に書いてある。「行う」と書いてある。これは皆さんの事実誤認ではないです

か。

それと、もう一つ聞きます。その大切なヒアリングのときの、環境部長と副参事がヒアリングをされていますよね。その復命書がないというのはどういうことなのですか。今となっては、その30日の姿を確認することできないのではないですか。ないですよ。私は、これは情報公開条例に基づいて閲覧をしました。全都清の評価委員会の内部資料については、業務監督員でありながらメモすらないと言っていますよ。

市長、私はこれはもう一度やり直すべきだと思いますよ。今、それこそいろいろな町で不祥事が起きていて、同時に、議会何やっていたのだった。奥尻町なんて、議会何やっていたのだ、おまえら。こういうような話になっているのですよ。私もこんな状態を、何か一生懸命やっているのではないですかなんてあいまいなことは言えない。今だったら 210万円の損で済むのです。

公明正大、透明性ということは、だれが見てもなるほどだと納得できることでしょう。私が心配しているのは、皆さん百もご承知でしょうけれども、コンサルタントの胸一つで 100億円のものが 150億円に化けるし、昨日の北野質問にもありますけれども、そのとおりだなと思っていたのですけれども、逆にイニシャルコストが低くても、ランニングコスト、そこで5億円も10億円もやられたら小樽市まいるのですよ。だから、どうしてもつくらなければならないものであれば、それこそだれが見ても納得できるような形でやればよかった。いいのです、まだ契約していないのですから。見直したらいかがですか、お答えください。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 私からお答えした以外のものについては担当部長から説明させますけれども、全都清にお願いするということについては、もちろん急に決めた話ではなくて、事前に、どこにお願いするかということについては相当以前から話し合いをしておりましたので、そういった経過の中でなぜ急ぐのかという話ですが、当時まだ1年延長というのですか、そういうことをまだ決めておりませんから、皆さん方からもご議論ありましたように、広域連合はいつできるのだとかという話がありましたけれども、そういった状況の中で作業を進めてきたという経過がありますので、その部分についてはご理解願いたいと思いますけれども。ただ、10月2日の問題とか、それから書類の決裁の流れとか、そういったものは担当の方から説明させます。

それから、10月3日の評価委員会でございますけれども、これもあらかじめ全都清の方で20社ぐらいをリストアップしておいて、その中から6社の選定をしたということでございますので、これもまた、20社の資料をもとに、それは全都清の方で前もって用意しておりましたから。コンサルタント、こういった業務はある程度限定されるのでしょから、そういった業者の中から評価委員会の中で資料に基づいて6社を選定したということで、6番目の会社については先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、第1回の評価委員会の議事録でございますけれども、これは当然、全都清の方の所管ですから、私どもとしては入手しておりますけれども、必要があればまた、全都清と協議して、出せるものであればご提出をしたいと思います。

それから、業者の決定につきましては、6社の中から1社を選定したいという協議が、先ほど申し上げましたとおり、私のところに協議がありましたので、それに基づいて構成する町村の首長さんの了解を得て決めた、了解したということでございます。

それから、業務監視員の復命書の概要と、評価員と事務局が参加したということでございますけれども、こ

これは評価委員会の中にも、もちろん評価委員の皆さんと小樽市側と全都清の事務局の皆さん方が、これは当然入っているわけでございまして、作業するのは評価委員の皆さんと、そういうことでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、ヒアリングのときの復命書がないという問題については、担当部長から説明をさせます。

非常に不透明だからやり直せと、こういうご指摘でございますけれども、私どもとしては全体を通して、一部書類があったのかどうか分かりませんが、通常どおりの特に問題ない作業であるというふうに認識しておりますので、やり直すことについては考えておりません。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 環境部長。

○環境部長(大津寅彦) 斉藤議員の再質問にお答えを申し上げます。

急ぐ理由ということでございましたけれども、市長からも申し上げましたけれども、このことを決めた8月の段階では、まだ、平成14年に何とか着工をというふうなことのうちの作業を想定をしておりました。そういった中でコンサルタントの選定を急ぎましたのは、調査費関係の経費を遅くとも今年の1定に計上して準備作業にかからなければならないという形の中でしたので、そういう意味では11月末までに、ある程度、委託経費の算定の把握が必要だと。そういったようなことを含めて、コンサルでこういう形でやるということの内容を含めて、8月30日の厚生常任委員会にお話を申し上げて、進めてきているということでございます。

それから、二つ目の10月3日開催の評価委員会が2時間ですべて終わっているということの関係でありますけれども、ただいま申し上げましたように、8月30日の厚生常任委員会に、ある程度、日程的なめどの資料もお示しをしながらお話をし、一応ご了承を得たということの中で、9月段階の中でいろいろお話を打ち合わせをする中で、全都清の方でいろいろな形の準備作業を契約に向けて、私どもの方も10月の契約に向けての準備を進めていたのですけれども、全都清でもいろいろな資料作成ということをやっていた結果、こういったことになったということです。

なお、契約が10月2日になった理由ですけれども、9月28日に協議会の市町村長会議をやって、そのときに予算を決めたので、予算を決めないうちに契約はできないというふうなことの中で、若干その辺あたり日程的な無理といいますが、そういったような不自然な状況があったということも一つの理由になっております。

それから、1回目の議事録の関係は、先ほど市長からご答弁を申し上げました。

それから、1回目の審議会のときの委員会で6社を決定したことを協議会が了承したということですが、これは1回目の委員会で6社をこういう形でプロポーザル参加を求めることにしたということの協議書が来ておりまして、それについては了承するという形にしてございます。

それから、業務監視員の10月16日の私の復命書でありますけれども、ヒアリングについての記載のところに、確かに議員がおっしゃいますように、事務局の中に副参事を含めた表現になっておりまして、これはあくまでも評価委員会の事務局は全都清でありますので、副参事は当然事務局にございませんので、記載の誤りでございまして、この辺あたりは大変申しわけなく思っております。

ただ、副参事がこのヒアリングの場に参加することになった経緯につきましては、こういう経過がありますのでご理解いただきたいと思うのですけれども、10月1日にこの事業の責任者として副参事が配置になったということを全都清の方にお話を申し上げましたところ、そうであればヒアリングに参加して、コンサルにいる

いろなことを聞くことが、今後責任者としてこの業務をするに当たって非常に有益だから、ぜひ参加した方が いいというふうなことのお話の中からはなつたわけでありませうけれども、このことについては、ヒアリングの当事者として参加することは、議員がおっしゃったように、受託者と委託者の間の混合ということになりますと まずいということで、これについては先ほど申し上げましたように、市長からもご答弁申し上げましたように、一切の発言を行っていない。ただ、単なる傍聴というふうな形で、ヒアリング行為は一切行っておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、ヒアリングのときの私どもの復命書がないのはなぜかということですが、これについては、私は上司である助役に、近々、このヒアリングの関係のやつは報告書としてまとめられるというふうなことでありますので、行ってきてこういう状況になりましたということの復命を口頭でしてございます。

以上であります。

（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8 番、斉藤裕敬議員。

○8 番（斉藤裕敬議員） なぜ急ぐかということでは、そのときは一生懸命駆け込みで何とか14年に間に合わせようと思ってやっていたのだと、こういうような話ですよね。ところが、それは10月2日、3日の話ですよね。直前の話ですよね。10月23日は既に15年着工となった場合どうするかと対応を協議していたのではないですか。違いますか。10月23日午後3時から4時30分の間、全都清の会議室です。事業計画の変更、平成15年着工となった場合、見積もりだとか影響だとかをどうするかということも、ここで協議しているのですよ。まさか皆さん、10月の頭から中旬あたりに、はっと気づいたわけではないでしょう。説得力がありませんよ。

それと、記載ミス。何か環境部の関係は記載ミスが多いのですよね。ワープロの打ち間違いだとか。もうああいうことは嫌なのです、私。皆さんの資料に基づいて質問を組んでいって、これではおかしいのではないかと言ったら、いやいや打ち間違いでしたとか、文書をつくり間違えましたとか、そういう話はもうしてほしくない。

それで、最後に1つ聞きますけれども、10月3日、評価委員会終了後、速やかに審議の結果、成案を得たと。それがこの協議書ですよね。協議書が来ていますよね、こういう成案ができましたと。これは全都清から広域処理推進協議会の山田勝磨会長あてに出たものです。これを言っているのですよね。これで了承したというのですよね。それしかない。なぜかという、これで20社から6社。20社からとは書いていない。6社というのをこれでどうですかと言われたから、協議会としてはいいですよと言って了承したわけですよね。間違いありませんか。

この協議書に業者の名前書いてないのだ。私に出してくれた資料が違っていたのか。例えば、私が手元に持っている資料というのは、これで全部ですかといって全部もらったはずなのです。そして、6社のリストが登場するのは10月11日のものなのです。報告書で。いいですか、10月3日に開催した評価委員会が下記の6社を選定したので、あなたやる気があるかいと書類を送った。そうしたら、やる気があるよと返ってきた。これが6社ですよと、こうやって書いてある。ところが、6社と決めたはずの報告書の中に業者名が一つもない。どこで決めたのか。どこで決めたのですか、だれが。

3日の日終わってから、5日にはあなたやる気あるかい、おたくさんは仕事やる気ありますかという書類を出しているのですよ。その回答が10日締め切りが10日に来た。それをまとめて報告が来ている。これが業者名、初めて出ています。あとは、これには20社しか載っていないのです。20社のリストというやつしか載っていない

いのですよ。1 位から 5 位、ましてや 10 何位なんていうものは載っていないのですよ。答弁違うのではないですか、それだったら。

又は、了承の書類の中に業者が入っていなかったということは、ここにはこうこうこういう方法でコンサル選定をやりますということは書いています、これ。その参考として 20 社いますとも書いています。リストがあります。だけれども、6 社ですと書いていない。手続的にもおかしいのではないですか、これ。降ってわいたように 6 社が出てきたのです、ここに。だれが決めたのか。だから、議事録をください。

市長の答弁の中で、全都清に相談する必要はないのですよ。こういう疑義が生じたときには、契約条項の中に報告を求める、調査に応じるということが書かれていますから。全都清さん出してくださいではない、出せていいのです、こういう契約になっていますから。だから、私はこんなことをやっていてはだめだと言っているわけ。こんなことを我々が、まあいろいろなことがあるさとか、もっと大人になれよとか、そういう次元の話ではないですよ、これ。

ですから、意思決定的には、推進協議会の意思決定としては、6 社という業者を特定して了承したという事実はないのですよ。もし私の皆さんからいただいたこの資料の中に漏れがあるのだったら、この理屈は成り立たない。実は入っていたのですと。この辺、整理していただかなかつたら。6 社を了承していないのに、全都清が 6 社にお伺いを立ててメンバーを集めたよ、こういう構図なのです。市長はどう考えられますか。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 私の認識では、6 社の選定については評価委員会、全都清にお任せしていますので、それは私の方でああでもない、こうでもないという文句はつけられません。ただ、最終の 1 社を決める場合に協議があって、その協議に基づいて、6 社のうちここがいいですよという評価委員会の結果をもとに全都清から協議がありましたので、そのものについて私どもとしては、それぞれ関係町村にお話をして了解したということとでございますので、ご理解願いたいと思います。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8 番、斉藤裕敬議員。

○8 番（斉藤裕敬議員） 市長は重大なことをおっしゃっていますから、確認だけしておきます。

10 月 3 日付のやつは市長はご存じなかったのですか。これは了承しているのですよ、市長が。11 月の後半はいいですよ、答弁どおりでいいですよ、それ。だけれども、11 月 3 日、入り口になったら 20 から 6、そして最後の 1 社になっているわけだけれども、6 社に決めるの了承していなかったのか。これだけ確認させてください。あと予特でやっていいですから。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 環境部長から答弁させます。

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（大津寅彦） 今の関係のご質問ですけれども、実は議事録にもありましたように、評価委員会で 6 社を選びました。そのときの議論の私の今の記憶では、ただ 6 社は一方的にこっちの方で選んだ中で、応諾

するかどうかということが心配されましたので、あのときの確認としては、そういうことで全都清の事務局が 6 社に意向確認をして、その上で最終的に報告をする、そういうふうな取り扱いでありまして、それが今申しました10月11日付の書類で、全部が応諾したので 6 社を最終的に選定したので報告しましたと、そういう形で書類をいただいている。そういう経過でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(「3 日の日」と呼ぶ者あり)

3 日の日の関係のことについては、評価委員会だとか評価基準だとか、そういったようなことについて、こういうふうに決定したということでの協議があって、そのことの協議に応じた。ただ、6 社の取り扱いにつきましては、今言ったように選んだ 6 社がプロポーザルに応ずるかどうかということの未確定要素がありましたので、そのことを確認した上で改めて別途報告するという取り扱いにして、その報告書が10月11日付で来ていると、そういうことでございます。

○議長（松田日出男） 齊藤裕敬議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、15 番」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 15 番、次木督雄議員。

(15 番 次木督雄議員登壇)(拍手)

○15 番（次木督雄議員） 質問も10番目となり、重複する部分がありますが、質問通告をしておりますので、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、小樽港を取り巻く港湾動静について伺いたいします。

小樽港は、古くから天然の良港として北海道開拓の歴史とともに発展し、明治32年の開港以来、一昨年で 100 年を迎え、現在も後志圏や札幌を中心とした北海道の産業経済に大きな役割を果たしております。この間、埠頭の整備も順調に進み、水深12メートル以上の岸壁は勝納埠頭、中央埠頭、港町埠頭合わせて 4 パースを有し、日本海側の物流の拠点港として使命を果たしてまいりました。昨年は港町埠頭の全面供用開始や、4 年ぶりに日口定期フェリーが再開されるなど、新たな 100 年に向けてのスタートの年となり、今後ますます期待されるところであります。

しかしながら、近年の経済のグローバル化の進展等により、港湾を取り巻く経済社会情勢や港湾行政に対する要望が大きく変化している中で、各港湾が競争力を備え、活力ある経済や市民生活の安定等に引き続き貢献していくためには、新たな港湾行政の展開が求められてきております。

このような状況の中で、昨年 3 月、全国的に広域的な視点から港湾の効率的・重点的な整備と適正な管理運営を推進するとともに、港湾における環境施策の充実を図ることを内容とする港湾法が改正をされました。さらに昨年12月には、国としてのグランドデザインの明確化、環境の保全や港湾相互間の連携の確保に関する事項の追加などを特徴とする「港湾の開発利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」が変更されるとともに、21 世紀に求められる港湾行政の方向性を盛り込んだ新世紀港湾ビジョンも策定されましたが、これら国の動きの中で小樽港が目指すべき方向性について市長はどのような見解をお持ちですか、伺いをいたします。

次に、新日本海フェリーの減便に伴う影響について伺いたいします。

新日本海フェリーは、昭和45年にフェリーの第 1 船である「すずらん丸」が小樽から敦賀・舞鶴航路の就航を実現させ、その後、昭和49年に新潟航路、さらに平成 8 年には敦賀航路に高速フェリーを導入するなど、日本海側の物流や人的交流に大きな役割を果たしてきております。しかしながら、平成11年 7 月に小樽から新潟

への航路が週12便から6便に減便されることは、小樽にとって大変大きな問題と受け止めております。

新潟便の減便については、今後の規制緩和や企業としての経営上の問題も有することから進められたものと推察いたしますが、小樽港における取扱貨物量の90%がフェリー貨物であり、小樽市経済に及ぼす影響も懸念されるところであります。この減便により、フェリー取扱貨物量にどのような影響があったのか、お伺いをいたします。

次に、小樽港の整備状況についてお伺いいたします。

港湾の整備は、国土交通大臣が作成する港湾整備7カ年計画により実施されるものと承知をいたしております。

現在進められております第9次港湾整備7カ年計画は、平成8年度から始まり、平成14年度で終了するものと伺っておりますが、現7カ年計画におきましては、中央地区再開発事業や小樽築港駅周辺地区再開発事業などの実施により、確実に小樽港の施設整備が進んできております。しかしながら、現7カ年計画の終了もあと2年を残す状況の中で、実施済みや継続中の事業、また、今後どのような事業を実施する予定なのか、お伺いをいたします。

また、平成15年度から始まる第10次港湾整備7カ年計画につきましては、既に計画策定の作業に取りかかっているものと思いますが、この計画における主要な事業について、あわせてお伺いをいたします。

次に、石狩湾新港に関してお尋ねいたします。

昭和53年、石狩湾新港の開発発展と利用の促進を図るとともに適正で効率的な管理運営を図ることを目的として、小樽市、北海道及び石狩市の三者で石狩湾新港管理組合が設立され、今日に至っております。その間、石狩湾新港は、昭和57年の東地区マイナス10メートル岸壁の供用開始が始まり、現在までに16バースが供用開始をされており、平成6年4月には出入国港の指定を受け、6月に開港、7月には税関の設置、無線検査港の指定を受けるなど、実質的なC I Q体制が整いました。さらに、平成11年4月には植物防疫法に基づく植物防疫港に、昨年4月には家畜伝染予防法に基づく動物検査港に指定されました。また、平成9年には韓国・釜山との定期航路が開設されるなど、着実に整備が進められております。

一方、管理組合の経費につきましては、組合財産から生ずる収入、国からの貸し付けや管理委託を受けた施設・財産から生ずる収入、さらには組織団体からの負担金などの収入をもって充てられることになっており、その組織団体負担割合は、石狩湾新港管理組合規約により北海道が6分の4、小樽市、石狩市がそれぞれ6分の1となっております。

近年、新港管理組合の機構の拡大・充実に伴う管理、運営経費の増大、整備事業の本格化、起債の償還、あるいは国における高率補助の削減などの要因から、母体負担金は増加傾向をたどっております。小樽市の負担金は平成2年度以後は3億5,000万円を超え、平成12年度におきましてはおよそ4億5,000万円に達するなど、母体財政に相当のウエートを占めるに至っております。今後さらに負担の増加が予想されますが、これまで市は石狩湾新港へどれぐらいの財政負担をしてきているのか。また、その財政負担に伴う市への効果はどうか。さらには、今後の整備についてどのように取り組んでいくのか、お答えください。

また、関連して、札幌市の石狩湾新港管理組合への加入についてお伺いをいたします。

石狩湾新港は札幌圏における地域開発の核として位置づけられており、札幌の中心からわずか15キロメートルと距離的に近いことや、背後圏である札幌市の経済活動とのかかわりが深いことなどから、従前より札幌の参画を望む声がありました。また、以前には小樽市議会におきましても、札幌市の新港管理組合への加入につ

いて議論がなされた経緯もあります。先ほど申し上げましたが、今後、母体負担金の増加が考えられますが、市長は札幌市の石狩湾新港管理組合への加入についてどのように考えておられるか、お答えをください。

次に、事務事業の民間委託についてお尋ねいたします。

昨年 4 月 1 日、地方分権一括法が施行され、ほぼ 1 年が経過しようとしています。地方分権は実質、実施段階に入り、これからの地方行政は自治体の自己責任による自主的・自立的な運営が要求され、このことによって市民の行政需要も多様化し、かつ増大することが予想されておりますが、本市では依然として厳しい財政状況が続いており、市立病院の新築・統合や広域連合によるごみ処理施設の建設など今後の行政需要を考えますと、財政状況を改善するための手だてを早急に講じなければなりません。新たに生ずる行政需要にこたえられないことになるだけでなく、現在実施されている事務事業にも影響を及ぼすことになるのではないかと心配されるのであります。そこで、市民サービスの低下をさせることなく、さらには経費の削減を図るという観点からも、事務事業の民間委託をこれまで以上に拡大し、推進していく必要があると考えます。

昨年 12 月 1 日に閣議決定されました国の行政改革大綱においても、「公務員でなければ取り扱えない事務以外は外部委託等を活用する」として、事務の外部委託化をより一層拡大し、行政組織の簡素化を図るという考え方が示されております。本市におきましても、これまで民間委託が進められてまいりましたが、まだ十分とは言えない状況であります。

民間委託が適当と考えられながら、いまだに市の直営とされているのには、それなりの事情があると思いますが、市民はより少ない負担でより多くのサービスを提供されることを望んでいるのであります。さらには、市が事務事業の委託をすることにより、民間企業の経済活動の活性化にもつながるものと考えられます。このような市民の行政需要にこたえるためにも、また、本市の財政状況を改善するためにも、時間をかけて委託化を進めていくのではなく、国と同じく、「公務員でなければ取り扱えない事務以外は外部委託等を活用する」という基準のもとに、民間に委託する事務事業の対象範囲をより一層拡大し、かつ早期に委託化を実現していく必要があると考えるものであります。民間委託等の対象事務の拡大と委託化の早期実現に向けた取り組みについて、市長のお考えをお聞かせください。

あわせて、今後どのような事務事業を民間に切りかえていこうとしているのか。具体的に、可能な限り各所管ごとにお答えください。

次に、学校教育問題についてお尋ねいたします。

教育は国家百年の大計であると言われておりますが、21 世紀を迎えた今、新しい世紀の教育のあり方が問われております。文部科学省では、「教育改革国民会議」の提言をもとに、21 世紀教育新生プランでは学校・家庭・地域の新生から学校がよくなる、教育が変わる等を明らかにしております。このプランでは、現在の子供たちは、都市化の進展、家庭や地域社会の教育力の著しい低下などを背景として、凶悪な青少年犯罪の続発など深刻な問題に直面していること。さらに、個人の尊重を強調する余り、公を軽視する傾向が広がり、青少年が人とのつながりを持てず、「孤の世界」に引きこもる傾向があらわれていると現状をとらえております。

このような子供たちの実態を踏まえ、21 世紀教育新生プランでは、子供たちの個性や能力に応じた教育を重視すること。また、科学技術の急速な発展や経済社会のグローバル化、情報化などの社会の変化に対応できる教育システムの構築について、具体的な施策とタイムスケジュールを明らかにしており、その早期実現を強く期待するものであります。

さて、本市の教育におきましては、これらの全国的な流れを踏まえ、21 世紀を生きる子供たちの教育が一層

豊かで充実したものとなることを願い、質問する次第であります。

次に、国旗・国歌の問題についてお尋ねいたします。

このことについては、本市の学校教育として早急に改善されなければならない課題であります。

本市においては、入学式や卒業式の国旗掲揚率が極めて低い上に、国歌については1校の実施もないという実態が続いており、教育長ご自身、昨年の議会において、「正常とは言えない」と答弁があったところであります。

国旗・国歌の指導については、学習指導要領に「指導するものとする」とされており、公教育として行わなければならない指導内容となっていることは、これまで何度となく申し上げてきたところであります。実施されない理由、実施されない原因は教職員が実施に反対していることにあるようではありますが、教職員の個人の考えにより学校教育の内容が左右されるようなことがあってはならないことは言うまでもありません。個人の思想や良心の自由が個人の内にある場合は、憲法において保障されておるとおりであります。しかし、教育公務員として職務を行うときには、全体の奉仕者として職務に携わらなければならない、その場合には当然の帰結として行政法律主義の立場に立ち、法律に従って職務の遂行に当たらなければなりません。個人の好みや信条によって公務が左右されることがあってはならないことであります。

学習指導要領は子供たちが学ぶべき基準として尊重しなければならないものでありますことは、既に複数の最高裁判例でも確定をしております。私は、21世紀を担う子供たちが日本人としての自覚と誇りを持ち、国際社会に生き、活躍する上で、自国や他国の国旗や国歌に対し、正しい認識を持ち、それらを尊重する態度を育てることは極めて重要なことであると考えます。

ご承知のとおり、札幌市の教育長は、「札幌市の学校教育を正常化するためには、国旗・国歌は避けて通れない」と主張しております。ある幹部は、「国旗・国歌の問題は、正常な学校運営ができているかどうかのバロメーターであり、一つのシンボルである考えるべきだ」とまで指導しているとお聞きをいたしておりますが、そこで教育長はこのお考え、この認識をどのようにとらえておられるのか、お示してください。

小樽市の子供たちも義務教育において国旗や国歌について適切な指導がなされるよう、教育委員会としてどのような指導をなされているのか、お答えください。

卒業式の始めから終わりまで式場に国旗を掲揚することが望ましいと指導しているのか。それとも、ただ一般的に掲揚するようにと繰り返しているだけなのか。国歌斉唱についてはいかがですか。お答えをいただきたい。

聞くところによると、2月の定例校長会では、例年に反して小中学校とも、教育長からも指導室からも国旗・国歌についての指導がなかったことに違和感を感じたという校長先生がいらっしゃいます。もしもこれが事実なら、儀式を目前にして、私でさえ疑問に思う次第であります。いかがですか。見解をお聞かせください。

1月30日早朝、異様な光景を目にいたしました。教育委員会前で学校の先生と思われる50名を超える人々が鉢巻きをして何らかの集団行動をとっており、それを多くの市民が目撃をしております。「小樽の教育界は、まだ昔と同じような対立を繰り返しているのか」、「現在、小樽の学校教育が抱える、いじめ、不登校をはじめ、多くの中学校で心配されている校内暴力、それに伴う授業の不成立、公教育の適正化等々、深刻な問題が山積しているのに、教育委員会や教職員団体は何をやっているのか」、「そんな暇があるのか」、「心が痛む」という厳しい声が寄せられておるのであります。教育長はこうした市民の声にどのように説明されるのか、お答えください。

先般、教育委員会は、国の学校教育法施行規則の一部改正に伴い、小樽市立学校管理規則の一部を改正し、学校における校長の指導性を明確にしました。この努力に対しまして高く評価したいと思います。この規則の一部改正が今後の小樽の学校教育にどのような変化を生み出していくのか。規則改正が学校教育の改善に直結していくよう期待をいたしておる次第であります。そこで教育長、この規則改正を踏まえて今後、小樽の学校教育の体質改善のため校長先生にどのような指導をしていくのか、具体的にお示しください。

また、文部科学省が道内全小中高を対象に、教育課程での国旗・国歌の指導状況について市教委に調査依頼があったと聞くと、どのような内容で、市教委としてどのような対応を図ってきたのか、お答えください。

次に、地域通貨エコマネーの導入について伺います。

小樽市の将来迎える高齢化社会を考え、相互扶助の気持ちを大切に、やさしい地域を実現するために、地域通貨エコマネーの導入が既に民間有志で検討され、近々シンポジウムも開催されることはご存じのとおりだと思います。

地域通貨とは、国が発行する日本円や米ドル、ユーロなどの法定通貨とは違って、特定の地域やグループの中で循環させる総体をあらわすもので、現在、世界の約2,000の国、国内では約30地域に導入されていると伺っております。

高齢化率の高い小樽にとって、例えばお年寄りの夫婦が家の前の除雪を頼んだとき、その作業をしてくださった方へ、そのお礼として地域通貨を渡します。それをもらった方は、別の方にサービスを提供していただけるものです。つきましては、市民の地域通貨の導入の可能性について伺います。

次に、人口対策について伺います。

小樽市の人口は、昭和39年に20万7,093人をピークに減少し続け、平成12年12月現在までに15万1,715人と、実に昭和39年から平成12年まで5万5,378人の減少であります。また、平成12年の1年間の人口減少は1,569人。平成2年の1,826人の減少以来、最大の減少数となっております。

その内訳は、出生数から死亡数を差し引いた自然動態では549人の減であり、ここ数年は横ばいとなっている一方、転入者を差し引いた社会動態では1,020人の減少であります。平成10年の446人減、平成11年の565人の減少に比較してほぼ倍増しており、これが平成12年度の減少の大きな要因となっております。

さらに、社会動態の減少の中で20歳代が約75%を占めるということですが、市内の雇用場が少ないなど、いろいろな要因はあると思いますが、市長はこのことについてどのようなお考えであるか、伺いをいたします。

また、これまで企業誘致、札幌間の交通機関の増便要請、若年者定住促進事業として共同住宅建設資金の貸し付け、子育て支援事業としてゼロ歳児保育の拡充、保育料の軽減など、人口問題に種々の対策を行ってまいりましたが、先ほどの人口減少の状況から見ても、その効果のほどは出ているのかと思わざるを得ません。言いかえるならば、まだ政策が不十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

私は、人口減対策は単発的な問題ではなく、これからも継続的に調査検討し、強力な対策を講じていかなければならない問題と思っております。また、人口減対策を積極的に進めていくには、さまざまな角度から検討が必要であり、行政のみではなく、民間の意識や意見要望に耳を傾けることが大切なことであると考えております。民間の現状と悩み、課題や要望を把握しながら、官民一体となった人口減対策への取り組みや組織づくりを進めることがぜひ必要と考えておりますので、市長のお考えをお示しください。

次に、市町村合併について。

今、国が行政改革の一環で強力に推進をいたしております市町村合併について、真剣に検討すべきものと思いますが、いかがでしょうか。なかなか大変な大きな問題ですが、避けて通ることではなく、住民の多様な行政需要にこたえる意味で、ぜひ21世紀のスタートに当たり、市長が先頭になり、関係機関並びに住民の理解を得べく論議を高めていくことが必要と思いますが、ご意見はいかがでしょうか。

次に、職員数の削減とフレックスタイムの導入についてお尋ねいたします。

新行政改革の中でも職員数の削減が取り上げられておりますが、平成12年4月1日現在の人口 1,000人に対する職員数を一般会計ベースで全道他都市と比較してみますと、小樽市は 9.2人、札幌市は 7.0人、帯広市は 8.4人、旭川市は 7.3人、北見市は 7.4人となっております。このような状況から、小樽市の職員数は全道他都市と比較しても多いのではないかと考えます。職員数はもっと削減すべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、職員のフレキシブルな活用が必要であると考えております。市民ニーズやライフスタイルも多様化し、少子高齢化、情報化など社会経済情勢も急激なスピードで変化しており、その変化に的確に対応していくためには極めて重要なことであると思います。そのためにも、限られた職員、限られた予算を有効活用し、多様化する住民サービスに対応するためには、出勤時刻を変更することのできるフレックスタイム制を導入することにより、定時だけでは対応し切れない住民サービスを行うとともに、時間外勤務手当の縮減にもつながるという一石二鳥の政策であります。事務を見直し、柔軟な職員対応とスピード化を図るためにも、ぜひこの制度を導入すべきと思いますが、いかがですか。お答えください。

次に、その他の項で教育長にお尋ねいたします。

3月6日付の新聞報道によると、5日、望洋台中学校で担当の教師が保護者あてに日の丸・君が代を考える集会の案内チラシを校内で全校生徒に配ったとされているが、市教委はこの事実を承知しているのか。また、校長先生はこの事実を知らなかったのか。校内でどのような状況で配布をされたのか、詳細に説明を願いたい。

配布に当たった先生は、組合のどういう立場の先生か。何人で配布をしたのか。このチラシは北教組小樽市支部と学校分会主催となっておりますが、組合作成の文書を生徒に配ったということは、いかなる事情があれ、絶対に許される行為ではありません。お伺いいたします。この行為はどのような法的に抵触するのか、教育長のご見解をお聞きいたします。

今後どのように対処するつもりか。また、市内44校でも同様なことが行われる心配はないのか。また、強力な指導をする必要があると思いますが、いかがですか。また、どのような処分をするのかもあわせてお伺いをいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 次木議員のご質問にお答えいたします。

最初に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽港が目指すべき方向性についてであります。近年、我が国の港湾を取り巻く経済社会環境は転換期を迎えており、港湾の管理や整備のあり方について、全国的・広域的観点から、さらには地方が主体とな

って進める港づくりなど、21世紀に向けた港湾行政の方針が示されております。

小樽港におきましても、この方針に即して中枢・中核と適切な役割分担及び機能分担を踏まえつつ、環日本海経済圏の国際・国内海上交通ネットワークの拠点として産業経済活動など地域の活力を支えるため、フェリーや穀物基地機能を核とした道央圏の日本海側の物流拠点港としての役割を担ってまいりたいと考えております。

次に、新日本海フェリーの減便に伴う影響についてであります。フェリー貨物につきましては、平成11年7月から新潟便が減便されており、これによる影響が懸念されておりましたが、道内外の荷主や企業への積極的なポートセールスを行ってきたこともあり、平成10年と12年のフェリー全体の貨物量で比較いたしますと、約92万トン、約4%の減少にとどまっており、予想よりも影響が少なかったものと考えております。今後も引き続きポートセールスの強化を図り、一般貨物も含め貨物量の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の整備状況についてであります。第9次港湾整備7カ年計画における主な事業としては、中央地区再開発による港町埠頭の整備、勝納埠頭の液化化対策、運河公園や築港臨海公園の整備などを実施してまいりました。また、継続中の事業といたしましては、小樽港縦貫線の整備や手宮・北浜岸壁の改良などがあり、今後も早期完成に向け事業を進めてまいりたいと考えております。

また、第10次港湾整備7カ年計画についてであります。小樽港縦貫線の整備など9次7カ年計画からの継続事業や、港湾計画に基づくマリナ2期計画や北防波堤の改良などの新たな事業についても、今後、港湾関係団体などの意見を伺い、国など関係機関とも協議しながら、具体的な計画案を作成してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港へのこれまでの財政負担などについてであります。管理組合が設立されました昭和53年度から平成11年度までの本市の管理組合負担金総額は約60億円であり、一方で、新港地域からの固定資産税等の市税収入は11年度まででおよそ30億円となっております。これらに伴い、地方交付税に約8億円の算入がありますので、総体的に見ますと、11年度までの累計では約22億円ほどの財政負担があることとなります。平成7年度以降の比較では、市税収入が母体負担金と同程度もしくは上回る傾向にあります。また、小樽地域の立地企業による雇用の場の創出や工業振興などの地域経済活性化にも貢献してきておりますので、引き続き物流動向や社会経済情勢等の長期的展望を視野に入れ、緊急性・必要性を見きわめながら、さらに母体負担を考慮して進めていくべきものと考えております。

次に、石狩湾新港管理組合への札幌市の加入問題についてであります。これまでも管理組合への札幌市の加入につきましては関係者で検討したことがありますが、多くの課題を抱えていることから、合意を得るには至らなかったという経緯は承知しております。今後、関係者からの申し入れがあった場合、これまでの経済界や議会等での検討されてきている経緯を踏まえながら総合的に検討し、慎重に判断しなければならない課題と考えております。

次に、民間委託の対象事業の拡大と委託の早期実現に向けた取り組みについてであります。これまでも庁舎等の清掃、警備や各種使用料・手数料等の徴収事務などの業務委託や、児童館、デイ・サービスセンター等の管理委託などを進めてまいりましたが、経費の削減という観点からはもとより、行政サービスの向上や行政効果を高めるという観点からも、今後も民間委託をより一層進めていく必要があると考えております。

ただ、公共施設の管理委託につきましては、受託者が公共的団体等に限られるなどの法律的な制約があり、なかなか適当な受託団体がないという問題もあります。しかし、管理委託が難しいものについては業務委託を

進めるなど、さらに工夫をしながら、組織のスリム化と行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後どのような事務事業を民間委託に切りかえていこうとしているのかという問題であります。新年度から市民部で担当しております物価調査のほか、福祉部で新たに始めるリフトつきバスの運行業務の委託を考えております。さらに、平成13年度に港湾部の引き船業務の民間委託について検討を進めるほか、公共施設の管理委託の可能性などについても引き続き検討していく考えであります。また、業務委託ではありませんが、委託と同じ考え方から、公用車を削減して、タクシー利用に切りかえることも考えております。

次に、地域通貨、いわゆるエコマネーの導入についてであります。エコマネーは経済以外の価値を多様性を持たせてはかる尺度とされ、コミュニティ、福祉、文化など、人間の多様性をそのままの形で媒介する温かいお金であり、ボランティア活動など地域の助け合いを後押しする地域限定の通貨として考え出されました。

現在、国内の約30の地域において、福祉や介護、商店街の再生など、さまざまな形でエコマネーの導入がされていると伺っており、道内では栗山町、黒松内町で、福祉サービスなどを通じた地域コミュニティの再生に向け実験的に取り組まれていると聞いております。

エコマネーは普通の通貨と異なり、地域の住民自身が発行し、運営するものであり、地域の結びつきが希薄化している今日、エコマネーの導入は地域の人と人とのつながりを取り戻す有効な手法の一つと考えており、エコマネーの導入について検討している市民グループもありますので、市としてもその活動に対し、支援できるところがあれば対応してまいりたいと考えております。

次に、人口減についてであります。平成12年中の人口減少の大きな要因であります社会動態の減については、長引く景気の低迷により、企業倒産や廃業、リストラによる雇用枠の縮減が大きな要因となっているものと考えております。

また、20歳代の若年層の流出が増加していることについては、その多くが札幌市内へ転出している実態にあることから、本市の雇用状況の悪化とともに、若者の多様なライフスタイルに適合した環境にある札幌市への集中が進んでいるものと思います。

いずれにいたしましても、若年層の減少が続きますと、将来的には街の活力にも大きく影響を及ぼすことにもなり、人口減対策は大きな課題と受け止めております。

次に、人口対策についてであります。これまで企業誘致や札幌間のアクセスの改善、若年層の雇用や定住の促進、子育て支援など各種の人口対策事業を行ってまいりましたが、平成13年度においては、育児相談や育児サークルの支援などを行う「子育て支援センター」の開設、延長保育の実施などに加え、ベンチャー企業の育成・支援を目的とした「(仮称)小樽まち育て情報センター」を開設するなど、人口対策につながる事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、人口問題庁内検討委員会の提言について、現在、関係部局間で調整を行っている段階にあり、今後の事業の推進に生かしてまいりたいと考えております。

また、ご指摘のとおり、人口問題は一過性ではなく、継続的に取り組んでいかなければならない問題であり、民間については、働く場や仕事の確保、労働条件の改善など、人口定着に関しての協力要請や話し合いなど、連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、市町村合併についてであります。近年、市町村は地方分権や少子・高齢化の進行など、さまざまな社会経済情勢の大きな変動の中にあります。市町村合併は、これらの変化を見据え、将来のまちづくりを展望

した、新たな時代に的確に対応できる行政システムの確立に向けた一つの選択肢であるものと考えております。

昨年 8 月に北海道市町村合併推進要綱が策定されましたが、道内の場合、各自治体間の距離が遠く、また、地形的特性や歴史性などから、現在のところ合併に向けての積極的な動きは出ていない状況にあると聞いております。

また、要綱の中で本市は赤井川村との合併パターンが示されたところでありますが、本市においても同様の傾向にあることなどから、具体的な検討に入っていないのが現状であります。

市町村合併については、市民の意向はもとより、合併先の住民の意向もあることから、今後の推移を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、職員数の削減についてであります。本市では新行政改革の実施計画で、平成 9 年度から平成 12 年度までの 4 年間で全体の 5 % である 120 名の削減を目標としておりましたが、この目標を上回る 130 名の削減をし、さらに平成 13 年度からの新たな実施計画の中でも 3 カ年で 60 名以上の削減を目標とするなど、積極的に取り組んでいるところであります。

しかしながら、本市には保健所や港湾、さらに地形的な特徴から消防署や学校数が多いことなど他市にはない特殊性もあり、職員数は若干多く推移しておりますが、今後とも事務事業の見直しを行うなど行政改革を積極的に進め、職員数の削減に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、フレックスタイム制の導入についてであります。ご指摘のとおり、市民ニーズの多様化や情報化など社会経済情勢の急激な変化により、定時の勤務時間内だけでは市民サービスに対応し切れない事例が多くなってきているのは事実であります。職員の勤務時間を変更するとなりますと、人事管理上の問題やフレックスタイム制に適する業務の選択など検討しなければならない事項もありますが、市民サービスの向上や職員の健康管理、また、時間外勤務手当の縮減という効果も考えられますので、今後、先進都市の事例も参考にしながら研究してみたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 次木議員のご質問にお答えします。

まず、札幌市教育委員会の「国旗・国歌問題は学校運営正常化のバロメーターである」という発言についてですが、この発言は「職務命令」を出すという厳しい状況の中での発言であると理解しております。私としては、国旗・国歌問題は教育課程における編成、実施、評価にかかわる重要な観点と考えており、各学校において学校行事においても適切に実施することが大切であることから、今後とも実施率の向上を図るべく各学校を指導してまいります。

次に、国旗・国歌の指導についてですが、定例校長会議などを通じて学習指導要領に基づき国旗掲揚・国歌斉唱についての適切な指導を行うことは、本市の各学校における重要な課題であると考えており、そのことについて日ごろから学校内において徹底するよう指導を重ねております。

次に、2 月定例会での国旗・国歌についての指導についてですが、教育委員会としては、これまでも各月の定例会で指導を深めてまいりましたが、2 月定例会開催時には研修事業が重なりましたので、時期をずらして臨時校長会を開催し、改めて国旗・国歌について適切に実施されるよう指導したものであります。

次に、教職員団体との関係ですが、現状は教育課程研究協議会や国旗・国歌問題など解決に向けて難しい課

題があり、道教委、地教委を問わず話し合いを続けておりますが、不登校、いじめなど深刻な教育課題への対応については、カウンセラーの配置や教職員の指導力向上、父母との相談活動などを進めており、この努力を一層深めてまいりたいと考えております。

次に、学校管理規則の改正についてですが、この改正はご指摘のとおり、職員会議にかかわって校長の指導性を明確にしたものであります。各校長に明確なリーダーシップの発揮や、教職員、父母、地域との連携の強化、信頼関係の配慮など一層の努力を求めています。今後、各学校においては、校長の主体的判断により教育目標達成に一層努力すべきものと考えており、教育委員会としては校長会とも協力し、学校経営の改善・充実に努力をしてまいります。

次に、文部省調査についてですが、この調査は、文部省から「北海道の教育に関する実態や事実関係を把握したいので」ということで、北海道内の全公立学校を対象に、平成12年4月から12月までの教職員の勤務実態、教育課程編成の方法及び小学校における国歌の指導などについて調査を実施するよう道教委に依頼がありました。この依頼に基づいて、道教委から市教委に対し、1月中旬に調査依頼がありましたので、市教委では1月下旬に各学校長に調査文書を配布し、2月下旬に取りまとめて道教委に提出したところであります。

最後に、3月6日の新聞報道についてですが、3月5日の夕刻、望洋台中学校の保護者から、「子供が教育を考える望洋台地区集会の案内文書を持参して帰ってきたが、内容は組合の集会案内文書であり、学校の教育活動の一環であるかのように子供の手を通して配布することは問題である」との抗議を受け、教育委員会として事態の発生を知りました。教育委員会としては、公教育における教職員の行動として適切でないと判断したことから、その後、直ちに校長と連絡をとり、文書の回収等について指示するなど対応を図ったところであります。

この学校の配布については、ホームルーム終了後、全学級で配布したと報告を受けております。校長は、文書を配布することは承知していたが、内容については承知していなかったと報告しておりますが、学校が配布する文書については校長の管理が適切でなく、強く指導いたしたところであります。

今後の対処については、市教委として道教委に報告し、対処すべき問題について協議するとともに、教育委員会の開催をお願いしたいと考えております。

現在、他の学校についても調査中ですが、昨日深夜になって、「校長の知らないまま、クラスで教師から組合主催の集会の案内文書を配った学校もある」との報告も寄せられたことから、改めて全学校について調査を行い、実態の把握に努めたいと考えております。

今後については、実態把握に努め、調査結果を改めて道教委に報告し、協議するとともに、教育委員会を開催し、教職員に対する指導措置など検討することになると考えております。

以上であります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 15番、次木督雄議員。

○15番(次木督雄議員) 今、私の校長先生がこの事実を知らなかったのかということの問いに対して、内容についてはわからなかったと。このやる行為は知っていたと、こういうことでございますね。としますと、今、学校教育法第28条第3項の中で、「校長は、職務をつかさどり、所属職員を指導するもの」というようなこと等の字句でございますが、一般的に言いまして、やることは知っていたけれども、内容についてはわからないというのは、一般的によく理解ができないのではないかなというような気がし、また、そういうことであれ

ば、校長の職務行為というものも何か見失っているのかなという感じをするのでございますけれども、この校長の件についてもう一度ご答弁をいただきたいのですが。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

ただいまもお答えいたしました、校長は文書を配布することは承知していたが、内容については承知していなかったと報告しておりますが、学校が配布する文書については、校長の管理が適切でないということを強く指導いたしております。

また、昨日深夜になって、校長の知らないままにクラスで教師が組合案内文書を配ったということもありますので、その校長に対する指導、これからもさらに調査をいたしまして、調査がまとまった時点で、市内の校長に対する指導措置などについて教育委員会にお諮りしたい、そう考えております。

適切でないところがあったと私は考えております。

○議長（松田日出男） 次木議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 21番、佐々木勝利議員。

（21番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○21番（佐々木勝利議員） いよいよ第1回定例会本会議での最終質問者となりました。ともに頑張りましょう。

地方議会は民主主義の学校であると言われています。議会は議論の場でもあります。そのことを大事にして、私は小樽発全国発信の今、注目を集めている問題について、総括的になりますが一般質問いたします。よろしく願いいたします。

まず初めに、米艦入港拒否問題についてです。

2月14日、在日米海軍は、ハワイ沖の米原潜と水産高校実習船の衝突事故を受けて、2月20日から2月23日まで計画していた米イージス艦「ジョン・S・マッケイン」の小樽港への寄港延期を正式に発表しました。これに対し、市長も14日、「米海軍が寄港を自粛するよう要請していた」とするコメントを発表。市としても、市民感情に最大限配慮してきたことを明らかにいたしました。当初、市は「13日に予定されていた会見を延長し、直前まで自粛を促していくとの判断をした」とのことです。

また、今回の米艦寄港に関して、小樽市は初めて、たび重なる寄港への市民感情への配慮という直接的な理由を挙げて米側に寄港の再考を求めたということについては、米原潜による衝突事故に対する怒りと複雑な思いで受け止めた者の一人として、一歩前進と受け止め、評価したいと思います。改めてこの間の一連の対応についてお聞かせください。

この機会に、米軍、そして、政府に本気で考えてもらいたい。地元がなぜ軍艦を歓迎しないのか。その理由は大きく三つあると思います。一つは、核兵器搭載の疑念があること。二つ目には、港湾経済への影響が大きいこと。三つ目に、軍港化の不安が深まっているということであります。

その中で、特に第3点の点でいえば、入港の恒常化で米軍に生じる「なれ」の心配です。なれの怖さは沖縄の実情で明らかになっているように、性犯罪や放火など凶悪事件の多発です。

小樽に 2 度入った空母のケースを考えると、昨年 10 月の「キティホーク」入港の際、米軍は高飛車な姿勢になっているということ。一般公開については、市は混乱防止のため自粛を求めたのに、米軍は無視して強行したということです。また、随伴艦の同行についても直前まで通告がなく、市が入港拒否をすると、港外に停泊。地元では、その都度振り回される結果となったということです。2 度目でこうだとすれば、このごり押しはどこまでエスカレートしていくのかと危惧します。市民感情が高まれば、米軍が掲げる「友好親善」どころではなくなると思います。

最近の米艦の入港要請は、道内で 4 港ありました。室蘭は中止、苫小牧は水深不足で断念、20 日からの小樽も原潜事故で延期し、入港したのは函館だけとなりました。苫小牧は「岸壁にあきがない」と物理的な理由で、小樽は「空母入港の日からまだ日が浅い」と市民感情からの拒否の動向を伝えたということです。このことから、米軍はもっと地元で敏感であるべきと考えます。条約と市民との板挟みになりながら、ノーというメッセージをなぜ深刻に受け止めないのか。

振り返ってみると、米軍は 3 年前の空母「インディペンデンス」の小樽寄港時に集まった 36 万人の見物客を「大歓迎」と自賛する、いわゆる身勝手な解釈をしたのではないのでしょうか。確かに一部に歓迎ムードがあり、経済効果への強い期待もありました。しかし、喜んだのは見物客輸送の交通機関であり、地元の飲食店には変化がなかったという評価。4 カ月前の「キティホーク」においては、小樽商工会議所は「経済効果は薄い」と言い切りました。

周辺事態法などもかかわって、港湾を持つ自治体は原則として米艦入港を拒否しづらくなったと感じているようですが、港湾法でしっかりと管理権を持っています。武装艦が小樽の商業港にいるこの異様な光景はもうやめてほしいと願っているのは私一人ではなく、多くの市民はそう願っていると思います。そのために、市民と一緒に知恵を出し合って攻めていきませんか。市長の認識と今後の対応についてお聞かせください。

次に、外国人入浴拒否問題についてです。

これも全国ニュース。外国人や外国出身者であることを理由に入浴を拒否された。このことは人種差別撤廃条約や憲法に違反するとして、小樽市内の入浴施設を経営する会社と小樽市長を相手取り、600 万円の損害賠償を求める訴訟を札幌地裁に起こしたということです。私もよく利用しているだけに、事の成り行きについては見守っていました。

問題となった施設は、入り口に「外国人の入浴はご遠慮ください」との張り紙があり、原告 3 人はいずれも入浴を拒否された。原告の 1 人はその後、日本国籍を得たが、それでも「日本人の客は外見で判断して嫌がる」と拒否されたという。また、原告側は、「国際都市を標榜しながら、こうした人種差別行為に対して適切な措置をとらなかった」として、小樽市も被告に加えたということです。

ここで、この人種差別撤廃条約違反が問われた例としては、外国人という理由で静岡県浜松市内の宝石店を出されたブラジル人女性がその店を訴えた裁判があり、来店拒否は差別が営業の自由かが争点となったが、静岡県浜松支部は 1999 年秋、原告側の主張をほぼ全面的に認め、店側に慰謝料などの支払いを命じたとなっています。人種差別撤廃条約の国内法としての効力を明確にした判決とされています。入浴拒否をめぐる論議も、結局法廷に解決の場を求めることになるのか。

かつては、小樽市内の入浴施設で酒を飲んで騒いだり、石けんの泡をつけたまま入るロシア人も少なくなかったという事例も明らかになっています。それでも、習慣の違いによるマナーの問題は、相互に理解さえ深めていけば解決の道は開けるものと考えますが、かたくなに拒否し続けてきたこの問題の根深さを考えると、そ

う簡単には解決しないと思いますが、今、施設の方も条件つきながら開放に向かっているようにも見えます。この問題を整理する上で、現状についてお聞かせください。

市の対応については、これまでも一定の努力がなされているようですが、昨年夏に設置を予定した「(仮称)人権問題懇話会」が設けられていないなど小樽市が適切な措置をしなかったために、入浴施設の利用を拒否され精神的な苦痛を受けたとして、入浴施設と連帯して 600 万円の慰謝料の支払いを求めると、こういう内容であります。今後、簡単な問題ではなく、時間がかかるとと思いますが、市民レベルの多様な取り組みが必要だと思います。市長の受け止めと今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、卒業式、入学式の日の丸・君が代の強制問題についてです。

今、まさに卒業式シーズンを迎えています。国旗・国歌法の施行から 2 度目の卒業式シーズンが近づく中、3 月 1 日は道内公立高校の大半が卒業式でありました。その中で、日の丸・君が代の「完全実施」に向けた学校現場への締めつけが道内で一段と強まっている実態というものが明らかになりました。掲揚や斉唱を実施しなかった 57 校の公立高校長に対し、道教委の「個別指導」はより強い力で実施の方向に導いていると報道されました。「日の丸掲揚・君が代斉唱」を進める管理職側と、それに反対する教職員との間で、今まで以上に埋めがたい姿勢の違いが明らかになっているのではないのでしょうか。法律の成立を機に、道教委を通じ、学習指導要領の遵守、指導の徹底を図る動きも強められていると言われます。

道内の卒業式はこの 3 月 10 日過ぎから、3 月 15 日は小樽市内の中学校の一斉卒業式です。日の丸・君が代をどう感じ、考えているか、卒業式を「踏み絵」のような場にしてはならないと思います。前から明らかになっているように、憲法は思想・信条などの内面の自由を保障し、法制定の論議の中でも「強制しない」ことが確認されています。卒業式を直前に控えた学校では、管理職と教職員との間で話し合いが続けられます。

小樽市の現時点での状況を聞きますと、「職務命令」による管理職の一方的な導入の発言こそ聞こえてきませんが、「強い指導を受けている」という状況にあると感じます。市教委のとってきたこれまでの具体的指導について明らかにしてください。

また、その中で、今年に入って突然、社会教育委員が卒業式に出向くとのことなのですが、どのような目的を持って出向くのか。受け取る側にとってみると、監視のため、そういう受け取られ方もなきにしもあらずです。そうであるとすれば、やめるべきと考えます。いかがですか、お答えください。

最も重要な点は、式で「日の丸」に礼をさせたり、「君が代」を起立して斉唱させることは「強制」にほかならず、内面の自由を侵すことになります。法制定論議で見られたように、「強制」と「指導」をめぐってのあいまいなままの部分が残されており、こういう状態での式典への導入というものは無理があると感じます。多少でも事態の紛糾が予測される場合は、日の丸・君が代をあえて導入しないことが知恵というものではないでしょうか。

今年の卒業式、国旗・国歌問題を学校に任せてきたツケが今、明らかになってきております。そんな状態を複雑な思いで式に臨む父母、保護者も多いと思います。教育に携わる者が日の丸・君が代にどんな振る舞いをするのか、児童・生徒が見ています。見詰めていることを忘れてはならないと思います。卒業式は何よりも児童・生徒への思い出に残る貴重な行事であること、これは言うまでもありません。主役は子供たちであります。そのことを見失ってはならないと思います。大切な卒業式が混乱するような事態は避けるべきと考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

次に、教科書採択問題。

2002年から小中学校で使われる教科書の採択をめぐって、学校や教師の意見を重視せず、市町村教育委員会のみずからの判断で決めるよう求める趣旨の陳情や請願が議会に出される、そういう全国的な状況が報道されておりますが、提出者の中で目立つのは、現行の歴史教科書を「自虐的」と批判している。「新しい歴史教科書をつくる会」の同会が主導する中学校の歴史・公民教科書が文部科学省に提出され、昨日時点で修正130カ所に及び訂正を受けて現在検定中と。申請の段階では、「韓国併合、東南アジアを安定させる政策として欧米列強から支持された」、「核兵器廃絶は絶対の正義か」などと独自の視点で書かれていて、批判を受けているものです。外交問題にまで発展している現状です。

市町村教委は教科書採択の際、教員や校長を調査員に選んで資料をつくってもらい、採択の参考にするのが一般的です。「つくる会」側は、今までの方法だと教育委員会の採択権が形骸化されていると批判しています。教育委員会の決定権を殊さら強調することで教育現場の声を切り捨てようとする、この動きは好ましくありません。教科書で授業するのは教員です。小樽市の実態をお知らせください。

現に、政府も教育現場の意向を重視する閣議決定をしています。規制緩和計画に関する1997年3月の決定がそれです。教科書採択について、より多くの教員の意向を調査研究に反映させる、将来は学校単位の採択を検討することなどが盛り込まれております。速やかな改善、推進を願っておりますが、この点についての教育長の見解をお聞かせください。

全国各地の教育委員会や教育長に昨年、「つくる会」の会長と理事長の共著、つくったものの本が届けられるという出来事が起きていたと伝えられていました。同会の事務局長は否定していますが、これらは同会が主導する歴史や公民の教科書が採択されやすい環境をつくるための運動であると疑われております。小樽市に対しての働きや動きについてお知らせください。

今は、現場の教師に加えて、親たちや地域の人たちにも参加するやり方を検討されているという意見もあります。ここに1つの事例で東京都中野区の事例は、今回の採択から新しい方式を取り入れる。小中学校ごとに教員の意見を求める、まとめる。教科書展示会場に意見を聞く場を設置して、住民の声を聞く。その上で、公募で選んだ区民を含めた選定調査委員会の議論を経て、区教委が決定するという試みです。

これからの国際社会に生きていく子供たちにとって、歴史の真実をしっかりと認識することが重要です。「戦争の世紀」であった20世紀から「人権の世紀」と言われる21世紀へ時代が転換しようとしている今、新たな時代を担っていく子供たちにとって、よりよい教科書の採択が望まれます。開かれた教科書採択業務への改善を願っています。教育長の見解をお伺いいたします。

最後に、教職員調査の問題点について、2月28日の道新社説から提起させていただきます。

「教職員調査、許されない思想チェック」という見出しで、道教委が進めている教職員に関する実態調査は思想調査そのものではないか。即時撤回すべきだとの指摘が載っていました。とりわけ国旗・国歌の指導内容を調べる項目は、「強制しない」とした国旗・国歌法の趣旨に反しているばかりか、憲法の保障する思想・信条や良心の自由に抵触することは明らかではないかと指摘されています。

調査は、教職員の实態調査、勤務実態や校長の管理運営、教育課程などの5分野32項目にも上っている。その中でも、いろいろな面でまだ意見が対立しているような問題もあると聞きます。校長や市町村教委の担当など記入することになっているが、先ほどの報告にもありましたが、今回の校長に渡した内容等については、文部省調査は依頼であり、そういう内容ではあるけれども、従来の通知同様、強制的に指示と、こういうふうに指摘されています。この調査の目的、市教委の受け止めと、どのような取り扱いをしたのか、お伺いします。

先ほどの質問ともダブりますが、受け止めについてお聞きいたします。

この方針の背景には、町村信孝文部科学相をはじめとする自民党・文教族の強行な路線が強くうかがわれると指摘されています。教育基本法改正への取り組みや義務教育に奉仕活動を織り込んだ「教育国民会議」などに反映されている方向で、国家や社会秩序維持を優先して行おうとする思想が根底にあると、これも指摘されており、その実現に向け、優秀教員を褒賞し、不適格教員を配転する法案が今検討されている。そういう中でありますが、この点について教育長の見解をお伺いいたします。

教師を管理する中で、子供たちも新しい国家観のもとに教育していこうとする発想と言わざるを得ません。実態調査の中には教職員組合の活動をも牽制するような思惑も感じられるという指摘もありますが、不当労働行為に抵触するようなことにならないか、お聞かせください。

道内の教職員の勤務条件について、道教委と北教組の間の四六協定があり、1971年締結。それをめぐって道議会ばかりか国会でも論議されておりますが、今、学校現場で大事なのは、労使間で問題点を出し合い交渉する中、このルールのはずです。一方的に破棄することは、なりません。この点について教育長はどう認識しているか、お伺いいたします。

「道教委の姿勢に疑問を抱かざるを得ない思想チェックになる上、組合牽制の思惑を秘めた調査を受け入れるだけでは、教職員にある不信感を強めさせるだけではないか」と解説しております。

終わりに、教育行政は、地域の実情に基づき自主的に判断してこそ、道民・市民から信頼も得られるようになると思います。これらの信頼の回復のためにも、教育長の果たすべき役割は大きいと思います。教育長の見解をお伺いして、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 佐々木勝利議員のご質問にお答えします。

最初に、米艦船「ジョン・S・マッケイン」の寄港要請に関する一連の対応についてであります。まず正式なバースの手配依頼につきましては、1月9日、文書により小樽海上保安部から届いております。この寄港要請に対しましては、昨年10月の「キティホーク」入港から4カ月しかたっていないことなどから、在札幌米国総領事館を通して米海軍に再考を申し入れたところであります。これに対する米国側の返答は、「小樽への寄港には変更はない、ぜひ訪問したい」というものでありまして、改めて協力を要請されたところであります。

これにより、米艦船の入港に際しては、本市が行う3つの判断事項の検討を開始し、核兵器搭載の有無につきましては、2月2日付で外務省及び総領事館に対し照会を行いました。これに対する回答は、総領事館からは2月6日、9日の両日、外務省からは2月8日、いずれも文書により届いております。

また、港湾機能への影響についての観点では、米艦寄港予定時期の商船の動向について港湾関係業界と幾度となく協議を重ね、その情報の把握に努めたところであります。

そのような中、2月10日、「えひめ丸」の事故が発生し、新たな状況を迎えたことから、再度この寄港要請を検討し直し、こうした状況下で「友好親善」を目的とした小樽港寄港はいかがかと判断いたしまして、改めて米国側に再考を求め、さらには、入港要請に対する態度表明をぎりぎりまで保留することいたしました。その結果、2月14日に総領事館から、「日本国民の感情に配慮し、小樽への寄港は延期する」との連絡が入り、海

上保安部からも同日付で寄港取りやめの通知があったものであります。

次に、米艦船の今後の対応についてであります。小樽港はあくまでも商業港として発展をしていくという観点を大切にしながら、これまで同様、米艦船の入港に当たりましては、入出港時等の安全性、港湾機能への影響、核兵器搭載の有無の 3 つの要件について検討し、慎重に判断をしまいたいと考えております。

次に、外国人入浴問題に関する施設の現状についてであります。外国人の入浴をお断りしていた施設は 3 カ所でありましたが、市との話し合いや協力依頼などにより、1 カ所は全面的に受け入れ、さらに 1 カ所につきましては、一定の条件のもとで受け入れを行っております。残りの 1 カ所につきましては、今年の 1 月中ごろまで全面的に拒否しておりましたが、継続して話し合いを行う中、施設側の検討の結果、日本に 1 年以上住んでいること、日本語が理解でき、入浴マナーを守ることなどの条件を付しておりますが、入浴を受け入れております。

次に、入浴問題に関する提訴についてであります。市はこれまで施設側との話し合いや国際交流関連団体との会議を重ねる中で種々の対応策を進めてまいりました。その結果、施設側の理解も得られ、条件づきではあります。外国人の受け入れを開始し、改善されてきておりました。こういう状況の中での提訴であります。顧問弁護士に依頼の上、裁判の状況を見守ってまいりたいと考えております。

また、今後の取り組みにつきましては、外国人に対し、日本の入浴マナーを理解してもらうため、引き続きイラスト入りのパンフレットを作成し、配布するとともに、市民啓発として、外国人に対するお互いの理解を深めるためのパンフレットなどを作成し、啓発してまいりたいと考えております。

なお、浴場においてトラブルが生じたときには、市が窓口となって 24 時間体制で対応することを継続しながら、改善に向け努力してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

まず、国旗・国歌問題についてですが、毎月の定例校長会及び臨時校長会において、学習指導要領に基づき教育課程に位置づけられている国旗・国歌についての指導を各教科で適切に行うこと。また、学校行事、卒業式、入学式における国旗の掲揚・国歌の斉唱について、教職員の理解を深め、適切に実施するよう指導しております。

次に、儀式における社会教育委員の出席についてですが、社会教育委員会議の中で学社連携の必要が課題になっている現在、学校をもっと開かれたものとする必要があること。このことと関連して、社会教育委員も学校教育をもっと知ることが大切であることなどが議論され、学校行事、卒業式、入学式の参加について申し出があり、教育委員会でもご論議いただき、各校長会にお話しして、このたび参加することとなったものであります。社会教育委員 13 人がすべて出席されるのではなく、委員の希望をお聞きしてとのことであり、今後も同様の対応をいたしたいと考えております。

次に、卒業式の実施についてですが、小学校 6 年間、中学校 3 年間の学校生活を締めくくり、新たな学校生活への希望や、これまでの思い出を想起する大切な行事と考えており、各学校における校長の適切な指導が素晴らしい卒業式に結びつくよう心から願っております。

次に、教科書採択における小樽市の実態についてですが、小樽市の教科用図書選定委員会規則第 1 条に、「小

樽市立学校において使用する教科用図書の採択に係る意見を聞くために、学校種別ごとに教科用図書選定委員会を設置する」とされておりますことから、校長、教頭、教員、父母と先生の会の会員を含む学識経験者及び教育委員会の事務局職員で組織する選定委員会により行う種目ごとの調査研究を踏まえ、教育委員会において市内の各小中学校の教科書を採択いたしており、今年度も同様の方法で採択を行いたいと考えております。

次に、教科書採択の将来的な方向についてですが、規制緩和の計画にかかわって教科書採択が挙げられていることは承知しておりますが、まだ計画は検討中と聞いておりますので、その推移を見守りたいと考えております。

また、いわゆる「つくる会」の著作物が市教委に送付されているとは承知しておりません。

次に、採択にもっと地域の人々をということについてですが、現在、検定制度、採択制度、採択委員の氏名公開など、教科書をめぐって多くの提案がなされていることは承知しておりますが、市教委としては現行の採択制度がある以上、その制度にのっとって実施されるのが適当であると考えております。

最後に、文部省調査についてであります。ご質問は2月末発行の報道紙の社説に基づいておりますので、そのことについて直接コメントする立場にありませんが、答え得る範囲でお答えしたいと思います。

まず、この調査は、「北海道の教育に関する実態や事実関係を把握したいので」ということで道教委に依頼があり、それを受けて市教委に依頼されたものであり、各学校について調査、報告したものであります。

次に、「不適格教員」の法案についてですが、どのような法案が予定されているか承知しておりませんが、現在、道教委において2カ年の予定で、学校になじめない先生への対応について検討していると聞いております。

また、「不当労働行為」についてですが、調査と教職員団体の関係については何ら説明を受けていないので、お答えできないことをご理解ください。

次に、道教委と北教組との間のいわゆる四六協定についてですが、市教委は直接当事者ではないので、今後の話し合いの行方を見守りたいと考えております。

最後に、国の調査は道内すべての公立小中高を対象に行っておりますが、今後どのような推移をたどるのか、注意をしまいたいと考えております。

以上であります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

○21番(佐々木勝利議員) 冒頭おわび申し上げます。

質問時間、持ち時間をオーバーいたしました。その分、再質問は予算特別委員会等でしますので、終わります。

○議長(松田日出男) 一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第42号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第32号、第34号、第35号、第37号、第38号、第40号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、

これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。

横 田 久 俊 議 員	松 本 光 世 議 員	中 村 岩 雄 議 員
斉 藤 裕 敬 議 員	見 楚 谷 登 志 議 員	次 木 督 雄 議 員
小 林 栄 治 議 員	武 井 義 恵 議 員	北 野 義 紀 議 員
高 階 孝 次 議 員	高 橋 克 幸 議 員	佐 野 治 男 議 員

以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第33号、第36号、第41号は総務常任委員会に、議案第39号は経常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、明3月8日から3月20日まで13日間休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時52分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 成 田 晃 司

議 員 新 谷 と し

平成13年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第5日目

平成13年3月21日

出席議員（35名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴		
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文		
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄		
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬		
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子		
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則		
13番	見	楚	谷	登	志	14番	新	野	紘	巳	
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子		
17番	小	林	栄	治	18番	八	田	昭	二		
20番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝	利	
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵		
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清		
26番	高	階	孝	次	27番	岡	本	一	美		
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄		
30番	松	田	日	出	男	31番	佐	々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一	良	
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男		
36番	佐	藤	利	幸							

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨			助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治		教	育	長	石	田	昌	敏			
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	藤	島	豊			
企	画	部	長	高	橋	康	彦	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭		
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	藤	田	喜	勝		
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	山	本		稔		
環	境	部	長	大	津	寅	彦	土	木	部	長	松	村	光	男		
建	築	都	市	部	長	山	下	勝	広	港	湾	部	長	兵	藤	公	雄

小樽病院 事務局 長	高木 成一
学校教育部長	奥村 誠
監査委員 事務局 長	内藤 洋
総務部秘書課長	長川 修三

消 防 長	多賀 俊春
社会教育部長	池田 克之
総務部総務課長	磯谷 揚一
財政部財政課長	貞原 正夫

議事参与事務局職員

事務局 長	厚谷 富夫
庶務係 長	片岡 義一
調査係 長	渡辺 章
書 記	丸田 健太郎
書 記	斉藤 繁幸
書 記	大門 義雄

事務局次長	須貝 則彦
議事係 長	佐藤 誠一
書 記	木谷 久美子
書 記	牧野 優子
書 記	中崎 岳史

開議 午後1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に前田清貴議員、秋山京子議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第41号及び第43号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題とし、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 17番、小林栄治議員。

（17番 小林栄治議員登壇）（拍手）

○17番（小林栄治議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、フィッシュミール協業組合の使用損失補てん金回収に向け、当時の理事長を初めとした連帯保証人に対し、訴えを提起すると言うが、地方自治法や同法施行令によれば、その前提条件として、納入の通知や督促が必要とされる。

これまでも私法上の債権として、条例に基づき、税外収入の手続きにのっとりた事務を行い、相手方とも粘り強く交渉を進めてきたと言うが、規則どおりの納入通知書や催告状の発送は皆無に等しいと言わざるを得ない。

また、債務者である協業組合への督促状と連帯保証人への督促状を同日付で送付しているなどの実態も明らかになったが、法的には債務者が支払いを履行しないときに初めて連帯保証人に請求できるとされ、これら督促状を同日付で発送すること自体、あり得ない。さらに、本来、市長名で送付すべきところ、当時の部長名で送付するなどしており、どう考えても要件を満たしているとは言えるものではないと思うがどうか。

また、平成2年当時、市は、未収金について話し合いたいとして関係者を呼び出しているが、将来の債権放棄の可能性を示唆し、安心させた上で、解除契約書や覚書に署名、捺印させたのではないか。また、平成9年まで担当者が債権回収に本格的に対応しなかったことは、このことを裏づけているあかしである。

さらに、納入通知書や督促状が市の例規上で定められた様式に基づかなかったことは、市は債権回収の意思などないと受け取られたとしても仕方がなかったのではないのか。これら一連の市の対応は、全く不誠実きまりなく、条例や規則どおりではないが、法の要件は満たしているなどという強弁は問題であり、この際、性急な訴えの提起は見送るべきである。十分に債務者と話し合いの上、今後、正式な手続での納入を働きかけていくのが得策ではないのか。

フィッシュミール協業組合の使用損失補てん金問題は、これまでさまざまな議論がなされてきた。結果的に、市の債権であり、その回収に当たっては法的手段を行使することはやむを得ないが、ここに至った経緯、経過から見れば、市の行政責任は極めて大きいと言わざるを得ない。債権回収については、今後、司法の手にゆだねられることになるが、行政の先送り体質が問題を長期化させたという責任は一体だれがとる考えなのか。

フィッシュミール使用損失補てん金の支払い請求に関する訴えの提起が議案として提出されたが、これまでの議会の議論経過等に照らしてみれば、非常に残念な結果である。今後、訴訟となれば、行政としての信頼を損なうことがないよう、円満な解決に向け、誠心誠意取り組んでほしいがどうか。

新年度予算は、対前年度比4.2%増と、市民要望にこたえた積極型予算となっている点は全体として評価で

きるが、一方、歳入面を見ると、減債基金を15億円以上取り崩すなどしており、いわば綱渡りのな予算編成ではないかとの危惧もある。また、21世紀プランの第2次実施計画と財政健全化計画との整合性はどのように図られるのか。

本市の人口減少は著しく、過去5年の自然動態の平均では、毎年1,300人ずつ減少している。このままのペースで行けば、来年の今ごろは15万人を割り込むことになるのではないかと。人口対策は一つの政策で解決できるものではなく、経済、福祉、教育などの全庁的な取り組みが必要であり、緊迫感を持って具体的対策を検討すべきと思うがどうか。

新年度から実施するIT基礎技能講習については、市は総受講者数を6,900人とし、そのうち、第1期は約2,000人を目標と定めている。1講座20人とすれば、100カ所で開講しなければならないことになるが、そうであれば、果たして会場や講師等を確保できる見込みはあるのかどうか。一方、市は、開講に向けて積極的な宣伝活動を展開する必要があると思うがどうか。地域による年齢層のばらつきや、特に勤労者は土・日や夜間を希望する者も多いことが予想されるため、それらに対する配慮も必要である。あくまでパソコンの基本操作習得のための講習会であり、1回で受講者が習得できる内容にしてもらいたいと思うがどうか。また、聴覚障害者にとっては大変に有効な講習と思われるが、今後、これらの方々が参加できるよう、講習のあり方を積極的に研究するとともに、一日も早く実現されるよう取り組んでいくべきではないのか。

道教委と北教組が締結しているいわゆる4・6協定については、市教委はあずかり知らないとの態度であるが、あくまで協定書の延長線上に日の丸・君が代問題もあることにかんがみれば、少なからず、市教委としてかかわる部分があると思うがどうか。

望洋台中学校において、教師が勤務時間中に生徒の手を介し日の丸・君が代の強制に反対するチラシを配布した行為については、明らかに職務専念義務に違反する。市教委としても、至急調査の上、厳正なる対応を行うとともに、今後このような事態が起きることのないよう取り組みを強化すべきと思うがどうか。

望洋台中学校でのチラシ配布の実態は、確かに適切ではないが、配布がなかった学校までを対象に過去3年にさかのぼり実態調査を行うことは、明らかに行き過ぎである。内容から見ても、校長の思想調査に及ぶ危険性が指摘され、これを契機に組合活動に圧力をかけるとの疑いも抱かざるを得ないと思うがどうか。また、子供たちにとって生涯一度の卒業式、入学式を目前に、この種の調査を行うことは、教育現場に新たな混乱を持ち込む火種となり、極めて問題と思うがどうか。

道教委の4・6協定見直しの抗議行動として、北教組が予定していた時限ストライキは中止になったと聞かすが、子供たちに校則や社会のルールを説く立場の教職員が、法律で禁止される争議行為を行おうとすること自体、極めて問題ではないか。また、1月30日予定の臨時校長会も、教職員のピケにより中止に追い込まれたという。このような組合活動に当たり、有給休暇を取得せずに参加する教職員もあるやに聞かすが、今後、市教委は校長会を通じて厳重に処置すべき事態と思うがどうか。

道徳の副読本については、学習指導要領に基づく教材であり、小中学校の道徳の時間に使用することとなっている。しかしながら、その実態は、子供に日常生活の常識を教えることに終始するため、使用頻度が極めて低いと言えるのではないかと。すぐれた教材であり、学校と家庭が一体となって道徳教育を推進するという観点から、各家庭に配付するなど、副読本を基調にした道徳教育を実践していく必要があると思うがどうか。

中学校に配置されるコンピュータについては、指名競争入札の方法により、リース・レンタル業者と契約するとのことであるが、市内にはこの種の大手業者はほとんどなく、市外業者しか入札に参加できない可能性が

高い。地元企業を優先し、また、緊急時の迅速なメンテナンスを可能にするためにも、販売業者との直接のリース契約を含め、地元業者が参加できるような方策を早急に検討すべきと思うがどうか。

現在、学校給食で使用されているＰＣ食器についての検査結果が出されたが、それによれば、国の安全基準値はクリアしているものの、あらゆる面で安全性が確保されたというわけではない。市は、児童・生徒の健康を守るためにも、今後、強化磁器への段階的な取りかえを行うなど、速やかな対応が求められると思うがどうか。

放課後児童クラブについては、定員を超える応募があるとのことだが、果たして希望者をすべて受け入れるだけの教室は確保できるのかどうか。庁内関係部局との連携を図るなどして、場所の確保に万全を期すとともに、今後は、定員をふやすべく、新たな事業の見直しを早急に行うべきと思うがどうか。

現在、多くの自治体が成人式の出席者のマナーに憂慮し、来年度以降の式のあり方を見直すとの報道があるが、本市も同様に、市長は、アンケートの回答の中で、主催を市から新成人を加えた実行委員会へ切りかえることを表明している。今後の市のかかわり方などを含め、早い時期に具体的な手法についての検討を進めるべきと思うがどうか。

市の厳しい財政事情を理由として、新博物館の建設に向けての取り組みは21世紀プランの第2次実施計画から除外されているが、今後、市立病院の統廃合など新たな財政需要が見込まれることからしても、ますます厳しい状況に置かれると思うがどうか。

また、現在、博物館の貴重な収蔵資料については、小中学校の空き教室等を利用し、市内6カ所に分散して保管されており、来年度には4カ所にまで集約されると聞く。この流れからして、第3次実施計画終了時には、1カ所に集約されるとの理解でよいのか。

交通記念館の集客対策の一環として、ゴールデンウィーク期間中に熱気球を打ち上げる予定と聞くが、そもそも一度に大勢が乗れないとか、特に天候に左右されるなどの問題点が予想される。乗船を心待ちに来館された方々の期待を決して裏切ることのないよう、事前に十分な対応策を検討しておくべきと思うがどうか。また、好評を博した場合には、日数を延長するなどといった考えはあるのか。

望洋台にサッカー場・ラグビー場の建設が予定されているが、現在利用されているからまつ公園のサッカー場・ラグビー場は今後どのような方針で整備していくのか。特に、サッカー場は水はけが悪いため、色内埠頭公園の有効活用も図るなどの検討も行い、今後とも社会体育施設の一層の整備・充実に努めてほしいがどうか。

サッカー場とラグビー場は、本質的に、競技の違いにより芝の長さや管理方法等が異なるものである。望洋台の競技場が完成した暁には、今後、関係団体の意向を確認の上、サッカーは望洋台、ラグビーはからまつ公園といったすみ分けを行っていくべきと思うがどうか。

平成16年度に完成が予定されている望洋台グラウンドについては、3面を同時に供用開始したいとのことだが、1面ずつ段階的な整備を行う中で、順次、開設していく考えはないか。

総合運動公園構想がなくなった今、サッカー場・ラグビー場の整備に合わせ、散策路等といった周辺住民の環境にも十分配慮した整備を検討すべきと思うがどうか。現在、総合体育館においては、第2・第4土曜日を児童・生徒に対する無料開放日としているが、道内他都市を見ると、小中学生の個人利用はすべて無料とする方向に移行しつつある。子供たちの健全な精神を養う上で、スポーツは極めて有効であり、体育館の果たすべき役割は非常に大きいと思う。子供たちが、日常、スポーツになれ親しむ観点から、完全無料化に向けて検討していくべきではないか。

本年3月3日から、スポーツ振興を目的に販売開始となったいわゆるサッカーくじについては、スポーツをギャンブルに歪曲するものであり、青少年に与える影響は計り知れない。購入時に身分証明書の提出を義務づけているが、果たしてその確認は適切に行われているのかどうか。市教委としても、関係部局と連携を図りながら、児童・生徒が絶対に購入することのないよう、家庭や学校への指導・啓発を強化すべきと思うがどうか。

出前講座については、市民に生涯学習の機会を提供し、市政に対する一層の理解を深めてもらうことを目的に実施されるというが、市民に情報を提供するだけでなく、市民の意見を収集する施策であることを、市広報紙や報道機関等を通じて周知徹底していくべきと思うがどうか。

2階建て以下の建物火災における消防の出動体制については、基本的に、はしご車は出動しないとのことだが、火災時には数分のおくれが最悪の事態になることも予想される。建物の階層だけで機械的に判断するのではなく、建物の形態、地理的条件等も十分に勘案し、柔軟な態勢で出動に臨むべきではないのか。また、特に市営住宅の火災に備え、事前調査を十分に行い、地理的条件等を熟知しておく必要があると思うがどうか。

産・学・官協力のもと、産業・経済の情報化を目的に、平成13年度に立ち上げられる予定の（仮称）小樽まち育て情報センターについては、ある程度収入が見込める事業を中心として据えなければ、資金面で脆弱となり、長続きしないことも予想される。時代のニーズにこたえたパソコンのIT講習会など、収益性や集客力に富む事業を積極的に推進していくべきと思うがどうか。また、建設予定地はNTT跡地であり、既にインフラ整備の必要もないことから、この際、小中学校のパソコンも含め、市全体の情報が集中管理できるような体制での整備も検討してはどうか。

湯鹿里荘の取り扱いについてだが、今後も、あくまで民間へ売却する方針に変わりはないと言う。市は、契約に当たり、従前の利用形態を考慮するとの条件を付すと言うが、そのこと自体、後日、さまざまなトラブルを生じる可能性が危惧される。これら争いを未然に防止する観点から、賃貸借によるプロポーザル方式に変更する考えはないのか。また、公募を行うに当たっては、これまで同様に、市役所前に掲示するだけで足りるという考えではなく、応募者が情報を共有できるよう、公正で透明な形で公示方法を検討すべきと思うがどうか。今年度限りで中央バスが湯鹿里荘の経営から手を引く事態となった。昨年の洞爺山水ホテルへの売却話が引き金となり、たとえ不調に終わったとはいえ、その後の営業意欲を失わせる結果になったことは明らかと思うがどうか。湯鹿里荘は、入浴者が減っているとはいえ、日帰り施設として年間3万人以上の利用があり、閉鎖を惜しむ声が聞かれる。市外からの利用も多い施設であり、市は閉鎖について周知を徹底しておくべきではないか。当施設が朝里川温泉地区で担っていた機能を一日も早く回復できるよう願うものであり、市としてもこの地区全体の振興を図るべく、鋭意方策を検討すべきではないか。

新年度から市が導入する経営安定短期特別資金については、すべてが保証協会の保証が必要条件でないと言うが、保証協会つきでなければ融資が実行されないのが実情ではないのか。これまでも、市は、相談窓口の拡充、金融機関や保証協会との調整機能の強化などさまざまな努力を行っているというが、従来からの制度融資も利用率が著しく低い上、実効性があるものとはいえない。少なくとも、保証枠の拡大を行うなど、借りる側の立場に立ち、制度融資を抜本的に見直す必要があると思うがどうか。また、行政と金融機関がリスクを分担できる形での新たな制度融資についても、積極的に検討していくべきではないか。

市公設青果卸売市場の取扱高は減少傾向を示している。これは、主に市内の量販店が札幌や本州方面から直接搬入していることに起因すると聞くと、このことは、本市経済の発展に望ましい姿と判断しているのか。中小零細の青果小売業者に対する市の支援については、消費者ニーズと地元商業者全体の活力ある発展の両立を

目指して行すべきものである。業者の多くは市場に出店しているため、市場連合を通じて支援していくということであるが、市場出店者以外の個人商店も含めた中で積極的に対策を講じるべきと思うがどうか。

道の補助事業である農業元気づくり事業が今年度をもって終了となり、来年度からは新たな補助メニューとして農業農村チャレンジ21推進事業が創設されると聞く。農業は、高齢者の生きがい対策の観点から非常に有効なものであり、高齢化の著しい伸びや農家戸数の減少が進む昨今、本市の農業の活性化を図る上で、これら道の事業を積極的に取り入れながら本市の農業振興に努めてほしいがどうか。

新ごみ焼却施設のコンサル選定に関連して、環境部長は、北後志広域連合推進協議会の予算により、全国都市清掃会議が設置する委託業者特定評価委員会の在京委員を訪問し、事前に協力要請と打ち合わせを行ったとのことだが、これは、本来、全都清の業務であり、委託する側が受託者の業務を代行したのではないかとの懸念がある。市としての身分、推進協議会としての身分があり、にわかに区別することは難しいと言うが、疑義を抱かれることのないよう立場を明確にし、業務の執行に当たる必要があると思うがどうか。また、10月2日に、全都清と市との間で締結された契約書を含め、さまざまな文書がわずか1日でやりとりされており、さらに、10月11日付で受けた書類は、郵送手続からして届くはずのないものである。事前に市が文書を作成し、業務を進めていた疑いは払拭できず、事前着手したとの疑念は一層深まるばかりであるがどうか。これらの件に関して、答弁や資料の訂正が相次いでおり、今後、理事者はもっと緊張感を持った態度で事務執行に臨むべきと思うがどうか。

政府管掌健康保険においては、本年7月から、出産育児一時金の8割を無利子で貸し付ける制度を実施し、出産時の費用負担の軽減を図ると聞く。本市においては、現在、北海道国保連合会にその取り扱いを要請していると言うが、仮に同連合会が取り扱わないと結論づけた場合には、市は独自の制度として実現する考えはあるのか。

社協が実施主体のふれあい入浴事業については、公衆浴場の減少による地域の偏りや利用者の限定という問題はあつたものの、平成6年度から9年度までは道社協と市から補助金の交付を受けて、10年度、11年度は独自の資金手当てによって継続されてきた。しかしながら、12年度は、社協の財源確保が難しいということを理由に中止されており、また、市単独の補助による事業継続についても、高齢者全体の中で、他の事業との優先順位の関係から、改めて見送られる結果になったと聞いている。ハンデのある高齢者を中心に施策を進めるのは非常に重要であり、当然のことと認識するが、限られた予算とはいえ、並行して健康な高齢者に対する施策も同等に取り扱っていく必要があると思うがどうか。他都市では、公衆浴場を地域福祉の拠点の一つととらえており、浴場側も営業時間外の有効利用を図るため、積極的に協力している例もあるという。本市としても、社協の再開に向けたお願いを含め、補助を前向きに検討すべきであり、難しいのであれば独自事業として行う考えはないのか。

奥沢保育所が取り組む特別保育事業として、本年4月に開所される子育て支援センターについては、子育ての輪を広げ、地域の交流を深める場を提供すると言うが、募集人数や利用回数等から見て、当初からかなり縮小された計画内容であり、育児相談やサークルへの支援などを行う体制とは決して言いがたいものと思うがどうか。今後の市民要望にこたえていくためにも、空き教室の有効活用や、だれもが利用しやすい中心部に規模の大きい施設の設置を検討するなど、本事業の拡大に向けた取り組みを強化していくべきではないのか。

介護保険事業の保険料徴収において、国は、低所得者に対する保険料の全額免除や一律減免、あるいは一般財源からの繰り入れは適当ではないと言うが、生活保護基準以下の者に対する負担軽減を図るべく、保険料減

免に向けて、市独自の取り組みを早期に検討すべきと思うがどうか。

天神焼却場廃止後、新焼却場が供用開始されるまでの間、市内のごみは全量が埋め立てられることになる。桃内処分場の延命を図るためにも、ごみの有料化を初め、生ごみの飼料や肥料への商品化など、早急に減量に向けた方策を講じるべきと思うがどうか。また、分別収集については、経費等との兼ね合いを見ながら実施していくと言うが、リサイクルによる再資源化については、一に経費の問題とは言えないのではないか。

天神のリサイクルセンターは、今後、桃内に体制が強化、移行された段階でその役割を終えるが、廃止となる焼却処分場敷地とともに、その跡地利用についてはいまだに決定されていない。新幹線用地の話もあるやに聞くが、そうであれば、十数年先まで放置されたままになる。市としては、明確に将来展望を持って、跡地利用について検討していくことが必要ではないのか。

環境問題への市民の関心が一層の高まりを見せる中、水銀を含む蛍光灯等の有害ごみについて、どのように回収を検討しているのか。今後、これらの廃棄物については、埋立処分の対象から外すとの見解だが、いつごろをめどに実施していく考えなのか。

本年4月から、住宅のバリアフリー化や無落雪屋根等の改造に要する資金を無利子で融資する「バリアフリー等住宅改造資金融資制度」を設けるとのことであるが、対象者の所得制限を1,200万円に設定した根拠は何か。幅広く利用してもらいたいというのであれば、限られた予算の中で、低所得者が優先的に融資を受けられるよう、所得の上限額を下方修正すべきと思うがどうか。

旧手宮線については、約540メートル、6,200平方メートルのオープンスペース系で活用するとして、新年度予算に用地取得費1億4,000万円が計上されている。市中心部に創出する新たな緑であり、憩いの空間として高齢者や視覚障害者の利用も十分予想される。今後の整備に当たっては、これらの方々から要望の強いベンチ、手すり、点字タイルなどについて、当初計画で設置が検討されているのかどうか。また、旧手宮線が道路と交差する部分については、散策時の障害となるため、立体交差化するなどといった市としての整備方針を早急に打ち出すべきと思うがどうか。

昨年4月から実施されている融雪施設設置資金貸付制度については、貸付対象者はあくまで個人に限定されているが、町内会や地元商工会から1人当たりの負担が軽くなるよう、何人かが連帯して借りる方法はないのかとの問い合わせが寄せられている。例えば、需要が多く見込まれる地域については、町内会単位による融雪施設の共同設置に対し、貸し付け可能な制度に変更していく考えはないのか。共同設置に対する貸し付けは、債権債務関係があいまいとなるため難しいとのことだが、市としても地域住民が近隣の児童遊園などへの排雪を余儀なくされている現状を勘案すべきである。冬の市民生活を快適に過ごせるよう、何とか協力できる制度内容に改めていくべきではないか。また、この共同設置への貸し付けに際しては、現実に設置場所や機種選択など、何が最適かという問題が予想されるため、市が調整、指導を行うことができるよう、制度の中に取り入れる必要があると思うがどうか。

平成13年度住宅事業特別会計において、(仮称)勝納住宅1号棟分についての予算が計上されているが、これまでの用地取得の1年おくれや、建築工期の1年飛ばしにより、2号棟を含めた全体計画は4年間となる見込みである。オタモイ住宅は、平成16年度着工予定だが、その受け皿になる勝納への完工がずれ込むことは、結果として、オタモイの着工が1年おくれになることではないのか。また、市の再生マスタープランにより、計画終了のめどを平成20年度とする中で、公営住宅建設が順次進められる予定であったが、勝納、オタモイの立ち上げりのおくれは、当初予定されていた最上、塩谷、新光住宅の建てかえや新築工事まで並行して行うこと

になり、事業を進めていく上で予算面などの影響が危惧されるがどうか。

本市における都市公園の現状は、老朽化が著しく、市民要望を満たすものとはなっていない。このため、市は、既存公園の再整備を図る手始めとして、平成13年度から入船公園の整備事業に着手すると言うが、予算的にも少なく、主に遊具の改善、ベンチやあずまやなどの新設といった内容にとどまるものであり、かねてから地域住民が希求してやまない憩いと潤いの場の創出にはほど遠いものである。三世代の交流のできる特色のある公園となるよう、新年度で見送られたグラウンドやテニスコートの整備も含めた中で、今後、事業を積極的に進めていくべきと思うがどうか。

市内には、都市計画決定されながら、長年にわたり事業着手に至ることなく放置されたままの路線が相当数見受けられる。大通北線についても同様であり、沿線の商店街が商業振興策を図るべく、みずから道路整備を計画しているにもかかわらず、単に都市計画道路に認定されているとの理由により、計画そのものに制約を受けている状況と聞く。このように、行政としての事業化が難しい上、なおかつ、地域の経済活動を阻害している都市計画道路については、地元の意見や意向を十分に受けとめ、将来的な人口動態なども見据えた中で早急に見直しを図っていくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第37号につきましては、北野、西脇両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は、いずれも賛成少数により否決、原案は、いずれも賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第14号、第17号ないし第21号、第25号、第28号、第31号、第35号、第40号につきましては、いずれも賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 次に、議案第1号及び第37号に対し、中島議員外5名から修正案が提出されておりますので、議案第1号の修正案に関連して提出された議案第43号とあわせ、一括、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、議案第1号、第37号の修正案並びに第1号に関連する議案第43号について、提案趣旨の説明を行います。

つい最近のNHKの世論調査では、森内閣を支持する9%、支持しない82%、これは、KSD、外務省の機密費事件、えひめ丸事故への対応などに国民的批判が強まったことが考えられますが、国民はもっと深いところで今の政権に対して不満と不安を持っています。

97年以降の数年間で、家計消費、可処分所得、両方ともマイナス4%程度減っています。つまり、景気重視と言い始めてから、一番の経済の主力である消費が冷え込んでいる。なぜこんなに冷え込んだのか。一つは、97年の消費税の引き上げです。二つには、社会保障の問題で、介護、医療、年金の給付カット、負担増。三つには、国によるリストラ支援による失業の増大。これらに対する国民の怒りが世論調査に端的にあらわれたと言っても過言ではありません。こうした状況のもとで、今、自治体は何を市民に提供するのか、できるのかを考えることが大事であります。

我が党の修正案は、こうした基本的な立場に立って提案したものであります。昨年4月からの介護保険制度では、利用料が高いため利用抑制がふえています。ことし10月からは、第1号被保険者の保険料が倍になる。ことし1月からは、老人医療費の改悪で負担増の追い打ちです。こうした市民の窮状に、市長提案の予算はこたえるものとなっていません。

我が党は、不要不急の石狩湾新港負担金、マイカルのための小樽港縦貫線などを削り、破綻した石狩開発の出資金、ドリームビーチ貸付金などを引き上げる、むだなどを省いてこれを財源として、介護保険第1号被保険者のうち低所得層の保険料、利用料を3段階に分けて軽減を図る。第2号被保険者の国保料に上乘せとなっている介護保険料を軽減する。定額制から定率制に改悪された増嵩が続く老人医療費の自己負担分の3分の1を軽減する。少子化対策の一環として、乳幼児医療費助成の3歳を4歳までとする。教育費父母負担軽減のため、通学バス代は通年助成を行う。零細企業対策として、市の直貸しを行う。

こうした修正の結果、財政規模は15億 6,690万円、2.2%の圧縮となるものの、民生費は約 15億 2,000万円、7.9%の増加となります。逆に、市の借金である市債は、5億 6,700万円、11.4%減額し、原案では16億 6,700万円の減債基金の取り崩しを1億 5,500万円バックさせることができます。

こうした我が党の提案は、市民の暮らし、営業を優先に守る、危機的な市財政を立て直す展望も示しています。

皆さんの賛成をお願いし、提案趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、修正案等を含め、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、我が党提案の議案第1号、第37号に関する修正案並びに本日提案された議案第43号の条例の一部改正に賛成、議案第1号ないし第5号、第7号ないし第14号、第17号ないし第21号、第25号、第28号、第31号、第37号、第40号に反対の討論を行います。

新年度予算案は、市民の願いにこたえ、我が党も要望してきたふれあいバスの現行制度維持、障害者用リフトカーの購入、スクールカウンセラーの増員、堺学校下通線のロードヒーティングの実施、10年ぶりの認可外保育所への補助金の増額などが盛り込まれたことは評価しています。

同時に、次の問題点も含まれています。

まず、石狩湾新港など、むだで過剰な公共事業に依然として4億 5,000万円近い税金をつぎ込んでいます。毎年毎年、新港の公債費の不足分が管理組合負担金としてかぶせられています。あわせて、新港建設以来、平成11年度までで、新港関連地域からの市税収入と管理組合負担金の合計を比較すると、30億円近い持ち出しとなって、本市財政を圧迫しています。さらに、新港の建設が進めば進むほど、小樽港の貨物が新港にとらわれています。こんな石狩湾新港は中止すべきです。

次に、これからの本市の財政を考えれば、借金財政にのめり込む危険をはらんでいます。2001年度から、政府は、地方交付税の総額を5%削減し、赤字地方債に振りかえました。小樽市への影響は、6億 5,700万円、3年間で32億 8,000万円にも及びます。この償還分が交付税で見られるとしても、その分は公債費に回されるわけですから、一般財源が減らされることに変わりはありません。これらもあって、昨年12月によりやく示された市の財政健全化計画の収支が、早くも見直しせざるを得なくなりました。

その見直しの特徴は、歳入においては、地方交付税と国・道支出金が減額され、市債が大幅に増額されたことです。歳入においては、人件費、扶助費、普通建設事業費が減額、公債費が大幅に増額されました。これらは、将来、市民要求が抑えられ、市財政が一段と借金地獄に追い込まれることが一層明白になったことを示しています。

加えて、平成13年度から償還が棚上げされた交付税特別会計からの借入金の償還は、19年度以降に繰り延べになっているだけで、本市財政は、今後予定している病院の建てかえや新焼却場の起債償還と合わせて、大変な困難が予想されます。むだな公共事業の見直しがなければ、市民要望にこたえられない事態が予測されます。地方自治体として、こんなことは許されません。法律どおり、地方の財源不足を政府の責任で補てんすることを市民と一緒に要求しつつ、我が党の予算修正案のように、むだな公共事業を見直し、市民要望にこたえつつ、借金を減らしていく方向に市財政を切りかえることがいよいよ切実となってまいりました。

こうして、初めて、市民要望を阻んでいるのが自公保政府にあることが明らかとなり、世論の力で本市財政の立て直しの展望が開けます。

この問題の最後に、築港再開発事業に関連して、この地域から新たな税収があったことをもってマイカル効果があったとする主張が展開されていることです。

しかし、マイカルの影響は、総合的に判断しなければなりません。我が党の指摘にも、既存商店への影響をいろいろな角度から検討しての判断はまだできかねるとのことでした。このことからいっても、市税収入のみをもってマイカル効果があったとするのは正しくありません。代表質問でもそのことは触れておきましたので、指摘をしておきます。

次に、議案第40号 訴えの提起についてです。

予算特別委員会の審議を通じて、平成2年の現契約の破棄に伴う覚書の締結が法的に有効としても、その後の事実を照らして正しい解決であったかどうか、重大な疑問が浮上いたしました。

けさの新聞によれば、連帯保証人側は、小樽市を相手どり債務不存在の確認を求める訴訟を起こすことが報道されています。覚書に基づく使用損失補てん金1億5,780万円余りの債権を締結当初から、フィッシュミール協業組合に小樽市も払うつもりもないし、回収するつもりもなかったことが、我が党の追及で明らかとなりました。

第1は、覚書締結時の激しいやりとりの真相が明らかにされ、小樽市が、この書類でなければ、市議会もあることであり、処理できない。払う、払わないは別として、何とか頼む、いずれ債権放棄に持っていくということで、協業組合側に、契約上の債権は近い将来放棄され、損失補てん金は返済する必要がないとの認識を持たせ、覚書の調印に至った重大な事実が明らかにされたこと、市長初め、理事者も記憶にないと言うだけで、この事実を真っ向から否定することはできませんでした。

第2に、この事実を裏づけるように、返済の事実上の第1回目である平成3年度末の期限切れから平成9年10月に至るまで、小樽市は、取り立てらしい取り立てを行っていないことも事実として明らかにされました。

予算特別委員会への提出資料によっても、この事実は裏づけられました。

その後も、平成11年11月までは、月1万円でもいいから納入してくれ、こういうおよそ債権回収に値しない市側の対応が続いておりました。協業組合側も認めているように、市側の本格的取り立ては平成11年末になってからです。この10年近くに及ぶ市側の債権放棄にも等しい対応は、協業組合側に、なるほど、小樽市の言うように払わなくてもいいのだという認識を決定づけるものになりました。

今議会で、損失補てん金は債権として法的にも有効だと言い張るなら、覚書締結時の初年度から、なぜ債権回収のために精力的な努力をしなかったのか、この重大な責任問題が市側に新たに問われることになりました。

以上が、私法上の債権の前提となる再契約が正しい解決のあり方であったかの重大な疑問です。

次に、私法上の債権回収が、小樽市税外収入徴収規則にのっとって正当に行われていなかった問題です。

第 1 に、納入通知書です。

同徴収規則第 4 条では、あらかじめ、納入者に対し、納入通知書を発行しなければならないと定められ、様式も第 11 号と定められています。

ところが、この規則に基づく 3 連の納入通知書は、まともなものは何一つありません。私法上の債権であるにもかかわらず、公法上の納入通知書を使用していたり、新しい様式に改められているのに、以前の様式を必要な訂正を加えないで使用していたり、その間違いも、納入場所を既に廃止されている支所、出張所を 4 年間にわたって指定していたり、拓銀が倒産して既になくなっているのに拓銀を指定したりするなど、およそ法令に基づいて仕事をする公務員の仕事かとあきれ果てるばかりであります。

きわめつけは、平成 9 年度分と 10 年度分の納入通知書です。

両年度分は、コピーされた全く同じものを提出してくる。発見されたら困るので、9 年度分だけを 115% に拡大して、後日、議会に資料として提出する。指摘されたら、金額が同じなら翌年のために保存してコピーすることもあり得ると開き直る。それなら、何も手間をかけてわざわざ拡大する必要はなかったではありませんか。

しかも、協業組合側は、この 3 連の納入通知書は受け取っていないといっています。彼等に送付していたのは、規則にない、様式に基づかないものです。仮に、百歩譲って、様式に基づく納入通知書を送付していたとしても、そうであるならば、なぜ督促状は様式に基づくものでなかったのか。何人もの決裁を受けるわけだから、規則に基づいていないことがだれ一人、気がつかないなど、あり得るのか、ますます疑問は深まるばかりです。

以上の点から、議会に提出した納入通知書は、偽造された疑いがあると言われても仕方がないでしょう。

第 2 は、督促状です。

税外徴収規則第 5 条では、催告状の様式が定められています。

ところが、協業組合に送った督促状は、すべて様式に基づいておりませんでした。督促状の要件を満たしていると言い張りますが、10 年間にわたって、ただの一度たりとも規則に基づく様式を使用していない。こんないいかげんなことがあり得るのか。納入通知書の偽造は、今議会に資料として何とか間にあったけれども、催告状は古い様式を入手する時間がなく、偽造まで手が回らなかったと言われても反論のしようがないでしょう。

第 3 は、連帯保証人への法令に基づく請求をしていない問題です。

理事者は、保証人への督促行為は行っていると、小さい声で言いわけしています。

しかし、協業組合の納入通知や督促状の発布日と一致していたり、市長名ではなく、担当の部課長名で送付し、法令に照らした請求行為とは到底言えるものではありません。

にもかかわらず、保証人への正規の請求を行わないで、いきなり裁判に訴える行為が正しいのか。法令で示されている手続を踏まない乱暴な行為であることは、明らかであります。

どこから見ても、訴えの提起は、市民を納得させ得るものではありません。議案第 40 号は撤回し、関係者と

話し合い、円満解決を図ることが事の経過に照らして正しい解決方法です。

しかし、円満解決に至らないときは、理事者の責任で、市民に損害を与えない措置をとることを主張し、討論といたします。(拍手)

(「議長、6 番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 6 番、中村岩雄議員。

(6 番 中村岩雄議員登壇)(拍手)

○6 番(中村岩雄議員) 自由民主党を代表し、共産党提案の議案第 1 号及び第 37 号の修正案に反対し、委員長報告に賛成の討論をいたします。

なお、議案第 40 号につきましては、訴えの提起でありますので、我が党の見解を述べさせていただきます。

市長提案の平成 13 年度予算及び関連条例案につきましては、山田市長 2 年目の折り返しの年に当たり、昨年以上に厳しい予算編成を余儀なくされたと存じますが、財政健全化計画を念頭に置き、家族介護支援事業や延長保育の実施、リフトつき自動車の運行、さらには、赤岩地区における新しい保育所の建設といった福祉施策を初め、全中学校でのインターネット接続や菁園中学校の校舎等増改築事業のほか、サッカー・ラグビー場、パークゴルフ場の建設着手といった教育施策の充実に重点を置かれております。

さらに、懸案でありました旧手宮線跡地の用地取得や図書館業務の電算化のほか、勝納地区での市営住宅建設や IT 関連事業など、多種にわたり諸施策を展開させ、地場産業振興会議における議論経過も踏まえて、産業振興のため補助金なども新たに導入されるなど、市民生活関連、商店街の活性化、高齢者対策、少子化対策、教育施策など、幅広く予算が割り振りされた予算案であり、我が党といたしましても高く評価をすべきと考えております。

共産党提案の修正案は、港湾関連事業などの公共事業費を減額する提案であり、我が党とは、国政段階を含めて、その主張を大きく異にするものでありますし、経済の活性化を図るためには一定程度の公共投資は必要と考えており、都市基盤の整備も鋭意進めなくてはなりません。さらに、雇用の面でも、労働力を広範に受け入れることができる公共事業は、今後とも適切に確保されるべきと考えております。

また、老人福祉費の介護保険低所得者保険料負担助成事業費であります。介護保険制度は、私が述べるまでもなく、介護を国民みんなで支え合おうとするものであり、保険料を支払った者に対して必要な給付を行うものであることから、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れは適当ではないとされております。

高齢者の保険料徴収につきましても、国民みんなで支え、助け合おうという制度に加わっていただくために保険料を支払っていただいているものであり、一部とはいえ、保険料を全く支払わない、半額減免などの措置を行うことは、この支え、助け合う精神を否定することになると考えます。

また、所得の低い方へも所得に応じた段階設定などで配慮がなされており、一定の収入以下の方にも正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平感が発生するものと思われます。

以上の事柄により、議案第 1 号の修正案は否決、原案可決といたします。

議案第 37 号の修正案につきましては、保険料のうち、介護納付金賦課額に基づき策定される保険料を徴収せず、介護納付金に要する費用の不足額を一般会計繰入金により処理するものでありますが、これは、国民健康保険事業の根幹をなす保険料徴収であり、一般会計より繰り入れるということは、我が党としては認めることのできない提案であり、修正案を否決し、原案を可決といたします。

次に、委員長報告は可決であります議案第40号は、訴えの提起についてでありますので、我が党の見解を述べさせていただきます。

魚腸骨共同処理施設使用損失補てん金の支払いの請求につきましては、本予算特別委員会におきましてもさまざまな質疑、議論がありました。

この問題につきましては、平成2年の契約締結時から現在に至るまで10年以上の長い年月をかけてきたにもかかわらず、結果的には解決に至らなかったことは、まことに残念に思うところであります。

また、今回の委員会中にて、納入通知書の様式の違いなど書類の不備についても明らかになり、法律的には有効とは言っても、みずから定めた規則を逸脱するなど、行政に従事する者にとってあってはならないことであります。

我が党といたしましては、今後、決して同じことを繰り返さぬよう、市長は全職員に注意を喚起するよう強く要請するものであります。

さらには、当時の解除契約と覚書について、訴えの相手方と市の受けとめ方の間には、大きな認識の差があることが判明いたしました。一部の会派では、訴えの相手方に対し、非公式ではありますが、事情をお聞きしたようではありますが、どちらの主張が正しいのかの判断を議会の場ですることは極めて困難なことでありますので、司法の場での決着にゆだねざるを得ないと考える次第でございます。

我が党といたしましては、平成2年6月30日の契約覚書がある以上、また、相手方の理解が得られない現段階では、訴訟の提起はやむを得ないものと判断をし、議案第40号を可決とするものであります。

以上、討論を終わります。(拍手)

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

○35番(佐野治男議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に対する討論を行います。

議案第1号ないし第40号に賛成、共産党提案の議案第1号修正案、議案第37号修正案、議案第43号に反対いたします。

我が党は、平成13年度予算案は、大変に厳しい財政状況や経済情勢の中にあっても、随所に市民要望の高い施策の実現に積極的に対応した予算内容であると認識しております。

主な点を申し上げます、菁園中学校改築やインターネット整備などの教育文化予算や、新規事業としての子育て支援事業や赤岩保育園の着手などの少子高齢化対策、その他にも地場産業振興策や建設事業費の増額など、随所に対応する市民の要望に一定程度こたえているものであると認識しているところであります。

以上が原案に賛成する基本的な理由であります。

次に、共産党提案の各修正案には、反対いたします。

口当たり、耳当たりのよい修正案であり、石狩湾新港反対、むだな公共事業を削れという主張は、一体どこがむだな公共事業なのか。共産党と我が党の間には、福祉政策や経済政策など、さまざまな面で大きな差異があります。

また、本市を取り巻く経済情勢から見て、市民ニーズにこたえた原案予算である以上、極めて厳しい修正内容であると認識しております。共産党は、常日ごろより、実績を大事にする党であります。何でも共産党の実績であると、このような宣伝を耳にいたします。

したがって、福祉と暮らしがびっしり詰まっている原案、新年度予算に、むしろ積極的にご賛成なさったらいかがでしょうか。申し上げたいと思います。

次に、この特別委員会で多く議論されました議案第40号に対しての態度であります。この問題の経過は、既に明らかになっておりであります。小樽市と保証人との間には、意見の相違や事実経過が複雑になっていることとあわせて、契約や覚書、そして使用損失補てん金の1億5,000万が現実的に内在していることなどを考えるとき、小樽市の訴訟も行政遂行の一環であり、裁判に判断を任せることはいたし方ないものと考えているところであります。

それにつけても、議案第40号の共産党の態度は、極めてわかりづらい内容になっております。共産党は、このフィッシュミールの施設使用料の滞納に関しては、一貫して経済部を中心とした行政責任を追及してまいりました。確かに、協業組合の設立から操業停止に至る経過の中で、行政のかかわり方など、指摘される一面はないとは言えません。

しかし、指摘は指摘、経過は経過であります。いずれにせよ、議案第40号に反対するということは、裁判を起こすな、こういうことでもあります。

このことは、3月29日に1回目の時効を迎える今の時点で、裁判を放棄しなさい、いわゆる小樽市が損害を受けても構わないのか、こういうことを言っている態度と同じだということが一つです。

二つ目には、それでは、裁判を起こさないで、仮に市長が住民訴訟を受けることがあっても構わないという態度なのか。また、29日までに保証人と話し合いをして解決することが得策であると、先ほどの討論です。これとて、極めて時間のない中で、非現実的な態度であります。

いずれにせよ、共産党は、この問題についてどうすればよい解決策なのかということには言及しておりません。先ほど、北野議員の討論を聞けば聞くほど、むしろ、共産党の指摘が正しいとするならば、ますます裁判で事の事実を明らかにすることが必要であって、むしろ賛成をして、裁判で白黒をつけることが政党としての筋ではないか、このように申し上げておきたいと思います。

最後に、理事者の皆さんへ、二度とこのような事案が起きないように強く要請をいたしまして、討論といたします。

以上。(拍手)

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に賛成、共産党提案の議案第1号修正案及び議案第37号修正案と本日提案されました議案第43号について、反対の討論を行います。

まず、市長提案の第1号ないし第32号、第35号、第37号、第38号の全般を見渡すときに、代表質問でも述べましたが、その内容は、市長が、財政の大変厳しい中、財政5カ年計画に向けて示された具体的な施策も予算案に浮き彫りになっており、さらには、低所得者を対象にした介護保険料減免措置を10月を目途に検討するなど、与党であるがゆえの申し上げではありませんが、思いやりある山田カラーのにじみ出た予算であると思います。

例えば、一般会計予算案では、人件費や業績等で削減をし、その一方、景気低迷に配慮した建設事業費の20.5%増など、特徴的な点が随所に見受けられるのであります。

以下、私の代表質問をした20世紀プランの大綱に準じて、事業内容を見てまいりたいと思います。

第1に、「はぐくみ 文化・創造プラン」ですが、サッカー・ラグビー場の整備費4億9,000万円やパークゴルフ場の建設費4,500万円を、次に、「ふれあい 福祉・安心プラン」では、児童手当の支給対象者の所得制限を緩和して、支給対象を拡大する対策費として3億7,542万円、お年寄りがお金を一部支払っても継続してほしいと願うふれあいバス事業は、ことしも全額無料で2億1,100万円を計上し、「ゆたかさ 産業・活力プラン」では、中小企業のまち・小樽の中小企業者の経営安定を図るため、短期間ながら新たな事業としてその融資資金2億9,400万円と、観光のまち・小樽にふさわしく、観光ご意見・俳句ポスト事業費などを盛り込み、「うるおい 生活・快適プラン」では、勝納住宅の建設費5億1,100万円、さらに、地球に優しい河川の整備費1億円や、快適に市民が冬を過ごせる除雪費など9億8,500万円を、また、「にぎわい 都市・形成プラン」では、旧手宮線跡地取得費1億4,000万円と、小樽市のシンボルロードを目指す中央通土地区画整理事業費22億1,400万円等々、限られた予算の中でありながら、安易に前例に倣うことなく、市民とともに創意工夫を凝らした予算内容となっていると思うのは、私だけではないと思います。

また、特別会計では、国民健康保険事業など、15事業の会計全体で対前年比8.1%増の591億3,667万3,000円を予算計上し、さらに、企業会計では、高度利用の目的を図る病院事業や水道事業など、事業全体で、これまた対前年比3.1%増の315億8,144万1,000円など、市民が安心して暮らすには必要不可欠の予算内容であり、賛成するものであります。

また、補正予算案関係では、除雪費のほか、被保険者の負担軽減なども目的とした財政支援のための国民健康保険事業会計に対する繰出金を増額する内容の補正であり、当を得たものと思い、賛成いたします。

また、共産党提案の修正案についてであります。民生費、総務費などに一部理解できる内容のものもありますが、歳入面で、小樽市のかつて3Kと言われ、今後も雇用促進でも一層努力しなければならない企業誘致対策事業費の減額や、さらに、工事進行中の都市計画費の削減なども見込まれており、さらに、本日提案されました議案第43号は、これらに関連することから、残念ながら賛成いたしかねることを申し上げたいと思います。

次に、議案第34号、第40号について賛成いたしますが、ご意見を申し上げたいと思います。

議案第34号は、住宅のバリアフリー化、無落雪屋根の改修に対する融資ですが、住宅を建設する費用を融資する数千万円を対象にした住宅金融公庫の既存基準を安易に採用しておりますが、100万円にも満たない程度の融資もあることも踏まえ、基準づくりに汗を流し、下水道の水洗化促進の貸付制度なども参考にして、低所得者の市民が幅広く利用できますよう、保証人なども含めて、今後、十分検討していただきたいと思います。

また、議案第40号のフィッシュミールに関する訴えの提起案件についてであります。

そもそもこの案件は、小樽魚腸骨共同施設の賃貸借契約解除契約による損失補てん金を滞納している小樽フィッシュミール協業組合の連帯保証人、2法人、7個人に対する損失補てん金約1億5,800万円の分割支払いをめぐっての提訴であります。そして、その分割納入にかかわる十数年前に締結した覚書の適否をも含んだ内容でもあります。

したがって、十有余年に及ぶ時間的経過もあるため、意見の食い違いなども見られることから、司法にゆだねることが最善と思われます。

また、消防署の出動体制については、代表質問でも予算委員会でも指摘してまいりましたが、出動体制について、地理的条件なども十分考慮した上で、固定的な観念にとらわれず、有能な近代的施設や機動態勢が発揮

できるよう強く要望し、私の討論といたします。(拍手)

(議長、8番)と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、議案第1号、第20号、第31号、第35号について、自席にて、棄権の討論をいたします。

これらの議案は、いずれも環境部関連議案であります。

既にご承知のとおり、昨年3定は、桃内業務委託の法令違反、4定は、コンサルタントの計算ミスが発覚し、理事者答弁は、陳謝、修正、訂正を繰り返してきたことは記憶に新しいところであります。重ねて、今平成13年1定においても、北後志廃棄物広域処理推進協議会の業務が極めて疑問の多い実務のもと、行われてきたことが明らかになりました。

以下、できるだけわかりやすくその理由を述べます。

第1に、全都清は、コンサルタントを選定する業務を推進協議会から10月2日受注いたしました。随意契約締結の市長決裁は9月27日です。この9月27日より前の9月14日に、本来であれば契約締結後に行われるコンサル実務の書類がもう既に届いているのです。環境部長は、だれの職務命令により、この行為を進めたのか。もっと言えば、環境部長にこれらのことを応諾する権限はなかったのであります。

第2に、全都清は、コンサル選定業務を進めるに当たって、要所要所で推進協議会と協議書を取り交わしながら業務を進める契約になっており、相手方の全都清には、確かに承諾書を小樽市から送っております。

しかし、この協議書に対する回答が推進協議会や環境部内で検討された形跡が極めて乏しく、めくら判ではなく、めくら承諾であったのではないかという疑問が強いのであります。

第3に、議会に提出された資料が真実性を欠くということです。

金田副参事の業務監督員としての立場に関する誤記、大津環境部長が全都清にかわって委員委嘱依頼をした出張命令簿、これらはもちろんのこと、収発件名簿が3カ月間まとめ書きされていることに至っては、条例・規則の制定の趣旨を無視したもので、私たちからの批判のみではなく、庁内の幹部職員からも驚きの声が聞こえるほどです。

第4に、提出資料、議会に提出された資料どおりに、全都清と推進協議会、又は環境部が実務を遂行するには、物理的に無理ではないかという疑問です。

10月2日の契約日はたった1日で終わっておりますけれども、幾つもの行政意思が決定されているわけですが、これは、契約、小委員会の設置の協議の申し出、それに対する承諾、委員の協議、それに対する承諾、委員に対する開催案内、それに対する応諾と。こういう数回の協議がなされていますけれども、これは、答弁によりますと、東京と小樽で郵送でキャッチボールされたものなのです。一括に袋にまとめて今申しあげました書類が来たのであれば、それはまた問題だし、では、一つ一つ手順を追って書類を出し合いすれば1日で着くわけがない。信じることができません。

11月22日付、全都清協議書第188号に基づき、第4回推進協議会幹事会が開催されております。これは、11月22日に着いた書類に基づいて開催された幹事会は、何と11月22日の10時からです。しかも、古平です。こんなことはだれが聞いたっておかしい。

12月11日、推進協議会は、小樽を除く5町村長さんと北後志衛生施設組合長さん、6人の方々を訪ね、署名をもらってきています。積丹、古平、仁木、余市、赤井川、一体、時速何キロで駆けぬけたのでしょうか。ま

た、時間的な余裕から見ても、各首長さんにどんな説明をしながら歩かれたのでしょうか。理解に苦しみます。

第 5 に、市理事者が、一連の質疑で、理論矛盾を起こし、答弁できなくなっている問題です。

全都清第 147号は、10月11日、12日と、日付が違うだけの 2 枚の書類が存在しています。このことに対して、理事者も、さすがに全都清の瑕疵を認め、修正を求めるとのことです。

3月15日、予特最終日では、全都清が、私たち市民クラブの調査には、10月12日に発送しました、理事者には、10月10日に発送しましたと。こう回答したことから議論が起き、仮に百歩譲って、10月10日、本郷郵便局発送であれば、収発件名簿にある10月11日に着く、着かない、こういう押し問答になったわけです。

この收拾策として、私たち市民クラブは、理事者と話し合い、3月16日、翌日です。3月16日に、再度、理事者、市民クラブ双方が全都清に対して調査をし、尋ねて、厚生常任委員会に報告する、こういう約束になったわけです。

3月16日、小坂助役が私たちの控室に足を運ばれ、やはり、本郷郵便局から10月10日の夜 7 時までには持ち込まれた場合は翌日の10月11日に着くのだ、こういう調査結果を示されたのであります。

実は、この時点で、私たちは全都清とまだ連絡がとれておらず、厚生委員会開会ぎりぎりまで確認がとれました。その内容は、全都清が郵送したのは、本郷郵便局ではなく、御茶ノ水郵便局であり、御茶ノ水郵便局であれば、どうやっても10月11日には届かない。つまり、理事者答弁は真っ向から否定されてしまったのであります。

厚生委員会では、この御茶ノ水郵便局から発送された点について、理事者は、全都清に確認もせず、なおかつ、肯定も否定もせず、沈黙を守り続けました。

理由は簡単であります。確認してしまえば、みずからの答弁が虚偽であったということが明らかになり、私たちが指摘したとおり、事前準備の名のもと、事実上は委託業務の事前着工が水面下で進められていたことがばれ、環境部長みずから、これは議会答弁ですけれども、「まずいことだ」と認めておられる発注者と受注者の混同という問題にも発展しかねないからであります。

また、この件に関し、厚生常任委員会が中断し、理事会が開かれ、その席上、自民党理事から、文書の発送を指示した全都清参事と実務者、郵便局に出向いた女性職員の証言に関連し、「言ったと言っても水かけ論になる、物証が必要ではないか」といった趣旨の発言がありましたので、私は、そのとき、厚生委員ではありませんから傍聴しておりますけれども、これについて会派としての見解をここで示しておきます。

この参事と女性職員の証言に対しては、理事者も否定しておらず、私たち市民クラブと理事者の争点にはなっていない、これがまず大前提です。つまり、実務行為者の証言は重要な判断基準となり、いわゆる裁判所で言えば自白の尊重ということになります。

次に、証言の信憑性が問われますが、これは当事者のみ知り得た事実によってはかられ、今回の場合、本郷ではなくて御茶ノ水といったことがそれに当たります。証言の裏づけをする際、物証の有無が重要とされておりますが、議会にも提出された 2 枚の全都清第 147号はまさしく物証となります。つまり、法の概論に照らしても、私たちの主張は正当であると改めて申し上げます。

まだまだ個々の事例、疑問点はたくさんあるわけですが、理由の項の最後として、一連の書類が虚偽ではなかったという点について述べます。

私は、この虚偽公文書作成、同行使について大きな壁を感じておりました。それは、行為の主体であった環境部長と副参事の人格についてであります。つまり、推進協議会の人格でなしたものは、協議会そのものが任

意団体、仲よしサークルと同じような性質なのですね。こういう任意団体であることから、幾ら市の事務規則に準ずるといっても、法的根拠があいまいでありました。つまり、議会に提出されたあの分厚い資料が、すべて公文書であると言えるかどうかというのが疑問であったということです。

しかし、議論の中で、市長答弁で、「市職員と推進協議会の2面性がある」と明言された時点で、一連の文書は公文書とみなされ、法的根拠を持ち合わせた、こういった主張になったわけです。

私たちは、全都清とのコンサルタント契約が不透明であるから、再度、業務をやり直すべきだと主張してまいりましたが、虚偽公文書と虚偽公文書作成、又は行使となると、契約の有効、無効といった次元ではなく、極めて犯罪性の高いものであると指摘しておきます。

今回、否決ではなく、棄権に態度を決した理由としては、今定例会の議案には、推進協議会予算が含まれていないこと、しかしながら、環境部の事務は、今述べてきましたように信用できなくなったということであり

ます。

1 定の予特の結びの討論として、感想を少し述べておきます。

私たちがどんな指摘をし、異議を唱えても、これは与党、野党関係なしに、4月に入ったら財団法人日本環境衛生センターと契約は結ばれます。議会が反対をしようと賛成をしようと結ばれる、こういう仕組みなのです。この次、私たちが可否判断する場面、議論する場面は2定でしょう。1市5町村の予算、お金の分担が示されたときであります。既に、小樽市を除く5町村に、その分担について、実質的には小樽市の意向といっても間違いはないと思いますけれども、小樽市側の意向をもう示して、5町村に検討してもらっているのです。これを知っていた、知りつつ承諾していた議員というのは果たしているのか、疑問であります。皆さん、ご存じだったのでしょうか。

原案の言い出しっぱの小樽市の議員として、何の相談もなく示されたといえども、後になってから5町村に注文をつけることは困難であります。

議会のチェック機能の低下が多くの国民から非難されている今日、議会と行政の関係を見直す時期に来てい

ると強く感じます。私たちは、真実を語る勇氣、これの大切さを改めて認識するところであります。

議会資料として示された書類は、量的にも多く、限られた時間では目を通されていない議員もおられること

でしょう。しかし、私たちが最初から指摘しているように、事前着工なくして、この資料の手順、日付どおり

に実務できる者は、この議場の中にただ一人もいない、これだけははっきり申し上げておきます。

議案第40号について申し上げます。

議案第40号は、これまでも主張してまいりましたとおり、市民に対する徴収の公平という観点から法的措置は肯定いたします。

過日、連帯保証人のお話を伺い、事態を放置した行政の責任も問われるべきと強く感じました。本日の報道で、保証人の方が市を提訴する方針が示されたようであります。法的責任はともかく、行政責任を議会の場で明らかにすることができなかったことは、私たち議会の責任でもあり、力不足を禁じ得ないことを申し添えて、討論いたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

この際、議長から申し上げます。

岡本一美議員から、身体上の理由により、採決に当たっては起立による態度表明が難しい旨の申し出がありました。

岡本議員に限り、本日の会議における採決は、起立にかえて、すべて挙手によることを認めることといたします。

それではまず、議案第1号に対する修正案及びそれに関連して提出された議案第43号について、一括採決いたします。

修正案及び議案第43号を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、修正案及び議案第43号は、いずれも否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第37号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第37号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、議案第20号、第31号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第14号、第17号ないし第19号、第21号、第25号、第28号、第40号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第35号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時10分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 15番、次木督雄議員。

（15番 次木督雄議員登壇）（拍手）

○15番（次木督雄議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会におきまして、質疑・質問の概要は次のとおりであります。

21世紀プラン第2次実施計画において、国際理解・協力の推進や外国人受け入れ環境の整備等がうたわれているが、現在、それらは総務部の国際交流だけで対応しているような状況にある。観光、港湾など、関係する部局との連携体制の強化をするとともに、スタッフや予算を充実させていくことが必要と思うがどうか。また、外国人入浴拒否問題に関連し、人権問題懇話会を立ち上げるとのことであったが、その後、検討はどうなっているのか。21世紀プランにおける平成19年の人口目標は16万人となっているが、人口減に歯止めがかからない今、プラン自体を見直す必要があると思うがどうか。また、多額の税金を投入したマイカル誘致でも、結局は人口増につながらなかったが、今後このような過大な投資をすべきではないと思うがどうか。

このたび示された市のバランスシートは、旧自治省の基準に基づき作成されているとのことであるが、これには、病院や国保会計が含まれておらず、また公有財産も処分対象の資産として計算されているなど、実態と全くかけ離れたものになっている。市民に誤解を与えることのないよう欄外に実態を反映していない旨のただし書きを入れるとともに、企業会計等を含めた現実に即応した形のバランスシートの作成に努めて研究すべきと思うがどうか。

入札制度の事前公表について、ここ数年間、各自治体でも取り組みが進んでおり、平成10年10月からは、道においても試験的に実施しているとのことであるが、事前公表は透明性確保の観点から極めて有効であると思うが、本市においても、発注者、受注者双方のメリット・デメリットを考慮に入れ、試行的に事前公表を実施していくべきと思うがどうか。

先般、新行政改革実施計画第2次改訂が示されたが、その中には、小中学校の適正配置が実施項目の一つとして挙げられている。教育の場に行革を持ち込むのは極めて問題と思うがどうか。

昨今の国旗国歌問題を含め、教育現場にかなりの政治的圧力が入り込んでいる状況にあるが、教育基本法第10条「教育は、不当な支配に屈することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきである。」との

精神を十分尊重して対処してほしいがどうか。

望洋台中学校において、教師が勤務時間中に、生徒の手を介し、日の丸・君が代強制に反対するチラシを配布した行為については、適切な行為とはいいがたいが、これに関連して、道教委からの指示により、全校一斉にアンケート調査を行ったことは、卒業式、入学式直前の時期であり、教育現場に混乱を招くことから、極めて問題であると思うがどうか。また、このような調査は、教育現場への不当な介入であると思うが、市教委は道教委の依頼を拒否することはできなかったのか。今年度、中学校卒業式において、国旗掲揚率、国歌斉唱率がかなり向上したことについては、小さな一歩として評価したい。国旗掲揚、国歌斉唱の実施を行いたい教職員がいるにもかかわらず、組合の指示により、できない実態もあるやに聞くが、そのようなことのないよう、校長会を通じ指導してほしいがどうか。また、先般、望洋台中学校でのチラシ配布について、不当な行為を調査もせずに放っておくことは、また同様のことが起きる可能性がある。厳正な調査を行い、しかるべき処分をすべきと思うがどうか。

これまで、社会教育部、市民部、福祉部の 3 部に所管がまたがっていた放課後児童クラブについて、新年度から社会教育部が一括所管することとなった。また、これまでも生涯学習広場や学校開放などにおける学校は積極的に活用されてきたが、他に場所がないという理由だけで自動的に学校を使うのではなく、地域における学校の役割などを総合的に勘案し、学校側とも十分協議しながら、先の見通しを持った施策を展開していく必要があると思うがどうか。現在、放課後児童クラブの開設時間は午後 4 時 30 分までとなっているが、少子化対策の一環として、保護者の労働時間を調査し、少なくとも全道他都市並みの 5 時まで延長すべきと思うがどうか。また、直通電話の設置、指導員の研修、障害児の受け入れ等、市民ニーズに的確にこたえていけるよう改善をしていく必要があると思うがどうか。

子どもの水辺再発見プロジェクトは、本来的に河川のソフト的な利用・活用を促進するためのものであるが、ハード的な部分が決定されなければ、おのずとソフト面での活用も制限されることになる。河川整備等、ハード面での企画・立案、専門的な知識や情報収集、各地の実例調査、研究等が行えるよう、子どもの水辺協議会のスタッフや体制強化に努めるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果、次のとおりであります。

まず、請願第 42 号につきましては、文面の一部訂正願を了承の上、項目により各会派の態度が分かれたため、分割して採決した結果、第 1 項目目につきましては賛成少数により不採択と、第 2 項目につきましては全会一致により採択と決定いたしました。

次に、議案第 41 号、陳情第 54 号につきましては、賛成少数により、議案は否決、陳情は不採択と決定いたしました。

次に、請願第 40 号、陳情第 2 号、第 30 号につきましては、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第 33 号、第 36 号につきましては可決と、陳情第 57 号につきましては採択と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、1 番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 1 番、横田久俊議員。

(1 番 横田久俊議員登壇)(拍手)

○ 1 番（横田久俊議員） 自由民主党を代表して、委員長報告どおり、共産党提案の議案第41号 小樽市非核港湾条例は否決、請願第42号第 1 項目及び陳情第54号は不採択とすることに賛成の討論をいたします。

まず、議案第41号は、今回で 3 回目の提案ですが、その内容は、いずれも、否決された前回、前々回の条例案と同一の文面であります。一事不再議に当たらないとはいえ、過去 2 回否決されたものと同じものを、何の状況変化もない情勢の中で可決できるわけありません。たとえ、可決してほしいとお願いされても、無理なのであります。万が一にも我が党が賛成することはありませんが、仮に今回は賛成だということになりますと、前回、前々回の態度との兼ね合いから、大きな自己矛盾を生む結果となり、責任ある政党として我が党がそのような態度をとることができるはずもないのは、共産党の皆さんが一番ご存じのほうではないでしょうか。

これから何度となく提案されることと思いますが、ぜひ我々にも受け入れられるように内容を研究し、精査されることを、老婆心ながら申し添えておきます。

また、共産党が常々主張している事前協議に関する密約文書についてであります。政府の一貫した姿勢はいかなる密約も存在しないというものであり、そうした文書を根拠とした共産党の言い分を一蹴しております。

何度も言いますように、小樽市議会としては、そうした文書に関し、その信憑性、性格等を確認する手段をもち得ません。これまで、こうした文書に関しては、当時の共産党委員長、現議長である不破哲三氏が取り上げたのみで、とても国民を巻き込んだ一大運動に発展しているとは思えません。国民の支持を得られない文書なるもの、つまりは、証拠能力、証明力に乏しい文書を幾ら振りかざして密約だと訴えてみても、国民はついてこないのではないのでしょうか。

次に、請願第42号 第 1 項目について。

我が党は、日米安全保障条約及びそれに伴う地位協定を是認する立場であり、当然、この協定第 5 条の趣旨に賛同しております。この観点から、第 1 項目をあえて明記することは、日米安保条約の基本的枠組みに触れることとなり、我が党の考え方からして賛同できるものではありません。

なお、第 2 項目についてであります。国内の米軍基地所在の関係自治体で発生している諸問題については、憂慮すべきことであり、渉外知事会が政府に求めている要望内容には総体的に賛同できるものであることをつけ加えておきます。

次に、陳情第54号は、国旗・国歌に関する陳情であります。

我が党は、学習指導要領に基づき、国旗・国歌が入学式、卒業式ですべからく掲揚し斉唱されるよう強く望んでおり、市教委や各学校長には、その適正な実施を強く要請し続けているところであります。

我が党は、法的拘束力のある学習指導要領にのっとり、当然のことを当然のように実施してほしいと申し上げているのみであって、法を正しく執行するよう要請すること、これを万が一にも強制とらえられておるなら、それは法治国家に対する重大な挑戦行為であります。自分たちの都合のいいときには法を守れと主張し、都合の悪いもの、自分たちの気に食わないものは法で定められていても守らないというのであれば、世の中の秩序は乱れ、ルール無視が当たり前の極めてゆゆしき状態になってしまうのではないのでしょうか。

国旗・国歌について、私には、どう考えても、到底、理解できないことがあります。教育現場ではヒステリックに反対される方々は、官公庁の公式行事、あるいは企業の入社式などの記念行事、オリンピックを初めとする各種スポーツの表彰式等で掲揚し斉唱される国旗・国歌にはなぜ反対されないのでしょうか。戦争の象徴であると主張されている日の丸が、健全なスポーツの場で掲げられることには、なぜ国を挙げて反対されないのでしょうか。大相撲の千秋楽で君が代を歌うなど反対運動を起こさないのでしょうか。マラソンの沿道で選

手に振られる無数の日の丸の小旗を、それは戦争の象徴だから振るなと、なぜ取り上げないのでしょうか。顔に日の丸をペイントしてサッカー、バレーボールを応援する若いサポーターや選手の方々を、軍国主義に逆戻りするつもりなのかと、なぜたしなめないのでしょうか。自衛隊をお認めになったようですが、自衛隊の装備品にマークされている日の丸は、日の丸反対者が言うところの戦争の象徴ではないのでしょうか。自衛隊に日の丸を外すよう申し入れをされてはいかがですか。国民の半分は日の丸・君が代に反対しているという皆さんの主張どおりであれば、既に世論は十分に盛り上がっているのではないのでしょうか。

次期参院選の前に、ぜひそうした反対運動を起こしていただき、国民の判断を仰いでいただきたいと思います。

教育現場で、日の丸・君が代に反対しているのは、皆さん方が言う主人公の子供たちではなく、大人である一部の先生方です。どうか、小樽の子供たちにも、全国の子供たちと同じように、国旗・国歌を学ぶ機会を与えてください。子供たちの学ぶ権利を守ってください。国旗が戦争の象徴なのか、君が代が天皇個人を賛美しているのか、それらを考え、そして、結論を出すのは、一部の先生方ではなく、まさに多くの国民であり、何よりも将来の日本を担う子供自身なのであります。

もうこれ以上、国歌が何かすら知らない子供たちをこの小樽から国際社会に送り出すのはやめにしようではありませんか。

以上、我が党の見解を主張して、委員長報告に賛成の討論といたします。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第41号は可決、請願第42号の第1項、陳情第54号並びに継続中の案件、請願第40号、陳情第2号及び第30号については願意妥当、採択を主張いたします。

議案第41号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例です。

小樽市議会規則第13条に基づき、これは、何度でも提案いたします。また、できるものです。

この提案は、3度目ではありますが、これまで述べてきたように、東南アジアの平和の流れの中で、軍事一本やりの自民党政治ではなく、21世紀に日本が真に平和な方向に進むことが世界から信頼を得る道であり、地方自治体からもその声を上げるべきです。

先ほど自民党から、状況変化はないと言いましたが、小樽市民の平和に対する強い願いは、核兵器廃絶を求める広島・長崎からのアピール署名が10万筆を超えたこと、また、今、非核平和の市民条例制定を求める運動が大きく広がっていることにあらわれています。米空母キティホークの艦載機によるNLTに苦しむ三沢、綾瀬、岩国などでは、市長を先頭に抗議行動を起こし、大和市長は、米海軍との友好関係を絶つとまで宣言、また、座間市議会では、米空母母港返上を求める意見書を採択するなど、住民の利益を守るため、地方の意思を明確に打ち出しています。地方分権の時代、これらの動きはその真髄と思いますが、その点で市長がピンセン入港を断ったことは評価できるものです。

たび重なる米艦船の入港は、一時的であっても、市財政の持ち出しや幹部職員の張りつけは、市政運営にも支障を来しているのではないですか。

また、先ほど核密約について発言がありましたが、核密約はアメリカの公文書で明らかにしていることで、

自民党はアメリカの言うことを信用できないと言うのですか。市民が望んでいるのは、小樽港が平和な商業港として発展することです。

非核港湾条例の制定は、市に利益はあれ、何ら不利益はないはずです。

皆さんの賛成をお願いします。

次に、請願第42号は、日米地位協定の見直しを求める意見書提出方についてです。

第2項目が全会一致で採択されたことは、小樽市議会の良識を示したものとして大いに評価できるのですが、同時に、第1項目についても採択すべきです。

日米地位協定により、米軍はさまざまな特権、特典、優遇措置を受けていますが、これに由来する米軍の事件事故が後を絶ちません。特に、在日米軍が75%以上集中している沖縄では、被害は甚大、ことし1月を見ても、9日には女子高校生へのわいせつ事件、15日には、小料理屋やバーに連続放火の凶悪事件を起こし、県民に不安と衝撃を与えました。1月19日には、沖縄県議会が、全会一致で、海兵隊を含む兵力削減を求める意見書及び抗議決議を可決するに至っています。米軍は、沖縄警察署の米兵逮捕同意請求に対しても、身柄引き渡しを拒否、県民の怒りは頂点に達しています。なぜ、凶悪事件を起こしても罪にならないのか。日米地位協定の不平等さが根本原因です。独立国である以上、条約は対等・平等が原則で、それに付随する協定も同様です。日米地位協定の見直し決議は、1,000を超える自治体で採択されていますが、第5条における港湾、空港の使用に関して、日本の国内法を優先するという請願は、当然の国民感情であり、何より国民の命と安全を守る最大の保障となるものではありませんか。

請願の第1項に賛成をお願いいたします。

次は、陳情第54号 学校における儀式的行事国旗掲揚、国歌斉唱の強制反対方についてです。

国旗及び国歌に関する法律は、「第1条 国旗は、日章旗とする。第2条 国歌は、君が代とする」と明文化しただけで、尊重規定や掲揚、斉唱の義務規定はありません。

札幌市のように職務命令を発して実施させるのは強制以外の何物でもありません。国旗・国歌法制化に当たり、有馬文部大臣は、「教員の思想、良心の自由を制約するものではない。児童・生徒が国歌を歌わないことを理由に不利益な取り扱いをするのは不適切」と述べたのを初め、政府は「強制はしない」と答弁していたではありませんか。

自民党や公明党は、陳情の中の文言を理由に反対していますが、十勝や札幌市の経過からして、国旗掲揚、国歌斉唱の強制をしないことというのが陳情の願意であります。その願意を酌み取れず、反対することは、憲法第19条を無視する権力的な姿勢で、小樽の教育も未来暗たんというものです。

また、先日行われた小中学校の卒業式には、自民党さんも出席していました。日の丸や君が代がなくても、心のこもった温かい式だったことを出席された皆さんが一番感じたことではありませんか。

採択を求めます。

次は、継続中の案件、請願第40号 通学バス代全額助成方についてです。

自公保政権の悪政により、市民の生活も大変です。それは、市の小中学生の就学援助受給生徒数が2割になっていることにもあらわれています。例えば、朝里川温泉から朝里中学校まで、1カ月8,640円の定期代、中学生2人の家庭では、市の助成を除き、年間17万2,800円の交通費は大変な負担となっています。また、張碓小学校では、歩道がなく、バス通学をせざるを得ない実態です。小樽の少子化を与党の皆さんも心配していますが、教育費の負担増は、少子化にますます拍車をかけることになります。

我が党は、バス通学通年助成の修正案を提出しましたが、提案説明で述べたとおり、財源はつくれるものです。教育費の父母負担軽減、安全な通学を図るために、ぜひ賛成をお願いします。

次に、陳情第 2 号 銭函地区における教育環境整備方も、かねてより理由を述べておりますが、願意は妥当です。

最後は、陳情第 30 号 人種差別撤廃のための条例制定方についてです。

外国人入浴拒否問題から、小樽市が訴えられ、裁判にまでなっていますが、21世紀プランでは、本市は国際都市として発展させる目標を持っています。それであれば、入浴拒否問題を個人の問題とせず、市がイニシアチブを発揮すべきではないでしょうか。

陳情を採択して全国に発信すべきです。

以上、採択を主張し、討論を終わります。(拍手)

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

○33番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、議案第3号、第36号については可決、共産党提案の議案第41号については否決、請願第42号については、日米地位協定に国内法が一般的に優先する旨を明記することについては、国際法上の問題があり不採択、涉外知事会の要望についてのみ採択、また、陳情第54号については不採択、陳情第57号については採択、継続審査中の請願第40号、陳情第2号及び第30号については継続とし、委員長報告に賛成の討論を行います。

以下、主な理由を述べます。

議案第41号については、我が国は非核3原則を堅持しており、核持ち込みについては当然に事前協議の対象であり、米国からの事前協議の申し入れがない以上、個別に非核証明書の提出を求めるまでもなく、核持ち込みはないと考えるべきであり、議案第41号は否決とします。

また、陳情第54号については、日の丸・君が代は、国旗・国歌として国民の間に定着していること、国際的にも広く認められていること、昨年、法的にも整備されたことなどから、適切な教科、単元の中で自国の国旗・国歌について考え、理解を深めさせ、他国の国旗・国歌をも尊重する態度を養うことは学校教育の中でごく当然のことであり、全く強制には当たらないと考えます。むしろ、学校教育からの国旗・国歌の極端な排除は不自然であり、教育上の問題点と考えるべきであります。

我が党は、憲法、教育基本法に照らして、国旗・国歌の強制は行うべきではないと考えますが、陳情事項に至る強制についての事実認識が陳情趣旨と大きく異なり、不採択を主張いたします。

陳情第40号については、願意は妥当と考えますが、財政上の裏づけを見きわめる必要があり、継続といたします。

陳情第30号は、総合的な人権擁護施策の中で、条例という形が望ましいかどうか疑問が残る上、現在、裁判で係争中の事項にかかわるため、継続といたします。

以上、討論といたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

(21番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○ 21 番（佐々木勝利議員） 民主党・市民連合を代表し、ただいまの委員長報告に一部反対し、議案第41号は可決、請願第42号第1項目は採択、陳情第54号についても採択を主張し、討論を行います。

議案第41号は、小樽市非核港湾条例を定めることを求めたものです。

1982年に、小樽市は、全道に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を採択し、非核3原則が完全に実施されることを願い、核兵器廃絶と軍縮を求めることを宣言しました。

小樽は、現在も、港を中心に、国際社会へ開かれたまちとして人々の交流を活発に行い、海に親しみ、豊かな商業都市が築かれつつあります。もし、小樽港が核兵器の搭載された外国艦船の寄港地として利用されれば、市民生活の安全保障が難しくなるばかりではなく、何よりも核兵器廃絶、平和都市宣言の精神に反することになります。

小樽市長は、文書による非核の証明を求めています。政府は、非核3原則を国是としながら、これまでに疑惑の外国船にきちんとした対応をしてきていません。戦前戦中の軍国主義への深い反省から、港の管理権は自治体に移行されました。小樽市は、港湾管理者としての責任において、市民の不安と疑惑に対し、条例という確かな手段でこたえるべきと考えます。小樽港に入港を希望する外国艦船に対し、非核証明書の提出を条例で義務づけることで、市民の安全と平和を目に見える形で示すことが、今求められていると思います。核兵器廃絶、平和都市宣言を現実にかすための一歩として、議案第41号 小樽市非核港湾条例案に賛成します。

次に、請願第42号第1項目は、日米地位協定第5条における港湾、空港の使用に関して、日本の国内法を優先すべきと明記することを求めたものです。

改めて言うまでもなく、日米地位協定第5条が米軍に与えているのは、艦艇について言えば、入港時の港湾使用料の免除と強制水先の免除だけであります。その観点から、日米地位協定第5条をより確かなものにするために必要なことです。

採択を主張いたします。

陳情第54号は、学校における儀式的行事国旗掲揚、国歌斉唱の強制をしないことを求めたものです。

市内各小中学校では、卒業式を子供たちの新たな出発を心から祝う場となるようにさまざまな努力が行われています。しかし、今春の卒業式をめぐって、日の丸・君が代の強制が行われ、その努力に水を差す結果となっているのではと危惧しています。日の丸・君が代は国論を二分する問題であり、それを学校でどう取り扱うかについては、先ほどもあったように、子供、保護者、教職員の合意を得て決定されるべきと考えます。

しかし、多くの学校では、話し合いを十分されないまま、一部、校長が一方的に実施を決定しているとも聞きます。その背景には、実施率の向上を目指す教育委員会の行政姿勢にあると言わざるを得ません。

また、日の丸・君が代の取り扱いを含む教育内容にかかわって、不当な支配を禁じた教育基本法第10条に違反するような一部政党の不当な介入の実態があるとすれば、政治的圧力で教育内容がゆがめられるということになり、重大な問題を提起していることになります。このような学校現場での実態に照らして、陳情第54号は、願意は妥当であり、採択を主張し、討論を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより順次採決いたします。

請願第42号の第1項目、第2項目の採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、高階孝次議員の退席を求めます。

（高階孝次議員退席）

○議長（松田日出男） まず、請願第42号第1項目について採決いたします。

委員長報告は、請願第42号第1項目は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、請願第42号第1項目は不採択と決しました。

次に、請願第42号第2項目について採決いたします。

委員長報告どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、請願第42号第2項目は採択といたします。

次に、議案第41号、陳情第54号について、一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

議案は可決、陳情は採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、議案第41号は否決、陳情第54号は不採択と決しました。

次に、請願第40号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)

○35番(佐野治男議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今年度限り閉館する湯鹿里荘は、年間3万人の利用者が4月1日を境に突然利用できなくなるというのが喫緊の課題である。日帰り入浴の機能を持った施設をつくることを条件に公募を行い、土地、建物を売却すると

いうが、中央バスによる運営で 500 万円程度の赤字であったことからすれば、市が持ち出しを行い、直営で運営しながら売却先を探す考えはないのか。現施設で今までどおりの利用ができるよう、中央バス以外の引き受け先を探す努力や、朝里川温泉地区の他の施設において湯鹿里荘と同料金での日帰り入浴を可能にするなど、空白の期間が生じない配慮をすべきではないのか。利用者には高齢者が多く、入浴ができるサロンのような利用がされてきたととらえることができる。閉館は市の高齢化対策に逆行するのではないのか。土地、建物売却の公募に当たっては、現在引き合いのある業者ありきでなく、一般の応募業者が事業計画作成や十分な資金手当てができるよう、3 カ月以上の余裕を持たせた条件としなければ、公平な取り扱いと言えないと思うがどうか。また、売却にこだわることなく、リースバック方式なども視野に入れ、柔軟に検討してはどうか。

新設された経営安定短期特別資金は、融資条件以外の手続等については、他の融資制度同様のものである。現状、市内中小企業者は、手続において利用しやすい融資制度を求めているのであって、金利はさほど問題にしていない。商店いきいき資金のように、1 円も利用されなかったということのないようにしてもらいたい。借しやすい融資制度をつくるためには、中小企業の借入実態を調査し、現状を把握してから制度化するとの姿勢が重要である。融資が受けられないために人員削減が行われるとなれば、おのずと若者の雇用の場もなくなり、ひいては、人口減少に歯どめがかからない要因となるのではないのか。市としての政策的な取り組みが必要と思うがどうか。融資制度は、市や金融機関にとって、ノーリスクでよいものをつくろうとしても難しい。そこで、市のリスク分担として何ができるかという、協調倍率がある。例えば、それを 0.5 などに設定すれば、金融機関の融資意欲を喚起し、利用率の高い制度になると思うがどうか。

おたる自然の村の収支は、採算ベースだけで判断はできないとはいえ、市から約 4,600 万の持ち出しをしている。経営合理化による多少の支出削減は行われているが、使用料収入をふやすための方策として何か考えはあるのか。また、市民からは、パークゴルフ場の時間延長を求める声も多いが、これらの要望にどうこたえていくつもりなのか。

日銀小樽支店の廃止をめぐる日銀側と 3 回の懇談会が開催されたが、今後の取り組みとして、人数を絞ったワーキンググループ形式で討議し、その結果を全体会議で諮るという手法で展開していくという方法もあると思うがどうか。

育児休業や介護休暇の制度は、国が男女を問わず取得できるものとして制度化したものであるが、取得者の状況を見るとほとんど女性である。また、取得後の職場復帰時に、戻る場所がないといった不安の声も聞かれる。これらの制度を一番取得しやすいと言える公務員においてさえ、このような状況であれば、国が少子高齢化への取り組みとしてつくった制度が全く生かされていないということになるのではないのか。今後、市内において、公務員はもとより、各民間企業においても、男女の別なく安心して制度を活用できるように十分な PR を行っていく必要があると思うがどうか。

これからの本市経済を考えたとき、観光産業のすそ野の広い経済効果はさらに重要なものになる。そこで、リピーターにあきられないよう、次々と新たな手を打たなければならないが、小樽港を観光港としてとらえることも一つの方策であると思うがどうか。本港は、外航客船の入港数が全国で 2 番目に多いと聞くが、それを根拠に、国の補助金導入を図り、小樽港の新しい道筋を模索する考えはないか。

平成 12 年度の小樽港港湾貨物取扱高は 166 万トンと対前年比 4 % の減となったが、一方、石狩湾新港は 290 万トンと 10 % の増である。まさに、「ひさしを貸して母屋をとられる」といった状況ではないか。このまま推移したとして、港湾計画改訂の平成 17 年度目標値 462 万トンを達成できると考えているのか。あくまでも目標で

あるとするが、それに見合う港湾整備を行いながら貨物量がふえないとすれば、結果として過大投資につながらと思うがどうか。また、港湾の利用促進事業費として100万円計上されているが、この程度の予算で、石狩湾新港に負けないという気概を持ったポートセールスができるのか。海員会館は市民センター建設時に取り壊されたが、当面の措置として、港湾福祉センターに宿泊可能なスペースが確保され、港湾部が主体となってその後の取り扱いを考えるということであった。しかし、港湾計画には一切うたわれず、さらには、港湾福祉センターを管理する港湾福利厚生協会に支出されていた補助金が1割カットされた。過去の経緯も含め、港湾部は、海員会館の取り扱いをどうとらえているのか。などであります。

なお、閉会中の2月15日に開催されました当委員会におきましては、石狩湾新港管理組合の平成12年度一般会計補正予算案、平成13年度一般会計予算案、条例の一部改正及び専決処分について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第39号、陳情第55号及び所管事項の調査につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

継続審査中の陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求めるものです。全国の完全失業率は4.9%、300万人を超えています。全道的には5.5%、16万人となっています。全国的な雇用状況を把握する数値の一つとして、有効求人倍率がありますが、これによると、ことし1月の倍率は、全国が0.67倍、全道が0.44倍、小樽職安管内は0.37倍であります。つまり、小樽では、100人の求人者に対して37人分の求人数しかないということになります。全国、全道に比べても、マイカル効果もなく、深刻な事態となっておりますので、陳情は急を要するものです。

採択を主張して、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第17号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

○26番(高階孝次議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は次のとおりであります。

ふれあいパスについては、市独自の調査の結果、当初見込みを大幅に超える利用状況であったため、バス事業者とは新年度の事業費を若干増額することで決着したが、平成14年度以降はさらなる増額が求められることは必至の状況であり、その場合は市としても利用者の一部負担等の導入は避けられないという。しかしながら、老人医療費の一部負担や介護保険料の年金からの天引きなど、日々高齢者を取り巻く環境は悪化している。高齢者の社会参加を推進する観点からも、例えばノマド福祉会の補助金不正受給にかかわる補助金減額分、石狩湾新港管理組合負担金、マイカルのための小樽港縦貫線整備事業や築港駅周辺地区土地区画整理事業に係る経費を財源に充てる措置を検討するなど、市は現行制度の継続に向け、前向きに取り組むべきではないのか。

陳情第56号に関連するが、国立療養所小樽病院の後医療を引き継ぐ公的医療機関として、済生会への医療機能の移譲を打診しているが、いまだに相手方から明確な意思表示はない。譲渡先が早期に決定しないとなれば、現在、国が進めている再編成計画の実施により、施設自体が取り壊される事態も予想される。重度心身障害児医療やリハビリ、結核の部門を含めた本市の地域医療としての機能が大きく失われると危惧するがどうか。また、済生会が引き受けられない場合には、他の医療機関に要請していく考えはあるのか。

市は介護保険料の軽減策について検討しているとのことだが、国は保険料を全額又は一律に免除することや、一般会計からの繰り入れは不適当としている。市はあくまでこのような国の見解に基づき実施する考えなのか。まさに、介護保険事業は自治事務である。保険料や負担軽減策については自治体独自で決定する事項であり、何ら国に拘束されるべきものでない。今後、市独自の軽減策の実現に向けて、前向きに検討すべきと思うがどうか。

近年、女性の社会進出の増加などにより少子化の進行が著しい中、本市の合計特殊出生率は1.02ポイントと、全国、全道平均を大きく下回る状況にある。市としては早急に子育てと仕事の両立ができる環境の整備に向けて取り組む必要がある。市のエンゼルプランの中で提唱され、既に国が事業化しているファミリー・サポート・センターの設置を検討していく考えはないのか。同センターは育児の援助を行う人と受けたい人のグループを組織化し、会員相互の援助活動を行う施設というが、まずは、本市の地域性を考慮し、果たして当該施設が有効に機能するかどうかの研究を行うことが、この時期の行政にとって最も重要な課題と思うがどうか。

いなきたコミュニティセンターについては、人手が足りないことを理由に、集会所等へのいすやテーブルの出し入れを利用者みずからが行うこととされており、市民会館と違う市側の対応に極めて不適切との指摘が寄せられている。同センターの管理運営は、住民で組織するいなきたコミュニティセンター運営委員会に委託しているが、その構成員を見る限り、市や行政機関の天下り先となっており、その言葉遣いや横柄な態度に対して利用者からの苦情は絶えない。地元の自主的な運営に任せるべき施設というのであれば、人員の再配置も検討すべきと思うがどうか。また、町内会や老人クラブの親睦などに利用されることも多いが、センター内ではわずかの飲酒すら認めないなど、おおそコミュニティという性質からして時代にそぐわない運営と言わざるを得ない。これらを含めて早急に施設のあり方を改善していく考えはないか。

全都清との業務委託契約書に基づき作成された文書については、多数不明瞭な点が見受けられる。一例を挙げると、全都清第147号については作成した職員本人に電話照会したところ、当該文書は技術提案に参加する選定コンサル6社から応諾を報告するものであり、専務理事の決裁まで受けた極めて重要なものであるとの意見を聴取している。これに対する市の認識はどの程度あるのか。文書に日付が入っていなかったことも指摘したが、全都清では手書きの記入も含めて、通常そのように処理すること自体、考えられないとも言う。市はあくまで収発件名簿により10月11日に文書を収受したと主張するが、都内の郵便局に問い合わせた結果、絶対に同日には到達しないことが判明した。この委託契約による事務のすべてが事前に進められていたという事実を正直に認めるべきではないのか。

2月25日、3月3日の両日、ごみ焼却施設建設候補地の桃内町会の住民が、苫小牧市と札幌市のごみ処理施設を視察したとのことだが、この施設見学の目的は何か。また、推進協議会としては、どのようなかわりを持っているのか。参加者の多くは最先端の施設に対して一定程度の評価を示しており、あわせて、札幌市においては地元町会役員との懇談の場が設けられたなど、大変に有意義な視察であったとの感想を聞いている。施設見学を通じて、おおむね桃内町会の住民が抱く不安は払拭されたとの理解でよいのか。これをもって、すべてが円満に解決するとの認識はいまだ双方にないようだが、今後、推進協議会としては、住民との合意形成に向けてどのような手法、スケジュールで取り組んでいくことになるのか。今のところ、ごみ焼却施設は当初計画から1年おくれの着工となるが、このままで進まなければ本市の環境行政にとって深刻な結果を招くことになる。今後とも一層の調査、研究を行うとともに、一日も早く住民の同意が得られるよう鋭意努力してもらいたいかどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第56号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号、第53号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、討論します。

陳情第53号、第56号については、いずれも採択、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号は、これまでどおり、すべて採択を主張します。

最初に、今回の厚生常任委員会では、予算委員会に引き継いで、新設予定の焼却施設に対する事前着手の疑惑が議論されました。

平成12年3月、北後志地域ごみ処理広域化基本計画書が提出され、平成14年度着工、遅くとも平成17年度当初から供用開始の計画でしたが、焼却炉設置予定地域住民の合意が得られず、計画が進んでいません。

我が党は、清掃法に基づき、生活ごみの処理は各自治体の実態に合わせて市町村ごとに行うべきで、広域処理化にも大型焼却炉の設置にも反対しています。

しかし、広域連合が設置されない中で進めている準備の内容や手続については、明快かつ透明でなければな

りません。基本計画では、150億円以上の大きな事業ですから、市民と議会に対して事前の進捗状況を詳細に報告し、意見を聞くべきです。これがないことが重大問題です。

今後とも、広域化計画に対する質問は続きます。適切な事務処理、議会への報告に務め、明快な答弁をされるよう求めておきます。

また、ふれあいパスの現行どおり継続を求める我が党の財源提案に対して、市長はいろいろ反論していますが、政治理念が違いますので、政策も違って当然です。

しかし、限られた市の財政だからこそ、税金の使い方が問われます。小樽港縦貫線整備事業は、当初100億円以上もかかる、見直すべきだという我が党の意見に対し、市長みずから手直しをしたではありませんか。

石狩湾新港は、小樽の補完港としていた事業です。現在、小樽港の一般貨物量は、石狩湾新港の約6割弱です。小樽の港湾機能の衰退をもたらしているこの事業を見直すのは、むしろ当然ではないでしょうか。

関連の石狩開発の事業も同様であります。

今、市長に求められるのは、勇気を持ってこれらの事業を見直し、福祉政策を思い切って進めることではないでしょうか。

それでは、委員会に付託された案件について意見を述べます。

陳情第53号は、国道5号銭函西郵便局前へのバス待合室設置方です。

もともとあった待合室が、道路拡張工事のために取り壊されたままになっているもので、必要性は町内会、開発局、理事者の皆さんが認めており、願意は妥当です。

陳情では、郵便局の反対で建設できないとありますが、郵便局は、一般の個人商店とは違う公共の機関です。この際、住民要望に協力していただけるよう、再度、検討依頼してはどうか。

意見を添えて採択を求めます。

陳情第56号は、国立療養所小樽病院の機能強化と充実要請方です。

厚生労働省は、医療費抑制のベッド削減のため、国立病院・療養所の統廃合、移譲計画を進めています。道内でも、15施設を6施設にする予定で、国立療養所小樽病院は西札幌病院に統合計画でした。本市も、議会も、国立のままで、現在の結核、重度心身障害児、リハビリの医療を残してほしいと一致して要請してきましたが、平成11年、小樽の三師会の陳情が採択され、廃止されるよりは公的医療法人への譲渡移管を検討中です。

しかし、本来なら、国が国民の医療に責任を果たすべきであり、市内の医療機関からも、不採算医療は国立に受け持してほしい、結核の治療施設は地域にどうしても必要と意見が出されています。

請願の願意は妥当であり、既に議会で公的医療法人に譲渡移管を決定したからといって、拒否するものではないと思います。

他会派の皆さんには、再度、採択を検討されるようお願いいたします。

継続審査中の請願第14号は、認可外保育所の補助金増額方についてですが、今年度予算で、各園年間10万円の増額が実現しました。大変喜ばれていますが、10年ぶりの実施で、物価の推移を見ても、今後とも補助金増額を図る必要があります。

請願第39号は、重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反対方についてであります。

本委員会に、北海道医療給付事業の見直しとして報告されたものの一部です。

重度心身障害者の医療は、生きていく上での必要不可欠のものです。医療費負担の導入は、弱者への限りない負担導入となり、生活不安を一層高めるものでしかありません。障害者の生きる権利を保障するためにも、

願意は妥当です。

陳情第46号は、天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方です。

昨年11月、中央バスと地域住民の話し合いで、距離的にバス停留所の必要性があると考えている。しかし、急な坂道のため、安全な停止、発車のためにはロードヒーティングが必要と回答を得ています。土木部との交渉も進めていく予定ですが、市民要求実現のため、採択を求めます。

他の請願2件、陳情1件に対しては、いずれも願意妥当、採択を主張して討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第56号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、陳情第56号は不採択と決しました。

次に、請願第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よってさように決しました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、陳情第23号、第46号、第53号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 16番、久末恵子議員

(16番 久末恵子議員登壇)(拍手)

○16番(久末恵子議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ことし4月から施行される「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、公共工事の発注見通しと入札・契約にかかる情報の公表、施工体制の適正化、不法行為に対する措置が国の発注工事に義務づけられた。この法律を実効性のあるものにするために、小樽市においても、早期に国と同様の措置をとるべきと思うがどうか。また、帯広市では、数年前に、建設業の実態調査を行い、入札・契約の適正化、建設業退職金共済制度への加入の指導を積極的に進めているが、小樽市においても、法施行に伴い、元請・下請業者の契約関係や建設労働者を取り巻く環境の実態調査を工事発注者の責任で行い、その改善に努めるべきと考えるがどうか。

小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業において、現在、換地計画が公衆縦覧されて、利害関係者の意見書提

出が行われている。提出された意見書に、地権者以外の市民のものがある場合の取り扱いはまだ決定していないが、今回の縦覧は、市民が事業施行者である市に対して意見を提出できる最後の機会である。市は、この事業が全市的にさまざまな影響を与えるということを認識して、必要な資料を公開するとともに、市民から提出された意見書を積極的に取り上げていくべきと考えるがどうか。

銭函地区の都市計画道路について、和宇尻中央通、銭函新通、礼文塚通の3線は、平成4年6月に都市計画決定を受け、平成13年度街路事業としても予算計上されているが、同時に、都市計画路線となった歌棄通は、事業認可を受けておらず、当分、事業が開始される予定にはなっていない。今後の道路整備の基本方針は、多額の移転補償費が見込まれる長大路線の整備よりも、除雪路線の格付見直し等に伴う整備を優先的に実施する意向とのことだが、歌棄線は地区内の骨格となる道路として計画されており、小児総合保健センターへ通じるという事情もあるので、事業着手を検討すべきと思うがどうか。

現行の除排雪路線の種別区分では、道路利用の実態と基準が適合していない箇所があり、これまでも除排雪の基準が見直しが議論されてきた。今後の予定は、平成13年度中に住民の理解を得ながら具体案を策定して、14年度からの実施を考えるようだが、除排雪については、切実な市民要望であることから、来年度中の早期実現を目指すべきと思うがどうか。また、除雪区分3種の5に該当する路線は、主要な除雪路線となっていないので、歩行者にも非常に不便をかけていると思われるが、今後は、除雪パトロールを一層強化して、3種の4該当の路線と同水準の除雪をするか、又は、格上げについても検討すべきと思うがどうか。

中央埠頭基部から海上投棄する雪の量を減らすために、平成12年度から、交通記念館に隣接する民間用地を賃借して、新たな雪捨て場として利用を開始したが、札幌市新川地区の雪捨て場では7月まで雪解けがみられる状況であり、この場所も、現在までに堆積した20万立方メートルの雪山がなくなるのは6月ごろと見込まれている。市内に陸上の雪捨て場が不足している現状では、やむを得ない面もあるが、港の眺望が、長期間、この雪山で遮られることになり、また、美観・景観上の配慮からも、早期の雪山解消に努めるべきと考えるがどうか。

手宮仲通線は、冬期間は、道路両サイドに堆積した雪で幅員が非常に狭くなるが、一方、近隣する手宮地区の商店街沿線では、町内会で道路わきの流雪溝に投雪して、地区内の雪量を減少させて幅員確保が図られている。新年度に手宮仲通線は臨時市道整備事業対象路線となっていることから、この際、技術的に可能ならば、工事の設計段階で道路中央に暗渠で入っている川の流れを道路わきに変更して、流雪溝として使用できるようにすべきと思うがどうか。

バリアフリー等住宅改造資金融資条例による融資は、借入れのための所得上限が1,200万円で、住宅金融公庫からの借入基準をそのまま準用したものとなっている。しかし、公庫の基準は、住宅購入による高額な借入れを想定しているため、返済能力を重視したものになるが、300万円の貸し付けが限度であることの制度による融資を、公庫と同じ基準で審査すると、高額所得者が優先されて、低所得者が制度を利用できないおそれがある。市内の所得水準は決して高いものではなく、市民に幅広く融資を受けてもらうためには、市独自の貸付基準を策定すべきと考えるがどうか。

市営住宅の入居募集事務は、道営住宅との窓口一本化、募集回数の増加による行政サービスの向上ということで、平成元年4月から北海道住宅管理公社に業務委託をしているが、公社の窓口対応に多数の苦情が入っていると聞く。これは、市営住宅の入居募集期間でないときに申込者が来ると対応が不誠実であったものとのことだが、市は、業務発注者の責務で、市民への行政サービスとして、わかりやすく親切な対応をするよう強く

公社を指導すべきと思うがどうか。市営住宅入居のしおりには、住宅の修繕の義務と負担区分について記載があり、公営住宅法による市と入居者それぞれが行わなければならない修繕箇所が定められている。給排水、電気・ガス等の各施設ごとに修繕義務者の負担区分があるのは理解できるが、入居者が行う修繕箇所については、前居住者の施設の取り扱い状況によって、同じ設備でも耐用年数に著しい差が出てしまい、現居住者間に不公平が生じてしまう。中途入居者である場合には、負担区分のしゃくし定規な運用ではなく、個々の部屋の消耗度に応じた弾力的な対応をすべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号、第43号、第52号については、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、請願第15号、陳情第49号については、全会一致で採択と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

○5番(松本光世議員) 自民党を代表して、委員長報告に賛成の討論をいたします。

このたびの第1回定例会に当たり、建設常任委員会への新たな付託案件はなく、これまでの継続審査中の案件であり、請願3本、陳情16本で、その大部分の内容はロードヒーティング施設方についてのものであります。

共産党は、今議会においても、これまでのパターンと変わらず、すべて願意妥当で採択を主張しておりますが、これは市民向けのポーズだけで、住民にただいたずらに期待だけを抱かせるもので、陳情者に対して失礼であり、我が自民党を初め、与党は、継続審査を選択してきたものであります。

私たちは、市民が快適な冬の生活を送るための整備拡大を要望する思いは十分理解をし、承知をしているところであり、それだけに、我々責任与党は、要望による現地視察をし、優先度にも配慮し、また財政的観点を考え合わせて、実現性の高い案件を採択していくことが極めて適切な判断と考え、委員長報告に賛成をして、討論といたします。(拍手)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、ただいまの松本議員にもお答えをして、継続審査中の案件、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号、第43号、第52号については、松本さんがおっしゃっていただきましたが、いずれも、市民から寄せられたその願意は極めて妥当であり、採択を求めます。

以下、その理由を述べます。

継続審査の19案件中、その大半を占める12件はロードヒーティングの敷設方を求めるものであります。その他は、道路側溝整備が3件、踏切拡幅が2件、河川整備、除雪に関する件が各1件であります。

これら案件に込められた市民の願いは、いずれも切実、妥当であり、我が党は、繰り返し、その採択を求め

てきました。

しかし、委員長報告にあったように、理事者側が手を挙げた二つの案件を除き、今また継続審査であります。

さて、この二つの案件、つまり請願第15号 市道堺学校下通線のロードヒーティングの敷設方などについて、並びに陳情第49号 市道桜8号線桜高区排水地下のロードヒーティングの敷設延長、改良方については、ご承知のように、平成12年第1定及び第4定に向けて、それぞれ市民から提出されてきたものであります。

今議会で初めて全会派が願意妥当と認め、採択となりました。

この間、与党会派の皆さんには、本件願意を受けとめることなく、ただただ、継続審査という名のもとで棚上げしてきた案件であること、先刻、ご承知のとおりであります。

しかし、今、なぜ採択を主張されるに至ったのか、ついお聞かせいただく機会を失ってしまいました。

言うまでもないことですが、議員は、市民と行政の間のかけ橋であります。その橋が、もし双方向でなく、一方通行だとすれば、しかも、それが、行政の側にしか通じていないとすれば、極めて遺憾、市民の側からは黙過できないことでもあります。

私は、昨年3定におけるこの場から、議員各位に次のように訴えました。

与党であれ、野党であれ、議会として、議員として、よって立つべき位置は同じであります。市民の願い、願意から離れて存在するとすれば、それは、もはや議会の自殺行為ではありませんか。

各位の積極的な態度表明を期待します。

付託された案件が、全件採択されるよう重ねてお願いして、私の討論を終わります。(拍手)

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 民主党・市民連合を代表し、建設常任委員長報告に賛成の討論を行います。

当委員会には、このたびは新たな付託議案はなく、継続審査中の請願並びに陳情であります。

そこで、我が党の態度を申し上げますが、請願第11号、第13号については継続を、第15号については採択を主張し、また、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号、第43号、第52号については継続を、第49号については採択を主張します。

以下、その理由を申し上げます。

請願第15号は、ロードヒーティングの敷設方、陳情第49号は、ロードヒーティングの敷設延長方と道路の改良を求める内容であります。

請願第15号、市道堺学校下通線は勾配が10%、陳情第49号の桜8号線は勾配が15%であるにもかかわらず、ともに、他の路線に比べ、主な幹線道路に匹敵する交通量があるとともに、地域の連絡に大きな役割を果たしており、市内交通体系の一翼を担う路線と私は理解しております。

したがって、この2路線は、道路パトロールによっても優先度が高く評価されているとの答弁もあり、採択を主張いたします。

その他の請願2本、陳情8本については、いずれもロードヒーティングを要請するものでありますが、我が党は、今年度の予算要求の中で、ロードヒーティングの対象地区の緩和と、さらに第1、第2期の年次計画の総点検と、改善及び整備方に努力するよう市長に求めているところであり、今後の総点検に期待し、本議会では継続を求めます。

また、陳情第21号、第52号については、我が党は、ＪＲの意見も含めて現在調査中であり、継続いたします。

なお、陳情第25号、オタモイ 3 丁目陸橋通線の側溝整備方については、今なお地主と協議が調わない状況と
のことであり、継続が適当と思います。

また、陳情第13号、長橋 3 丁目の22番付近の道路整備については、国立療養所の都合があるとのこともあり、
現時点では継続審査とし、今後の協議を見守りたいことを申し添えて、我が党の討論いたします。（拍手）

（「議長、9 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9 番、大島護議員。

（9 番 大島 護議員登壇）（拍手）

○9 番（大島 護議員） 市民クラブを代表して、ただいまの委員長報告に対しまして、陳情の部分中陳情第
21号、第52号を除き、委員長報告に反対を主張する討論をいたします。

今議会に提出されております継続審査中の請願・陳情においては、いずれもロードヒーティングの敷設方
についてであります。

市民は、住民が安心して暮らせる冬のまちづくりのために、市に対し積極的に取り組むことを強く要望して
おります。

また、皆さんもそうだと思いますけれども、ロードヒーティングの問題については、個々には大変な相談を
受けております。そのような観点から、継続中のものについては願意妥当である、そのような判断のもとで私
たち市民クラブは態度表明をいたします。

請願・陳情に対して、継続審査中の陳情第21号、第52号については、いずれも踏切の拡幅改良方であり、Ｊ
Ｒとの関係もあり、継続審査を主張いたします。

その他の請願・陳情は、いずれも、市民の立場に立てば願意妥当であり、採択を主張し、討論を終わります。
（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第11号、第13号、陳情第 3 号ないし第 5 号、第 7 号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第
25号、第29号、第43号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第21号、第52号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2、「意見書案第2号ないし第13号」を一括議題といたします。

本件につきましては、提案説明等を省略し、直ちに採決いたします。

可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 前 田 清 貴

議 員 秋 山 京 子

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案

○ 平成13年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配付分）

(1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成１２年１１月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成１２年第４回定例会において採択と決定した請願・陳情の処理経過について、次のとおり報告があった。

陳情第４１号「松ヶ枝中学校通学路整備による安全確保方等について」は昨年１２月６日に総務常任委員会にて現地視察が行われており、ＰＴＡ役員、学校長との協議を行っています。

当該通学路は、校門から玄関まで約３００メートルあり、急勾配のため冬期間は車両等が滑りやすい状況にあり除雪のほか、転倒防止のための砂巻きも実施しています。

ロードヒーティングの敷設には、多額の工事費、維持費を必要とすることから、生徒の通学時の安全確保の観点から他の方策を含めて検討してまいりたいと考えております。

陳情第５０号「星野地区への公的避難施設設置方について」は宅地開発が民間業者により進められており、隣接する銭函地域との関連など現在までに公的施設が整備されていない状況にあります。現在、小樽市地域防災計画の中で、星野地区を含めた銭函地域には銭函小、銭函中、銭函サービスセンター、銭函保育所の４カ所が指定されています。

今後、新規の宅地開発が進み、人口の増加の状況を踏まえた上で公的施設の設置にかかる避難施設について検討してまいりたいと考えております。

陳情第５１号「小樽市西部地区への救急車両配置要請方について」は１月２５日塩谷桃内連合町会福原会長、蘭島地区連合町会川口会長を訪問し、要請のあった救急車の配置については今後の課題であり、慎重に検討したい旨を報告しております。

請願第４１号「高等学校適正配置計画の見直し」については昨年２度にわたり市長、市議会議長、教育委員会委員長連名で北海道教育委員会に対する陳情、知事に対しての要請、並行して「地域別検討協議会」においても間口確保を求める要請を行ってきましたが、桜陽高校の１間口削減という残念な結果となりました。市教育委員会では現段階での知事への要請は控えておりますが、中学校卒業者の減少が続くことが予想されることから、教育関係団体と連携をとりながら間口確保に取り組んでまいりたいと考えております。

「３０人学級の実現」については、従前から北海道都市教育長連絡協議会、全国市長会を通じて関係機関に要請しております。

国においても「第７次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」が公表され基本教科の授業時における少人数学級の実現計画が示されており、今後この問題について取り組んでまいりたいと考えております。

以　上

平成 13 年

第 1 回定例会

意見書案第 1 号

小樽市議会

米海軍原子力潜水艦衝突事故再発防止対策とえひめ丸引き揚げ要望に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	八 田	昭 二
	同	武 井	義 恵
	同	高 階	孝 次
	同	佐 藤	利 幸

2月10日、ハワイ沖で愛媛県立宇和島水産高等学校の実習船「えひめ丸」が衝突し沈没した事故は、米海軍原子力潜水艦の緊急浮上訓練により引き起こされたものであり、北海道立小樽水産高等学校を抱える本市においても、見過ごすことのできない重大問題です。

いまだにこの事故によって高校生を含む9名が行方不明であり、これら家族や学校関係者の方々の悲しみや心痛は察するに余りあるものがあります。

本市議会は、政府が関係者の要望を聞き、事故に対する敏速で適切な対応を行うとともに、米国政府に対しては、行方不明者の救出・搜索活動の強化と1日も早い船体の引き揚げ、衝突事故の徹底した原因究明と情報公開、事故再発防止対策等を速やかに求めることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年2月28日
小樽市議会

議決年月日	平成13年2月28日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

特別間伐事業の創設を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成	田	晃	司
	同	松	本	光	世
	同	斉	藤	裕	敬
	同	渡	部		智
	同	秋	山	京	子

我が国の森林・林業が、長期にわたる構造不況を脱出できない中で、人口林育成上で緊急に間伐をしなければならない森林は全国で 150 万ヘクタールあり、北海道では 25 万ヘクタールを 5 年間で計画的に整備することとなっています。

一方、木材価格の低迷や事業費の高騰など、林業を取り巻く厳しい環境が続く中、道内では特に間伐材の主な用途であるパルプ材の需要と価格の低迷により、森林所有者の経営意欲は減退しており、間伐の実施にも大きく影響を及ぼしています。

このため、搬出等の条件が悪い人工林は間伐が実施されず、手入れがされないまま林齢を重ねることで、ひ弱な樹木からなる弱弱しい状態になってしまい土壌がやせ細り、水源涵養能力が衰え、土砂の流出防備ができなくなるなど、国土の保全または環境保全の上からもゆしき事態を引き起こすことが懸念されます。

こうしたことから北海道では、国の高齢級の間伐を進める施策を積極的に活用するとともに、事業コストの割高になる人工林に対して補助制度を設けて間伐促進に鋭意努力しているところであります。

しかしながら、今日のような林業経営をめぐる厳しい環境が急速に好転する見通しが無い以上、これまでのように森林所有者に事業費を補助することだけで森林の健全性を保つという方法は限界にきていると言わざるを得ません。

よって、国においては、国土保全・環境保全の観点から、また、森林・林産業の基盤整備を進める上からも、公的に守り整備する必要がある森林については、全額公費による間伐を行う方策を講ずるよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

仕事と家庭の両立施策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	齊	藤	裕	敬
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

近年、我が国では少子化が急速に進行しています。一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均は、1999年には1.34となり、我が国の経済・社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念され、政府をはじめさまざまな分野で対応策が提言されています。2000年4月20日には、労働団体と経営者団体の「子どもを生み育てやすい社会をめざして」と題する共同アピールも発表されています。

その対応の一つには、固定的な男女の役割分業や雇用慣行を是正し、男女共同参画社会の実現など新しい枠組みを目指すことです。昨年、男女共同参画社会基本法が施行され、この分野の進展の道筋がようやくつきました。二つには、子育てを支援するための諸政策、特に育児と仕事の両立支援施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにあります。本年1月には労働省と厚生省が統一されたことから効果的、連携のとれた施策を希望します。

また、同時に子育て支援のための環境整備として、保育所の入所待機児童解消をはじめ、多様な保育ニーズに対応した保育サービスと放課後児童対策の拡充が早期に実現されなければなりません。さらに多様化する保育ニーズに柔軟に対応している認可外保育施設についても、適切な保育が確保されている施設に対しては支援策を講ずる必要があります。

よって、国においては2001年通常国会において法整備をはじめ、子育て環境整備の一層の取組みをされるよう強く要望します。

記

- 1 育児・介護休業法に短時間勤務制度の拡充、子ども・家族看護休暇制度の新設、男性の育児休業取得促進策、時間外労働時間等の免除措置を盛り込むことにより、「仕事と家庭の両立支援法（仮称）」に改正すること。
- 2 保育所の入所待機児童（全国約3万人）の解消、乳児保育、延長保育や病（後）児の一時預かり、休日保育など保育ニーズに合った保育対策や放課後児童対策を拡充すること。
- 3 認可外保育施設に対し、支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年3月21日
小樽市議会

議決年月日	平成13年3月21日	議決結果	可	決	全	会	一	致
-------	------------	------	---	---	---	---	---	---

食品の安全性確保の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	村	岩	雄
	同	松	本		聖
	同	新	谷	と	し
	同	武	井	義	恵
	同	斉	藤	陽	一良

適正な栄養の摂取とともに、食品の安全性の確保は、国民の健康にとっても極めて重要な課題です。特に近年において、従来の農薬や化学肥料による食品汚染に加え、O-157や狂牛病の発生、ダイオキシンや環境ホルモンなどによる食品・環境汚染、あるいは遺伝子組換え食品の登場、さらには大手食品メーカーのずさんな製品管理による大規模な食中毒事故の発生などの問題も加わり、国民の間から食品の安全性確保を求める声が一層強まっています。

今日、遺伝子組換え技術等の新しい技術を活用した食品の開発も、国内外問わず行われ、かつ我が国においては海外からの輸入食品が急増しており、それらの食品の安全性確保が充分であるかどうかといった不安も、国民の間に広がっています。

政府においては、農薬・食品添加物に対する規制や遺伝子組換え食品の安全基準や表示の義務づけあるいは食品行政への消費者参加等、一定の施策が講じられているところではありますが、政策決定過程やそれらの根拠となる考えやデータ等の情報公開などがまだ不十分であるとの指摘もなされています。

よって、政府においては、食品のより一層の安全性を確保するために、以下の施策を早期に実施すべきことを要望します。

記

- 1 食品行政に国民の意見・要望を広く反映するために、パブリック・コメント（国民の意見申し出）制度の充実を図るとともに、食品行政への国民参加の充実を促進すること。
- 2 遺伝子組換え食品やアレルギー原因食品の表示の義務付けを拡大するとともに、遺伝子組換え等の技術による食品の長期にわたる安全性や環境に与える影響を調査研究し、安全確保対策に万全を期すこと。
- 3 農薬・動物用医薬品の残留基準の対象品目を拡大するとともに、食品添加物の指定制度の充実を図ること。
- 4 食品安全行政に関しての情報公開を一層進めるとともに、食品メーカーに対する抜打ち調査等、チェック体制を強化すること。
- 5 昨年 12 月末に旧厚生省が発表した「食の安全推進アクションプラン」の着実な実施を図り、その結果を国民に公表すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	村	岩	雄
	同	斉	藤	裕	敬
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	佐	藤	利	幸

我が国における長期の経済低迷が続くなかで、雇用情勢は依然として厳しいものがあります。厚生労働省の調査によれば、2000年12月の完全失業率は、4.8 %であり、有効求人倍率は、0.66倍となっています。そのなかで特に60～64歳の高齢者の完全失業率は、6.9 %という高水準にあり、その有効求人倍率に至っては、0.08倍、55～59歳では、0.19倍という厳しい水準にあります。

一方、心身障害者の民間企業における実雇用率（平成12年 6月 1日現在）は、前年と横ばいの1.49%ですが、法定雇用率1.8 %を依然として下回っています。また56～99人規模企業では1.72%から1.66%に、100～299人規模企業では、1.41%から1.40%と前年度より低下しています。（厚生労働省資料）

我が国においては、定年制や終身雇用といった長年の雇用慣行があり、それらは一定の定年まで安心して勤務できるというメリットがある反面、採用時の年齢制限が、高齢者の雇用を一層厳しくしています。

こうした高齢者の厳しい雇用状況を改善するために、政府は、年金の支給開始年齢65歳に伴う定年制の延長や、再雇用及び継続雇用制度の充実など、あらゆる方策を講ずるべきであります。また、高齢者に対しても雇用の機会均等を保障するために、米国におけるような雇用における年齢差別を制限する「年齢差別禁止法」（1967年）の制定も考えるべきであります。

一方、障害者雇用においては、企業に対し、法定障害者雇用率1.8 %が設定されていながら、単なる努力目標であるために、多くの企業において、目標を大きく下回っています。この問題についても、政府はもっと実効性のある対策を打ち出すべきであります。

21世紀の少子高齢社会において今後、我が国の労働人口の減少が確実に見込まれることから、政府においては、高齢者及び障害者などの雇用を促進するために、下記の実効性ある対策を早急に打ち出すべきであります。

記

- 1 高齢者の雇用を促進するために、雇用における年齢制限に対する規制を行うこと。
- 2 年金支給年齢に応じた65歳までの定年の延長、継続雇用及び再雇用を促進するための実効性のある対策を講ずること。
- 3 法定障害者雇用率（1.8 %）を達成するために必要な実効性のある施策を講ずること。
- 4 障害者の働く場となっている作業所に対する支援策を強化するとともに、障害者に対するIT講習やパソコン購入の補助及び障害者用ソフトの開発・助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成13年3月21日
小樽市議会

議決年月日	平成13年3月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

鉄道線路及び駅舎構内における安全対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	大	畠		護
	同	古	沢	勝	則
	同	武	井	義	恵
	同	高	橋	克	幸

去る 1 月 26 日に J R 山手線新大久保駅で発生した、線路に落ちた人を助けるために飛び込んだ 2 人も含め、3 人全員が電車に轢かれ死亡した事故は、内外に深い沈痛とともに、大きな衝撃を与えたところであります。

この事件において、見ず知らずの人のために危険を顧みず飛び込んだ韓国の若い友人ら、この 2 人に対し、内外から多くの賞賛が寄せられていますが、改めて線路やプラットフォーム等の駅構内における安全対策を早急に考える必要があります。

新聞報道によれば、この事故を知った多くの身体障害者の方々は「また起きてしまったのか。安全対策が整っていたら、犠牲にならずにすんだのではないか」との感想を漏らされています。また、これまでも視覚障害者の方々が線路に落ちる事故が相次いでおり、「東京視力障害者の生活と権利を守る会」が昨年 4 月にアンケート調査をしたところ、3 人に 1 人がホームに落ちた経験があり、94 年 12 月以降、全国で 11 人の方が亡くなっていると報道されています。

近年、一部の駅舎等において、バリアフリー等の身体障害者や高齢者等のための安全対策が講じられつつあるものの、多くの駅舎等においてはまだまだ不十分です。特に視覚障害者の点字ブロックや手すり等が未整備であるとともに、特に今回の事故の現場となり、かつ事故原因ともなった線路内においては、転落検知マットや、転落等の万が一の場合の避難場所が不備であるなど、安全対策に多くの問題点があります。

交通バリアフリー法が制定され、今後、駅舎内や駅周辺のバリアフリー対策が漸次実施されていくこととなっているが、併せて駅員の配置、線路、プラットフォーム及び駅構内における安全対策の強化を図る必要があります。

政府においては、今後、こうした事故の再発を防ぐためにも、各鉄道経営者に対し、線路内及び駅構内の安全対策の総点検を行わせるとともに、できるだけ速やかな対策を講ずるよう、強く求めていくべきであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づいて、意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可	決	全	会	一	致
-------	------------------	------	---	---	---	---	---	---

昆布輸入割当制度の堅持を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 本	聖
	同	見楚谷	登 志
	同	佐々木	勝 利
	同	北 野	義 紀
	同	佐 野	治 男

北海道の漁業は、国際法 200 カイリの制定以来、相次ぐ国際漁業規制の強化によって、北洋漁業をはじめ大幅な後退を余儀なくされました。

こうした漁業環境の変化の中で水産業を基幹産業とする道内主要都市において、残された漁業の保護・発展は、地域経済を守るとともに、雇用確保の場としても重要な役割を果たしています。

中でも昆布漁に従事する漁業者が過半数を越えている根室、歯舞、落石などでは、自然環境に影響される上に、変動の激しい価格形成に左右され不安定な経営を余儀なくされています。

先の W T O 関係会議において、水産物の輸入自由化と関税引き下げ問題が、大きな焦点として浮上し、現在かろうじて維持されている昆布輸入割当制度（I Q 制度）の撤廃が危惧される状況となっています。今でさえ昆布漁業者の廃業が進行する中で、万一こうしたことが現実となれば、さらにこの傾向に拍車を掛ける結果となり、地域経済への大きな打撃、地域社会の崩壊を招く重大な結果となります。小樽市においても、200 カイリ問題の時、地域経済に重大な否定的影響をもたらした深刻な経験があります。

よって、本市議会は、政府に対し、昆布輸入割当制度の撤廃と関税引き下げに強く反対するとともに、昆布の輸入割当制度を堅持されるよう強く要求するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

雇用対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	大	畠		護
	同	古	沢	勝	則
	同	渡	部		智
	同	高	橋	克	幸

政府は、1999年から数度にわたり雇用対策を実施し、雇用不安の払拭、雇用機会の創出に取り組んできました。とりわけ、厳しい雇用情勢の影響を強く受けている中高年の非自発的失業者対策に力を入れてきました。

しかし、実態は厳しい雇用・失業情勢が続いており、2000年の年平均失業率は4.7%と依然高止まり状態にあり、完全失業者数の年平均は320万人と2年連続で300万人を越え、非自発的失業者数も100万人を越えている現状です。

さらに道内の雇用・失業情勢にいたっては、年平均失業率が5.5%と前年より悪化し、完全失業者数も16万人と前年より2万人増加していることに加え、大型商業施設の閉店が相次いでいることから、道内の雇用・失業情勢は、今後一層厳しさを増すことが予想されます。

このような雇用情勢の悪化傾向に歯止めをかけ、雇用情勢を回復させるには、今こそ雇用対策の強化・拡充策を講じ、良質かつ長期安定的な雇用創出を図らなければなりません。

よって、国は、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 長期安定的な雇用が創出されるよう、雇用対策の強化・拡充を図ること。
- 2 地域の実情にあわせた雇用対策が実施できるよう、「緊急地域雇用特別交付金」制度を抜本的に見直し、地方自治体の実施する雇用対策を支援する財政制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年3月21日
小樽市議会

議決年月日	平成13年3月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

平成 13 年

第 1 回定例会

意見書案第 9 号

小樽市議会

K S D 汚職及び機密費横領疑惑の全容解明と再発防止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	大	畠		護
	同	佐	々	木	勝 利
	同	北	野	義	紀
	同	斉	藤	陽	一良

財団法人 K S D 中小企業経営者福祉事業団における横領・背任事件及び国会議員への資金提供疑惑や元外務省幹部による機密費横領など、相次ぐ不祥事に対して国民の厳しい批判が高まっています。

これらの不祥事は、新たな国民の政治的不信を招くものであり、一刻も放置できないものです。

K S D 疑惑は、中小企業経営者の共済掛金が、政官業癒着の原資とされた新たな汚職であり、これまでにない怒りを呼んでいます。それだけに徹底した疑惑解明と再発防止が求められています。

機密費疑惑は、単に外務省元幹部の横領問題にとどまらず、法に反した予算の流用や、国会対策に使われた疑惑など多方面に及んでおり、一日も早い全容解明と機密費全体の見直しやチェック体制の確立が求められています。

よって、本市議会は、政府において不祥事の全容解明と再発防止策を早急に講じられるよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日

小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

緊急地域雇用特別交付金の継続と改善に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成	田	晃	司
	同	斉	藤	裕	敬
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

厳しい雇用・失業情勢のもと、平成 11 年に政府は 2000 億円の「緊急地域雇用特別交付金」を都道府県に交付し、都道府県および市町村の創意・工夫によって、失業者の雇用・就業機会が生み出されてきております。北海道においても、114 億円の「基金」が造成され、北海道の直接事業および市町村の事業が実施されております。

平成 12 年の平均で道内の完全失業者 16 万人、失業率 5.5% という現実、北海道の失業問題が大きな社会問題となっていることを示しており、行政における対策の強化が求められています。

「基金」事業は、失業者への直接的な雇用機会の創出を意図され、事業種目も情報・通信や福祉、環境・リサイクルなど、多様な分野が注目されています。この間、住民要求を考慮しながら事業を実施し、失業者にとって重要な役割を果たしてきているところですが、平成 13 年度までの時限措置となっています。

北海道を含め雇用・失業情勢が依然として厳しい中で、国の「緊急地域雇用特別交付金」制度の継続と改善をはかり、引き続き地方自治体が、地域の失業状況に応じて雇用創出策を実施できるようにすることが求められていると考えます。

よって、政府においては、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望するものです。

記

- 1 「緊急地域雇用特別交付金」制度を平成 14 年度以降も継続すること。
- 2 地方自治体が地域の失業状況に応じて雇用創出策を実施できるよう、改善をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

「日米地位協定」の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	大	畠		護
	同	佐	々	木	勝 利
	同	高	階	孝	次
	同	斉	藤	陽	一 良

在日米軍は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「日米地位協定」と略す。）を法的根拠に日本国内に駐留しています。日米地位協定は、在日米軍に様々な特権・特典、優遇措置を与えています。これが米軍に由来する事件・事故、環境破壊、基地被害などを引き起こす大きな原因になっています。

このため、米軍基地の集中する沖縄県はじめ米軍基地を抱える自治体などが地位協定の見直しを求めてきました。特に 95 年から 96 年にかけては、在沖縄海兵隊員による少女暴行事件を機に、千を越す自治体が地位協定見直し決議を採択しました。また、今年 1 月、在沖縄米軍の夜間外出禁止が解除になるや否や、米兵によるわいせつ事件、暴行事件、放火事件など凶悪な犯罪が相次いで発生しています。こうした事態にかかわらず、政府はいまだ地位協定見直し・改定について協議すら行っていません。沖縄の米軍基地被害は、現在もなお、後を断たない状況が続いています。

さて、米軍基地を抱える 14 都道県でつくる「渉外知事会」と沖縄県は、昨年 7、8 月に日米地位協定の見直しに関する要請を相次いで政府に対して行っています。その中では、基地の新設、規模・機能変更、返還に当たっての自治体の意見聴取と意向尊重、米軍施設・区域内への環境保全に関する国内法の適用と自治体による立ち入り調査権の明記、基地返還に当たっての環境浄化義務、米軍被疑者の拘禁の障害の除去、米軍人・軍属による公務外事故被害に対する補償、日米合同委員会の内容の公表等が要請されています。

これらは、独立国として、また、住民の福祉と安全を守ることを任務とする地方自治体として、あまりにも当然の要求です。それは、日米安保条約への賛否や党派を超えて、早急に実現しなければならない問題と考えます。

よって、国は、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

記

「渉外知事会」が求める地位協定の見直し・改定要求を真摯に受け止め、早急に実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

平成 13 年

第 1 回定例会

意見書案第 12 号

小樽市議会

食料自給率を引き上げ、日本の食料と農業を守ることを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	斉	藤	裕	敬
	同	中	島	麗	子
	同	武	井	義	恵
	同	佐	野	治	男

農産物の総輸入自由化、農業保護の削減を義務付けた W T O 農業協定以後、コメをはじめ野菜や畜産の価格暴落、畑作、酪農の価格引下げが続き、農業従事者の生産意欲は急激に減退し、耕作放棄地も増え続け誰もが「農業に展望が持てない」と悲鳴を上げています。

国民に安全な食料を安定的に供給するため、これまでの農政を根本的に転換して、食料自給率の積極的な引き上げ目標を設定し、農民の生産意欲を回復させることが必要です。そのためにも、輸出国本位の W T O 農業協定を改定し、コメなど日本の主な農産物を協定からはずし、食料主権の回復が求められます。

よって本市議会は、政府において緊急課題として下記の施策をとるよう求めます。

記

- 1 積極的な食料自給率引き上げ目標を設置すること。
- 2 圧倒的多数の家族経営を切り捨てる差別選別農政を転換し、家族経営を守り発展させる施策を進めること。
- 3 日本の食料安全保障、環境保護のため、W T O 農業協定を改定し、国民の食生活の基本となっているコメや日本の主な農産物を「例外なき自由化」からはずすこと。
- 4 W T O 「セーフ・ガード協定」を活用し、セーフ・ガード（緊急輸入制限）を発動すること。
- 5 国民の健康を守るため W T O 「衛生植物権益協定」を改定し、輸入食品の安全チェック体制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日

小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

地域医療支援機構の創設に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	松	本		聖
	同	中	島	麗	子
	同	佐々木	勝	利	
	同	佐	藤	利	幸

北海道の医療問題における大きな課題の一つとして、地域の医療供給体制の確保・充実があげられます。とりわけ、町村部における医師の確保は重要な社会問題となっています。

本道の医療従事者数は、人口比で見る限り全国中位の状況にありますが、その大半は都市部に集中しており、町村部の医師数は本道医師数のわずか 10% にすぎません。しかも、こうした都市偏重は年々進んでおり、有病率が高い高齢者が住民の多くを占める町村部における医師不足は、深刻な地域課題であります。

特に、地域医療を担う医師は、プライマリケア医すなわち「家庭医」「かかりつけ医」的役割を果たさなければなりません。医師の専門化が進んでいることからプライマリケア医が不足しており、地域医療を充実させる上でプライマリケア医の養成は喫緊の課題であります。

しかし、今日の地域医療を取り巻く環境の中では、自治体の自助努力だけで医師を確保することは限界に達しており、また、医大の人事に期待してみても、解決に至ることはとうてい無理な状況にあります。

よって、道民の健康を守るため、道は地域が必要としている診療医やプライマリケア医の充足・養成、自治体病院やへき地診療所、無医地区への医師派遣等に責任を担い、地域医療体制の充実・強化のため、「地域医療支援機構（仮称）」の創設に取り組むよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 3 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

平成13年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○ 会 期 平成13年2月28日～平成13年3月21日

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
1	平成13年度小樽市一般会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
修正案 第1号	平成13年度小樽市一般会計予算修正案	H13.3.21	議員	—	(予算)	(H13.3.15)	否決	H13.3.21	否決
2	平成13年度小樽市港湾整備事業特別 会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
3	平成13年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
4	平成13年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
5	平成13年度小樽市国民健康保険事業 特別会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
6	平成13年度小樽市交通災害共済事業 特別会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
7	平成13年度小樽市土地取得事業特別 会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
8	平成13年度小樽市駐車場事業特別会 計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
9	平成13年度小樽市老人保健事業特別 会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
10	平成13年度小樽市住宅事業特別会計 予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
11	平成13年度小樽市簡易水道事業特別 会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
12	平成13年度小樽市中央通地区土地区 画整理事業特別会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
13	平成13年度小樽市小樽築港駅周辺地 区土地区画整理事業特別会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
14	平成13年度小樽市介護保険事業特別 会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
15	平成13年度小樽市融雪施設設置資金 貸付事業特別会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
16	平成13年度小樽市物品調達特別会計 予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
17	平成13年度小樽市病院事業会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
18	平成13年度小樽市水道事業会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
19	平成13年度小樽市下水道事業会計予 算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
20	平成13年度小樽市産業廃棄物等処分 事業会計予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
21	平成12年度小樽市一般会計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
22	平成12年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
23	平成12年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
24	平成12年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
25	平成12年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
26	平成12年度小樽市駐車場事業特別会 計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
27	平成12年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
28	平成12年度小樽市中央通地区土地区 画整理事業特別会計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
29	平成12年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
30	平成12年度小樽市病院事業会計補正 予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
31	平成12年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
32	小樽市議会政務調査費の交付に関する条例案	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
33	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H13.2.28	市長	H13.3.7	総務	H13.3.16	可決	H13.3.21	可決
34	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例案	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
35	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
36	小樽市公害防止条例等の一部を改正する条例案	H13.2.28	市長	H13.3.7	総務	H13.3.16	可決	H13.3.21	可決
37	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
修正案第37号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案	H13.3.21	議員	—	(予算)	(H13.3.15)	否決	H13.3.21	否決
38	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
39	権利の放棄について	H13.2.28	市長	H13.3.7	経済	H13.3.16	可決	H13.3.21	可決
40	訴えの提起について	H13.2.28	市長	H13.3.7	予算	H13.3.15	可決	H13.3.21	可決
41	小樽市非核港湾条例案	H13.2.28	議員	H13.3.7	総務	H13.3.16	否決	H13.3.21	否決
42	平成12年度小樽市一般会計補正予算	H13.3.5	市長	—	—	—	—	H13.3.7	可決
43	小樽市老人医療助成条例及び小樽市医療助成条例の一部を改正する条例案	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	否決
意見書案第1号	米海軍原子力潜水艦衝突事故再発防止対策とえひめ丸引き揚げ要望に関する意見書(案)	H13.2.28	議員	—	—	—	—	H13.2.28	可決
意見書案第2号	特別間伐事業の創設を求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第3号	仕事と家庭の両立施策の拡充を求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第4号	食品の安全性確保の強化を求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第5号	高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第6号	鉄道線路及び駅舎構内における安全対策の強化を求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第7号	昆布輸入割当制度の堅持を求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第8号	雇用対策の強化を求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第9号	KSD汚職及び機密費横領疑惑の全容解明と再発防止を求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第10号	緊急地域雇用特別交付金の継続と改善に関する要望意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第11号	「日米地位協定」の見直しを求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第12号	食料自給率を引き上げ、日本の食料と農業を守ることを求める意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
意見書案第13号	地域医療支援機構の創設に関する意見書(案)	H13.3.21	議員	—	—	—	—	H13.3.21	可決
その他会議に付した事件	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)	—	—	—	経済	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査

()にある修正案第1号及び第37号は、平成13年3月15日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
40	通学バス代全額助成方について	H12.12.8	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
42	「日米地位協定」の見直しを求める意見書提出方について（第1項目）	H13.3.6	H13.3.16	不採択	H13.3.21	不採択
42	「日米地位協定」の見直しを求める意見書提出方について（第2項目）	H13.3.6	H13.3.16	採 択	H13.3.21	採 択

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2	銭函地区における教育環境の整備方について	H11.5.19	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	H12.1.13	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
54	学校における儀式的行事「国旗」掲揚、「国歌」斉唱の強制反对方について	H13.2.22	H13.3.16	不採択	H13.3.21	不採択
57	桜小学校留守家庭児童会の改善・学級増設方について	H13.3.6	H13.3.16	採 択	H13.3.21	採 択

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	H11.9.8	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
55	緊急地域雇用特別交付金の継続と改善に関する意見書提出方について	H13.2.27	H13.3.16	採 択	H13.3.21	採 択

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	H11.6.30	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	H12.2.21	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	H12.3.2	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反对方について	H12.9.26	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	H11.12.9	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	H12.9.12	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査

53	国道5号銭函西郵便局前へのバス待合室設置方について	H13.2.21	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
56	国立療養所小樽病院の機能強化と充実要請方について	H13.3.6	H13.3.16	不採択	H13.3.21	不採択

建設常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	H11.12.13	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	H12.2.23	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
15	市道堺学校下通線のロードヒーティング敷設方等について	H12.3.7	H13.3.16	採 択	H13.3.21	採 択

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	H11.5.19	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	H11.5.28	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.1	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	H11.6.23	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H11.6.23	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	H11.6.24	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H11.6.25	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.29	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
13	長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について	H11.6.29	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
21	J R函館本線榎里沢踏切の拡幅改良要請方等について	H11.12.7	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	H11.12.10	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
25	オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方について	H11.12.10	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	H12.1.11	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	H12.9.4	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査
49	市道桜8号線、桜高区配水池下のロードヒーティングの敷設延長、改良方について	H12.11.6	H13.3.16	採 択	H13.3.21	採 択
52	「市道榎里沢線と交差するJ R函館本線榎里沢踏切」の拡幅改良方について	H12.12.6	H13.3.16	継続審査	H13.3.21	継続審査